

平成 22 年

第 1 回大津町議会定例会会議録

開 会 平成 22 年 3 月 9 日

閉 会 平成 22 年 3 月 23 日

大 津 町 議 会

平成 2 2 年第 1 回大津町議会定例会 会期日程

月 日	曜	開 議 時 刻	区 分	日 程	備 考
3 月 9 日	火	午前 10 時	本会議	開会、提案理由の説明	
3 月 10 日	水	午前 10 時	本会議	先議、承認第 1 号、議案第 1 号から議案第 1 0 号まで質疑、討論、表決・議案第 1 1 号から議案第 3 4 号まで質疑、委員会付託	
3 月 11 日	木	午前 10 時	委員会	各 常 任 委 員 会	
3 月 12 日	金		休 会	議 案 等 検 討	一般質問締切日 5 時まで 各中学校卒業式
3 月 13 日	土		休 会	議 案 等 検 討	
3 月 14 日	日		休 会	議 案 等 検 討	
3 月 15 日	月	午前 10 時	委員会	各 常 任 委 員 会	
3 月 16 日	火	午前 10 時	委員会	各 常 任 委 員 会	
3 月 17 日	水	午前 10 時	委員会	各 常 任 委 員 会	
3 月 18 日	木	午前 10 時	本会議	一 般 質 問	
3 月 19 日	金	午前 10 時	本会議	一 般 質 問	
3 月 20 日	土		休 会	議 案 等 整 理	
3 月 21 日	日		休 会	議 案 等 整 理	春分の日
3 月 22 日	月		休 会	議 案 等 整 理	振替休日
3 月 23 日	火	午後 10 時	本会議	委員長報告、質疑、討論、表決、閉会	
会 期				1 5 日間	

本 会 議

提 案 理 由 説 明

諸 般 の 報 告

- 出席者報告
- 議会行事報告
- 平成21年12月例月出納検査の結果について
- 平成22年1月例月出納検査の結果について
- 平成22年2月例月出納検査の結果について

平成22年第1回大津町議会定例会会議録

平成22年第1回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第1日)

平成22年3月9日(火曜日)

出席議員	1番 金田俊二	2番 府内隆博	3番 吉永弘則
	4番 源川貞夫	5番 鈴木ムツヨ	6番 大塚龍一郎
	7番 新開則明	8番 月尾純一朗	9番 坂本典光
	10番 石原大成	11番 手嶋靖隆	12番 永田和彦
	13番 松永幸久	14番 宇野光廣	15番 荒木俊彦
	16番 大田黒英生		
欠席議員			
職務のため出席した事務局職員	局長 松岡勇次		
	書記 羽熊幸治		
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 家入 勲	総務部総務課長 兼ねて地域安全係長	桐原 則雄
	総務部長 首藤 誠治	企画部企画課長 兼ねて財政係長	木村 誠
	企画部長 徳永 保則	総務課行政係長	藤本 聖二
	会計管理者 兼ねて会計課長	西村 和正	教育 長 那須 雪子
	福祉部長 松永 高春	教育部長 大塚 武年	
	土木部長 併任工業用水道課長	中山 誠也	農業委員会事務局長 服部 次子
	経済部長 西本 昇二		
	子育て支援課長 大塚 武年		

会 議 に 付 し た 事 件

承認第 1号	専決処分を報告し承認を求めることについて (平成21年度大津町一般会計補正予算(第6号))
議案第 1号	一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 2号	平成21年度大津町一般会計補正予算(第7号)について
議案第 3号	平成21年度大津町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について
議案第 4号	平成21年度大津町老人保健特別会計補正予算(第2号)について
議案第 5号	平成21年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理処分事務受託特別会計補正予算(第4号)について
議案第 6号	平成21年度大津町公共下水道特別会計補正予算(第5号)について
議案第 7号	平成21年度大津町介護保険特別会計補正予算(第4号)について
議案第 8号	平成21年度大津町農業集落排水特別会計補正予算(第5号)について
議案第 9号	平成21年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について
議案第10号	平成21年度大津町工業用水道事業会計補正予算(第3号)について
議案第11号	大津町税特別措置条例の全部を改正する条例の制定について
議案第12号	特別職の職員等で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
議案第13号	大津町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議案第14号	大津町収入証紙条例の一部を改正する条例について
議案第15号	大津町公民館条例の一部を改正する条例について
議案第16号	大津町町民交流施設条例の一部を改正する条例について
議案第17号	大津町町民集会所条例の一部を改正する条例について
議案第18号	大津町廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の一部を改正する条例について
議案第19号	大津町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について
議案第20号	大津町工場設置奨励条例の一部を改正する条例について
議案第21号	大津町立公園条例の一部を改正する条例について
議案第22号	大津町生きがい対応型デイサービス手数料徴収条例等を廃止する条例について
議案第23号	町道の路線廃止について
議案第24号	町道の路線認定について
議案第25号	西原村村道の路線認定に伴う承諾について
議案第26号	平成22年度大津町一般会計予算について

議案第27号	平成22年度大津町国民健康保険特別会計予算について
議案第28号	平成22年度大津町老人保健特別会計予算について
議案第29号	平成22年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理処分事務受託特別会計予算について
議案第30号	平成22年度大津町公共下水道特別会計予算について
議案第31号	平成22年度大津町介護保険特別会計予算について
議案第32号	平成22年度大津町農業集落排水特別会計予算について
議案第33号	平成22年度大津町後期高齢者医療特別会計予算について
議案第34号	平成22年度大津町工業用水道事業会計予算について

平成22年第1回大津町議会定例会請願・陳情委員会付託表

受理年月日 請願、陳情 番 号	件 名	提 出 者	所 管 委 員 会
平成22年 2月22日 請 願 第 1 号	請願書 外国人地方参政権付与法案提出に反対 する意見書採択を要望する請願書	菊池郡菊陽町津久礼235 6-2 川俣 健護	総 務 常任委員会
平成22年 2月15日 陳 情 第 1 号	核兵器の廃絶と恒久平和実現に関する 意見書の決議について	広島市中区中島町1番5号 平和市長 会議 会長 広島市長 秋葉 忠利 同副会長 長崎市長 田上 富久	総 務 常任委員会

議 事 日 程 (第 1 号) 平成 2 2 年 3 月 9 日 (火) 午前 1 0 時 開会
開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 承認第 1 号 専決処分を報告し承認を求めることについて
(平成 2 1 年度大津町一般会計補正予算 (第 6 号))
- 日程第 5 議案第 1 号 一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 2 号 平成 2 1 年度大津町一般会計補正予算 (第 7 号) について
- 日程第 7 議案第 3 号 平成 2 1 年度大津町国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号) について
- 日程第 8 議案第 4 号 平成 2 1 年度大津町老人保健特別会計補正予算 (第 2 号) について
- 日程第 9 議案第 5 号 平成 2 1 年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理処分事務受託特別会計補正予算 (第 4 号) について
- 日程第 1 0 議案第 6 号 平成 2 1 年度大津町公共下水道特別会計補正予算 (第 5 号) について
- 日程第 1 1 議案第 7 号 平成 2 1 年度大津町介護保険特別会計補正予算 (第 4 号) について
- 日程第 1 2 議案第 8 号 平成 2 1 年度大津町農業集落排水特別会計補正予算 (第 5 号) について
- 日程第 1 3 議案第 9 号 平成 2 1 年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号) について
- 日程第 1 4 議案第 1 0 号 平成 2 1 年度大津町工業用水道事業会計補正予算 (第 3 号) について
- 日程第 1 5 議案第 1 1 号 大津町税特別措置条例の全部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 6 議案第 1 2 号 特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 7 議案第 1 3 号 大津町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 8 議案第 1 4 号 大津町収入証紙条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 9 議案第 1 5 号 大津町公民館条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 0 議案第 1 6 号 大津町町民交流施設条例の一部を改正する条例について

- 日程第 2 1 議案第 1 7 号 大津町町民集会所条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 2 議案第 1 8 号 大津町廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 3 議案第 1 9 号 大津町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 4 議案第 2 0 号 大津町工場設置奨励条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 5 議案第 2 1 号 大津町立公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 6 議案第 2 2 号 大津町生きがい対応型デイサービス手数料徴収条例等を廃止する条例について
- 日程第 2 7 議案第 2 3 号 町道の路線廃止について
- 日程第 2 8 議案第 2 4 号 町道の路線認定について
- 日程第 2 9 議案第 2 5 号 西原村村道の路線認定に伴う承諾について
- 日程第 3 0 議案第 2 6 号 平成 2 2 年度大津町一般会計予算について
- 日程第 3 1 議案第 2 7 号 平成 2 2 年度大津町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 3 2 議案第 2 8 号 平成 2 2 年度大津町老人保健特別会計予算について
- 日程第 3 3 議案第 2 9 号 平成 2 2 年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理処分事務受託特別会計予算について
- 日程第 3 4 議案第 3 0 号 平成 2 2 年度大津町公共下水道特別会計予算について
- 日程第 3 5 議案第 3 1 号 平成 2 2 年度大津町介護保険特別会計予算について
- 日程第 3 6 議案第 3 2 号 平成 2 2 年度大津町農業集落排水特別会計予算について
- 日程第 3 7 議案第 3 3 号 平成 2 2 年度大津町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 3 8 議案第 3 4 号 平成 2 2 年度大津町工業用水道事業会計予算について
- 一括上程、提案理由の説明

午前 1 0 時 0 4 分 開会

開議

○議 長（大田黒英生君） おはようございます。ただいまから、平成 2 2 年第 1 回大津町議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議 長（大田黒英生君） 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第 1 2 0 条の規定によって、2 番議員、府内隆博君、3 番議員、吉永弘則君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（大田黒英生君） 日程第2 会期の決定の件を議題とします。

まず、議会運営委員長の報告を求めます。議会運営委員長松永幸久君。

○議会運営委員長（松永幸久君） おはようございます。

ただいまから、議会運営委員会における審議の経過と結果についてをご報告いたします。

当委員会は3月1日午後1時30分から委員会A室において、議会運営委員全員出席の下、また大田黒議長に出席を願い、平成22年第1回大津町議会定例会について審議をいたしました。

まず、町長提出議案について執行部より説明があり、その後、請願・陳情の取り扱いについて協議をいたしました。

また、議事日程、会期日程、その他の議会運営全般についてを協議をいたしました。

なお、町長提出議案について、承認第1号から議案第10号までの11議案については、先に議決すべき案件でありますので、10日の本会議において質疑・討論の後、表決することに決しました。

一般質問については、本日の町長の施政方針を聞いた後、12日の午後5時までの提出といたしました。したがって、15日の午前9時から議会運営委員会を開催し、一般質問の順番等を決することになりました。

会期日程については、議席に配付のとおり、本日から3月23日までの15日間と決しました。

なお、最終日に人事案件2件及び契約案件1件が追加提案される予定です。

以上、大田黒議長に答申をいたしました。

これで、議会運営委員会委員長報告を終わります。議員各位のご協力、よろしくお願いたします。

○議長（大田黒英生君） お諮りします。本定例会の会期は、ただいまの答申並びに議席に配付しました会期日程（案）のとおり、本日から3月23日までの15日間にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月23日までの15日間に決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（大田黒英生君） 日程第3 諸般の報告をします。

本日の議事日程並びに報告内容については、議席に配付のとおりです。

日程第4 承認第1号から日程第38 議案第34号まで一括上程 提案理由の説明

○議 長（大田黒英生君） 日程第4、承認第1号、専決処分を報告し承認を求めることについてから、日程第38、議案第34号、平成22年度大津町工業用水道事業会計予算についてまでの35件を一括して議題とします。提案理由の説明を求めます。町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 皆さん、おはようございます。今回の定例会に提出しております議案の説明に先立ちまして、町政の基本姿勢について、所信の一端を申し述べさせていただきます。

私は、一昨年12月に議会をはじめ、町民の皆様方の支援を受け、大津町長に再選させていただき、町長として、2期目1年間が経過いたしました。町長就任時に、大津町の今後10年間のまちづくりの基本方針となります「大津町振興総合計画」を、議会をはじめ、住民の皆さん方の意見を伺いながら策定させていただいたところであります。今年、振興総合計画の前期計画5年目、終了の年となり、その前期計画を検証し、平成23年度からの今後5年間のまちづくりの方針を決める後期計画を策定するための年となります。「大津町まちづくり基本条例」の基本理念であり、町民、議会、行政の役割と責務を明確にし、情報を共有するとともに、時代の動きや将来展望を十分見定めつつ、住民の皆さん方の意見をしっかりと伺いながら振興総合計画・後期基本計画を策定してまいりたいと考えております。

一方、大津町の人口は年々増加を続け、昨年12月に3万1千人を突破したところですが、依然、世界の経済状況は底をつき、世界同時経済不況からなかなか景気回復の兆しも見えず、先行きが見えない不安定な状況が続いております。

それに伴い、企業も大きな打撃を受け、大津町におきましてもその影響を受け、自動車関連企業の業績不振により、法人町民税につきましても大幅な減収となり、町の財政運営も厳しい状況を強いられております。町としましても、緊急雇用相談窓口を設置するなど緊急雇用対策などを行っているところでありまして、一刻も早い経済の回復と雇用の安定を願っているところです。国におきましても、いわゆる政権が交代し、大きく様変わりしようとしています。国も変わり、地方も変化する中で、町におきましても様々な変化に対応すべく、迅速かつ柔軟な対応が迫られているところです。今後も、健全財政に努め、長期的な財政計画に基づき、長期的な視点で事業をすべきもの、短期的に事業をやらなければならないものなどしっかりと見極めながら、足腰の強い大津町を創るとともに着実な事業の推進に努めてまいりたいと考えております。これからも厳しい状況の中ではありますが、今後の50年、100年先を見据えながら、新しい時代に向けての礎をしっかりと皆さん方とともに全力で創り上げてまいりたいと思います。

それでは、私の町政全般の運営に関する基本的な考え方を申し上げます。町議会をはじめ町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

第一は、「町民主体のまちづくり」についてでございます。現在、各行政区に町の職員を地区担当職員として配置しているところがございます。住民の皆さんにしっかりと行政の情報を伝え、また住民の皆さんが、今、何を求められているかを把握するために、情報交換をし、情報共有をする中で町の進むべき方向を見い出していきたいと考えております。

また、「大津町まちづくり基本条例」の理念に基づき、「誰もが住みよく、誇りのもてる町」の実現

のために、住民の皆さん方とともに知恵を出し、創意工夫を重ねながら、町の発展のために、頑張っていきたいと考えております。

さらに、「大津まちおこし大学」においては、それぞれの学部で活動をされているところでありまして、「大津大好き人間」のさらなる人材育成に努めてまいりたいと考えています。地域通貨「みずみず」につきましても、事業の啓発を進めるとともに、ボランティア団体の育成に努め、事業の推進を図り、住民の皆さんがともに考え、ともに歩むためのお手伝いをしていきたいと考えております。厳しい時代が続いておりますが、今こそ、地域力が問われています。これを機に、地域のつながりがますます強くなり、住民のみなさんが「本当に住んで良かったと思えるまちづくり」を目指します。

第二は、「農工商併進の活力あるまちづくり」についてでございます。農業につきましては、皆さん、ご承知のとおり、農業従事者の高齢化などにより農業従事者の減少が進んでいるところです。そのような中、農業担い手の育成が緊喫の課題であり、認定農業者や農業生産法人の育成とともに効率的、安定的な農業経営、所得向上を図るために、集落営農の推進に努めてまいりたいと考えています。

一方、環境整備につきましては、現在まで村づくり交付金事業などを通して農道、水路などの環境整備を行ってきたところです。

迫井手地区圃場整備事業につきましては、事業に着手したところであり、今後も、受益農家と十分連携をとりながら、早期完成へ向けて事業の推進に努めてまいりたいと考えています。

また、矢護川地区基盤整備事業につきましても、さらなる事業の推進に向けて受益農家の方々と十分話をしながら進めてまいりたいと考えています。

今後とも、関係機関と十分に連携をとりながら、農家の経営安定に努めてまいります。

林業につきましては、森林の適正な維持管理のための環境整備や森林の持つ多様な機能を発揮できる整備を図ってまいりたいと考えております。

企業誘致につきましては、世界経済不況の中で自動車関連企業をはじめとして、多くの企業が厳しい時代を迎えておりますが、一刻も早い世界経済の回復を願っているところです。

また、昨年度から町民の方を対象として企業等への就職斡旋を行っており、役場内に無料職業紹介所を設置し、雇用の対策に努めているところです。

そのような厳しい世界経済状況ではありますが、企業としっかりと情報交換を行いながら、情報の収集に努めてまいりたいと考えています。厳しい時こそ将来の発展へ基礎固めをする必要があると考えています。若い人たちの働く場所の確保のため、企業誘致を今後も積極的に展開していきます。

一方、本田技研南通りから国道325号への4車線化につきましては、渋滞の緩和及び企業活動の活性化のために、早期完成に向けて努力をしているところです。

商店街につきましては、大津中央バス停周辺にまちづくり交流センターの整備を計画しており、今年施設の設計をすることとしておりまして、整備内容につきましては住民のみなさん方としっかりと話し合いを進めていかななくてはならないと思っています。

上井手沿いの旧街道沿いには、大津町は歴史的に宿場町として栄えてきた経緯があり、そのような町並み、イメージできるような整備をしていきたいと考えています。

また、肥後大津駅周辺は町の顔ともいえる商店街集積地でもあり、安心・安全な街並みづくり、生活空間づくりを目指します。

今後も引き続き、農工商が連携したまちづくりをすすめてまいりたいと考えています。

さらに、平成23年3月には九州新幹線全線開通が予定されているところでありまして、肥後大津駅の機能強化を図るべく、阿蘇トロッコ列車との連携や阿蘇くまもと空港への利便性向上のために、駅前広場や駅南口の整備を行ってまいります。

第三は、「少子高齢社会に活力あるまちづくり」についてでございます。平均寿命の伸びや、出生率の低下により少子・高齢化が進む中で、安心して子どもを産み、育てられる環境づくりや高齢者の生きがいづくりなど、少子・高齢社会への対応に努めてまいります。

地域福祉につきましては、モデル地区として取り組んでいただいた地域も、その後地域独自の取り組みをされているところでありまして、少しずつ地域福祉の取り組みが各地域へ広がっています。それぞれの地域で、それぞれ支えあう温もりのあるまちづくりのために、今後も引き続き地域福祉の推進に努めてまいります。

また、高齢者や障がい者の方を介護・福祉・健康・医療の面から総合的に支援するために、地域包括支援センターを拠点として相談業務とともに情報発信を行いながら、今後ともしっかりと手助けをしてまいります。

今後も、「人と地域共にささえあうまちづくり」の推進に努めてまいります。

第四は、「子育ての町日本一のまちづくり」についてでございます。子育て支援につきましては、次世代育成支援行動計画に基づき各種施策を展開しておりますが、本年度からは、今後5カ年間に計画期間とする新たな「後期次世代育成支援行動計画」を推進していくこととなります。保護者の方や様々な負担の軽減に努めるために、保育所、学童保育の環境整備に努めているところでありまして、保育園における延長保育、休日保育などの支援施策を実施しているところです。

また、現在実施しております小学6年生まで拡大しました乳幼児医療費助成の拡充につきましても、保護者の経済的負担の軽減のために引き続き実施をすることとしています。

子育てに関する不安や悩みを感じている保護者が増加しており、これらの人々への支援のため、アルコール工場跡地に子育て・健診センターを設置したところでありまして、子育て中の親子のふれあいの場や子育て支援の情報発信の基地として施設の活用をしてみたいと考えています。

また、子育て・健診センター敷地内に子育て健康広場を整備することとしており、親子のふれあいや保護者同士の交流もできるものと考えています。

さらに、家庭、地域、学校が一体となり、町の宝である子どもの成長を見守るとともに、安心して子どもたちが学習できる環境の整備に努め、子どもたちの健やかな成長とともに、さらなる学力の向上に努めてまいります。

各学校への学習支援や特別支援の先生方の配置の充実に努めるとともに、大津北小学校の大規模改修をはじめ、大津東小学校、大津南小学校の耐震補強等にも力を注いでまいります。

また、大津小学校の過大規模校解消のため美咲野団地内に大津小学校の分離校を建設することとし

ておりまして、地域住民の方、関係者の方々の意見を伺いながら、平成25年度の開校に向けて事業の推進に努めているところです。

第五は、「安心、安全に暮らせるまちづくり」についてでございます。町の南北を結ぶ道路整備として、都市計画道路、駅前楽善線の工事を行っているところでありまして、早期完了に向け事業の推進を図るとともに、西鶴中井迫線につきましても、熊本県に対して早期完了に向けての要望を引き続き行っているところです。

肥後大津駅周辺の整備につきましては、将来のまちづくりを見据えた肥後大津駅周辺整備計画のビジョンに基づき、駅前広場や駅南口の整備を進めてまいります。

また、大津町の公共交通についての課題に総合的に取り組むために、地域公共交通総合連携計画を策定したところございまして、その基本方針に基づき、交通弱者への対応や肥後大津駅周辺整備、大津中央バス停周辺整備と連携した公共交通の活性化のための取り組みをしてまいります。

防犯につきましては、昨年、肥後大津駅前に駅前パトロールセンターを設置したところです。大津警察署や、防犯ボランティアの方の協力で防犯活動を行っているところでありまして、今後も防犯活動や町の情報発信を行うなど地域づくりの拠点としての活動も行っていきたいと考えています。

第六は、「美しい自然環境を守るまちづくり」についてでございます。自然環境は有限であり、次の世代とともに共有すべきものだと考えています。水田水張りや植樹を行い、また資源回収団体への支援、生ごみ処理機器購入の促進を引き続き実施するなど、環境負荷を低減し、地球環境に配慮したまちづくりを目指しているところです。

また、廃棄物分別徹底のためのごみ減量化推進のため、極小の燃やすごみ袋を新たに導入し、生ごみ処理のダンボールコンポスト購入助成にも取り組むことといたしました。

今回、大津町の地域特性を活かし、更なる新エネルギーの導入・普及の取り組みを行っていくための指針として「大津町地域新エネルギービジョン」を策定したところであり、その方針に基づき、町民・企業・町が一体となった新エネルギーの普及を図っていきたいと考えています。大津町において、太陽電池の製造を手がけるホンダソルテックが操業をされており、クリーンエネルギー利用を積極的に推進するために、太陽光発電システム補助制度を充実したところでありまして、今後、さらにバイオ産業関連の企業誘致にも積極的に取り組みたいと考えています。

今後も引き続き、「人と自然共に生きるまちづくり」のために事業の推進を行ってまいります。

第七は、「人を大切に作るまちづくり」についてでございます。昨年の4月から人権推進課を役場庁舎内から人権啓発福祉センター内に配置替えをし、地域と連携した事業を展開しているところです。人権啓発福祉センターを拠点として、すべての人の人権が尊重され、差別のない社会づくりをめざし、町全体へネットワークの拡大を図り、「人権のまちづくり」を進めてまいります。

住民の皆さんが、それぞれのライフステージにおいて、お互いの人権を尊重しながら心が豊かで個性や創造性に優れた人材が育つよう「人を大切に作るまちづくり」に努めてまいります。

第八は、「地域文化・スポーツの振興」についてでございます。大津地区公民館分館の移転新築工事がまもなく完成し、地域交流の拠点としての施設の活用ができるものと考えています。また、それぞ

れの地域において、様々な伝統行事としての文化が残っています。現在、取り組んでいます地域づくり活動支援事業につきましても、引き続き地域への活動支援を行い、住民の皆さんがふるさとを思う気持ちを大切にしていきたいと考えています。

スポーツ・文化施設につきましては、まちづくり交付金事業を利用し、改修整備を行ったところであり、生きがいつくりや健康づくりができる体制づくりに努めてまいります。

以上、町政全般の運営に関する基本的な考え方についての今後のまちづくりにおける私の考えの一端を申し上げましたが、大変厳しい経済状況が続いております。こういうときこそ、みんなで知恵を出し合い、力を合わせて、「地域力」を発揮し、創意工夫を重ねていくことが求められています。町の振興総合計画のキャッチフレーズであります「人と自然にやさしい心かよいあうまち」づくりのために、私自身が先頭に立ち、職員とともに一丸となって全力で各種施策の推進に取り組んでまいります。町議会をはじめ町民の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

財政状況の説明につきまして、現在の我が国の経済、財政及び大津町の財政の概要につきまして述べてさせていただきます。

平成21年度の我が国経済は、失業率が高水準で推移するなど厳しい状況にありました。平成22年度においては、景気は緩やかに回復していると思われていますが、物価は大幅な供給超過の下、マイナス幅が縮小するものの緩やかな下落が続くと見込まれています。その結果、平成22年度の国内総生産の実質成長率は1.4%程度と3年ぶりのプラス成長が見込まれていますが、行き先のリスクとして、雇用情勢の一層の悪化、デフレ圧力の高まりによる需要低迷、海外景気の下ブレ、為替市場の動向等に留意する必要があります。

このような状況下において、平成22年度の地方財政は個人所得の大幅な減少や企業収益の急激な悪化等により、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が引き続き落ち込む一方で、社会保障関係経費の自然増や公債費が高い水準で推移することなどにより、財源不足は過去最大の規模に拡大するものと見込まれています。大津町におきましても、各種財政指標につきましては、他の自治体に比べて恵まれた財政状況にあるというものの、経済危機の深刻な影響を受けて、法人町民税が大幅な減収となり、平成20年度末に20億円を超えていた財政調整基金は、今年度末では6億5千900万円の残高となる見込みであります。今後は、個人町民税の減収も避けられない状況であります。

このような大変厳しい状況を踏まえ、平成22年度は選択と集中型の予算編成と大きく方向転換してまいります。予算編成にあたっては、新規事業の抑制、まちづくり交付金事業を除く投資的事業における実質年度の先送り、また事業規模の縮小などを積極的に行ったほか、経営経費が切り込み、当初の予算要求額を圧縮いたしました。しかしながら、子ども手当の創設による増加や町債の繰上償還に伴う下水道関係事業の特別会計の繰出金の増加など、支出が除けられない経費が増加しており、結果として予算規模が前年度を上回るようになっております。主な歳入予算では、町税は昨年度とほぼ同額としていますが、普通交付税が平成20年度分の生産に加え21年度の地方税還付が反映されると見込んでいます。しかし、地方贈与税や地方消費税交付金などの税交付金の大幅な減収が見込まれているところから、将来にわたる健全財政が堅持できるよう一層の経費削減を行うとともに、引き続き

き経営の視点に立って効率的な財政運営をしていかなければならないと考えています。

予算関係の提案理由の説明を申し上げます。

承認第1号、専決処分を報告し承認を求めることについて、平成21年度大津町一般会計補正予算（第6号）につきましては、今回の補正は財政対策臨時交付金の額の確定に伴うものでございます。承認第1号につきましては、地方自治法第218条第1項の規定による議決事件ですが、急施を要しましたので、同法第179条第1項の規定により専決処分をし、同条第3項の規定により、これを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

次に、議案第2号、平成21年度大津町一般会計補正予算（第7号）についてから、議案第10号、平成21年度大津町工業用水道事業会計補正予算（第3号）についてまでの9議案の各会計の補正予算につきましては、提案理由の説明を申し上げます。主なものとして、まちづくり交付金事業に係るものでございまして、その他歳入では事業等の執行残額による財源の組み替えを行い、歳出では各事業の確定に伴う補正でございます。平成21年度の一般会計補正予算案及び各特別会計並びに事業会計合わせて、補正予算案として歳入歳出予算総額から6千87万4千円の減額を補正するものであり、地方自治法第218条第1項の規定により議会の議決を求めるものです。

次に、議案第26号、平成22年度大津町一般会計予算についてから、議案第34号、平成22年度大津町工業用水道事業会計予算についてまでの9議案の平成22年度各会計予算につきまして、提案理由を申し上げます。今回提案しております予算の総額は176億871万3千円で、前年度比0.2%減となっております。そのうち一般会計は110億7千31万円で、平成21年度予算に対し0.4%増となっております。一般会計の主な財源は、町税41億500万9千円、構成比率37.1%、地方交付税20億5千854万円で、構成比率18.6%、国・県支出金19億7千556万円で、構成比率17.8%、地方債は14億6千30万2千円、構成比率13.2%などです。このほか、お手元に一般会計予算等の概要を配付いたしておりますのでご覧いただきたいと思います。平成22年度の一般会計予算案110億7千31万円で、各特別会計予算案及び事業会計予算案65億3千840万3千円を地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求めるものです。

その他の議案の提案理由でございまして、ご説明を申し上げます。

議案第1号、一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてですが、一般職の職員の赴任に伴い、旅費の支給に関し国家公務員に準じ条例の一部を改正しようとするものです。

議案第11号、大津町税特別措置条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。農村地域工業等の導入促進法に基づく農村地域工業等導入促進法第10条の地区等を定める奨励の規定により、固定資産税の課税免除または不均一課税に伴う措置が平成21年12月31日をもって適用期限が終了したことに伴い、条例の全部を改正しようとするものです。

次に、議案第12号、特別職の職員等で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてですが、大津町老人ホーム民間移譲先選定委員会の設置に伴い、条例の一部を改正しようとするものです。

次に、議案第13号、大津町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてです

が、一般職の職員の赴任に伴う地域手当の支給に関し、国家公務員に準じ条例の一部を改正しようとするものです。

次に、議案第14号、大津町収入証紙条例の一部を改正する条例について及び議案第18号、大津町廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の一部を改正する条例についてですが、一般廃棄物の分別徹底及びごみ減量化推進のため条例の一部を改正しようとするものです。

次に、議案第15号、大津町公民館条例の一部を改正する条例についてですが、大津地区公民館分館の移転に伴い、所在地を変更し、併せて施設の有効利用等を図るために条例の一部を改正しようとするものです。

次に、議案第16号、大津町町民交流施設条例の一部を改正する条例について及び議案第17号、大津町町民集会所条例の一部を改正する条例についてですが、施設の有効利用を図るために条例の一部を改正しようとするものです。

次に、議案第19号、大津町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例についてですが、杉水地区農業集落排水処理施設の完成に伴い、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき条例の一部を改正しようとするものです。

次に、議案第20号、大津町工場設置奨励条例の一部を改正する条例についてですが、農村地域工業等の導入促進法に基づき、農村地域工業等導入促進法第10条の地域等を定める奨励の規定により、固定資産税の課税免除または不均一課税に伴う措置が平成21年12月31日をもって適用期限が終了したことに伴い、条例の一部を改正しようとするものです。

次に、議案第21号、大津町立公園条例の一部を改正する条例についてですが、農業農村整備事業で整備した農村公園の完成に伴い、地方自治法第244条の2第1項の規定により条例の一部を改正しようとするものです。

次に、議案第22号、大津町生きがい対応型デイサービス手数料徴収条例等を廃止する条例についてですが、高齢者福祉事業として実施していたいきがい関連事業を介護保険の地域支援事業として実施するため、要綱の改廃に伴い条例の廃止をしようとするものです。

議案第1号及び議案第11号から議案第22号までは条例の制定・廃止並びに一部改正ですので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第23号、町道の路線廃止について、議案第24号、町道の路線認定について、議案第25号、西原村村道の路線認定に伴う承諾についてですが、路線の区域内に西原村の行政区部分が含まれており、その路線について整理を行うものです。議案第23号は町道の廃止であり、町道の廃止については道路法第10条第3項の規定により議会の議決を求めるものです。議案第24号は町道の認定であり、町道の認定については道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものです。議案第25号は、路線認定に伴う承諾であり、路線認定の承諾については道路法第8条第4項の規定により議会の議決を求めるものです。

以上、提案理由の説明を申し上げますが、ご承認、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

なお、所管部長をしてそれぞれ詳細説明を申し上げますので、よろしく願いいたします。

これで、政策方針並びに提案理由の説明を終わります。ありがとうございます。

○議長（大田黒英生君） この際、念のため申し上げます。各部長の説明は、承認第1号から議案第10号まで、議案第11号から議案第25号まで、議案第26号から議案第34号までに分けて説明を求めます。

○議長（大田黒英生君） 企画部長徳永保則君。

○企画部長兼ねて企業誘致課長（徳永保則君） おはようございます。

承認第1号、専決処分を報告し、承認を求めることについて、平成21年度大津町一般会計補正予算（第6号）についてご説明をいたします。

別冊の承認案件の補正予算書をお願いいたします。併せまして補正予算の概要をお配りしてあると思いますので、ご参照願うと幸いと存じます。

予算書の1ページをお開き願います。第1条で、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2千95万1千円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ118億7千679万5千円とするものでございます。国の平成21年度経済対策臨時交付金の最終決定に基づきまして、熊本県より変更申請期限を2月8日までとする旨の通知がありましたので、予算編成に急施を要したため、地方自治法の規定により専決処分を行い、議会の承認を願うものでございます。

なお、専決処分の概要につきましては、先日の議会全員協議会でご説明をいたしましたので、今回は主なものを説明させていただきます。

歳入から説明させていただきます。11ページをお願いいたします。

款14、項2、目1総務費国庫補助金、地域活性化経済危機対策交付金の96万4千円の減額につきましては、国の算定修正により交付金が1億7千844万9千円となったものでございます。目6教育費国庫補助金の学校情報通信技術環境整備事業補助金につきましては、実績によりまして1千221万5千円の減額で、補助金は3千633万円となります。

款15、項2、目2民生費県補助金の子育て支援対策臨時交付金につきましては、一字保育園改築事業の計画変更に伴う実績でございまして、777万2千円の減額となりまして、補助金全体では8千301万8千円となります。

歳入全体で2千95万1千円の減額によりまして、総額2億9千779万7千円となります。

続きまして、歳出を説明させていただきます。12ページをお願いいたします。

款2、項1、総務管理費では、公用車5台、AED9台、事務用パソコン30台等の購入の結果によりまして476万円の減額となります。

款3、項2、目1児童福祉総務費の1千165万8千円の減額につきましては、先ほど一字保育園の保育所緊急整備事業補助金でありまして、事業の変更に伴いまして、内訳としまして県補助金が当初の9千79万円から777万2千円の減額で8千301万8千円、交付金充当分が3千390万9千円から760万円の増額になりまして4千150万9千円と変更になりました。当初予算計上いたしました一般財源分の4分の1補助金の1千148万6千円が全額減額となっております。このこと

によりまして、補助金総額では1千165万8千円の減額となりまして、補助金総額自体は1億2千452万7千円となりました。

次の14ページをお願いいたします。

款8、項2、目2道路維持費の1千800万円の増額につきましては、交通量の増加等に伴い路面の老朽化が進んでいます灰塚陣内線ほかの町道オーバーレイ補修工事等を実施させていただきます。目3道路新設改良費につきましては、町道陣内引水線、日暮れ町線の実施確定に伴う組み替えでございます。

16ページをお願いいたします。

款10、項1、目2事務局費の2千583万円の減額につきましては、学校IC等環境整備関連事業でございまして、公務用の教員コンピュータ134台、児童生徒用コンピュータ270台や校内LAN工事等の実績によるものでございます。

最後の17ページ、款13、項1、目1予備費で財源を調整させていただいております。

以上、よろしくをお願いいたします。

続きまして、議案第2号、平成21年度大津町一般会計補正予算（第7号）についてご説明をいたします。一般会計補正予算書をお願いいたしたいと思っております。また併せまして、補正予算の概要がご配りしてありますので、その辺を参照をお願いいたしたいと思っております。

1ページをお願いいたします。

第1条で、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1億2千377万9千円を減額しまして、予算の総額を117億5千301万6千円とするものでございます。平成21年の当初予算費から6.26%増になっております。

第2条で、継続費の変更を第2表継続費補正のとおりといたしております。

第3条で、繰越明許費の追加を第3表繰越明許費補正のとおりといたしております。

第4条で、債務負担行為の追加を第4表債務負担行為のとおりといたしております。

第5条で、地方債の追加及び変更を第5表地方債補正のとおりといたしております。

8ページをお願いいたします。

第2表、継続費補正につきましては、防災行政無線整備事業について、各年度事業を記載のとおりといたしております。

その下、9ページをお願いいたします。

第3表、繰越明許費補正としまして、款3民生費、項1社会福祉費の老人福祉センターボイラー改修工事から、最後の款10教育費、項2小学校費までの10事業の合計3億987万7千円を翌年度まで繰り越して事業を実施させていただきます。このうち全員協議会でもご説明いたしましたけれども、きめ細かな臨時交付金事業が4事業で、計9千295万5千円となっております。

10ページをお願いいたします。

第4表、債務負担行為補正としまして、町内学校情報通信業務委託を平成22年度までの231万円を計上いたしております。

11ページをお願いいたします。

第5表、地方債補正、1追加といたしまして、10の学校教育施設等整備事業債の北小改修分を追加させていただきます。起債の方法等については、表記のとおりになっております。

次の12ページをお願いいたします。

2の変更といたしまして、各事業及び補助金等の確定によりまして、記載のとおり変更するものですが、6項目の起債の合計は補助前が7億1千580万円で、3億2千930万円減額しまして、補正後は3億8千650万円となります。

まず、一番上の2の町道整備事業につきましては1千780万円減額しまして4千680万円となります。3県道負担金は500万円増額しまして5千360万円とするものでございます。5まちづくり交付金事業は、3億1千570万円減額しまして1億2千650万円とするものです。6消防施設整備事業債につきましては、950万円増額しまして7千620万円とするものです。7一般公共事業債につきましては、730万円減額しまして7千110万円とするものです。9補正予算債は300万円減額しまして1千230万円とするものでございます。各事業の起債の方法、利率償還の方法については、補正前と同様になります。

歳出から説明させていただきます。34ページをお願いいたします。

34ページ、款1、項1、目1議会費の減額補正につきましては、執行見込みによるものでございます。

次の35ページ、目1一般管理費につきましては、人件費等の減額は確定に伴うものですが、節3職員手当等の退職手当で退職予定者の特別負担金で増となっております。

36ページをお願いいたします。

節9旅費の特別旅費の45万9千円及び次のページの節14使用料及び賃借料の赴任住居借上料35万円は、経済産業省への派遣職員の赴任旅費、移転料になります。節11の印刷製本費120万円の増額につきましては、町例規集の追録になります。

38ページをお願いいたします。

目2人事秘書費の減額につきましては、節13、一番上の職員健康診断委託料の受診実績に伴うものでございます。

40ページをお願いいたします。

目5財産管理費の減額につきましては、節18の備品購入費で公用車購入、減額の317万2千円を緊急経済対策事業で行ったためのものでございます。

41ページをお願いいたします。

目6企画費の減額につきましては、節19負担金補助及び交付金の7大津町地域公共交通会議負担金ですが、当初は町での建て替えを計上いたしておりましたけれども、国の補助の交付時期が早まりまして建て替えの必要がなくなりましたので会議の費用弁償等の補助対象外を除いた分を減額したものでございます。目7電子計算費ですが、主に委託契約事業等の確定に伴うそれぞれの減額になっております。

43ページをお願いいたします。

目9防犯対策費の減額につきましては、防犯灯街灯の電気代及び防犯パトロールセンター関連の費用になります。

45ページをお願いいたします。

目11地域づくり推進費につきましては、地域づくり推進事業及び人づくりまちづくり推進事業の確定見込みによる減額になります。

次の46ページをお願いいたします。

目12諸費、補助金の一番上の1生活路線維持費補助金の減額につきましては、桜ヶ丘線の廃止や地方バス運行の利用者減による実績になります。目13財政調整等基金費につきましては、財政調整基金ほかの預金利子の確定に伴うものでございます。

47ページをお願いいたします。

目2賦課徴収費の減額につきましては、節13の委託料で各契約等の残による減額になります。

53ページをお願いいたします。

53ページ、款3、項1、目1社会福祉総務費ですが、減額の主なものにつきましては、53ページの節28繰出金、国民健康保険特別会計繰出金及び介護保険特別会計繰出金等は、給付費等の実績見込みによる減額になります。目2障害福祉費の減額につきましては、節20扶助費における各事業の利用実績見込みによる減額でございます。

次の54ページをお願いいたします。

目4老人福祉につきましては、節8報償費につきましては、それぞれの実績確定に伴う減額でございます。

55ページをお願いいたします。

目5老人福祉センター運営費の693万円の増額につきましては、きめ細かな臨時交付金を活用して老朽化したボイラー等の改修工事を行わせていただきます。

飛びまして57ページをお願いいたします。

目7老人ホーム費関係でございますけれども、老人ホーム費関係の減額につきましては、節13の委託料で、調理業務委託の入札残が主なものになります。

60ページをお願いいたします。

目10人権啓発福祉センター運営費につきましては、実績見込みに伴う減額を行っております。

次の62、63ページをお願いいたします。

目1児童福祉総務費、節13委託料につきましては、実績見込みによる減額でございますが、障害児保育事業委託が児童増加により当初から133万円の増額で総額が797万6千円となっております。

63ページの下節23償還金利子及び割引料につきましては、それぞれ平成20年度実績によるものでございます。

64ページをお願いいたします。

目2児童措置費、節13委託料の子ども手当システム導入委託料は新規のもので、子ども手当支給に関する電算システムの費用になります。節20の扶助費につきましても、それぞれの児童手当の対象児童の実績見込みによる増減でございます。

65ページをお願いいたします。

目5保育所運営費につきましても、私立保育所の実績見込みによる減額になります。目7子育て健診センター費につきましても、実績見込み等による減額です。

66ページをお願いいたします。

目8まちづくり交付金事業費、節13委託料の減額につきましても、業務委託の延期によるものでございます。また、節15工事費に減額につきましても、入札及び蒸留棟などの撤去延期に関するものでございます。

67ページお願いします。

目9子育て応援特別手当費の減額は、子育て応援特別手当費、平成21年度版が平成21年10月16日廃止の閣議決定がなされましたので、事務費関連及び事業費を減額したものでございます。

68ページをお願いいたします。

目1保健衛生総務費、節13の委託料につきましても、妊婦健診、乳児精密健診委託が実績見込みの減額補正になります。目2予防費の減額につきましても、新型インフルエンザ発熱外来診療所を設置しませんでしたので、関連費用をすべて減額させていただいております。

次の69ページ、節19負担金補助及び交付金の1予防接種補助金につきましても、新型インフルエンザ予防接種を優先接種者以外にも対象を拡大したことにより増額になっております。

70ページをお願いいたします。

目3環境衛生費でございますけれども、節19負担金補助及び交付金の負担金の2、矢護川地区簡易水道組合負担金の減額は、事業費の確定によるものでございます。補助金の1、住宅用太陽光発電システム設置補助金につきましても、申請件数の増加により増額を計上させていただいております。目4健康増進費は、各種健診委託等の実績による減額補正が主なものでございます。

72ページをお願いいたします。

目7子ども医療費につきましても、医療費の実績に基づき増額補正を計上させていただいております。目8合併処理費の減額につきましても、節19負担金補助及び交付金の補助金で、合併処理浄化槽設置補助金で浄化槽の設置種類と設置数の実績によるものでございます。

款4、項2、目1清掃総務費の減額の主なものにつきましては節の11需用費で、指定ごみ袋の作成を組合構成市町で実施したため費用の削減ができました。

次の73ページ、節13委託料の減額は、事業費の確定に伴うものでございます。

節19、4し尿運搬補助金の増額につきましても、浄化槽汚泥の運搬料の増加に伴うものでございます。

75ページをお願いいたします。

目3農業振興費の減額につきましても、節19の負担金補助及び交付金の補助金で、それぞれの事

業実績に基づく減額になっております。特に1水田地域営農体制整備支援事業補助金につきましては、コンバイン等の導入事業でございますけれども、国の緊急経済対策事業へ切り替えさせていただきましたので、全額削減させていただいております。

77ページをお願いいたします。

目6農地費は、村づくり交付金事業等の実績に基づくものですが、節15工事請負費の増額につきましては、事業の調整及び農道等の工法変更に伴い増額させていただきました。

次の78ページをお願いいたします。

節19負担金補助及び交付金につきましては、それぞれの事業確定に伴う増減でございますけれども、負担金のうち上井手、下井手地区新農業水利システム保全整備事業負担金は、土水路等の未整備区間の改修、遠隔監視システムの導入、ゲートの電動化の事業等を県・大津町・菊陽町で実施するもので、県の事業の前倒しに伴い負担金の増額を計上させていただいております。

79ページをお願いします。

目7圃場整備費につきましては、北部地区畑総事業等の実績による減額ですが、節19負担金補助及び交付金の負担金に迫井手地区の県営事業負担金が事業費等の増加に伴いまして増額をさせていただいております。

82ページをお願いいたします。

目2林業振興費、節13の委託料につきましては、実績及び入札残に伴う減額でございます。節15工事請負費の1千602万5千円の増額につきましては、きめ細かな臨時交付金事業を行いまして、林道、作業道の舗装を5路線、延長975メートルを実施させていただきます。

84、85ページをお願いいたします。

目3観光費の減額につきましては、新型インフルエンザ流行により、国際交流事業を本年度取り止めさせていただいております。また、都市対抗野球応援団派遣事業の補助金は、実績確定による減額になっております。

87ページをお願いいたします。

目2道路維持費の増額補正につきましては、節15工事請負費できめ細かな臨時交付金事業を活用して町内各所の側溝等の整備を行うものでございます。

88ページをお願いいたします。

目3道路新設改良費につきましては、町道岩坂南線ほか5路線の事業確定に伴う減額等でございますけれども、節17公有財産購入費の減額は、杉水水迫2号線の分が主なものになります。目1都市計画総務費から、飛びまして90ページの目3公園緑地費までは、実績確定等による減額でございます。

90ページ、目2街路事業費、節19県道負担金、西鶴中井迫線は、事業に伴う増額になっております。目4公共下水道費の節28繰出金につきましては、下水道使用料の減収によりまして2千87万3千円を公共下水道特別会計に繰り出させていただきます。

91ページをお願いいたします。

目6まちづくり交付金事業につきましては、事業費の確定に伴う減額が主なものとなっております。
92ページをお願いいたします。

住宅維持費の減額につきましては、入札による実績の基づくものでございます。

飛びまして、96ページをお願いいたします。目7まちづくり交付金事業費の減額の主なものにつきましては、節13の委託料で管理委託の未実施によるものでございます。

次の97ページです。

款10、項1教育総務費の目2事務局費は実績見込みによるものですが、増額につきましては節11の修繕料3千850万円及び次の98ページ、節13委託料のきめ細かな交付金事業の設計委託になります。臨時交付金事業を活用しまして、小中学校で児童生徒の教育環境に支障をきたしています箇所等の修繕等を行うものでございます。

98ページをお願いいたします。

節15工事請負費です。1億2千132万6千円の増額補正になっておりますけれども、耐震補強工事につきましては、東・南小の工事の入札残になります。大津北小学校大規模改造工事1億3千万円につきましては、補助金が22年度は見込めないということで急遽補正予算を計上し繰り越して実施させていただくものでございます。財源の内訳としましては、教育環境整備補助金が4千400万円、小学校債が6億7千200万円、一般財源が2千240万円となります。

飛びまして、101ページをお願いいたします。

項2小学校費、目1学校管理費の減額につきましては、事業等の確定に伴うものでございます。

102ページをお願いいたします。

目3の学校建設費につきましては、事業の確定による減額になります。

103ページから104ページをお願いいたします。

款10、項3中学校費、目1学校管理費ですが、実績に伴う減額が主なものでございます。

106ページをお願いいたします。

目1幼稚園費の一番下、節19の就園補助金につきましては、対象人数の減と高額階層区分の該当者の減による減額になっております。

107ページの目1社会教育総務費から、飛びまして113ページ、目10のまちづくり交付金事業につきましては、事業等の確定に伴う補正になっております。

113ページをお願いいたします。

款10、項6、目1保健体育総務費から、飛びまして116ページの学校給食費につきましても、ともに実績に基づく減額となっております。

117ページから119ページの災害復旧費につきましては、実績による減額です。

120ページの款13予備費で、財源を調整させていただいております。

○議 長（大田黒英生君） しばらく休憩いたします。11時30分から開会します。

午前11時16分 休憩

△

午前11時30分 再開

○議長（大田黒英生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

企画部長徳永保則君。

○企画部長兼ねて企業誘致課長（徳永保則君） 先ほど、北小学校の大規模改修の工事の内訳を言いましたけれども、大変申し訳ございません、ちょっと間違っておりましたのでご訂正を申し上げたいと思います。改修工事関係、総額は1億3千万円になりますけれども、財源の内訳で教育環境整備補助金は4千400万円でございます。小学校債が6億円と言いましたけれども、大変申し訳ありません、これが6千720万円になっております。それと、一般財源が2千240万円という形で訂正をさせていただきますので、よろしく願いたいと思います。申し訳ございませんでした。

続きまして、歳入の方を説明させていただきます。予算書の16ページから願いたいと思います。

款12分担金及び負担金の目1総務費負担金につきましては、広域連合等の派遣職員の人件費負担金の確定による増額等になっております。目2民生費負担金、節1の保育所負担金の減額につきましては、実績によるものでございます。

次の18ページをお願いいたします。

項2手数料についても、それぞれの実績に基づいての補正になっております。

19ページをお願いいたします。

目1民生費国庫負担金につきましては、それぞれの事業の確定に伴う補正の増減でございます。

次の20ページをお願いいたします。

目1総務費国庫補助金は、確定に基づく交付金でございます。目2民生費国庫補助金についても、確定によるものでございますけれども、節3社会福祉補助金の地域福祉等推進特別支援事業補助金につきましては、雇用対策及び地域福祉の事業に対する1回限りの補助金で、全額社会福祉協議会へ交付することになっております。

21ページをお願いいたします。

目5土木費国庫補助金、節2都市計画費補助金は、事業の確定に伴い3億8千399万円の増額を計上させていただいております。目6教育費国庫補助金についても、確定によるものでございます。

22ページをお願いいたします。

節5教育環境整備補助金の安心安全な学校づくり交付金につきましては、東・南小の耐震補強工事に伴うものを7月補正時におきまして1千533万7千円計上させていただいておりましたけれども、実施設計等の完了に伴う569万6千円の減で、補助金は964万1千円となりました。また、今回新規で北小改修に伴う補助金で4千400万円、これは3分の1でございますけれども、それで補正額が3千470万4千円の増額になりまして、交付金全体では5千4万1千円となることになっております。

23ページをお願いいたします。

款15、項1、目1総務費県負担金のふるさと寄附金の負担金につきましては、個人の方4名から

大津町に寄付があったものでございます。目2 民生費県負担金、節1 社会福祉負担金につきましては、国保基盤安定負担金の交付申請額の変更及び後期高齢者医療基盤安定負担金の額の確定に伴う減額で
ございます。節2 私立保育所負担金につきましては、実績による増額になっております。節3、節4
についても、事業確定に伴う補正になっております。

次の24、25ページをお願いいたします。

目1 総務費県補助金、地方バス運行等特別会策補助金につきましては、路線バスの運行補助が減額
になっております。目2 民生費県補助金、節1 社会福祉補助金の一人親家庭等医療費補助金は、実績
に伴い減額です。節3 児童福祉補助金、放課後児童健全育成事業補助金につきましては、護川小学校
の学童保育施設補助金が国から県に変更になっている分でございます。多子世帯子育て支援事業補助
金につきましては、多子世帯軽減分の確定に伴うものでございます。

次の25ページ、節6 障害者福祉費補助金は、利用者の見込みに伴う補正になっております。

目3 衛生費保健補助金の節2 合併処理費補助金の合併処理浄化槽設置補助金は、実績に伴うもので
ございます。節3は健康増進事業等の確定に伴うものです。目4 農林水産業費県補助金につきましては
は、各事業の確定に伴うものでございます。

26、27ページをお願いいたします。

款15 県支出金、項3 委託金につきましては、確定によるそれぞれの委託金でございます。目6 教
育費委託金は、迫井手地区の埋蔵文化財の発掘調査に関するものでございます。

28ページをお願いいたします。

款16、項2、目1 不動産売払収入の節1 土地建物売払収入の2千645万2千円の増額につつま
しては、駅前楽善線の代替地2件分になっております。

29ページをお願いいたします。

款18、項2、目2 大津町公共施設整備基金繰入金の減額につきましては、まちづくり交付金事業
の補助金の増額に伴いまして減額させていただいております。目5 財政調整基金につきましては、財
源調整による減額になっております。

30ページをお願いいたします。

款20、項4、目3 雑入の方ですけれども、確定によるものがほとんどでございますけれども、減
額の大きいものについてご説明をさせていただきます。次の31ページの上から2行目、地域公共交
通総合連携計画策定負担金につきましては、先ほども説明しましたけれども、直接公共交通会議に交
付されることになりましたところによる減額になります。

次の32ページをお願いいたします。

上から3行目の発熱外来診療費でございます。これは、インフルエンザ対策のものでしたけれども、
外来診療所の未設置のため減額するものでございます。

款21 町債につきましては、先ほど地方債補正のところ全体を説明させていただきました
けれども、目1の総務費につきましては、地域活性化公共投資臨時交付金事業の確定に伴う地方負担
分の軽減でございます。それで、東・南小の耐震補強関係のものになります。目2の土木債につつま

しては、事業費の確定によるものでございます。節2の都市計画債の地方道路等整備事業債の増額につきましては、西鶴中井迫線の県道負担金になります。一般補助施設の事業債につきましては、まちづくり交付金事業の確定によるものでございます。目3の消防債につきましては、防火水槽、小型動力ポンプ、防災無線等の事業実績によるものでございます。

33ページをお願いいたします。

目4農林水産業債につきましては、上井手整備の県営事業負担金が1千810万円の減で、下井手整備の県営事業負担金が110万円の増、大津北部畑総関係が460万円の減、迫井手関係が1千430万円の増で、合計730万円の減額となります。目9教育債、節5小学校債は、北小の改修分になります。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（大田黒英生君） 総務部長首藤誠治君。

○総務部長（首藤誠治君） それでは、議案第1号、一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について、条例関係ですがご説明申し上げます。

議案集の方をお願いしたいと思います。議案集の2ページです。併せまして、説明資料は1ページでお願いしたいと思います。

町では、今回、国の経済産業省に行政事務研修員として町職員を2年間派遣することに伴い、職員の旅費に関する条例の改正を行うものです。大津町では初めてのこととなりますが、平成22年の4月1日から町の職員1名が経済産業省で勤務することとなり、3月中に赴任をする必要がありますので、これまで旅費条例になかった赴任に伴う旅費、移転料などの旅費の項目について条例の整備を行うものです。派遣先は、経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー新エネルギー一部新エネルギー課です。派遣職員は30歳代男性職員1名、派遣期間を2年間予定をしております。研修派遣の目的としては、経済産業省で行政事務研修を行うことで、大津町における今後の新エネルギーの取り組みや情報収集、また自己研修、それと企業誘致等にも今後活かすために研修するものです。職員が3月中に夫婦で移転することになりますので、3月補正予算関係議案として提案するものです。

説明資料でご説明いたします。説明資料の1ページですが、第2条の定義にこれまでにありませんでしたが赴任と帰順を加えるものです。赴任とは、派遣された職員が、その採用や転任に伴う移転のために大津町から新在勤地に旅行することを言います。今回は、職員が東京に移転することとなります。帰住とは、万が一ですが職員が死亡した場合の規定を新たに加えるものです。その際、職員の遺族が派遣先から生活の根拠地となる地に行くこと、また帰ることを言います。

次に、旅費の支給第3条では、第1項、次の第2項の（1）第1号と（2）第2号で、職員が出張した場合の次に赴任を加えるものです。赴任した場合に旅費を支給することになります。

第3号では、先ほど申しました帰住したときに遺族に旅費を支給するというものです。

2ページの第6条旅費の種類で、宿泊料の次に、移転料、着後手当及び扶養親族移転料を加えるものです。第8項では、移転料は赴任に伴う居住の移転について、路程に応じて定額により支給するものです。

第9項、着後手当は、赴任に伴う居住の移転について定額により支給するものです。

また第10項は、扶養親族移転料で、赴任に伴う扶養親族について旅費を支給するものです。

次に、移転料第17条の2で、その支給額を規定しております。第1号で、赴任の際、扶養親族を移転する場合には、旧在勤地、大津からと見ていただきます、旧在勤地から新在勤地、東京までの路程に応じた別表第3に掲げる定額による額を支給するものです。

4ページをお願いいたします。一番下の別表第3ですが、路程に応じた額を定めております。今回は、東京都となり、鉄道距離で鉄道千キロ以上1千500キロ未満という項目になりますので、26万1千円の移転料となります。

もう一度2ページにお戻り下さい。17条の2の(2)第2号は、赴任の際、扶養親族を移転しない場合を規定しています。(3)第3号、赴任の際、扶養親族をその際移転しないか、1年以内に移転する場合の支給を定めています。

2の第2項は、前の第3号の際に職員が移転したときと少し期間がずれますので、移転したときと移転料が異なる場合は、扶養親族が移転した際の移転料を基礎として計算するとしていたしております。

次の着後手当、17条の3は、別表第1に掲げる日当定額の5日分及び宿泊料定額の5夜分に相当する額を支給します。

再び4ページをお願いいたします。中段ですけれども、別表第1ですが、着後手当の規定をこの表に17条の3を追加するものです。支給は、先ほど申しました日当の定額の5日分と宿泊料の5夜分を支給するものです。

次に、上の3ページをお願いします。3ページの上の扶養親族移転料第17条の4です。扶養親族移転料の額を規定しています。(1)第1号で、赴任の際、扶養親族を随伴する場合には、赴任を命じられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次に規定する額の合計額となります。アでは、扶養親族が12歳以上の者については、その移転の際における職員相当の旅費並びに日当宿泊料及び着後手当の3分の2に相当する額です。イでは、6歳以上12歳未満の者の規定で、これについては2分の1を規定します。ウでは、6歳未満の者の場合で日当、宿泊料及び着後手当の3分の1の額、また3人以上随伴する場合のときの場合を規定しています。

次に、(2)第2号は、その他の地域から扶養親族を移転させる場合の規定で、(3)第3号は、この計算の際に1円未満の端数は切り捨てるというものです。

次の第2項は、職員の赴任の際に胎児であった子の移転についての規定をしているものです。

次に、4ページの遺族の旅費第20条は、第1項第2号で赴任中に死亡した際の規定を加えるものです。

次に、第2項は旅費を支給する遺族の順位、次の第3項は、その旅費の内容を規定しております。

附則として、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上、よろしく申し上げます。

○議 長（大田黒英生君） 福祉部長松永高春君。

○福祉部長（松永高春君） こんにちは。議案第3号、平成21年度大津町国民健康保険特別会計補正

予算（第3号）について説明いたします。

今回の補正は、医療費等の歳出見込み及び交付金等の額の確定に伴う補正が主なものです。予算書の1ページをお願いします。第1条で、規定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6千467万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億478万4千円とするものです。

歳入について、予算に関する説明書の9ページをお願いします。併せて、概要書は44ページです。

款1、項1国民健康保険税については、それぞれ収納見込額による補正です。

10ページをお願いします。

款3、項1、目1療養給付費等負担金、目2共同事業負担金及び目3特定健康診査等負担金については、いずれも額の確定による補正を計上しています。

11ページをお願いします。

款3、項2、目1財政調整交付金については、概算交付申請に伴う補正です。節1普通調整交付金の減額の要因は、前期高齢者交付金の実績増に伴い、普通調整交付金が減額となっております。また、節2特別調整交付金の減額については、後期高齢者医療制度の開始により、老人保健の医療費が減額になったことが主な要因です。

款3、項2、目3出産育児一時金補助金は、出産件数の実績見込みによる減額補正です。

款4、項1、目1共同事業負担金及び目2特定健康診査等負担金については、額の確定に伴う補正です。

12ページをお願いします。

款4、項2、目1財政調整交付金は、国庫補助金と同様に概算交付申請に伴う補正です。

款5、項1、目1療養給付費等交付金については、退職被保険者に係る医療費の歳出見込みに伴う減額補正です。

款6、項1、目1前期高齢者交付金については、前期高齢者の医療費の増に伴う増額補正です。

13ページをお願いします。

款7、項1、目1共同事業交付金については、レセプト1件当たり80万円以上の高額な医療費に係る交付金で、額の確定により増額補正しています。目2保険財政共同安定化事業交付金については、レセプト1件当たり30万円から80万円までの医療費に係る交付金で、額の確定に伴う減額補正です。

款9、項1、目1一般会計繰入金の中で、節1保険基盤安定繰入金については額の確定、節2職員給与費等繰入金及び節3助産費等繰入金については、歳出見込みによる減額補正です。

14ページをお願いします。

款12、項1、目1一般被保険者延滞金については、実績見込みによる増額補正です。

次に、歳出を説明します。15ページをお願いします。概要書は47ページからです。

款1、項1、目1一般管理費については、実績及び歳出見込みによる減額補正です。

16ページをお願いします。

款1、項2、目1運営協議会費及び款1、項3、目1趣旨普及費については、歳出見込みによる減

額補正です。

款2、項1、目1一般被保険者療養給付費、17ページ、目2退職被保険者等療養給付費については、前年度より大幅な医療費伸びによる増額補正となっています。款2、項1、目3一般被保険者療養費、目4退職被保険者等療養費については、療養費の歳出見込みによる減額補正しています。

18ページをお願いします。

款2、項2、目1一般被保険者高額療養費については、医療費の伸びにより増額補正、目2退職被保険者等高額療養費については、歳出見込みによる減額補正をしています。款2、項2、目3一般被保険者高額介護合算療養費及び目4退職被保険者高額介護合算療養費については、本年度からの新規事業で対象予定額を余裕を持たせた予算を計上していたため、大幅な減額補正となっております。

19ページをお願いします。

款2、項4、目1出産育児一時金については、出産見込みによる減額補正です。款2、項5、目1総裁給付費については、歳出見込みによる減額補正です。

20ページの款3、項1、目1後期高齢者支援金から21ページの款6、項1、目1介護納付金については、財源の組み替えをしております。

款7、項1、目1高額医療費共同事業医療費拠出金及び目3保険財政共同安定化事業拠出金については、額の確定に伴う補正です。

22ページをお願いします。

款8、項1、目1特定健康診査等事業費については、歳出見込みによる補正です。特定健診が1507名の予定に対して1千563人、道義付け支援が73人に対して96名、積極的支援が20人に対して42名、人間ドックが670人、そのほかに28人は40歳未満となっております。合わせて698名でございます。

款8、項2、目1保健衛生普及費については、それぞれ歳出見込みによる補正です。節13委託料の減額の要因は、老人保健が後期高齢者医療に移行したことによるレセプト件数の減によるものです。

23ページをお願いします。

目2鍼灸施術費についても、執行見込みによる減額補正です。

款11、項1、目3償還金は、平成20年度の特定健康診査等事業の精査に伴う国・県補助金の償還金を補正計上しています。目5高額医療費特別支給金については、額の確定に伴う減額補正です。

24ページをお願いします。

款12の予備費については、予算の調整を行っています。

以上、よろしく願いいたします。

議案第4号、平成21年度大津町老人保健特別会計補正予算（第2号）について説明いたします。

今回の補正は、平成21年度医療給付費等の事業実績に伴う補正が主なものです。

予算書の1ページをお願いします。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ313万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1千426万1千円とするものです。

歳入について、予算書の7ページをお願いします。併せて概要書は50ページです。

款1、項1、目1医療費交付金及び目2審査支払手数料交付金については、各健康保険が拠出しています社会保険診療報酬支払基金からの交付金で、変更交付申請に基づく交付額の見込みによる減額補正です。

款6、項3、目1第三者納付金については、交通事故等で保険を利用した場合の返還金で、納付済額による増額補正です。目2返納金については、医療機関の不適切な保険診療に伴うもので、納付済額による増額補正です。第三者納付金及び返納金は、いずれも後期高齢者医療制度の施行以前の診療分に伴うものです。

歳出について、8ページをお願いします。

款1、項1、目1医療費給付費、目2医療費支給費及び目3審査支払手数料については、歳出見込みによる減額補正です。なお、減額の主な理由は、平成20年4月からの後期高齢者医療制度の施行に伴い、過年度の月遅れ請求分及び過誤調整分を見込んで計上していましたが、請求がほとんどなかったためです。

款2、項2、目1一般会計繰出金、医療給付費等の町の負担分を繰り入れていましたが、医療給付費等の減額補正に伴い戻し入れするものです。

9ページをお願いします。

款3、項1、目1予備費については、第三者納付金及び返納金の精算が翌年度になるため、その償還金の財源として予備費に補正計上しております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（大田黒英生君） しばらく休憩いたします。午後は1時から再開します。

午後0時01分 休憩

△

午後1時00分 再開

○議長（大田黒英生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

福祉部長松永高春君。

○福祉部長（松永高春君） 議案第7号、平成21年度大津町介護保険特別会計補正予算（第4号）について説明いたします。

今回の補正は、平成21年度の介護給付費等の実績及び執行見込みに伴うものが主なものです。

予算書の1ページをお願いします。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3千536万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億2千497万8千円とするものです。

歳入について、予算に関する説明書の8ページをお願いします。併せて、概要書は53ページからです。

款1、項1、目1、節1現年度分特別徴収保険料については、特別徴収者に係る保険料の収納見込みによる減額補正です。節2現年度分普通徴収保険料については、普通徴収者に係る保険料の収納見

込みによる増額補正です。節3 滞納繰越分普通徴収保険料については、徴収実績による増額補正です。

款2、項1、目1 手数料については、実績による減額補正です。

9 ページをお願いします。

款3、項1、目1 介護給付費負担金については、国の負担金、居宅25%、施設20%で、介護給付費の実績による減額補正です。款3、項2、目1 調整交付金については、介護給付費の実績による増額補正です。当初7.2%で見えておりましたが、約7.8%交付される見込みです。款3、項2、目2 地域支援事業交付金については、介護予防事業費の歳出減及び包括的支援事業分の補助率変更40.5%から40%に伴う補正です。

款4、項1、目1 介護給付費交付金については、社会保険診療報酬支払基金からの交付金30%で、介護給付費の歳出減に伴う補正です。目2 地域支援事業支援交付金についても、歳出減に伴うものです。

10 ページをお願いします。

款5、項1、目1 介護給付費負担金については、県からの負担金、居宅12.5%、施設17.5%で、介護給付費の歳出減に伴う補正です。款5、項2、目1 地域支援事業交付金については、介護予防事業費の歳出減及び包括的支援事業分の補助率変更20.25%から20%に伴う減額補正です。

11 ページをお願いします。

款6、項1、目1 介護給付費繰入金については、町負担分12.5%で、介護給付費の歳出減による補正です。目2 地域支援事業支援交付金についても、歳出減に伴うものです。目3 その他一般会計繰入金の節1 職員給与費繰入金については介護保険事業運営のための人件費の繰入金で、歳出見込み及び人件費を補助対象として財源を組み替えたことによる減額補正です。節2 事務費繰入金は、歳出減に伴う補正です。款6、項2、目2 介護従事者処遇改善臨時特例基金については、介護従事者処遇のため交付を受け、積み立てている基金から本年度分を繰り入れるものです。

12 ページをお願いします。

款9、項2、目1 雑入は、認定調査委託1件分です。款9、項3、目1 介護予防サービス計画費収入については、地域包括支援センターでの介護予防サービス計画作成件数の実績見込み増及び報酬改定に伴う増額補正です。1件が4千円が4千120円、初回加算が1件2千500円が3千円となっております。

次に、歳出について説明いたします。13 ページをお願いします。併せて、概要書は54 ページです。

款1、項1、目1 一般管理費については、歳出見込みによる減額補正です。款1、項3、目2 認定調査等費の節1 2 役務費については、介護認定の申請増加に伴う補正です。

14 ページをお願いします。

款2、項1、目1 介護サービス等諸費については、主なものとして居宅サービス及び地域密着型サービスの介護給付費の実績により減額補正となっています。

款3、項1、目1 介護予防事業費の1 3 委託料については実績に伴う減額、1 8 備品購入費は執行

残による補正です。

15ページをお願いします。

款3、項1、目2包括的支援事業費の2給料から4共済費までは、職員の出勤実績に伴う減額補正です。11需用費から16ページの18備品購入費については、歳出見込み及び執行残に伴い減額補正しています。款3、項1、目3任意事業についても、歳出見込みによる補正です。

17ページをお願いします。

款7、項1、目1予備費については、介護給付費等の財源に充てるため予算調整を行っています。よろしく願いいたします。

続きまして、議案第9号、平成21年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について説明いたします。

今回の補正は、平成21年度の保険料収納見込負担金広域連合受託事業収入の額の確定及び歳出の見込みに伴うものが主なものです。

予算書の1ページをお願いします。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ931万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2千896万4千円とするものです。

歳入について、予算に関する説明書の7ページをお願いします。併せて概要書は57ページです。

款1、項1、目1特別徴収保険料、目2普通徴収保険料については、実績の収入見込みより補正しております。なお、増減の主な理由ですが、年度途中における納付方法を特別徴収から口座振替が可能となったためです。

款4、項1、目1事務費繰入金及び目3保険事業等繰入金については、執行見込額による減額補正です。目2保険基盤安定繰入金については、額の確定に伴う増額補正です。

8ページをお願いします。

款6、項4、目1後期高齢者医療広域連合受託事業収入については、後期高齢者の健康診査の受託に対する広域連合からの委託料ですが、健康受診者の実績による減額補正です。

次に、歳出を説明します。9ページをお願いします。

款1、項1、目1一般管理費及び款1、項2、目1徴収費については、執行見込みによる減額補正です。

10ページをお願いします。

款2、項1、目1後期高齢者医療広域連合納付金の1被保険者保険料負担金は、町が徴収しました保険料を広域連合に納付するもので、広域連合において賦課され、額が確定したことにより補正するものです。また、3基盤安定負担金については、保険料軽減分を広域連合に納付するもので、額の確定により増額補正するものです。

款3、項1、目1健康診査費については、健康受診者数の減に伴う補正で、目2はり・きゅう施術費については、執行見込みによる減額補正をしております。

11ページをお願いします。

款4、項2、目1一般会計繰出金は、前年度の事務費及び保険事業等繰入金の精査に伴い一般会計に戻し入れをするものです。

款5、項1、目1予備費で平成20年度の4、5月収納保険料分事務費の一般会計繰入分を精算しております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（大田黒英生君） 経済部長西本昇二君。

○経済部長（西本昇二君） こんにちは。議案第5号の平成21年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理処分事務受託特別会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

議案集は10ページで、補正予算の概要は51ページになります。特別会計補正予算書をお願いいたします。

今回の補正は、分収林契約に基づく間伐管理委託の事業確定に伴う不用額の減額が主なものです。

予算書の1ページをお願いします。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ165万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1千574万円とするものでございます。

第2条で、繰越明許費の追加は、第2表繰越明許費補正によるとしています。

予算書の4ページをお願いします。

第2表繰越明許費ですが、款1、項1、目1の間伐管理委託事業で、46.92ヘクタールの森林農地整備センター分収林的石団地の間伐等が例年のない積雪による作業の遅れのため、全額を次年度に繰り越すものでございます。

説明書の8ページをお願いいたします。

歳入からご説明申し上げます。

款3、項1、目1の諸収入、節2の雑入は、森林農地整備センターと大津町との分収林契約に基づく間伐管理委託の財源として事業確定に伴う水源林整備事業費の減額でございます。

9ページをお願いいたします。歳出でございます。

款1、項1、目1の一般管理費の節7の賃金、11の需用費、それから14使用料及び賃借料、16の原材料費までにつきましては、事業実績に伴う減額でございます。13の委託料で、森林農地整備センター分収林的石団地、古城団地の間伐管理委託は、事業費の確定による減額補正であります。

10ページをお願いいたします。

款2、項1、目1の予備費で、減額補正の財源調整を行っております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（大田黒英生君） 土木部長併任工業用水道課長中山誠也君。

○土木部長併任工業用水道課長（中山誠也君） 議案第6号、平成21年度大津町公共下水道特別会計補正予算（5号）について説明いたします。

別冊の補正予算書をお願いいたします。補正予算の概要につきましては、51、52ページになります。併せてご覧いただきたいと思います。

今回の補正は負担金の増額、使用料の減額、事業費等の確定見込みに伴う減額及び公共下水道事業債の増額が主なものです。

予算書の1ページをお願いいたします。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5千152万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ記載のとおり12億2千980万2千円とするものです。

第2条で、既定の地方債の変更は、第2表地方債補正によるとしております。

4ページをお願いいたします。

第2表地方債の補正につきましては、1公共下水道債は事業費の確定に伴い減額するものです。2の借換債は、貸付利率5%以上の公的資金について新たに簡保生命保険からの借り入れ分の繰上償還が認められたため増額するものです。これらに関する記載の方法、利率償還の方法は、補正前と同じです。

補正予算に関する説明書により詳細を説明いたします。8ページの歳入から説明いたします。

款1、項1、目1負担金の増額は、主にアパート等民間施設の建設が増加したことによるものです。

款2、項1、目1使用料の減額は、経済状況の悪化により、主に中核工業団地企業の使用水量が大幅に減少したことによるものです。款2、項2、目1手数料の減額は、工事指定店の登録申請が少なかったことによるものです。

9ページをお願いいたします。

款4、項1、目1一般会計繰入金が増額は、企業の使用料が減少したことに伴い繰上額の増額をするものです。

款7、項1、目1公共下水道事業債の増額は、先ほど地方債の補正で説明したとおりです。

次に、歳出を説明いたします。10ページをお願いいたします。

款1、項1、目1総務管理費につきましては、それぞれ額の確定による減額が主ですが、このうち特に節8報償費は前年度まで多くの方が一括納付されておられましたけれども、本年度はそれが減っていることによる減額です。また、節27公課費につきましては、消費税の確定による増額になっております。

11から12ページをお願いいたします。

目2事業費につきましては、主に工事工法の見直し及び路線の変更と入札残により節15の工事請負費を減額するものです。

款2、項1、目1元金につきましては、簡保生命保険管理機構への繰上償還分を増額するものです。

目2利子につきましては、一時借入金の利子の確定により減額するものです。

続きまして、議案第8号、平成21年度大津町農業集落排水特別会計補正予算（第5号）について説明申し上げます。補正予算の概要につきましては、56、57ページになります。今回の補正は、事業の確定見込みに伴う補正になります。

予算書の1ページをお願いいたします。

第1条で既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ221万1千円を減額し、歳入歳出予算

の総額をそれぞれ記載のとおり6億4千934万3千円とするものです。

第2条で、既定の継続費の変更は、第2表継続費補正によるとしております。

第3条で、既定の地方債の変更、第3表地方債の補正によるとしております。

4ページをお願いいたします。

第2表継続費の補正につきましては、杉水地区汚水処理場工事の事業費の確定により、総額及び年割額を変更するものです。

5ページをお願いいたします。

第3表地方債の補正につきましては、処理場及び管路工事の事業費の確定に伴い変更するものです。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じです。

補正予算に関する説明書により詳細を説明いたします。9ページの歳入から説明いたします。

款1、項1、目1農業集落排水事業費分担金は、受益者分担金の実績見込みによる増額です。

款2、項1、目1使用料は、特に錦野浄化センターへの接続利用が増加したことによる増額です。

款5、項1、目1一般会計繰入金は、分担金及び使用料の増額、事業費の確定に伴う起債の減額により繰入金を減額するものです。

10ページをお願いいたします。

款7、項3、目1雑入は、消費税還付金の確定による増額です。

款8、項1、目1農業集落排水事業債の減額は、先ほど地方債の補正で説明したとおりです。

款9、項1、目1利子及び配当金は、基金利子の額の確定によるものです。

次に、歳出を説明いたします。11ページをお願いいたします。

款1、項1、目1総務管理費は、人件費の確定による減額です。目2農業集落排水事業費は、入札により事業費の確定による節13委託料及び節15工事請負費の減額が主なものです。目3維持管理費は、入札残による節13委託料の減額になります。目4農業集落排水事業基金費は、消費税還付金及び基金利子の確定による増額です。

続きまして、議案第10号、平成21年度大津町工業用水道事業会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。補正予算の概要については、59、60ページになります。予算書の1ページをお願いいたします。

第2条、収益的収入及び支出の補正については、既決の収入支出の予定額の総額からそれぞれ789万円を減額し、それぞれ5千416万3千円とするものです。

2ページをお願いいたします。

第3条で、議会の議決を経なければ流用することができない経費の補正として、職員給与費を11万9千円減額するものです。

補正予算に関する説明書により詳細を説明いたします。1ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出のうち収入につきましては、款1、項1、目1給水収益を中核企業団地企業の水道使用料が経済状況の悪化により大幅に減少したため800万円減額し、項2、目1受取利息及び配当金は、定期預金の利子増により増額するものです。

説明資料の2ページをお願いします。

支出につきましては、款1、項1、目1原水費の減額は、運転ポンプの電気料金が減少したため、目2総経費の減額は人件費の確定によるもの、目3減価償却費は償却費の追加による増額になります。項3、目1予備費で財源の調整を行っております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（大田黒英生君） 次に、議案第11号から議案第20号までの説明を求めます。総務部長首藤誠治君。

○総務部長（首藤誠治君） 議案のご説明をいたします。議案集の16ページと説明資料は5ページでお願いします。

議案第11号、大津町税特別措置条例の全部を改正する条例についてご説明します。

農村地域工業等導入促進法に基づく農村地域工業導入促進法第10条の地区等を定める規定により、固定資産税の課税免除または不均一課税に伴う措置が平成21年12月31日をもって適用期限が終了したことに伴い、条例の全部を改正するものです。これまで室工業団地、中核工業団地、大津台地、これは本田技研工業です、の地域内に工場や製造設備を新設または増設した工場の固定資産税は、この農工法により3カ年は課税免除として取り扱ってきました。また町内のその他のこの3地域以外の町内全域については、町では不均一課税として25%減免し、残りは納税後補助金として交付し、工場等の奨励を行ってまいります。

説明資料の5ページですけれども、右の固定資産税の課税免除第2条を削除するものです。現在、農工法に規定する工場等導入地区の区域内、室工業団地、中核工業団地、本田技研大津団地の地区内で、工場等の用に供する設備を新設し、または増設したものについては、家屋、償却資産並びに敷地である土地について、取得から1年以内に家屋の建設に着手があった場合は、3年間固定資産税を課税しないとなっておりますが、今回この適用が期限切れとなりましたので、これまでの第2条課税免除項目を削除するものです。

6ページでは、不均一課税を規定しています。改正前の右ですが、今申しあげました室・中核・本田技研の大津台地以外の本町で大津町工場設置奨励条例により適用工場に指定されたものが製造等の設備を新設、または増設した機械や工場用の建物やその土地に対して課税する固定資産税の税率は、3カ年に限り100分の1.05とする不均一課税でありましたが、今後は左のように本町内全域において適用工場を有するものに対し必要と認める場合は、当該工場等に係る固定資産税を不均一に課税することに全て統一をして支援をまいります。2の第2項で、この不均一課税の税率は、適用工場の指定を受けた場合、固定資産税の税率を3年間に限り100分の1.4を100分の1.05とし、0.35となり25%を減免します。

第3条で、不均一課税の対象として適用工場における建物及びその敷地となる土地並びに機械その他償却資産とするということにしています。また、第2項で、その対象である土地は、取得後1年以内に工場用の建物に着手した場合等を規定しております。右の改正前の課税免除の申請は、課税免除がなくなり、すべき不均一課税に統一いたしますので、この条文を削除するものです。

左の第4条は、不均一課税の申請について、第5条は適用停止について規定をしております。

附則で、この条例は公布の日から施行し、平成22年1月1日から適用するをいたしております。また、経過措置として、改正前に適用を受けた固定資産税の課税免除または不均一課税については、なお従前の例によるをいたしております。

以上、よろしく申し上げます。

次に、議案第13号、議案集の21ページと説明資料は9ページでお願いいたします。議案第13号、大津町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明します。一般職の職員の赴任に伴う地域手当の支給に関し、国家公務員に準じ条例の一部を改正するものです。先ほど補正予算関係議案で説明いたしました議案第1号との関連ですが、先ほどのは3月中支給の旅費等で補正関係ですが、こちらは4月からの新年度予算関係の給与に関する条項になります。

説明資料の9ページでご説明します。

第2条給料で、「扶養手当」の次に「地域手当」を加えるものです。

次の第9条の5地域手当で、新たに地域手当の規定を定めています。地域手当は、職員の赴任に伴い、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、物価等を考慮して規則で定める地域に在勤する職員に支給するものです。

第2項で、地域手当の月額、給料、扶養手当及び管理職手当の月額に地域手当の級地の区分に応じて100分の18を超えない範囲で定める支給割合を乗じて得た額をいたします。

第3項で、地域手当の級地及び支給割合は、規則で定めるといたしております。今回の赴任に伴う勤務地は東京都となりますので、国家公務員に準じて東京特別区の1級地としての地域手当を支給することとし、給料、扶養手当の合計額に100分の18を乗じた額を支給することになります。国家公務員に準じておりますので、菊池郡市内の職員の赴任のケースと同率、同額になります。

第15条では、勤務時間、勤務1時間当たりの給与額の算出に地域手当を加えるものです。

第16条、退職者の給与にも、この地域手当を加えるものです。

10ページの第18条期末手当及び第19条勤勉手当にも、地域手当の文言を加え、条文を整理するものです。

附則で、この条例は22年4月1日から施行するをいたしております。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（大田黒英生君） 福祉部長松永高春君。

○福祉部長（松永高春君） 議案第12号、特別職の職員等で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。議案集の19ページをお願いします。今回の条例改正は、新たに大津町老人ホーム民間移譲先選定委員会の設置により条例の一部を改正するものです。

説明資料の8ページをお願いします。別表の大津町地域公共交通会議委員の下に、今回の大津町老人ホーム民間移譲先選定委員会委員長と委員の報酬及び費用弁償を記載のとおりとするものです。

戻りまして、議案集の20ページをお願いします。

附則で、この条例は公布の日から施行するとしています。

以上、よろしくお願いいたします。

議案第22号、大津町生きがい対応型デイサービス手数料徴収条例等を廃止する条例について説明いたします。議案集の41ページをお願いします。今回の条例改正は、高齢者福祉事業として実施していた生きがい関連事業を介護保険の地域支援事業として実施をするため、要綱の改廃に伴い条例の廃止をしようとするものです。

説明資料の21ページをお願いします。

1、大津町生きがい対応型デイサービス手数料徴収条例については、変更内容等を記載しておりますが、今回、介護予防関連の事業の見直しを行い、介護保険特別会計の地域支援事業として実施し、財源の確保並びに事務の効率化を図るものです。

2のふれあい型ミニデイサービス及び3の給食サービスにつきましても、食事等の提供に伴う利用料が主なものですので、今回同時に廃止し、事務の効率化を図るものです。

議案集の42ページをお願いします。

附則で、この条例は平成22年4月1日から施行するとしております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（大田黒英生君） 土木部長併任工業用水道課長中山誠也君。

○土木部長併任工業用水道課長（中山誠也君） 議案第14号、大津町収入証紙条例の一部を改正する条例について説明いたします。議案集は23から25ページ、説明資料集は11ページになります。併せてご覧いただきたいと思っております。

今回の補正は、廃棄物の分別を徹底し、ごみ減量化を推進するため、指定ごみ袋のうちの燃やすごみについて、従来の大30円、小20円に新たに極小10円の袋を追加するために収入証紙条例の一部を改正しようとするものです。

説明資料集の11ページをご覧ください。

別表第1の大津町収入証紙の種類に新たに10円を追加し、3種類から4種類に変更するものです。

議案集の25ページをお願いいたします。

附則として、この条例は平成22年4月1日から施行するとしております。

次に、議案第18号、大津町廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。議案集の33、34ページ、説明資料集の16ページをお願いします。

議案第14号で説明しましたように、新たに燃やすごみ極小を作成し、販売するために条例の一部を改正しようとするものです。

説明資料集の16ページをご覧ください。

別表第2について、燃やすごみ、資源物、不燃埋め立てごみ、指定袋小20円の次に燃やすごみ指定袋極小10円を追加し、左側の表のように改めるものです。

議案集の34ページをお願いいたします。

附則として、この条例は平成22年4月1日から施行するとしております。

続きまして、議案第19号、大津町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について説明いたします。議案集の35、36ページ、説明資料集の17ページをお願いいたします。

今回の改正は、杉水地区農業集落排水処理施設の完成に伴い、条例の一部を改正しようとするものです。

第2条、農業集落排水処理施設の名称として、表中の錦野浄化センターの次に杉水浄化センターを加え、施設の位置を大津町大字杉水269番地の1と明示するものです。

議案集の36ページをお願いいたします。

附則として、この条例は平成22年4月1日から施行するとしております。

次に、議案第23号から議案第25号の3件につきましては関連がありますので、最初に全体の概要を説明し、その後、それぞれの議案について説明させていただきたいと思っております。今回の件につきましては、現在県で施行されている南部農免道路の完成が近づき、道路管理区分の協議をする中で、以前に行われていた町道の認定手続きについて、申し訳ありませんけれども不備が判明しましたので、道路法に定める手続きに基づき、新たに議会の議決を求めるものです。なお、道路法に定める手続きにつきましては、第8条の第1項で、市町村道とは市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものを言う。第2項で、市町村道の路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ議会の議決を経なければならない。第3項で、当該市町村の区域を超えて路線の認定を行う場合には、関係市町村の承諾を得なければならない。第4項では、市町村長は先の承諾をする場合には、当該市町村の議会の議決を経なければならない。また、第10条には、第3項で路線を廃止し、または変更しようとする場合の手続きは、路線の認定の手続きに準じて行われなければならないということになっております。

それでは、個別の案件について説明させていただきます。

議案第23号、町道の路線廃止については、議案集43、44ページ、説明資料集の22ページをお願いします。路線番号は226、路線名谷梅ケ口線です。起点は大字岩坂字谷梅ケ口、終点は大字岩坂字持矢倉で、延長は約651メートルです。この路線は、平成2年3月議会で議決認定されておりますが、区域内に西原村の行政区分が含まれております。このような場合には、先ほど説明しましたように、西原村の承諾をもらい、認定手続きを行うべきところですが、その手続きがされておりましたので、今回廃止しようとするもので、道路法第10条第3項の規定により議会の議決を求めるものです。

次に、議案第24号、町道の路線認定につきましては、議案集45、46、説明資料集の23ページをお願いします。

路線番号226、路線名は持矢倉線です。起点は、西原村大字鳥子字持矢倉、終点は、大津町大字岩坂字持矢倉で、延長は約1090メートルです。この路線は、議案第23号で廃止をお願いする谷梅ケ口線を含め、西原村内にある県の農道整備でされた道路部分を合わせて管理を行うために町道に認定しようとするもので、道路法第3条第2項の規定により議会の議決を求めるものです。なお、この路線の認定にあたり、西原村の3月議会に承諾をお願いしております。

最後に、議案第25号、西原村村道の路線認定に伴う承諾について説明いたします。議案集47、48ページ、説明資料集の24ページをお願いします。

路線番号2-00、路線名新所小園線です。起点は、西原村小森字新所、終点は西原村大字鳥子字馬場で、延長は1千993メートルです。この路線は、県の施工による農道と西原村施工による鳥子工業団地への一部大津町内を通る道路ですが、村内の集落をつなぐ村道として一体的に管理をするため、西原村で村道認定をしようとしておりましたが、道路法第8条第3項に基づく承諾を求められたので、同条第4項により議会の議決を求めるものです。なお、この路線の村道認定に関しましては、以前の村道の認定を行う際に大津町に承諾の協議がされておきませんので、今回廃止し、大津町の承諾を受けて議決を受けるために西原村の3月議会に上程されておきます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（大田黒英生君） 教育部長大塚武年君。

○教育部長（大塚武年君） 議案第15号及び議案第16号並びに議案第17号についてご説明申し上げます。

今回、大津地区公民館分館の移転新築に伴いまして、位置の変更と施設の有効利用を図るため使用時間帯の利用料金の改正をお願いするものですが、同じく大津中央公民館や分館、文化ホール、町民交流施設の使用料及び冷暖房料の均衡を図るために同様に改正をお願いするものです。

まず、議案第15号、大津町公民館条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。議案集の26ページをお願いいたします。

今回、大津地区公民館分館の移転に伴い、所在地を変更し、併せて施設の有効利用を図るために条例の一部の改正を行うものです。

27ページをお願いいたします。

第2条中大津地区公民館分館の位置を大津町大字室2168番地から大津町大字室2042番地35に改めるものです。

次に、別表第1及び別表第2についてご説明を申し上げます。説明資料により、ご説明を申し上げます。説明資料集の12ページをお願いいたします。

第7条関係の別表第1の改正は、施設の有効利用を図るため、現在の中央公民館の施設使用料を半日単位から1時間単位に改正をお願いするものです。また、冷暖房料1時間当たりの使用料を改正することにより、利用者の負担の軽減を図るものです。使用料につきましては、改正前のそれぞれの部屋の現行の1日の合計使用料を使用時間の13時間で割り、それぞれ50円単位に切り上げております。なお、調理室につきましては、上下水道、LPガス使用代を勘案しまして1時間50円の加算をいたしております。使用時間1時間につき大会議室500円、中会議室400円、研修室200円、視聴覚室400円、和室を200円、調理室は、先ほど言いましたガス代を含めまして250円といたしております。冷暖房料についても改正をお願いするもので、これまで1時間単位でありましたが、大会議室が630円、研修室や和室が420円と消費税導入時を除きまして25年来改正しておりせん。今回改正後、大会議室400円、その他の部屋を200円に改正し、利用者の負担の軽減を図る

ものです。

説明資料 13 ページをお願いいたします。別表第 2 についてご説明を申し上げます。

まず、大津地区公民館分館の講堂を多目的ホールに、講座室を研修室に名称の変更をお願いいたしております。また、中央公民館と同じく使用料を半日単位から 1 時間単位に改正をお願いいたしております。中央公民館同様に利用時間の 13 時間で割りますと、多目的ホールが 150 円、旧分館では講堂の電気代が 1 時間 150 円となっており、施設使用料と電気の使用料、これまで別料金といたしておりましたが、電気料金も使用料に含めまして 1 時間 300 円をお願いするものです。また、大津地区公民館分館の研修室の使用料も中央公民館同様に 200 円とさせていただいております。調理室についても、中央公民館同様 50 円の加算をいたしております。冷暖房料につきましては、これまでの旧大津地区公民館には冷暖房料がありませんでしたけれども、今回中央公民館に準じて 1 時間 200 円に設定をさせていただいております。大津地区公民館を除くほかの地区公民館分館の冷暖房料につきましては、コインタイマー式で 1 時間 100 円でご利用をいただいております、改正はいたしておりません。

議案集の 28 ページの附則で、この条例は平成 22 年 4 月 1 日から施行するをいたしております。

次に、議案第 16 号、大津町町民交流施設条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。議案集の 29 ページをお願いいたします。

大津町公民館と同様、施設の有効利用と利用料の均衡を図るため条例の一部を改正するものです。

説明資料でご説明申し上げます。14 ページをお願いいたします。

第 7 条の別表についてご説明を申し上げます。改正前の使用料は 1 時間当たりになれば研修室で昼間 1 時間 50 円、夜間は電気代を含めまして 100 円に設定をされておりました。しかし、町の中心部にあることもあり、これまでご説明申し上げましたように、今回、中央にある公民館等の施設の利用料と同一に均等化を図るため改正をお願いするものです。ふれあいホールを 1 時間 400 円、集会所を 300 円、研修室和室を 200 円といたしております。冷暖房料は 100 円単位に今回いたしまして、ふれあいホールと集会所を 400 円、その他の部屋を 200 円として、ほかの公民館等の均衡を図るものでございます。

議案集の 30 ページの附則で、この条例は平成 22 年 4 月 1 日から施行するをいたしております。

次に、議案第 17 号、大津町民集会所条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。議案集の 31 ページをお願いいたします。大津町公民館と同様、利用者の負担軽減を図るため使用料の一部を改正するものです。説明資料によるご説明をいたします。15 ページをお願いいたします。

別表第 1 についてご説明いたします。第 6 条関係、別表第 1 の文化ホールの使用料でございますけれども、文化ホールのリハーサル室、それから楽屋につきましては、中央公民館と同一施設内でありますので、利用がない、空きがある場合に公民館の実施講座等に利用をされております。しかし、1 時間当たりの冷暖房の使用料が 520 円と高いことがありまして、中央公民館の冷暖房料の改正に準じた冷暖房料使用料の改正をいたしまして、利用者の負担軽減を図るものです。楽屋、リハーサル室をほかの公民館同様 520 円から 200 円に改正をするものです。

続きまして、舞台のみの冷暖房使用料ですけれども、リハーサル室、楽屋と同様520円で設定しておりますけれども、舞台のみの場合でも大ホールの冷暖房機械の前の部分を稼働をさせております。大ホールの全体の部分の半額の150円にして、前部分の稼働ということで1千580円に改正をお願いするものです。ただ、舞台のみの利用というのは年間を通じてほとんどございませんので、こういう状況があったときに半額をお願いするということを考えております。

議案集の32ページの附則で、この条例は平成22年4月1日から施行するとしております。

以上ご提案を申しあげました改正内容についてよろしくお願いをいたします。

○議長（大田黒英生君） 企画部長兼ねて企業誘致課長徳永保則君。

○企画部長兼ねて企業誘致課長（徳永保則君） 議案第20号、大津町工場設置奨励条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。議案集は37、38ページになります。説明資料の18、19ページをお願いいたしますと思います。

先ほど説明がありました議案第11号、大津町税特別措置条例の全部を改正する条例に関連しまして、本条例を改正し、今後大津町の工場の新設または増設する企業等につきまして、3カ年度に限り固定資産税を不均一課税のみとするものでございます。

説明資料の18ページをお開き願いたいと思います。

まず、第1条中の固定資産税免除を町税の不均一課税に改めさせていただきます。第2条第1号中の産業分類の項目の昭和26年統計委員会告示第6号を削除させていただきます。設備についての業態に開発研究施設を新たに追加するものでございます。これは、今後循環型社会を目指した新エネルギービジョンを踏まえたバイオ関連企業、太陽光関連の研究施設等の進出を想定させていただいております。第3条では、大津町に進出する企業について、地方税に定める固定資産税に関する用語の意義の定義を準用いたしまして、さらに農村工業等導入促進法の規定を参考に3千万円の投下資本額の設備を有する工場と規定させていただいております。

19ページをお願いいたします。

第4条の改正では、固定資産税の課税免除の規定を廃止しまして、町税については町税特別措置条例で不均一課税ができるものといたしております。第7条については、「適用工業」を「適用工場」に改めさせていただきます。

附則で、この条例は公布の日から施行し、22年1月1日から適用するとしております。

以上、よろしくお願いをいたします。

○議長（大田黒英生君） 経済部長西本昇二君。

○経済部長（西本昇二君） 議案第21号です。大津町立公園条例の一部を改正する条例についてです。議案集の39ページをお願いいたします。説明資料は、20ページでございます。農業農村整備事業村づくり交付金事業でございます。その整備上で整備しました農村公園の完成に伴いまして、大津町立公園条例の一部を改正するものです。第2条の表中の名称及び位置で、ふれあい公園の次に下猿渡公園、位置は、大津町大字平川725番の1を加えるものでございます。

附則で、この条例は公布の日から施行するとしています。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議 長（大田黒英生君） しばらく休憩いたします。2時10分より始めます。

午後1時57分 休憩

△

午後2時10分 再開

○議 長（大田黒英生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、議案第26号から議案第34号までの説明を求めます。企画部長徳永保則君。

○企画部長兼ねて企業誘致課長（徳永保則君） 議案第26号、平成22年度大津町一般会計予算についてご説明いたします。22年度一般会計予算書の1ページをお開き願ひしたいと思います。

第1条で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ110億7千31万円と定めています。対前年比5千283万8千円の0.48%の増となっております。

第2条で、継続費を第2表継続費のとおりといたしております。

第3条で、債務負担行為を第3表債務負担行為のとおりとします。

第4条で、地方債を第4表地方債のとおりといたしております。

第5条で、一時借入金の限度額を定めております。

8ページをお願ひいたします。

第2表継続費ですが、款8、目3都市計画費で、まちづくり交付金事業に伴います南口駅整備事業の総額1億2千500万円及び駅前広場整備事業総額の2億円の工事を平成23年度まで継続させて実施いたします。

9ページをお願ひいたします。

第3表債務負担行為ですが、それぞれ事項、期間、限度額を定めています。まず上から順に戸籍総合システム機器借り上げ、戸籍総合システム保守委託、戸籍総合システム機器保守、戸籍基本ソフト使用料の4項目については、導入から7年目を迎えます機器の借り上げ、保守委託等の更新を今後5年間引き続き行うものでございます。戸籍の電算化による証明書発行については平成16年から開始しまして、申請者に対する待ち時間の短縮、届け出審査の強化が図られ、トラブルもなく今日まで運用させていただいております。電子計算機器保守委託及び電子計算機借り上げにつきましては、現在、財務会計や住民記録などの58の業務を実施しています総合行政システムに関する機器リースが22年9月までの期限となっているため更新するものでございます。新地方公会計整備支援業務委託金につきましては、町が所有しております土地、建物等の財産台帳整備と財務諸表の作成を行うものでございます。畜産経営維持緊急支援資金利子補給につきましては、肉用牛、酪農経営の経営改善の支援を行うため、長期の負債整理資金で10年間の利子補給を県・JA等と実施するものでございます。家畜飼料特別支援資金利子補給につきましては、飼料高騰で経営に影響が出た畜産農家に対し3年間利子補給を行うものでございます。町有林保育事業委託につきましては、平成22年度から町有林長期施業委託によりまして、町有林及び作業道、林道の維持管理を行いまして、経費の削減と維持管理の効率化をもって森林環境の保全向上を図るためのものでございます。4年間で351.2ヘクタール

の下刈り、間伐等を予定させていただいております。

10ページをお願いいたします。

第4表地方債で、それぞれの起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めさせていただきます。1臨時財政対策費につきましては、交付税の財源不足を補てんするもので、国の地方財政計画に基づいたものでございます。2町道整備事業につきましては、町道小林竹迫線のほか町道の整備に伴うものです。3県道負担金は、県道西鶴中井迫線630万円と、その他の県道分として1千800万円を計上しています。4町営住区宅整備事業は、あけぼの団地階段手すり設置工事、立石団地住宅改修工事等に関するものでございます。5まちづくり交付金事業は、国庫補助残の75%の充当率でございます。6消防施設整備事業債につきましては、防災行政無線整備関係で1億760万円、防火水槽2基、消防積載車2台及び小型動力ポンプ5台で1千830万円になります。7一般公共事業債につきましては、迫井手圃場整備事業が1千630万円、北部畑総が270万円、上井手地区が180万円、下井手地区30万円及び南部農免道の840万円の県営事業関係でございます。8一般単独事業債につきましては、大津小分離校建設関連の補助残の75%の充当率でございます。

歳出から説明させていただきます。46ページをお願いいたします。

款1、項1、目1議会費の対前年度増額分につきましては、議会全員研修の費用弁償等の増額になります。

飛びまして、48ページから49ページをお願いいたします。

款2、項1、目1一般管理費は、職員の人件費関連、行政区嘱託員の報酬、職員欠員補充に伴う臨時職員雇用の賃金、広域連合の管理費及び火葬場費などが主なものですが、減額の主なものにつきましては、職員手当等の退職手当が昨年より1千872万4千円の減となっております。また国に派遣します職員の関連費用についても、併せて計上させていただきます。

51ページをお願いいたします。

節19負担金補助及び交付金の1菊池広域連合負担金、2熊本県職員派遣負担金が主なものでございます。次に、目2人事秘書費でございますけれども、行革を進める中で限られた職員数で住民サービスの向上を図るために職員の資質を高める必要があることから、職員研修を昨年に引き続き実施させていただきます。

53ページをお願いいたします。

目4会計管理費ですが、増額分につきましては口座振替件数の増加に伴います節12役務費の口座振替手数料になります。

次に、54ページをお願いいたします。

目5財産管理費につきましては、庁舎の維持管理等及び需用費町所有建物災害共済掛金でございますけれども、昨年度からの減額につきましては、公用車3台の購入費用等になります。なお、増額分としまして、節12の役務費の中でごみ処分手数料240万円が新たに発生しております。節13委託料の新地方公会計整備支援業務委託の初年度分385万2千円になります。これは、先ほど債務負担行為の折り、説明した土地台帳の整備を行うものでございます。飛びまして、57ページをお願い

します。目6企画費では1千160万5千円の減額になっておりますけれども、これは21年度計画の策定を終えました法定協議会の地域公共交通会議負担金になります。節11需用費の印刷製本費につきましては、主に毎月の「広報おおづ」1万2千300部の印刷費でございますけれども、現在、編集作業も加えたところで印刷に出しておりますが、今年度からは編集機能付きのパソコンを購入しまして、ある程度編集をした後に印刷することにして、費用の削減を図らせていただきました。節19負担金補助及び交付金の負担金、1熊本都市圏及び政令指定都市についての研究会負担金につきましては、熊本中央広域市町村圏の解散後、再編されたものでございます。

58ページをお願いいたします。

目7電子計算費は電子計算機専用線回線の使用料、同保守委託、修正委託等の委託料でございますけれども、次の59ページで電子計算機の機器借上料等が主なものです。機器借上保守委託につきましては、9月に5年間のリースの期限を迎えますので、更新のための債務負担行為をお願いいたしております。昨年からの減額につきましては、住基ネットワークの機器保守委託料及び同機器借上料になります。

60ページをお願いいたします。

目8交通安全対策費につきましては、カーブミラーの新設建て替え、交通安全標識等を整備するものでございます。

62ページをお願いいたします。

目9防犯対策費、節11需用費の光熱費は、町内の防犯灯、外灯の電気代、節13委託料で同管理委託、節15工事請負費で設置費用を計上させていただいております。また、多重債務や振り込めサギなどの消費者相談対策としまして、消費生活相談業務委託費を新たに計上させていただいております。減額分につきましては、昨年度設置しまして駅前パトロールセンターの関連費用になります。

63ページです。

目10男女共同参画推進費につきましては、推進のための通常の懇話会開催経費等でございますけれども、今年度は昨年実施しました町民意識調査を基に、第3次男女共同参画推進プラン策定業務委託及び男女共同参画都市宣言の実施関連費用を新たに計上させていただいております。

64ページをお願いいたします。

目11地域づくり推進費は、町おこし大学の人づくりまちづくり事業関連費用及び地域づくり活動支援事業補助金等の経費を計上させていただいております。

65ページをお願いいたします。

目12諸費、補助金1生活路線維持費補助金は乗り合いバスの運行経費で、昨年度2系統が廃止されまして、約1千400万円の減額になっております。2乗合タクシー運行費補助金につきましては、利用者の増加に伴い120万円の増額を計上させていただいております。目13財政等調整基金費、節25積立金の財政調整基金積立につきましては、繰越金の2分の1の積み立てと基金利子です。減債基金等は、基金利子分になります。

66ページをお願いいたします。

目14行財政改革費につきましては、行革懇談会2回分の報酬費用弁償等を計上させていただいております。

67ページです。

項2、目1税務総務費の5億2千172万7千円の昨年比減額の要因につきましては、節23の過誤納還付金で、誘致企業の企業実績によります法人町民税の還付金に関するものでございます。

68ページをお願いいたします。

目2賦課徴収費ですが、節13委託料、家屋現況図整備業務委託2千万円が増額の主なものです。この内容としましては、町内の家屋全棟調査を行いまして、滅失・増築家屋も併せて調査し、課税状況がわかる家屋図の整備を図るものでございます。そのほかに、納税者の利便性の向上等に寄与するため、国税連携システム導入業務委託、地方税電子申告システム導入業務委託関連費用を新たに計上させていただいております。

飛びまして、71ページをお願いいたします。

項3、目1戸籍住民基本台帳費の主なものは、節13、14の住民基本台帳ネットワークシステム及び戸籍総合システム機器借上料と、同保守委託料になります。

72、73ページをお願いいたします。項4、目1選挙管理委員会費の減額につきましては、昨年比の減額につきましては、人件費関連になります。目3参議院議員通常選挙費は、7月25日任期満了に伴います選挙の執行経費を計上させていただいております。

75ページをお願いいたします。

目4県議会議員菊池郡選挙区一般選挙は、平成23年4月19日任期満了に伴います選挙執行のポスター設置等の必要経費で、今年度実施する経費等を計上させていただいております。

77ページをお願いいたします。

目2各種統計調査費では、今年度国勢調査の大規模調査が行われます。そのための指導員16人、調査員約120名の報酬等が増額の主なものになります。

78ページをお願いいたします。

項6、目1監査委員費は、監査委員の報酬、費用弁償、担当職員の人件費でございます。

飛びまして、81ページをお願いいたします。

款3、項1、目1社会福祉総務費は節13の委託料で、ふるさと雇用対策事業委託料として、障害者福祉施設等の支援員等の就業支援対策費を節19負担金補助及び交付金の補助金、2民生児童員活動費補助金、3社協補助金、節28繰出金の国保特別会計、介護保険特別会計のそれぞれの繰出金が主なものとなっております。

82、83ページをお願いいたします。

目2障害者福祉費は、障害福祉計画に基づいて各種事業の施策の展開を図りますが、83ページ、節20扶助費で、障害福祉サービス事業の利用の増加により、約3千400万円程度を増額計上させていただいております。

84ページ、お願いいたします。

目3 後期高齢者医療費は、後期高齢者保健事業の後期高齢者医療広域連合負担金及び後期高齢者医療特別会計の繰出金を計上させていただいております。次に、目4 老人福祉費につきましては、新規に老人ホーム民間移譲先選定委員会委員報酬関連及び85ページ節13 委託料で、ねんりんピック町実行委員会を組織しての町のPR事業を委託し、臨時職員を2名雇用する費用と実行委員会補助金等を計上させていただいております。委託料の老人保護措置委託は、環境上の理由により在宅生活が困難な65歳以上の方を町外の養護老人ホーム等で措置をしている費用になります。生きがい対応型デイサービス事業については、一人暮らしの高齢者等の健康づくりや心身機能の維持向上に努めるための経費ですが、今年度から介護保険特別会計で事業等を取り組みますので、その分が減額になっております。

86ページをお願いいたします。

目5 老人福祉センター運営費につきましては、節13 委託料で老人福祉センター指定管理委託料が主なものでございます。

88ページをお願いいたします。

目7 老人ホーム費につきましては運営管理費用ですが、対前年度減額分につきましては89ページの節13 委託料の調理業務委託の減額になります。入札等の結果になります。

90ページをお願いいたします。

目8 人権対策費は、主に職員の人件費、部落差別等撤廃人権擁護審議会委員の報酬等です。

次の91ページ、節13 委託料の一番下です。地域福祉推進事業委託650万円は、南杉水人権のまちづくり協議会に関するものでございます。

92ページをお願いいたします。

目9 人権教育啓発費は、人権教育啓発を推進していくための非常勤職員の報酬、人権教育についての研修会、学習会の開催、交流支援事業で小中高生の交流学習会等を実施するのが主なものでございます。

93ページから94ページをお願いいたしたいと思います。

目10 人権啓発福祉センター運営費につきましては、隣保館及び児童館の維持管理、各種講座や交流事業の開催経費、非常勤職員の報酬、職員の人件費が主なものでございますけれども、95ページ、一番下です、節15 工事請負費で隣保館のトイレ改修費を計上させていただいております。

97ページをお願いいたします。

目1 児童福祉総務費につきましては、節13 委託料の地域子育て支援拠点事業委託は、白川・杉水・大津いちご保育園、NPOみんなのおうち、NPOあぼりに委託するものでございます。子育て食育応援事業につきましては、緊急雇用で2人で雇用し、子育てに係る食育を推進するためのものでございます。地域子育て応援事業、委託としまして486万7千円を計上いたしまして、精神保健福祉の雇用、子育て支援ガイドブックの印刷製本費、子育てシンポジウムの開催、妊産婦を対象にしました産後うつ予防プログラム事業委託等を実施させていただきます。

98ページをお願いいたします。

節18備品購入費で公用車購入をしておりますけれども、保護者の支援相談や助言指導を実施するために全額補助で購入させていただきます。軽自動車を購入させていただきます。

99ページをお願いいたします。

節19負担金補助及び交付金の補助金も、1保育所緊急整備事業補助金1億7千44万7千円につきましては、杉水保育園の増改築に関するものでございます。県の補助金で3分の2で1億5千150万8千円、町が1千893万9千円の12分の1ですけれども、町は1千893万9千円の負担となります。2放課後児童健全育成事業補助金につきましては、学童保育運営クラブの助成金でございます。NPOみんなのうちさんが大津・室・護川、白川保育園が南・東小分です。一字保育園が北小の計6クラブになります。

100ページをお願いいたします。

目2児童措置費につきましては、子ども手当中学卒業までの支給になっておりますけれども、その創設に伴いまして節20扶助費が児童手当措置費が子ども手当に移行し、約4億円増加しまして6億8千793万円を計上いたしております。

101ページから102ページをお願いいたします。

目3大津保育園費につきましては、園児112名に係る保育所運営のための職員10名及び非常勤職員19名の人件費等ですが、保護者の支援のための延長保育を8時まで実施することとして、その関連費用として187万4千円を計上させていただいております。

103ページをお願いいたします。

目5保育所運営費につきましては、私立5園の運営費でございます。入所定員は540人となっております。入所児童者数を620人程度を予定させていただいております。目6学童保育施設運営費は、大津小及び室小の学童保育についての指定管理委託料でございます。目7子育て健診センター費は、まちづくり交付金事業で取得しましたアルコール跡地の建物を改修し、昨年10月開所しました子育て健診センターの維持管理費用等を計上しておりますが、次の104ページをお願いいたします。

目15工事請負費で、建物の屋上に新エネルギービジョンにより計画しています太陽光発電設備の設置を行われていただきます。

105ページをお願いいたします。

目8まちづくり交付金事業費は、既存構造物を解体し、子育て健康広場を整備させていただきます。

款4、項1、目1保健衛生総務費の昨年比の減額につきましては、職員の減に関するものですが、新たに食育活動により健康づくりを推進するために非常勤職員2名を雇用させていただきます。

飛びまして108ページをお願いいたします。

款4、項1、目2予防費につきましては、節13委託料で予防接種委託を実績に基づき計上させていただいておりますが、特に数年前、若年層ではしかが流行したため、中学1年生と高校3年生を新たに予防接種の対象に追加したことにより、全体で約620万円程度増額になっております。

109ページをお願いいたします。

目3環境衛生費の減額につきましては、次の110ページ、節19の負担金補助及び交付金の2、

矢護川地区簡易水道組合の負担金になります。

111ページをお願いします。

補助金の一番上、住宅用太陽光発電システム設置補助金については、今年度は50件分を計上させていただきます。

目4健康増進費で、次の112ページ、節13委託料で、昨年度から実施しています女性特有のがん健診事業に本年度も取り組ませていただきます。

113ページをお願いいたします。

目6老人医療費につきましては、21年度3月請求分及び過年度精算分が残りますので、昨年から大幅な減額となっております。目7子ども医療費につきましては、子育て応援施策といたしまして小学校6年生まで実施させていただいておりますけれども、昨年度医療費等の実績に基づいて増額を計上させていただきます。目8合併処理費の前年比減額につきましては、次の114ページ、節19補助金の合併処理浄化槽設置補助金ですが、本年度は5人槽を11基、7人槽を10基、10人槽1基分の合計22基分を計上させていただきます。

項2、目1清掃総務費の前年比減額の主な要因としましては、次の115ページ、節13で昨年度計上させていただきました廃食油回収バイオディーゼル燃料製造事業委託のふるさと雇用分が600万円、それと大規模改修が終了しました環境保全組合の負担金になります。負担金の減額は4千845万7千円となります。

116ページをお願いいたします。

款5、項1、目1労働諸費につきましては、雇用の支援対策としまして雇用対策相談員賃金を計上させていただきます。目1農業委員会費は、今年度から農業者年金費を統合いたしまして予算を計上させていただきます。

118ページをお願いいたします。

款6、項1、目2農業総務費の減額につきましては、人件費関連と節13委託料で昨年計画しました地元農産物消費拡大促進事業の委託の分になります。

119ページをお願いいたします。

目3農業振興費の昨年度からの減額につきましては、市民農園の土地賃借料の一括前払い金及び水田地域営農体制整備支援補助金になります。今年度の新規事業としましては、次の120ページ、節19負担金補助及び交付金の補助金で、1畜産経営維持緊急支援利子補給事業2件分及び家畜飼料特別支援資金利子補給事業6件分になります。

121ページをお願いいたします。

目4畜産業費は、節19負担金補助及び交付金の補助金、1畜産振興対策事業補助金の523万円が主なものでございます。

目5農業構造改善事業費につきましては、次の122ページ、節13の委託料で一番上になります。総合交流ターミナル施設整備のメンテナンス計画を行うために計画書作成業務委託費を計上させていただきます。節15工事請負費では、総合交流ターミナルの足湯の屋根工事、大浴場のろ過器

等の取り替えを実施させていただきます。次に、目6農地費の減額につきましては、5年間実施させていただきました生産基盤整備のむらづくり交付金事業が21年度終了したことによりまして、約13億円を投資しましたが、その分が減額になっております。それと、上井手、下井手新農業水利システムの減額になります。今年度の主なものにつきましては、123ページ、節19負担金補助及び交付金の負担金で、6農業用施設資源保全事業地域協議会負担金は、農業環境の保全を図るため25の共同活動組織に交付するものでございます。

124ページをお願いいたします。

5の大菊土地改良区へ玉岡井手地区土地改良事業補助金2千252万8千円につきましては、玉岡井手の護岸整備を行い、通水障害をなくし、農業の生産性の向上と農業経営の安定化を図るため実施するものであります。

125ページです。

目7圃場整備費は、節13委託料で天津北部地区換地業務委託は、北部畑総第2工区の換地関係です。迫井手地区換地業務委託は、岩坂の西地区が一時利用の指定が行われる予定になっております。矢護川圃場整備事業換地業務委託は、権利者の調査、相続関係などの基礎調査を実施させていただきます。節15工事請負費は、県営畑総事業天津北部地区の道路整備を行います。節19負担金補助及び交付金の負担金、2農業農村整備調査計画負担金につきましては、矢護川圃場整備に関するもので、熊本県が事業主体でその25%を負担するものでございます。

次の126ページをお願いいたします。一番上です。3県営事業負担金、迫井手の1千820万円につきましては、県営迫井手圃場整備事業に伴う町の負担分でございます。補助金の7県営事業休耕等補助金、迫井手地区につきましては、面工事と埋蔵文化財調査で休耕する水田への補償費になります。75ヘクタール分でございます。

127ページをお願いいたします。

8番、一番上でございます。8高生産性農業集積促進事業補助金4千700万円につきましては、北部畑総の担い手集積が20%達成した護川土地改良区が借り入れました事業負担金の償還に充てるものでございます。目9は、農業集落排水特別会計繰出金を計上させていただいております。

次の128ページをお願いいたします。

目10農道管理費につきましては、節19の負担金補助及び交付金の南部農免農道整備負担金と土地改良補助金が主なものですが、129ページ節19の補助金の1、土地改良事業補助金は、地元地区が行う農道等改良に助成するものであります。

131ページをお願いいたします。

項2、目2林業振興費の主なものにつきましては、節13委託料の町有林保育事業委託3千100万7千円は、下刈り11.34ヘクタール、間伐55.1ヘクタール、森林公園23.16ヘクタールと、林道作業道の維持管理費委託費でございます。今年度から平成25年度まで町有林長期施業委託を実施させていただきます。新規事業といたしまして、里山保全事業委託で、里山の竹や雑木等を譲り受けて除伐搬出をして、木質バイオマス利用の促進や環境保全活動、体験学習等を実施するものを計上

させていただきます。

134ページをお願いいたします。

目2商工業振興費です。目2では、節13委託料の大津町まちづくり推進事業委託は新規なもので、ふるさと雇用再生特別基金を活用しまして大津町まちづくり推進協議会に23年度まで1名雇用するもので、地域ネットワークづくりを通じて駅周辺等の活性化を図る事業に取り組ませていただきます。

目3観光費の前年比増額につきましては、目5のまちづくり交付金事業費のまちづくり団体補助金の組み替えが主なものでございます。

135ページです。

節13委託料の大津町イベント運営及びPR事務事業委託193万6千円は新規のもので、町の伝統文化、特産品を活かしたイベントや祭りを行うために、専任の職員を配置し、実行委員会や各種団体との連携及び連絡調整を行い、町の事業PRや観光PRなどを行い活性化を図る目的で委託するものでございます。

136ページをお願いいたします。

節17公有財産購入費は、岩戸溪谷周辺整備事業に関連する用地費でございます。節19負担金補助及び交付金の補助金は、明日の観光大津を創る会助成金は、事業運営費補助でございます。3アジア国際交流派遣事業助成金は新規事業で、小中学生の児童生徒を中心にスポーツ文化交流等を実施し、人材育成をはじめアジア地域との国際交流を図る研修助成でございます。4アメリカ海外研修人材育成助成金は、昨年度は新型インフルエンザ流行のため休止させていただきましたけれども、今年中高校性4人、社会人1人を予定させていただいております。2分1助成です。節22補償補てん及び賠償金の立木補償と、次の137ページ節25積立金450万円につきましては、岩戸溪谷周辺整備事業の基金造成等に関するものでございます。

目4企業誘致推進費の昨年比の減額につきましては、次の138ページになります。節19負担金補助及び交付金の補助金、工場等振興奨励補助金ですが、今年度は8社分を予定させていただいております。前年比830万円ほどの減額になっております。目5まちづくり交付金事業は、節13委託料のまちづくり交流センター設計業務委託は、建設の基本設計と実施設計を行うものでございます。照明等工事設計業務委託は、大津植木線のすずらん灯が老朽化し危険でもあり、新たに設置するために実施設計を行うものでございます。

139ページをお願いいたします。

款8、項1、目1土木総務費の対前年減額につきましては、人件費関連になります。

140ページをお願いいたします。

目2道路橋梁総務費の減額も、人件費関係になります。

続きまして、142、143ページをお願いいたします。

目2道路維持費につきましては、平成21年度において国の経済対策関係で多くの事業に取り組ませていただきましたので、工事等が減額になっております。目3道路新設改良費は、下町門出線ほか8路線の改良工事ほかと県道改良工事の県道負担金を計上させていただいております。

145ページをお願いいたします。

項3、目1都市計画総務費は、昨年度比較の減額につきましては、地域エネルギービジョン策定費用及びJR肥後大津駅周辺整備計画検討業務委託費用関連になります。

146ページです。

目2街路事業費、県道西鶴中井迫線の事業費に伴う負担金でございます。

目3公園緑地費は、次の147ページ、節13委託料で、昭和園ほか26カ所の町立公園、14カ所のトイレ等の管理費が主なものになります。目4公共下水道費では、公共下水道特別会計繰出金を計上させていただいております。

148ページです。

目6のまちづくり交付金事業費関連ですけれども、節13委託料は本田技研325線の測量設計委託、駅前楽善線の建物鑑定委託費です。節15工事請負費は、駅前楽善線、駅前広場南口駅、本田技研325号線ほか5路線の工事費です。節17公有財産購入費は、駅前楽善線、本田技研325号線ほか3路線の用地購入費になります。節19の負担金、2JR負担金6千万円は、南口工事に伴う鉄道敷地内部分のJRに対する工事負担金でございます。3の水路設計県負担金につきましては、後迫前田線改良に伴う県が実施する水路設計の負担金になります。

149ページをお願いいたします。

節22の補償補てん及び賠償金では、駅前楽善線ほかの立木等の補償費でございます。

151ページをお願いいたします。

住宅維持費につきましては、次の152ページです。一番上になります。節15工事請負費の9千690万円は、あけぼの団地階段手すり設置11棟分、立石団地住宅改修の補修工事が主なものになります。

款9、項1、目1常備消防費は、菊池広域連合消防本部負担金になります。

153ページです。

目2非常備消防費ですが、増額につきましては154ページ、節19負担金のところで、今年度開催の操法大会補助金になります。

155ページをお願いいたします。

目3消防施設費につきましては、節15工事請負費で防火水槽2基、備品購入関係で積載車2台、小型動力ポンプ3台等を計上させていただいております。

156ページです。

目5災害対策費の減額につきましては、21年度防災マップを作成した関係のものになります。

157ページです。

目7まちづくり交付金事業では、年次計画により老朽化に伴う防災行政無線工事を昨年に引き続き実施させてもらうものでございます。

次に、教育委員会関係でございます。教育委員会関係でも、平成21年度におきまして国の経済対策によりまして教育備品や学校関係の補修・修繕等を実施させていただきました。

158ページでございます。

まず、事務局費では、報酬の学習支援要員及び特別支援要員等の経費を計上させていただいていません。

次の159ページの節7、新しく緊急雇用対策事業としまして、幼稚園、小中学校の環境整備作業員賃金6人、支援を要する児童生徒への生活支援を行う補助員9人、学校ICT補助員1名、及び次の160ページ、節13委託料で、幼児教育向上支援事業委託として、私立幼稚園2園に対しまして特別に支援の必要な幼児に対しての職員を配置するための経費を計上させていただいております。町内学校情報通信業務委託231万円及び節18備品購入費の情報通信用備品140万円は、今回県が教育センターを介するネットワーク網から各学校の接続を取り止めることになりまして、今後は町の電算室にサーバーを設置しまして、昨年充実整備させていただきました各小中学校の公務用のパソコンのインターネット接続や一定管理を行い、情報漏洩防止、不正アクセス無許可のソフトインストールを開始、管理するもので、学校ICT推進事業になります。節15工事請負費につきましては、年次計画で実施しています音楽室の空調整備を室小、北中で行わせていただきます。

161から162ページになります。

目3教育支援センター費については、今年度についても教育相談員4人、生徒サポート指導員1人を配置し、児童生徒及び保護者、教職員に対する相談支援事業等を行わせていただきます。

162ページです。

目4外国人講師招致事業では、中学校に外国人講師2人、小学校に外国語指導助手1人、公私立の保育園及び幼稚園に外国語指導助手1人を配置しまして、幼児期からの外国語に親しむ環境をつくるなど、英語力の向上及び国際理解を推進させていただいております。今年度は、ティム先生が7月までの任期ですので、その代わりに9月からはJETプログラムを介した招致を取り止め、英語指導委託を行わせていただきます。

164から166ページになります。

項2、目1小学校費の学校管理費は9千138万3千円を計上させていただきましたけれども、主なものとしては非常勤職員関係報酬、その学校の消耗品、光熱水費、修繕等で4千326万9千円、それから備品購入では北小、東小に防犯カメラを設置いたします。

167ページでございます。

目2教育振興費では、備品購入費が経済対策等の関係で300万円の減額になっております。なお、扶助費につきましては24万5千円を増額させていただいております。目3学校建設費につきましては、大津小分離校の建設でございますけれども、造成工事関連、校舎及び屋内運動場実施設計委託費用等を計上させていただきます。また、分離校開校までの大津小学校プレハブ教室等を設置する費用等も併せて計上させていただいております。

168ページです。

項3、目1中学校費の学校管理費では6千22万5千円を計上していますが、主なものにつきましては、次のページ、169ページの需用費関係の消耗品、光熱水費等になります。備品購入としまし

て、北中の楽器等を購入させていただきます。

飛びまして、172ページになります。

172ページ、目2教育振興費ですが、備品購入費で前年比156万円の減額となっております。節20扶助費は、昨年からの増額となっております。項4、目1幼稚園費ですが、対前年増額は、今回障害を持った子どもの特別支援教育の非常勤職員分を雇用するための報酬関係になります。

175ページをお願いいたします。

補助金の関係の私立就園補助金につきましては、21年度実績から240万円の増額を計上させていただきます。

次に、177ページです。

目1社会教育総務費ですが、節13委託料の学校支援地域本部事業は、昨年同様に取り組みさせていただきます。室小、北小、護川小で実施するもので、100%補助分でございます。

178ページです。

節19負担金補助及び交付金の補助金の4地域生涯学習施設等建設補助金及び6地域学習施設等備品購入補助金は、美咲野2丁目のセンター整備補助金3分の1になります。目2公民館費ですが、中央公民館及び分館の維持管理費及び公民館運営費用ですが、次の180ページをお願いいたします。節13委託料で、新築移転します大津地区分館の管理清掃業務委託等で約378万円、181ページの節19負担金補助及び交付金の文化事業助成金につきましては、昨年と同額を計上させていただきます。次の目3、生涯学習センター費は、センターの維持管理及び運営経費を計上させていただきます。

183ページでございます。

目4文化振興費の減額につきましては、対前年減額につきましては、江藤家住宅の文化財防災事業が完了したものでございます。

次の184ページ、節13委託料で、迫井手地区の圍場整備に伴います埋蔵文化財の発掘調査費用は、昨年より事業の拡大によりまして約1千万円の増額となっております。

185ページです。

目5町民交流施設運営費は維持管理費が主なものですが、現在、閉館時間を午後10時までとし、昨年度経済対策で内部の壁・床等の修繕をさせていただきました。

186ページです。

目6文化財学習センター費は、センターの維持管理費等の経費でございますが、昨年比の減額につきましては、雇用対策としまして文化財資料整理を行わせていただきました。作業員の3名分の賃金になります。目7図書館運営費ですが、図書館運営のための職員人件費と臨時職員賃金及び図書備品等の購入費用になります。

189ページです。

矢護川コミュニティセンター費及び目9の野外活動研修センターについては、管理費用でございます。

190ページをお願いします。

目10まちづくり交付金事業費の昨年度の減額につきましては、大津地区公民館分館の工事費等になります。今年度につきましては、新規に熊本法務局大津出張所跡を町の歴史資料館として整備するための設計費及び文化財説明板6基、標柱1基分を計上させていただいております。項6保健体育総務費では、生涯スポーツ推進のための経費を計上させていただいておりますけれども、次の192ページをお願いいたします。昨年度と違うところは、節13委託料のNPO法人クラブ大津に委託するスポーツタウン推進事業委託と、スポーツレクリエーション開催補助金になります。目2体育施設につきましては、総合体育館及び武道館の施設維持費管理経費が主なものでございますけれども、節13委託料4千400万円の体育施設等業務委託は、運動公園及び町民グラウンド等を管理公社へ委託するものでございます。

194ページで、節18備品購入費で、使用頻度が高く老朽化したトレーニングルーム内のランニングマシン1台を購入させていただきたいと思っております。

195ページです。

目3学校給食費ですが、本年も地産地消に取り組みながら老朽化した備品等の取り替えを行い、各小中学校8校、町立幼稚園2園、県立養護学校1校の11校、約3千660食を提供し、安全安心な学校給食の運営に努めさせていただきます。

201ページです。

公債費です。款12公債費につきましては、定時償還分11億604万2千円、利子分で1億9千万円を計上させていただいております。なお、22年度末の起債残高は103億7千300万円となる見込みでございます。

202ページです。

予備費を5千220万9千円といたしております。

次に、歳入を説明いたします。14ページをお願いいたします。

14ページ、歳入です。町民税の部です。目1の個人町民税につきましては、昨今の経済情勢の変化に伴いまして、個人所得の落ち込みを反映しまして9千万円の減額で計上させていただいております。

目2の法人分でございますけれども、世界的な経済不況でありますけれども、最近の町の自動車関連企業の景気が上向きであるということの情報が入っておりますので、そのことを見込んで前年度より1億3千万円の増額で計上させていただいております。項2、目1の固定資産税につきましては、企業等の設備投資の鈍化による減額と新築家屋の増額を見込んでいますが、前年同額を計上しております。

15ページです。

項3軽自動車税、項4たばこ税につきましては、実績に基づき計上させていただいております。

16ページです。

項6入湯税につきましては、宿泊者の減少が予想されますので、減額計上でございます。

款2、項1、目1 地方揮発油譲与税は、21年度から道路特定財源の一般財源化に伴いまして、地方道路譲与税が地方揮発油税に名称が改正されたものでございます。項2自動車重量譲与税、次の17ページ項4航空機燃料譲与税、款3利子割交付金から、飛びまして19ページの款8自動車取得税交付金までは、いずれも国の地方財政計画に基づく増減率から推計して計上させていただいております。

款9の一番下です。款9地方特例交付金につきましては、児童手当拡充に伴う地方負担分、住宅取得控除に伴います町民税及び自動車取得税交付金、エコカー減税の減収補てん分の交付になります。

20ページをお願いいたします。

項2、目1 特別交付金は、恒久減税廃止に伴う経過措置で、19年から21年度交付されるもので、本年度は交付されません。

款10 地方交付税は、総額を20億5千850万円といたしております。20年、21年度の町税減収分を精算していきまして、普通交付税19億7千854万円を見込んでいます。特別交付税は、災害等の特別な事業に対して交付されるものですが、本年度は8千万円を計上させていただいております。

款11 交通安全対策特別交付金については、昨年同額でございます。

21ページです。

款12 分担金及び負担金、目1 総務費負担金につきましては、広域連合の職員派遣2名、県職員派遣分の1名、矢護川地区簡易水道組合職員の1名分になります。今年度は、後期高齢者医療広域連合職員派遣1名分が減額になっております。

目2 民生負担金、節1 児童福祉負担金は、保育料の保護者負担分でございます。節5 障害者福祉負担金の地域活動支援センター事業負担金は、菊池圏域の他市町村からの事業に対する負担金になります。

23ページをお願いいたします。

款13、項1、目5 土木使用料につきましては、運動公園の使用料、住宅使用料等が主なものでございます。

24ページです。

款13、項2、目1 総務手数料は、各種証明手数料のものでございます。

25ページです。

目2 民生手数料の減額につきましては、節2 老人福祉手数料の生きがい対応型デイサービス、ふれあい型ミニデイサービスが介護保険特別会計への事業変換によるものでございます。

26ページをお願いいたします。

款13、項3、目1 証紙収入のごみ収集運搬手数料は、ごみ袋等の売上を実績により計上させていただいておりますけれども、本年度からは住民からの要望が強かった燃やすごみの極小袋を新たに導入させていただいております。

款14、項1、目1 民生費国庫負担金の昨年比4億4千845万8千円の増額につきましては、主

に子ども手当創設に伴うものでございます。節2 児童措置費負担金の被用者児童手当負担金から非被用者小学校就学前特例給付までの総額が、子ども手当への移行に伴い、1億823万5千円の減額になりまして、新規に子ども手当国庫負担金が5億519万3千円で、約4億円の増額を計上させていただきます。節1、節3、節4は、それぞれ事業の2分の1の国庫負担金になります。

27ページです。

項2、目2 民生費国庫補助金の減額につきましては、昨年度実施しました一字保育園の改築及び護国小学校内での学童保育施設の整備関連の交付金でした。

節1 児童福祉補助金の次世代育成支援対策交付金は、子育て支援関係ソフト交付金2分の1補助になります。節2 障害者福祉補助金の地域生活支援事業補助金及び通所サービス利用促進事業補助金は、自立支援法施行に伴う2分の1補助です。目2 衛生費国庫補助金、節1 合併処理補助金は22基分で、国・県・町それぞれ3分の1となっております。節2 衛生費補助金は、乳がん・子宮がん検診の2分の1補助でございます。

28ページです。

目3 農林水産業費国庫補助金、節1 農地費補助金は、大菊土地改良区玉岡井手土地改良事業の2分の1補助になります。目4 土木費国庫補助金、節1 の地域活力基盤総合交付金は、町道下町門出線整備事業の補助分でございます。節2 の地域住宅交付金は、立石団地改修、あけぼの団地手すり設置、地デジアンテナ工事の交付金でございます。まちづくり交付金は、土木費の駅前楽善線に1億円、本田技研325線に1千200万円を充当させていただきます。目5 教育費国庫補助金、節4 社会教育補助金は、迫井手地区の埋蔵文化財調査分を計上させていただきます。昨年の減額は、先ほど言いました江藤家住宅の防災施設補助金になります。一番下の総務費国庫補助金の廃目は、国民投票に関する投票人名簿システム改修の交付金でございました。

29ページです。

款14、項3、目1、節1 総務費委託金は、7月25日の任期満了の参議院選挙の関係の委託金でございます。

30ページです。

款15、項1、目2 民生費県負担金の保険基盤安定負担金につきましては、国保軽減分と保険者支援分です。節2から節4までは、国庫負担金で説明した内容の県負担分になります。目3 衛生費県負担金は、予防接種被害者に対しての法に基づく療育年金医療手当等を支給するものでございます。

31ページです。

総務費県補助金の地方バス運行等特別対策補助金は、産交バスなど6系統分になります。大津町電源立地地区交付金は、岩戸溪谷の周辺整備に対するものでございます。消費行政活性化交付金は、消費生活相談の事業に対する新規交付金でございます。目2 民生費県補助金の節1 社会福祉費補助金の一人親家庭等医療費補助金は2分の1補助になります。節3 児童福祉費補助金は、前年比1億6千165万3千円の増額でございますけれども、放課後児童健全育成事業以下各種子育て関係補助金は3分の2の補助となっております。地域子育て応援事業が645万円、保育士研修事業補助金、それから

一番下の子育て支援対策臨時交付金1億5千150万8千円が新規のもので、この1億5千150万8千円につきましては、杉水保育園改築に伴う県からの交付金でございます。

32ページです。

節6障害者福祉費の補助金の重度心身障害者医療費補助金は、前年同額を計上させていただいております。目3費の補助金の重度心身障害者医療費補助金は、前年同額を計上させていただいております。目3衛生費県補助金、節1保健衛生総務費補助金の乳幼児医療費、先ほどの歳出のときにも説明したように実績が増えておりますので増額になっております。節3衛生費補助金の妊婦健診の臨時特例交付金については、健診回数の増加による助成金の増でございます。

33ページでございます。

目4農林水産業費県補助金の昨年比の減額につきましては、村づくり交付金事業の終了に伴うものでございます。大津北部地区の経営体育成促進事業補助金は、2分の1の土地改良補助です。節5林業費補助金の森林環境保全整備事業補助金は、町有林の保育事業に充当させていただきます。目5商工費県補助金は、県の特別基金活用で実施する23年度までの事業でございまして、本年度も2千300万円程度の増額を計上いたしまして、雇用・就業機会の創出支援事業を実施させていただきます。

35ページです。

総務費委託金、統計調査委託金は、国勢調査の委託金が新規のものになります。

36ページをお願いいたします。

一番上、節2都市計画費委託金は、これは新規のものになります。目6教育費委託金の文化財の関係の迫井手地区の埋蔵文化財の調査分の委託料になります。節3教育委託金の学校支援地域本部事業委託金は、10分の10の補助になります。

37ページをお願いいたします。

利子及び配当金の減につきましては、各種基金総額の減によるもので、次の目1の不動産売払収入では、町有林の立木売り払いを増額計上させていただいております。

39ページです。

基金繰入金の部でございます。まず、目1の減債基金繰入金は、財源対策償還分でございます。目2公共施設繰入金につきましては、まちづくり交付金事業に充当するものでございます。目4大津町工場等振興奨励基金繰入金につきましては、立地企業の22年度奨励補助金として支出するための繰入金です。目5財政調整基金については、繰り入れをいたしておりません。基金の年度末残高は7億1千万円と見込んでいます。また、8基金の総額については、約33億円となる見込みでございます。

40ページです。

款19繰越金については、昨年と同額の1億円を計上させていただいております。

41ページ、雑入関係でございます。一番下の方ですけれども、主なものとしましては、オータムジャンボ宝くじの配分金、それに42ページ上から6行目になります。新規のものとして、地域づくりアドバイザー事業助成金、これは地区担当職員の研修の講師謝礼に充当させていただきます。

43ページです。

下から8行目です。老人保護措置費の負担金は、他町村からのすぎなみ園への入所者に対する負担金でございます。

その2行下の立野ダム工事用道路用地差額補償金1千980万円につきましては石坂線に関するもので、全員協議会の折にも説明したものでございます。

44ページでございます。

新エネルギー導入促進対策費助成金は、子育て健診センターに接します太陽光発電の助成金でございます。

45ページをお願いいたします。

まず町債につきましては、先の10ページの第4表地方債の表で説明したとおりですので省略させていただきます。

それから、203ページ、204ページに給与費明細書を付けさせていただいておりますので、ご覧になってほしいと思っております。職員数については、常勤について3人の減となっております。それと併せまして、212、213ページに地方債の現在高の状況等の調書を載せさせていただいております。先ほど言いましたように、町債の残高として22年度末の見込みを103億7千301万4千円と見込んでおります。昨年より3億5千425万8千円の増となっております。

それから、214ページから219ページに債務負担行為の事項等の調書、それに220ページに継続費の調書を併せて載せておりますので、お知らせをしておきますので目を通していただければ幸いです。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（大田黒英生君） しばらく休憩いたします。3時半から再開します。

午後3時16分 休憩

△

午後3時30分 再開

○議長（大田黒英生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

福祉部長松永高春君。

○福祉部長（松永高春君） 議案第27号、平成22年度大津町国民健康保険特別会計予算について説明いたします。予算書の中ほど、1枚目のピンクの表紙になります。

まず、1ページをお願いいたします。

第1条で、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ26億5千619万1千円とするものです。前年度と比較しますと、5千913万8千円、前年比2.28%の増となっております。

第2条で、一時借入金の最高額を1億円としています。

歳入について、予算に関する説明書の9ページをお願いします。併せて、概要書は49ページからです。

款1、項1、目1一般被保険者国民健康保険税を5億8千953万円、それから目2退職被保険者等国民健康保険税を3千934万円、10ページですが、税収の総額を6億2千887万円、前年比

4.67%増で計上しておりますが、一般被保険者の保険税の増額の要因ですが、景気低迷による被保険者の増加が主なものです。約204名ほど増えております。後期高齢者支援金は、74歳までの国保被保険者約6千929人が後期高齢者医療のため約4割を負担するものです。これは、従来の老人保健拠出金は各保険者が5割を拠出していましたが、後期高齢者医療制度により個人が保険料を1割負担しますので4割となっています。目2退職被保険者等の保険税について、65歳未満の公的年金の受給者及びその被扶養者で、国保・一般被保険者への移行により278世帯を見込んでいます。なお、退職者医療制度については、平成26年度末で終了となります。国民健康保険税の現在の賦課基準は、医療給付費分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分の3本立てで、いずれも所得割、均等割、平等割の3方式を採っていて、限度額は医療費給付費分47万円、後期高齢者支援分12万円、介護納付金分10万円で、合計69万円となっています。

11ページをお願いします。

款2、項1、目1督促状を発送する手数料で、1件80円の約1千880件を計上しています。

款3、項1、目1療養給付費等負担金は、一般被保険者の療養給付費、一般被保険者に係る前期高齢者交付金、老人保健医療費拠出金、後期高齢者支援金及び介護納付金に要する費用を基に算出されるもので、34%が国の負担金として交付されます。目2の共同事業負担金は、高額医療費共同事業に対しての国の負担金で、拠出金の4分の1が負担されます。目3特定健康診査等負担金については、40歳から74歳までの国保被保険者に対する特定健康診査及び特定保健指導に係る国の負担分で、策定健康診査2千516人、それから特定保健指導で積極的支援30人、動議付き支援100人を見込んでいます。

12ページをお願いします。

款3、項2、目1財政調整交付金で、普通調整交付金は国庫負担金と同様に算出されるもので、一般被保険者の医療費や所得による市町村間での財政力の不均衡を調整するために、国から約9%交付されます。また、特別調整交付金は、結核・精神に係る医療費が総医療費の15%を超えた場合、医療費適正化事業及び保険事業を実施した場合に、その一部が交付されるものです。目2介護従事者処遇完全臨時特例交付金は、介護従事者の処遇改善のため、その保険料の急激な上昇を抑制するために上昇分の2分の1が交付されます。目3出産育児一時金補助金は、平成21年10月から一時金が1件当たり4万円の引き上げに伴い、その2分の1が交付されます。47件分です。

款4、項1、目1共同事業負担金は、高額医療費共同事業に対しての県負担金で、国と同様に拠出金の4分の1を計上しています。目2特定健康審査等負担金については、特定健康診査及び特定保健指導に係る県負担分で、国と同様に健診費用の約3分の1を計上しています。

13ページをお願いします。

款4、項2、目1財政調整交付金で、普通調整交付金は、国の交付金と同じように一般被保険者の医療費や所得による市町村間の財政力の不均衡を調整するために県から約6%が交付されます。また、目2特別調整交付金は、医療費適正化事業及び保険事業を実施した場合に、その一部が交付されるものです。

款5、項1、目1療養給付費等交付金は、退職被保険者の療養給付費等の費用に充てるため、社会保険診療報酬支払基金から交付されるものです。

14ページをお願いします。

款6、項1、目1前期高齢者交付金については、前期高齢者、これは65歳から74歳までです、加入率が全保険者の前期高齢者加入率より高い場合は交付金となり、低い場合には納付金となるものです。大津町の場合は加入率が約31%と全保険者の加入率約12%より高く、交付されるものです。増額の要因は、前期高齢者及び前期高齢者の医療費の増加によるものです。

款7、項1、目1共同事業交付金は、高額医療費共同事業として医療費が1件につき80万円を超えた分に対して交付算定基準に基づき算定され、国保連合会から交付されるものです。目2保険財政共同安定化事業交付金は、保険財政共同安定化事業として医療費が1件につき30万円超え、80万円までの分に対して交付算定基準に基づき算定され、国保連合会から交付されるものです。

15ページをお願いします。

款8、項1、目1利子及び配当金は、国民健康保険基金の利子です。

款9、項1、目1一般会計繰入金については、国民健康保険制度の安定化を図るため、国保税の軽減分、これ県負担が4分の3、町負担が4分の1です。と、出産育児一時金就学の3分の2、その他総務管理費の事務費等法の範囲内で繰り入れるものです。減額の主な要因は、財政安定化支援事業繰入金で、後期高齢者の資格喪失に伴い、低所得者の被保険者が減少したことによるものです。

16ページをお願いします。

款9、項2、目1国民健康保険基金繰入金については、現在の基金残高は約6千530万円となっています。

款10、項1繰入金は、前年度からの繰り入れ見込額を計上しています。

17ページをお願いします。

款12、項1延滞金加算金及び過料で、国保税の延滞金を計上しています。款12、項4、目1一般被保険者第三者納付金、18ページの目4貸付金収入については、出産資金貸付金の返戻金を計上しています。

次に、歳出を説明いたします。19ページをお願いします。概要書は51ページです。

款1、項1、目1一般管理費については、レセプト点検の報酬、共同電算委託料、パソコン保守委託料及びその他需用費等を計上しています。

20ページをお願いします。

目2連合会負担金については、平等割、被保険者数割等で算定されます。

款1、項2、目1運営協議会費については、国保運営協議会の運営に要する経費を計上しています。

21ページをお願いします。

款1、項3、目1趣旨普及費については、啓発用のパンフレットの費用を計上しています。

款2、項1、目1及び目2で、一般被保険者及び退職被保険者の医療費の保険者負担分7割の見込額を計上しています。目3及び22ページの目4では、治療用器具等に伴う費用を計上しています。

予算比較で増額につきましては医療費の増加、また減額については医療制度改革に伴い退職被保険者の移行によるものが主な要因です。目5審査支払手数料については、熊本県国保連合会でのレセプト審査支払に要する経費及び電算処理手数料を計上しています。

款2、項2高額療養費については、同一被保険者が同一月内に同一の医療機関等に支払った一部負担金の額が8万100円を超えた場合に支給するものです。

23ページをお願いします。

目3及び目4の高額介護合算療養費については医療制度改革に伴う措置で、1年間の、これは8月1日から翌年の7月31日ですけれども、医療保険等介護給付費の自己負担の合算額が高額になる場合に負担を軽減するために支給するもので、限度額を超えた分について医療保険、介護保険から比率によりそれぞれ支給されるものです。

24ページをお願いします。

款2、項4、目1出産育児一時金については1件42万円で、47件分を見込んで計上しています。款2、項5、目1葬祭給付費については1件2万円の50件分を計上しています。

25ページをお願いします。

款3、項1、目1後期高齢者支援金については、後期高齢者の医療費に要する費用を支援するもので、国が通知した被保険者1人当たりの額で算定されます。目2後期高齢者関係事務費拠出金、同じように事務に要する費用を計上しています。ちなみに、20年度につきましては、1人当たり4万3千251円ですので、大体7千197人ですので、そういう感じで計算をしております。

26ページをお願いいたします。

項4、目1前期高齢者納付金等については、同様に国の基準により加入者1人当たりの負担調整対象見込額に被保険者数を乗じて算出されます。

款5、項1老人保健拠出金は、老人保健医療に要する費用を各保険者負担するものですが、平成20年4月診療分より後期高齢者医療制度へ移行したため、平成20年3月診療分以前の過年度精算分の拠出金等を計上しています。

27ページをお願いします。

款6、項1、目1介護納付金は、介護保険に要する費用について保険者が納付金として負担するもので、介護保険2号被保険者の人数等を基に算定されるものです。

款7、項1、目1高額医療費共同事業医療費拠出金は、1件80万円を超える高額な医療費の発生に伴う保険者の財政運営を緩和するための事業で、各市町村が国保連合会に拠出するものです。

28ページをお願いします。

目3保険財政共同安定化事業拠出金は、1件30万円を超え80万円までの高額の医療費の発生に伴う保険者の財政運営を緩和するための事業で、各市町村が国保連合会に拠出するものです。

款8、項1、目1特定健康診査等事業費については、40歳から74歳までの国保被保険者に対する特定健康診査及び特定保健指導に係る費用及び人間ドックの補助金と事務費を計上しています。平成22年度の見込みとしましては、先ほど説明いたしました特定健康診査が2千516人、積極的支

援30人、動機付け100人、人間ドック700人で計上しております。

29ページをお願いします。

款8、項2、目1保健衛生普及費については、健康教室及び医療費通知等の費用を計上しています。

30ページをお願いします。

目2はり・きゅう施術費については、はり・きゅう施術補助金を計上しています。1人年間30枚を限度としております。

31ページをお願いします。

款11、項1償還金及び還付加算金については、過年度の社会保険加入や修正申告により過年度分の国保税が減額となった場合の還付金、出産費資金貸付金及び償還金を計上しています。

32ページをお願いします。

款12予備費については、予測のできない緊急な経費に対応するためのものです。

以上、よろしくお願ひいたします。

続きまして、議案第28号、平成22年度大津町老人保健特別会計予算について説明いたします。予算書の1ページをお願いします。

第1条で、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ338万5千円とするものです。前年度と比較しますと265万円、前年比56.09%の減となっています。これは、平成20年4月から老人保健制度に変わって後期高齢者医療制度となり、平成20年3月時点の診療分に係る精算に伴う予算となったためです。

歳入について予算に関する説明書の7ページをお願いします。併せて、概要書は53ページからです。

款1、項1、目1医療費交付金については、社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、月遅れ請求分の医療費給付費及び支給費の12分の6が交付されます。目2審査支払手数料交付金については、社会保険診療報酬支払基金から月遅れ請求分の老人医療レセプト審査支払手数料として交付されます。

款2、項1、目1医療費負担金及び8ページの款3、項1、目1県負担金については、今年度から概算交付がなくなり、翌年度精算交付となったため1千円のみ計上しています。

款4、項1、目1一般会計繰入金については、12分の1の町負担分と国・県負担分が翌年度交付となるための一時負担分を計上しています。なお、この一時負担分については翌年度に精算し、一般会計に繰り出すこととなります。

款5、項1、目1繰越金は、前年度からの繰り越し見込額を計上しています。

次に、歳出を説明いたします。11ページをお願いします。概要書は54ページです。

款1、項1、目1医療費給付費については老人医療の給付費で、医療機関に受診する費用額として、平成20年3月以前の請求分の給付費見込みにより計上しています。目2医療費支給費については、コルセット等の治療用装具代、鍼灸マッサージ代及び老人高額医療費の償還払いの経費として、平成20年3月時点の給付費見込みにより計上しています。目3審査支払手数料についても、同じように

審査支払期間に支払うレセプト審査のための費用を計上しています。

款2、項1、目1償還金については、平成21年度分の支払基金、国・県への償還金を計上しています。

12ページをお願いします。

款2、項2、目1一般会計繰出金については、一般会計の繰出金として1万2千円を計上しています。

以上、よろしく願いいたします。

議案第31号、平成22年度大津町介護保険特別会計予算について説明いたします。予算書のピンクの表紙の後から4枚目をお願いします。1ページをお願いします。

第1条で、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ19億5千780万6千円とするものです。前年度と比較しますと5千887万5千円、前年比3.10%の増となっています。

第2条で、一時借入金の最高額を1億円としています。

歳入について、予算に関する説明書の8ページをお願いします。併せて概要書は56ページからです。

款1、項1、目1第1号被保険者保険料ですが、65歳以上の被保険者に係る保険料の収入額は、介護給付歳出見込み総額から国・県・町負担金、調整交付金及び支払基金交付金を差し引いた額を計上しています。なお、平成22年度の第1号被保険者を特別徴収5千486人、普通徴収437人、合計5千923人で推計しております。

款2、項1、目1手数料については、督促手数料、生活管理指導員派遣事業における利用者の手数料を計上しています。

9ページをお願いします。

款3、項1、目1介護給付費負担金については、介護給付費歳出見込み総額の国負担分20%を計上しています。ただし、施設給付費等に係るものについては15%です。款3、項2、目1調整交付金については、介護給付費歳出見込み総額の約7.2%を計上しています。目2地域支援事業交付金については、地域支援事業に対する国の交付金で、交付割合は介護予防事業の25%、包括的支援事業、任意事業の40%を計上しています。目3介護保険事業費補助金については、介護予防実態調査分析支援事業に対する国の補助金で、基本チェックリストを高齢者に配付、回収するものです。約4千800人を予定しています。

10ページをお願いします。

款4、項1、目1介護給付費交付金ですが、第2号被保険者負担率30%分については、社会保険診療報酬支払基金が各医療保険者から徴収した介護給付費納付金、これは第2号被保険者からの保険料ですが、これが充てられ、支払基金から定率分介護給付費交付金として交付されるものです。目2地域支援事業支援交付金については、地域支援事業に対する社会保険診療報酬支払基金の交付金で、介護予防事業の30%を計上しています。

款5、項1、目1介護給付費負担金については、介護給付費歳出見込み総額の県負担分12.5%を

計上しています。ただし、施設給付費等に係るものについては17.5%です。

11ページをお願いします。

款5、項2、目1地域支援事業交付金については、地域支援事業に対する県の交付金で、交付割合は介護予防事業の12.5%、包括的支援事業、任意事業の20%を計上しています。

款6、項1、目1介護給付費繰入金については、介護給付費歳出見込総額の12.5%を計上しています。目2地域支援事業支援交付金については、地域支援事業に対する町の繰入金で、交付割合は介護予防事業の12.5%、包括支援事業任意事業の20%を計上しています。目3その他一般会計繰入金については、認定の事務費用、その他介護保険事業に係る事務費の繰入金を計上しています。

12ページをお願いします。

款6、項2、目1介護給付費準備基金繰入金については、介護給付費財源として保険料の不足分が見込まれ、基金を取り崩して対応するものです。目2介護従事者処遇改善臨時特例基金については、介護従事者処遇改善のため、給付費を増額した者のうち保険料分を国が平成20年度に交付していたもので、約3分の1を取り崩して対応するものです。

款7、項1、目1利子及び配当金については、介護給付費準備基金、現在高、2千367万2千円と、介護従事者処遇改善臨時特例基金、現在高1千381万5千円の利子を計上しています。

13ページをお願いします。

款8、項1、目1繰越金については、平成21年度に支払い予定でありました高額医療合算介護サービス等費が国保連合会のシステム改修が間に合わず、平成22年度に繰り越し支給するものです。

款9、項2、目1雑入は、介護認定資料のコピー代です。

14ページをお願いします。

款9、項3、目1介護予防サービス計画費収入については、地域包括支援センターで行う要支援者に対するケアプラン作成収入を計上しています。

次に、歳出を説明いたします。15ページをお願いします。概要書は58ページからです。

款1、項1、目1一般管理費については、介護保険事務に必要な物件費等計上しています。款1、項2、目1賦課徴収費については介護保険料の賦課徴収に要する経費で、主に納付書の印刷郵送料です。

16、17ページをお願いします。

款1、項3、目1介護認定審査会費については、要介護、要支援認定の審査判定業務に要する費用で、主なものは節19です。広域連合介護保険事業負担金です。増額の要因ですが、負担金については広域連合の基金より270万2千円を繰り入れていましたが、基金が減少したため負担金が増額となっております。目2認定調査等費については、介護認定申請後の介護認定調査における主治医意見書料、更新手続き及び結果通知書等の通信運搬費、認定調査員報酬等を計上しています。款1、項4、目1計画策定等委員会費については、介護保険事業計画等策定委員会や地域包括支援センター及び地域密着型サービスに関する運営委員会に要する費用を計上しています。

18ページをお願いします。

節13委託料で、第5期介護保険事業計画に伴う大津町分の実態調査及び分析のための委託料です。節19負担金についても、第5期介護保険計画に伴う菊池郡市全体の実態調査等に伴う広域連合への負担金です。

款2、項1、目1介護サービス等諸費については、介護保険サービスの費用から利用者の自己負担1割を除いた残りの9割分を給付費として予算計上しています。主な項目は、居宅サービス給付費、施設サービス給付費等で、増額の要因は、それぞれ利用者、給付費の伸びによるものです。

19ページをお願いします。

款2、項2、目1その他諸費については、熊本県国民健康保険団体連合会への介護給付費の審査支払手数料が主なものです。月に約2千件ほどございます。款2、項3、目1高額介護サービス等費については、介護サービス利用者が支払った1割の負担額が世帯合計で一月3万7千200円を超えた場合に、その答え部分を払い戻すものです。なお、低所得者には別に軽減された上限額を設定しています。

20ページをお願いします。

款2、項4、目1高額医療合算介護サービス等費については、介護サービス利用者が支払った医療と、介護の負担額は一般の世帯で年67万円を超えた場合に、その超えた分を支給するものです。なお、低所得者には別に軽減された上限額となっています。

款3、項1、目1介護予防事業費については、高齢者が要介護状態にならないように、特定高齢者施策として特定高齢者把握事業、生活管理指導員派遣事業、通所型介護予防事業及び訪問型介護予防事業を実施し、一般高齢者施策として介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動支援事業の講師謝礼、需用費等の費用を計上しています。

21ページの介護予防はつつ元気づくり事業は、特定高齢者を対象に昨年まで一般会計で実施していました生きがい対応型デイサービス事業を特別会計の介護予防事業で実施するものです。目2包括的支援事業費については、高齢者の健康の維持、保健、福祉、医療の向上と増進のために必要な援助、支援を包括的に担う地域の中核機関としての地域包括支援センターに係る費用を計上しています。なお、増額の主なものは、職員給与関係で1名分を目1の介護予防事業で計上していたものを包括的支援事業で3名分計上したことによるものです。

23ページをお願いします。

款3、項1、目3任意事業費については、成年後見制度の申し立てに係る手数料、一人暮らしの高齢者等に給食サービスを行う食の自立支援事業、ホットライン体制整備事業は、65歳以上の単独世帯及び高齢者のみの世帯を対象に、昨年度まで一般会計で実施していました緊急通報システム業務を特別会計の任意事業として実施するものです。節20扶助費の家族介護用品支給事業については、要介護3以上の高齢者を居宅で介護している家庭を対象に、主にオムツ等の購入助成を行い、経済的負担を軽減するものです。

24ページをお願いします。

款3、項1、目4介護予防実態調査分析支援事業は、国のモデル事業として昨年の10月から実施

しているもので、多くの高齢者の生活機能実態を把握するため、65歳以上の要支援、要介護認定者を除く全高齢者に特定高齢者把握事業の基本となります基本チェックリストを配付し、5割以上を目標に回収する事業です。主なもので、節7賃金は、事務補助員及びチェックリスト未回収者へのアプローチのため、保健師を6カ月間雇用するものです。節11事業費は、トナー、パンフレット等、節12役務費はリストの配付、返信用の郵便代、節14使用料及び賃借料は、事業実施に伴うパソコン等機器のリース料を計上しています。

款4、項1、目1介護給付費準備基金積立金及び25ページの目2介護従事者処遇改善臨時特例基金の節25積立金は、いずれも基金利子分を計上しています。

款5、項1、目1第1号被保険者保険料還付金については、過年度分に係る保険料の払戻金を計上しています。

26ページをお願いします。

款7、項1、目1予備費については、介護給付費等の緊急な経費に対応するためのものです。

以上、よろしく願いいたします。

最後に、議案第33号、平成22年度大津町後期高齢者医療特別会計予算について説明いたします。予算書の1ページをお願いします。

第1条で、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ2億4千385万6千円とするものです。前年度と比較しますと736万1千円、前年比3.11%の増となっています。熊本県の後期高齢者の保険料は、制度施行後2年を経過しまして、平成22年度から保険料が改定され、均等割額が4万6千700円から4万7千円に、所得割率が8.62%から9.03%になっています。保険料の県下の1人当たりの平均額は、軽減後、概算で年5万1千931円で、大津町で概算で計算いたしましたところ4万9千992円となっています。若干、県の平均よりも下がっております。被保険者は、約3千415人を見込んでいます。

歳入について予算に関する説明書の7ページをお願いします。併せて、概要書は61ページです。

先ほど説明いたしましたように、款1、項1、目1特別徴収保険料については、均等割額4万7千円、所得割率9.03%を基に、広域連合において算定された大津町の後期高齢者医療保険者の保険料の特別徴収対象者を60%として計上しています。目2普通徴収保険料については、同様に普通徴収者を40%として計上しています。

8ページをお願いします。

款4、項1、目1事務費繰入金については、後期高齢者医療の事務を行うために一般会計から繰り入れるもので、一般管理費のほか主なものは、保険料徴収事務に係る事務費を計上しています。目2保険基盤安定繰入金については、保険料の軽減分として県負担分の4分の3、町負担分4分1を繰り入れるものです。目3保健事業等繰入金については町の単独事業ではり・きゅう施術補助対する費用を繰り入れるものです。

それから、9ページをお願いします。

款5、項1、目1繰越金については、前年度からの繰り越し見込額を計上しております。

10ページをお願いします。

款6、項4、目1後期高齢者医療広域連合受託事業収入については、後期高齢者の健康診査の受託に対する広域連合からの委託料で、受診見込保険者993人分の健診費用及び事務費を計上しています。

次に、歳出を説明いたします。12ページをお願いします。

款1、項1、目1一般管理費については、共同電算回線使用料、各種通知用郵便代及び後期高齢者医療の事務を行うための需用費等を計上しています。款1、項2、目1徴収費については、保険料徴収のための納付書等の印刷製本費及び納付書送付用の郵便代を計上しています。

13ページをお願いします。

款2、項1、目1後期高齢者医療広域連合納付金については、被保険者が納付する保健料1億6千730万9千円、基盤安定負担金6千450万8千円及び滞納繰越分保険料30万円を計上しています。款3、項1、目1健康診査費については、被保険者のうち健康診査受診見込み者数993人分の費用、健診委託料及び通信運搬費等を計上しています。

14ページをお願いします。

款3、項1、目2はり・きゅう施術費については、はり・きゅう施術補助金を計上しています。千円の延べ750件分です。1人年間30枚を限度としています。

15ページをお願いします。

款5、項1、目1予備費は、予測のできない緊急な経費に対応するためのものです。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（大田黒英生君） 経済部長西本昇二君。

○経済部長（西本昇二君） 議案第29号の平成22年度大津町外四ケ市町村共有財産管理处分事務受託特別会計予算についてご説明申し上げます。ピンク色の3枚目になります。それから、議案集は52ページです。予算の概要は54ページからになります。

予算書の1ページをお願いします。

歳入歳出予算の第1条で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ243万2千円といたしております。

説明書の7ページをお願いします。

歳入からご説明申し上げます。

款1、項1、目1の財産収入は、分収林収益分収金ほかそれぞれの座取りをお願いしております。

款2、項1、目1の繰越金でございますが、前年度の繰越金242万8千円を計上いたしております。

款3、項1、目1の諸収入、節2の雑入は、水源林整備事業受託費用分収入見込座取りをお願いしております。

次に、8ページをお願いします。歳出でございます。

款1、項1、目1の一般管理費の節7の賃金から節16の原材料費まで、それぞれ事務関係、維持管理費関係料を計上いたしております。節19の負担金補助及び交付金の大規模林道事業負担金でござ

ございますが、大規模林道菊池人吉線、菊池大津間における事業の受益者負担金でございます。

9ページをお願いいたします。

款2、項1、目1の予備費として、32万円を計上いたしております。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（大田黒英生君） 土木部長併任工業用水道課長中山誠也君。

○土木部長併任工業用水道課長（中山誠也君） 議案第30号、平成22年度大津町公共下水道特別会計予算についてご説明申し上げます。ピンクの表紙の後から5番目になります。

当初予算の概要につきましては、55、56ページになります。併せてご覧いただきたいと思っております。

予算書の1ページをお願いいたします。

第1条で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億6千635万5千円と定めております。

第2条で、債務負担行為を第2表債務負担行為によるとしております。

第3条で、地方債を第3表地方債によるとしております。

第4条で、一時借入金の最高額を定めております。

4ページをお願いします。

第2表債務負担行為として、上段の部分につきましては、下水道計画区域内における水洗化の促進を図るため、水洗化改造資金の融資斡旋をするにあたり、金融機関が有した資金の損失補償をするものです。融資枠、期間、限度額は、記載のとおりです。また下段の事業につきましては、大津町浄化センターが平成元年に一部供用開始を行い、既に20年以上が経過し、場内の水処理施設や汚泥処理施設の電気設備工事等が老朽化に伴い機械の故障等が発生しており、部品を交換するにも既に製造していない等で、現在非常に対応に苦慮しているところです。今後、将来にわたり安定的かつ効率的に施設を維持し、円滑に管理運営をするために、平成22年度から平成24年度までの3カ年で電気設備等の改築を行うにあたり、限度額として総額8億8千130万円の予算を計上しております。その改築の内容としましては、中央監視施設、汚泥脱水施設、受変電施設、沈砂池設備、土壌脱臭設備、汚泥濃縮消火設備などがあります。

5ページをお願いいたします。

第3表地方債として、1の公共下水道事業債は、本年度の管路工事や処理場改築の事業費に対する起債です。2の公共下水道債特別処置分については、財政措置分については財政措置の変更に伴い創設されたもので、後年度交付税の対象になり、起債になります。3の資本平準化債は、先行投資に伴う債務の一部を繰り延べし、後年度の利用者にも負担してもらうための起債になります。限度額、起債の方法、利率、償還の方法は、記載のとおりです。

予算に関する説明書により詳細を説明いたします。9ページの歳入から説明いたします。

款1、項1、目1負担金は、本年度賦課予定の公共下水道が使用できる区域に対しての受益者負担金と過年度に賦課されて継続して納入される見込の額を計上しております。

款2、項1、目1使用料は、一般家庭、学校、企業等からのし尿や生活雑排水及び工場廃水に対す

る下水道使用料で、直接徴収分と企業団徴収分を計上しております。項2、目1手数料は、積年技術者指定工事店の登録手数料及び督促手数料になります。

10ページをお願いいたします。

款3、項1、目1公共下水道国庫負担金は、本年度の公共下水道事業に対する補助金です。工事内容によって50%または55%の補助になります。

款4、項1、目1一般会計繰入金は、下水道事業に伴う人件費、事業費、公債費償還等のために繰り入れるものです。

11ページをお願いいたします。

款5、項1、目1繰越金は、前年度からの繰り越し見込額を計上いたしております。

12ページをお願いいたします。

款7、項1、目1公共下水道事業債及び目2資本平準化債は、先ほど表3地方債のところで説明したとおりです。このうち事業債につきましては、補助事業は補助残の90%、起債事業は事業費の95%になります。

13ページをお願いいたします。

款8、項1、目1利子及び配当金は、下水道事業基金の利子を見込んでおります。

次に、歳出を説明いたします。14ページから16ページをお願いします。

款1、項1、目1総務管理費につきましては、節2、節3、節4は、職員6名の人件費等の費用、節8報償費で受益者負担金、納期前払い報奨金、節13委託料では水道企業団に使用料の徴収委託をする費用、また排水設備管理システム更新として、過年度に下水道に接続された土地の受益者負担金や水洗化工事関係の情報を入れる費用を計上しております。節18備品購入費は、排水設備管理用としてパソコンを更新する費用を計上しております。節19負担金補助及び交付金のうち負担金は、水道企業団が使用料算定のために電算機を導入したことに伴う負担金で、補助金では漁業振興のための漁協への補助金や水洗化を推進するための助成金を計上しております。節27公課費で、平成20年度分の消費税を計上しております。

16ページから18ページをお願いします。

目2事業費につきましては、主に節13委託料では、管路工事实施のための測量設計費用、浄化センターを今後長期間維持管理していくための計画を立てる費用を計上しております。また、先ほど債務負担行為の中で説明しましたように、浄化センターの電気機械設備等の改築を本年度から3年間で行うための委託費用を計上しております。なお、本年度は中央監視設備、汚泥脱水設備、受変電設備の改築を行う計画です。次に、余剰ガス燃焼装置の改築に伴う詳細設計の平常費用を計上しております。節15工事請負費では、雇用促進住宅北側道路などの污水管管渠設備工事を、節22補償補てん及び賠償金では、工事实施に関連する支障が出る場合に対応するための上水道管移設費を見込んでおります。その他、事業実施のための事務費用等を計上しております。

18、19ページお願いいたします。

目3維持費、維持管理費につきましては、節12役務費では建物の保険料、節13委託料では平成

20年度から行っている浄化センター等施設及びマンホールポンプ管理を包括的民間委託する費用、民間委託を監視するためのモニタリング費用、また新たに平成23年度から施設の包括的民間委託を行うための詳細な計画書を作成する費用を計上しております。目4下水道事業基金費は、基金の利子を積み立てるための積立金を計上しております。

款2、項1、目1元金は、町債の定時償還金を、目2利子は長期債の利子償還及び一時借入金の利子を計上しております。

20ページをお願いいたします。

款3、項1、目1予備費は、不測の事態に対応する費用として計上しております。

続きまして、議案第32号、平成22年度大津町農業集落排水特別会計予算について説明いたします。ピンクの後から3番目になります。当初予算の概要につきましては、59から60ページになります。予算書の1ページをお願いいたします。

第1条で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億5千550万4千円と定めております。

第2条で、地方債を第2表地方債によるとしております。

第3条で、一時借入金の最高額を定めております。

4ページをお願いします。

第2表地方債として、本年度は杉水浄化センター処理区域のうち、平川地区が主になりますが、農業集落排水事業を実施するための起債を計上しております。限度額、起債の方法、利率、償還の方法は、記載のとおりです。予算に関する説明書により詳細を説明いたします。

8ページをお願いいたします。歳入から説明いたします。

款1、項1、目1農業集落排水事業分担金は、錦野地区、杉水地区、平川地区の土地及び家屋所有者等からの現年度と過年度分の分担金の見込額を計上しております。

款2、項1、目1使用料は、矢護川地区、錦野地区及び杉水地区の農業集落排水施設使用料を見込んでおります。項2、目1手数料は、督促手数料になります。

9ページをお願いします。

款1、項1、目1農林水産業費国庫補助金は、本年度の杉水浄化センター処理区域のうち、平川地区の農業集落排水事業に対する補助金を計上しております。補助率50%になります。款1、項1、目1農業集落排水費県補助金は、施設整備推進事業補助金として事業に係る地方債償還に要する経費として、前年度補助対象事業費の6.5%を計上しております。

款5、項1、目1一般会計繰入金は、農業集落排水事業に伴う人件費、事業費、維持管理費、交際費の元金及び利子の一部に充当するために一般会計から繰り入れるものです。

10ページをお願いします。

款5、項2、目1基金繰入金は、農業集落排水事業の公債費の利子、返済のために基金から繰り入れるものです。

款6、項1、目1繰越金は、前年度からの繰越見込額を計上しております。

11ページをお願いします。

款7、項3、目1雑入につきましては、事業に係る消費税還付金を見込んでおります。

款8、項1、目1農業集落排水事業債は、本年度の事業を行う平川地区の事業に関する事業債になります。補助対象の場合は、補助裏の90%、起債事業の場合は事業費の95%になります。

12ページをお願いします。

款9、項1、目1利子及び配当金は、農業集落排水事業基金の利子を見込んでおります。

続きまして、歳出を説明いたします。13ページをお願いします。

款1、項1、目1総務管理費は、職員2名の人件費と錦野地区、杉水地区の水洗化助成金を見込んでおります。

14ページから15ページをお願いします。

目2農業集落排水事業費につきましては、主に節1報償費と節9旅費の中の費用弁償は、事業推進のための委員会の費用になります。節13委託料は、杉水浄化センターの機能調整業務費と管路の単年度実施設計などの費用になります。節14使用料及び賃借料では、設計用パソコン、工事用図面のためのコピー機、節15工事請負費で平川地区の管路工事を予定しております。節22補償補てん及び賠償金は、管路工事に伴って支障が出る場合の上水道の移設費用です。ほか、事業実施のための事務費を計上しております。

16ページをお願いします。

目3維持管理費の主なものは、矢護川、錦野及び杉水浄化センターの運転をするための費用で、節11需用費の中で光熱水費を、節12役務費では汚泥の引き抜き手数料、節13委託料は維持管理の費用を計上しております。目4農業集落排水事業基金費は、消費税還付金や基金の利子などを基金に積み立てるものです。

17ページをお願いします。

款2、項1、目1元金及び目2利子は、地方債の元利償還金及び一時借入金の利子を計上しております。

款3、項1、目1予備費は、不測の事態に対応する場合の費用として計上しております。

次に、最後になります。議案第34号になります。最後の赤い表紙になります。議案第34号、平成22年度大津町工業用水道事業会計予算について説明いたします。当初予算の概要は、62、63ページになります。

予算書の1ページをお願いします。

第2条、業務の予定では、9事業所に対して年間109万500立方メートル、1日平均3千立方メートルの給水計画を立てております。

第3条収益的収入及び支出の予定額は、収入及び支出の総額をそれぞれ5千287万4千円としております。

第4条、資本的収入及び支出の予定額の中で、収入は計上しておりません。

2ページをお願いします。

支出では、資本的支出を2千805万9千円計上しております。

第5条で、議会の議決を経なければ流用することができない経費として、職員の給与費を計上しております。

第6条で、利益剰余金の処分として、減債積立金に800万円を積み立てるようにしております。詳細を説明いたします。説明書の1ページをお願いします。次のページになります。

収益的収入及び支出のうち収入では、款1、項1、目1給水収益で、中核工業団地9社分の水道料金を計上し、項2、目1受取利息及び配当金では、定期預金の利子を計上しております。

支出では、款1、項1営業費用の中で、目1原水費は電気計装設備の保守点検、修繕費、ポンプ運転に伴う電気料金、水道企業団からの緊急用水道代等を計上しております。目2排水及び給水費は、量水器メーター購入及び取り付け費用を計上しております。目3総経費は、職員1名分の人件費や電算システム使用料などの費用になります。

2ページをお願いします。

目4減価償却費は、工業用水道関連施設の固定資産等の減価償却費を計上し、項2、目1支払利息及び企業債取扱諸費は、企業債の償還にかかる利息を計上しております。目2消費税及び地方消費税は、給水使用料に係る消費税分を計上しております。

項2、目2その他の特別損失は、企業債の繰上償還金に係る補償金を計上しております。項4、目1予備費は、不測の事態に対応する場合の費用として計上しております。

次に、資本的収入及び支出ですが、収入は見込んでおりません。支出につきましては、款1、項2、目1企業債償還金は、企業債の元利償還金を計上しております。

以上でございます。よろしくをお願いします。

○議長（大田黒英生君） 提案理由の説明が終わりました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会とします。

午後4時26分 散会

本 会 議

議 案 質 疑

委 員 会 付 託

平成22年第1回大津町議会定例会会議録

平成22年第1回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第2日)

平成22年3月10日(水曜日)

出席議員	1番 金田俊二 2番 府内隆博 3番 吉永弘則 4番 源川貞夫 5番 鈴木ムツヨ 6番 大塚龍一郎 7番 新開則明 8番 月尾純一朗 9番 坂本典光 10番 石原大成 11番 手嶋靖隆 12番 永田和彦 13番 松永幸久 14番 宇野光廣 15番 荒木俊彦 16番 大田黒英生																																
欠席議員																																	
職務のため出席した事務局職員	局長 松岡勇次 書記 羽熊幸治																																
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	<table border="0"> <tr> <td>町</td> <td>長 家入 勲</td> <td>総務部総務課長 兼ねて地域安全係長</td> <td>桐原 則雄</td> </tr> <tr> <td>総務部</td> <td>長 首藤 誠治</td> <td>企画部企画課長 兼ねて財政係長</td> <td>木村 誠</td> </tr> <tr> <td>企画部</td> <td>長 徳永 保則</td> <td>総務部行政係長</td> <td>藤本 聖二</td> </tr> <tr> <td>会計管理者 兼ねて会計課長</td> <td>西村 和正</td> <td>教育長</td> <td>那須 雪子</td> </tr> <tr> <td>福祉部</td> <td>長 松永 高春</td> <td>教育部長</td> <td>大塚 武年</td> </tr> <tr> <td>土木部長 併任工業用水道課長</td> <td>中山 誠也</td> <td>農業委員会事務局長</td> <td>服部 次子</td> </tr> <tr> <td>経済部</td> <td>長 西本 昇二</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>子育て支援課長</td> <td>大塚 武年</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	町	長 家入 勲	総務部総務課長 兼ねて地域安全係長	桐原 則雄	総務部	長 首藤 誠治	企画部企画課長 兼ねて財政係長	木村 誠	企画部	長 徳永 保則	総務部行政係長	藤本 聖二	会計管理者 兼ねて会計課長	西村 和正	教育長	那須 雪子	福祉部	長 松永 高春	教育部長	大塚 武年	土木部長 併任工業用水道課長	中山 誠也	農業委員会事務局長	服部 次子	経済部	長 西本 昇二			子育て支援課長	大塚 武年		
町	長 家入 勲	総務部総務課長 兼ねて地域安全係長	桐原 則雄																														
総務部	長 首藤 誠治	企画部企画課長 兼ねて財政係長	木村 誠																														
企画部	長 徳永 保則	総務部行政係長	藤本 聖二																														
会計管理者 兼ねて会計課長	西村 和正	教育長	那須 雪子																														
福祉部	長 松永 高春	教育部長	大塚 武年																														
土木部長 併任工業用水道課長	中山 誠也	農業委員会事務局長	服部 次子																														
経済部	長 西本 昇二																																
子育て支援課長	大塚 武年																																

議 事 日 程 (第 2 号) 平成 2 2 年 3 月 1 0 日 (水) 午前 1 0 時 開会
開議

日程第 1	議案質疑	
	承認第 1 号	質 疑
	議案第 1 号	質 疑
	議案第 2 号	質 疑
	議案第 3 号	質 疑
	議案第 4 号から議案第 1 0 号まで	一括質疑
	討論、表決	
	議案第 1 1 号	質 疑
	議案第 1 2 号	質 疑
	議案第 1 3 号	質 疑
	議案第 1 4 号	質 疑
	議案第 1 5 号から議案第 1 7 号まで	一括質疑
	議案第 1 8 号	質 疑
	議案第 1 9 号	質 疑
	議案第 2 0 号	質 疑
	議案第 2 1 号	質 疑
	議案第 2 2 号	質 疑
	議案第 2 3 号及び議案第 2 5 号まで	一括質疑
	議案第 2 6 号	質 疑
	議案第 2 7 号	質 疑
	議案第 2 8 号	質 疑
	議案第 2 9 号及び議案第 3 0 号	一括質疑
	議案第 3 1 号	質 疑
	議案第 3 2 号	質 疑
	議案第 3 3 号	質 疑
	議案第 3 4 号	質 疑
日程第 2	委員会付託	
	議案第 1 1 号から議案 3 4 号まで	
	請願第 1 号、陳情第 1 号	

午前 1 0 時 0 0 分 開会
開議

○議長（大田黒英生君） これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、議席に配付のとおりです。

日程第1 議案質疑

○議長（大田黒英生君） 日程第1 議案質疑を行います。お諮りします。

承認第1号、専決処分を報告し承認を求めることについてから、議案第10号、平成21年度大津町工業用水道事業会計補正予算（第3号）についてまでの11件は、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略し、会議で審議を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 異議なしと認めます。したがって、承認第1号から議案第10号までの11件は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。

承認第1号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第1号を議題とします。質疑ありませんか。永田和彦君。

○12番（永田和彦君） 議案第1号について、質疑いたします。

説明資料あたりをずっと目を通しますれば、昨日の説明とあわせまして、旅費を支給するに対して反対するものではありません。ただ、別表に当てはめて旅費を支給するという形をとっておられます。別表を見てもみますれば、例えば50キロメートル以上100キロメートル未満とかいうあいまいな数字でありまして、今現在、求められるのは透明性であり、的確な数字を出すことではないかなと思いますれば、実費計算、実費を精算して支払うのが当たり前ではないかなと。実際、私も長年議員をやっておりますれば、こういった支払いの仕方というのはまずいと思うんですよ。やはり、もう時代は政治資金あたりの流れもですよ、1円までの領収書を取っておきなさいという時代でありますから、そのかかった費用に対して実費を支払うというのが妥当ではないかと思いますが、この点について質疑いたします。

○議長（大田黒英生君） 総務部長首藤誠治君。

○総務部長（首藤誠治君） 永田議員の質疑にお答えします。

移転料と旅費等の支給について、実費ですべきではないかということでお話がありました。4ページの別表第4についてですけれども、様々勘案していかなければならないところだと思いますけれども、この別表第3にありますこの表で、昨日ご説明しました東京については千キロ以上1千500キロ未満ということで支給をいたしますというお話をしておりますが、この表については、国家公務員に準じてということで、国家公務員の旅費規程に規定をしてありますので、私たちの方では物価とかいろいろなことはあるかと思いますが、国家公務員に準じてこの表を適用させていただいたというこ

とであります。

○議 長（大田黒英生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第2号を議題とします。質疑ありませんか。荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 平成21年度の一般会計補正予算について、質疑をいたします。

予算書の106ページの、それから説明書が37ページです。19の負担金補助金の欄ですが、幼稚園の就園補助金が大きく減額がなされております。説明を読むんですが、どうもいまいはっきりしないと。高額階層部分の該当者の減。これは、何か所得が高額なのかどうなのか、はっきりしません。この点がちょっと不明ですので、もう少しわからやすく説明をお願いしたいと思います。

○議 長（大田黒英生君） 教育部長大塚武年君。

○教育部長兼子育て支援課長（大塚武年君） 荒木議員の質疑にお答えをいたします。

106ページの幼稚園費の中で、19補助金の減額補正でございますけれども、公立・私立保育園の就園補助金を420万6千円減額いたしております。当初見込んでおりました該当児童の減少に伴うものですが、当初私立を252名、それから公立を17名と見込んでおりました。最終的に該当児童が私立が232名で20名の減、それから公立が5名で12名の減ということで、合計32名の減少となっております。それに伴う補助金額の減少ということですが、私立が369万円、公立が51万6千円です。

それから、今言われました高額階層該当者の減少に伴う補助金の減額ということですが、例えば極端な例を申しますと11万6千300円該当の方が11名で予定しておりましたけれども2人の該当ということです。それから21年度は20名の方が途中入所ということでしたので、月割りの金額になっております。ちなみに、私立幼稚園2園ございますけれども、その2園の21年度の大津町の通園児童が20年度と比較しまして21名減少しておりますので、それも一つといいますか、それが大きな要因ではないかというふうに思っております。

○議 長（大田黒英生君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 補助額が高額な世帯が減ったということだと思いますが、それでその幼稚園の人数が、入園者が減少したということのようですが、幼稚園は定員があるのかどうかちょっと私も不明ですが、その入園者が減少をした背景というのは、何か理由とかはわかりませんか。

○議 長（大田黒英生君） 教育部長大塚武年君。

○教育部長兼子育て支援課長（大塚武年君） 今申しました私立幼稚園の通園児童の減少につきましては、定員がございます。ただ私立幼稚園ですので、大津町だけではなくて他市町村からも通園されますので、そのうち大津町の通園児童が減少したということですので、幼稚園自体の児童数は減ってはいないと思います。

○議 長（大田黒英生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第3号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第4号から議案第10号までの7件を一括して議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。これで、承認第1号から議案第10号までの議案質疑が終わりました。

これから、承認第1号から第10号までの11件について討論を行います。討論はありませんか。
永田和彦君。

○12番（永田和彦君） 議案第1号に対して、反対の立場から討論を行います。

そもそも実費で計算するのが何が悪いのか。正当に町民の皆様から預かった税金をきちんと精算するのが何が悪いのか。そもそも、この別表に当てはめるとのこと自体、すべての町の支出について不透明ということになります。この計算の方式は、早急にほかのことにおいてもやめなければならないと私はそもそも感じております。実費計算による1円までの明記された領収書は必要であり、それをきちんと支出しましたという形で説明責任を基に町民の方々から聞かれても、いつでもお答えできる状況にしとかなければ、いつまでたっても政治不信は払拭されないし、真の町民主権のまちづくりにはならないと私は思います。非常に不効率なやり方なんです。これは、あくまでも役場や行政側から体のいい考え方であり、町民の立場から考えられたものではないと私は考えます。この議案第1号に対して東京あたりに行って、識見を高め、町に持って帰るという使命がございますので、例えばこういった旅費で考えられん何らかの時間的ロスや物理的な妨害、そういったものも考えられますので、それに対してからは別個に報償なり何なり考えればいいわけで、こういった明確にできるような経費については、表に当てはめるような、言い換えれば乱暴な精算の仕方はすべきではない。やはり、実費精算を基本とすべきでいると私は考えます。

以上のようなことから、この議案第1号に対しまして、反対の立場を表明いたします。

議案各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議 長（大田黒英生君） ほかに討論ありませんか。荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 職員の旅費に関する規定であります。確かに実費で換算できればそれが一番よろしいかと思いますが、例えば熊本から東京まで行く旅行の方法は、汽車の鈍行を使うか、あるいは新幹線を使うか、あるいは飛行機を使うかと、いろいろ交通手段が想定されるわけですが、例えば飛行機を使わなくてはならないという規定にするわけにもなかなかまいらないかと思いますが。確かに、金額の面で多少は余裕は持たされているかと思いますがけれども、選択の余地は、方法が難しい以上は、こうした区分によって金額を決めざるを得ないというのが現状ではなかろうかと思いますが。私も今、これに代わる案を持ち合わせていませんので、今回の条例改正には賛成の立場から討論をする

ものであります。

以上です。

○議 長（大田黒英生君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大田黒英生君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、採決を行います。

まず、承認第1号、専決処分を報告し承認を求めることについてを採決します。この採決は起立によって行います。承認第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、承認第1号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第1号、一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議 長（大田黒英生君） 起立多数です。したがって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号、平成21年度大津町一般会計補正予算（第7号）についてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号、平成21年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号、平成21年度大津町老人保健特別会計補正予算（第2号）についてから、議案第6号、平成21年度大津町公共下水道特別会計補正予算（第5号）についてまでの3件を一括して採決します。この採決は、簡易表決によって行います。議案第4号から議案第6号までの3件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大田黒英生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第4号から議案第6号までの3件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号、平成21年度大津町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第7号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号、平成21年度大津町農業集落排水特別会計補正予算（第5号）についてから、議案第10号、平成21年度大津町工業用水道事業会計補正予算（第3号）についてまでの3件を一括して採決します。この採決は、簡易表決によって行います。議案第8号から議案第10号までの3件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大田黒英生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第8号から議案第10号までの3件は、原案のとおり可決されました。

引き続き、議案審議を行います。

議案第11号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第12号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第13号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第14号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第15号から議案第17号までの3件を一括議題とします。質疑ありませんか。荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 議案第15、16、17、いずれも関連をしておりますので、一括してお尋ねをしますが、今回の条例改正は、いわゆる町民が利用する公民館、交流施設等の使用料であります。この中で実績、利用する町民の皆さんの負担が大幅に増える、そういう可能性がございますが、とりわけ、いわゆるオクスプラザですね、町民交流施設あたりは、大幅な値上げにつながるのではないかと思いますけれども、そうした値上げの妥当性についてお尋ねをいたします。

○議 長（大田黒英生君） 教育部長大塚武年君。

○教育部長兼子育て支援課長（大塚武年君） 荒木議員の質疑にお答えをいたします。

議案第15号、16号、17号関連がありますので、一括してお答えをしたいと思います。

今回の条例改正につきましては、現在の半日単位の使用時間と使用料を1時間単位に改正するものです。半日単位から1時間単位ということですので、利用者の利便性、それともう一つは施設の有効利用という観点から改正を行うものです。中央公民館の使用につきましては、大会議室で1時間当た

りにしますと現行で平均483円です。夜間については655円、中会議室などの部屋については平均で363円、それから夜間については525円というので、そのほかについてもそれぞれ視聴覚室が363円、夜間が525円です。ただ昼間の時間については、12時から6時まで6時間ということで、使用時間が長いので、使用料にいたしますとそれぞれ平均が値上げになるということになります。ただ通常午後12時から6時まで利用されるという形態は少ないというふうに見ております。大体3時間から4時間程度の利用が一般的であるということですので、結果的には早朝、それから午前中、それから夜間を含めまして値下げになるのではないかというふうに思っております。

それから、冷暖房料につきましては、中央公民館の大会議室が630円と、それからそのほかが420円ということで、今回、大会議室を400円、その他を200円というふうに大幅に値下げをいたしております。

それから、今回移転します大津中央公民館についても同じように中央公民館と同様の金額を設定しております。

それから、私どもで管理しております陣内・平川・杉水のそれぞれの地区公民館も同様の金額としておりますので、値上げにはなっていないということと、それからほとんど地元利用ですので、減免をいたしております。

それから、議員お尋ねの16号の町民交流室の使用料についてですけれども、今回ほかの公民館との均衡を図るために使用料、冷暖房料とも大津中央公民館、それから大津中央公民館分館と同等の料金を設定いたしております。特に研修室、それから集会室、和室の使用料につきましては、ほかの公民館の使用料と比べまして極端に低い設定がなされておりますので、ほかの公民館と著しく不均衡であるということで値上げをいたしたところです。ただ、冷暖房料につきましては210円と430円をそれぞれ値下げをいたしておりますので、この分については値下げになっているということで思っております。町民交流施設につきましては、開館後16年経過をしておりますので、料金の改定は行っておりませんでしたので、今回、大津地区公民館分館が移転いたしますので、それにあわせて料金の改定をお願いするものです。

また、中央公民館をはじめとしたほかの公民館については、1時間当たりの使用料は時間帯によって、先ほど申し上げましたように値上げになったり、値下げになったりということになっておりますけれども、半日単位を1時間単位にいたしますので、2時間あるいは3時間の利用料金で済むということですので、その点は負担が軽減されるのではないかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（大田黒英生君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 私は、特に今回の使用料値上げの点で町民の側からすれば問題性があるのではないかとということで疑義を質しているわけですが、これらの施設は、いずれも社会教育法に基づいた全町民のための施設であります。改めて社会教育法を見てみましたが、いわゆる町民の学校教育以外の一般的な教育的活動あるいはレクリエーション、こういったものを広く町民に提供しなければならないというのが社会教育法の理念であるかと思えます。この中には、自ら実際生活に即する文化的

教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない。つまり行政の責任です。必要な学習の機会の提供及びその奨励を行うことにより、生涯学習の振興に寄与することとなるよう努めるものとなされており。こういうこの法の趣旨からして、とりわけ大ホールとかああいう大きい会議室はそれなりの費用もかかって妥当性もあるかと、人数も入りますから妥当性があるかと思えますけれども、小さい部屋ですね、研修室とか中央公民館の中会議室とか和室とか、こういうところがですね、実質的に値上げをされるということは、町民にとっては利用しづらいという結果につながるのではなからうかと思うわけです。特にオークスプラザですが、現在夜間使用しますと2時間で、冷暖房は除いて350円ですが、これが400円になる。それから、3時間使いますと250円が600円になるということです。かなり大幅な値上げにつながり、町民の利用がしづらくなる結果になるのではなからうかという疑問があるわけです。とりわけ、冷暖房の使用料ですね、1時間単位200円、原則私は無料が一番いいかと思いますが、どうしても使用する方と使用しない方という、使用者負担という考え方も絶対ないとは言えませんので。しかし、1時間200円という冷暖房ですね、例えばコインタイマーですか、100円入れれば1時間使えるということであれば、1時間だけ付けて、あとはちょっと我慢をしとこうかということもできるかと思えますけど、そういう方法で町民がより利用しやすいような形態、こういうものが検討がなされなかったのかどうか、再度お尋ねをしたいと思えます。

○議長（大田黒英生君） 教育部長大塚武年君。

○教育部長兼子育て支援課長（大塚武年君） 冷暖房料の件ですけれども、単純に今の各部屋の冷暖房料の計算というのは、非常に難しい面があります。私どもで今計算しておりますのが、各冷暖房機器のカタログを根拠として、概算ですけれども計算をしたところです。大体大会議室で355円、中会議室で160円ぐらい、これは機器だけの問題ですので、室外機とか、あるいは基本料金等が入っておりませんので、それを換算して1時間200円ということで計算をしております。ただ冷暖房機器を全体的に稼働しますと電気の契約料も大きくなりますので、それに伴って基本料金も大きくなるということで、そこら辺は勘案をしておりますので、非常にその1時間当たりのそれぞれの部屋の冷暖房料金を算出するというのは非常に厳しい部分があります。今、コインタイマーのお話が出ましたけれども、新しく今度できます大津地区公民館分館はコインタイマーを設置しております。それか、中央公民館につきましても非常に利用が多い研修室、1階の研修室、それから今回値下げをお願いいたしました楽屋、それからリハーサル室、こちらにはコインタイマーを付けて利用していただくように考えております。それから、時間の問題につきましても1時間200円ですので、30分100円という設定もできるようですので、そこら辺は考えられるのかなというふうに思います。ただ、オークスについては今のところ考えておりませんので、今後検討していく余地があるのかなというふうには思っております。

○議長（大田黒英生君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 私は、オークスプラザはよく利用させていただいております。町民の皆さんにとっても非常に利用しやすい場所、またそういう施設でもありますが、例えばですね、1時間20

0円の冷暖房料、今、管理人さんがおられますけど、夜使う場合ですよ、もう暖房料は1時間だけにしてくれと、口頭でやりとりするんですかね。タイマーでも付いていれば、1時間付けて、あとはもう窓を閉め切って辛抱しとくということもできるかと思えますけど、かえって煩雑なことにもなりませんかということなんですけれども、そういうことは想定なさっていますでしょうか。

○議長（大田黒英生君） 教育部長大塚武年君。

○教育部長兼子育て支援課長（大塚武年君） 今、申し上げましたように、オースクについては集中管理ということで管理人さんのところで冷暖房料のスイッチがありますのでそちらの方でやっておりますので、コインタイマーを付けたとなると、またそれなりの費用もかかりますし、設備も変えなくちゃいけませんので、これからそれについては検討するということでお答えさせていただきたいと思えます。

○議長（大田黒英生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第18号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第19号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第20号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第21号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第22号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第23号から議案第25号までの3件を一括して議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第26号を議題とします。質疑ありませんか。坂本典光君。

○9番（坂本典光君） 一般会計予算の105ページ、まちづくり交付金事業の3千600万円、これはアルコール工場建物の解体撤去工事2千300万円、それから広場設計業務委託に1300万円ということですが、これは昨年も計上されております。どうして昨年度に執行されなかったのか。また、

その両方のこの見積額の積算の根拠をお尋ねします。

次に、予算書の162ページ、外国人講師招致事業費の中で、外国人講師報酬2人分480万円なのですが、21年度は720万円でありまして240万円減少しておりますが、これはなぜか。また、ジェット参加招致負担金3万円は何かを質疑いたします。

次に、190ページの教育費まちづくり交付金事業の委託料で、歴史資料館測量設計委託の1千万円についてですが、この資料館はどういうイメージのものをお考えか、倉庫なのか、町民に見せる展示用なのかを質疑いたします。

○議長（大田黒英生君） 教育部長大塚武年君。

○教育部長兼子育て支援課長（大塚武年君） 坂本議員の質疑にお答えをいたします。

まず、105ページのまちづくり交付金事業の中で、設計の広場設計と、それから解体工事の件ですけれども、今、議員おっしゃられましたように21年度当初に計画をするということで上げておりましたけれども、住民アンケート等を行ってはどうかといういろんなお話がございました。役場だけでどういうふうにつくるのか、あるいは今あります蒸留塔を撤去するのかもしれないのかという部分もありますので、住民の方からそれぞれのご意見がありましたので、1千名の方にアンケートをさせていただきました。どういうふうな広場にしたらいいですかとか、あるいは今ありますアルコール工場跡地の蒸留塔についてどういうふうにお考えになりますかということアンケートを採っております。それがちょっと12月でしたので明けてから最近集計ができましたので、どうしてもそのアンケートを基に住民のご意見をお聞きしながらということで、21年度減額をいたしました。22年度に今申しあげました東側の子育て広場と健康づくり広場をどのように構築していくかということを検討をして、既存の建物、蒸留塔ですけれども、それと基礎部分が相当残っておりますのでその部分の撤去、それから広場をどのようにつくっていくかというプランをですね、22年度で検討をしたいということで、22年度でお願いをしております。

設計の根拠につきましては、一応基本設計と実施設計の設計単価表がありますので、それに基づいて担当部局の方にお申しまして設計の委託料の見積もりを出したところでございます。例えば、基本設計図の作成でありますとか、概算工事の算出、あるいは基本計画説明書の作成、あるいは鳥瞰図とか透視図の作成、それらの設計内容を基準としまして設計費を出しているところでございます。

それから、次に162ページの外国人講師招致事業の13の委託料ですけれども、中学校の英語指導教師を今回委託するというところでございますので、それについてお答えをいたします。現在、2名の外国人英語指導の先生が2人大津中学校と北中学校にいらっしゃいます。今回、大津北中学校のALTの先生が帰国するということでしたので、その後ということで検討をしてきたところです。大津中学校のALTの先生につきましては、昨年姉妹都市のヘースティグ市の方からご紹介いただきました、アメリカから今来ていただいております。北中の先生につきましては、アメリカからですけれども、ジェットプログラムによる派遣でございました。今回、民間会社のシステムにお願いしようとしているわけですが、予算もアメリカ、あるいはほかの国から招致するよりも削減もできます。それだけではありませんけれども、現在、県内でそういうふうなジェットプログラムを使わないで委

託をしている多くの市町村にもお聞きしております。近隣では菊池市、それから合志市、それから益城町がこの委託での外国人の講師の事業が行われております。そういう市町村にお聞きしますと、優秀な人材が確保できているということです。例えば、この講師の先生方につきましては、大学に留学されて、まだ日本で勉強したいという方、あるいは日本語を勉強したいという方、あるいは日本の文化を取得したいという方、あるいはAL Tで来日されてAL Tの期間が満了したから、その後も引き続き日本で英語の講師をしたいという方がほとんどのようでございます。そういうことで、中学校の方に各市町村、勤務されているようでございます。特に今申し上げましたように、今まで日本で大学の留学生なり、あるいはAL Tの先生だったりとすることで経験がありますので、日本の生活習慣にも慣れられている、あるいは中には日本語も堪能になられている先生もいらっしゃるということで、各市町村からこの先生方をお願いするのに希望もどういう先生がほしいとか、日本語ができるとか、できないとか、あるいはどこの国、国をするのはおかしいでしょうけれども、いろんな条件といいますが、希望の人材を行政の方からお願いできるというメリットもあります。問題なのは、どういう先生方かということなんですけれども、会社がいくつかありますけれども、定期的に研修も行われておるようですし、本人ももっと勉強したいということで英語授業の能力の高い方を採用されているということでございます。そのほかに生徒への英語教育の対応、特に今までそういう経験のある先生、あるいは日本の学校のシステムというのも十分に教育されているということもお聞きしております。先ほど申しましたように、日本語が堪能な先生もいらっしゃるということで、今回、業者の方をお願いをしたいというふうに考えております。ただ、業者の選定をする場合、金額だけでは当然いけませんので、プロポーザル方式あたりを考えながらですね、それぞれの先生方の委託先は決定をしていきたいというふうに考えております。ただ、これらの方々も、最終的には母国へ帰られますので、日本の文化なり、日本の紹介PRあたりはですね、していただけるものというふうに考えております。

それから、190ページのまちづくり交付金事業で13の委託料の、仮称としておりますけれども、歴史資料館設計業務委託をお願いいたしております。法務局は、本年の7月に移転する予定になっておりますので、その後歴史資料館を中心とした施設にしたいということで考えております。現在、法務局の跡地の建坪が415平米ほどあるそうでございます。その中に、歴史資料館を中心として整備をしていくわけですけれども、現在、文化財学習センターの方に各地区から出土しました土器であるとか、あるいは歴史的な資料あたりを展示保管をいたしております。中には縄文・弥生時代の貴重な発掘物であります銅剣とか鉄剣とかも出ているようですし、鏃あたりも相当あります。そういうのも展示しております。それから、そのほかに江戸時代から近世までの農具とか、あるいは生活用品なども今展示をしております、貴重な資料ということで多くの学校あたりも勉強に来られております。それから、また写真、パネル等の資料もございますので、これらの展示室ということでまず考えております。それから、そのほかに現在の梅の造花の保存会の皆さんが生涯学習センターの一角で作業をされておりますけれども、保存会の皆さんの作業場あたりも検討をしていって、皆さん方に見ていただく、あるいは展示をしていただくということも考えております。設計につきましてはこれからなんですけれども、文化財の保護員さん、あるいは社会教育委員さん、それからうち専門の職員もおりま

すので、専門の職員を中心に、あるいは一般の住民の方からでは拓本講座とか、あるいは歴史講座の講座に参加している一般の方もいらっしゃいますので、そういう方も含めたところでご意見をいただきながら歴史資料館としての機能を持たせるような施設の設計をしていきたいと思えます。ただ今あります文化財学習センターの資料につきましては、膨大な量になりますので、すべてを展示するというのは非常に厳しいものがありますので、常設展示するものと、それから期間を区切って交代で展示する、そういう方式も考えられるんじゃないかなというふうに思えます。今、生涯学習センター、非常にきれいに整備してありますけれども、場所がわかりにくいとか、あるいは遠いという面もありますので、町の中心部にありますと住民の皆さんの生涯学習の場、あるいは小中学校の子どもたちの勉強の場ということで活用できるのではなかろうかなというふうに考えております。

いずれにしても、これから設計につきましては検討をしながらよりよいものに創り上げたいというふうに考えております。

○議長（大田黒英生君） 坂本典光君。

○9番（坂本典光君） 最初のアルコール工場のその解体撤去の問題ですが、これは予算を通しとってからアンケートを採っていくというふうなのは、何か順序が逆じゃないでしょうか。そのアンケートを採ってから、やると決まってから予算を通すべきものではないかという疑問を抱くんですが。

それから、どういう広場にするかというのはいろいろ考える余地あるかもしれませんが、解体ということの2千300万円は執行してもよかったんじゃないかという疑問を感じます。

それから、外国人講師招致事業というのは、これは昔、中曽根内閣のときにできたんだと私記憶しておりますが、このとき、英語の勉強だけでなく、日本というのは欧米諸国に対して非常にその特異な文化を持っております。それで、英語圏の人々に日本を体験してもらい、日本人と交わり、日本のファンを増やそうというふうな意図がここには隠されていたと私は記憶しております。だから、英語の学習だけでなく、そういう意図が隠されていたと。今、トヨタとか、それからその捕鯨とかでいろんな日本の部分がかかっているわけですが、そういうことのためにも、日本の文化を知って、日本を援護してくれるような、そういうファンを増やそうというふうな意図があったと私はそういうふうに思っておるんですが、そういうことは、これはされたんでしょうか。

それから、最後のこの文化歴史資料館の問題なんですが、展示用ということでした。ということになりますと、当然これは管理人さんを置くということになると思えますが、以上、質疑いたします。

○議長（大田黒英生君） 教育部長大塚武年君。

○教育部長兼子育て支援課長（大塚武年君） 坂本議員の再質疑にお答えをいたします。

まず、まちづくり交付金事業の解体工事ですけれども、当初役場の行政だけで計画を進めておったわけですが、いろいろな地元の皆さん方、あるいは関係の皆さん方と協議する中で、いろいろな様々な意見が出てまいりまして、アンケートを全住民に採った方がいいんじゃないかということでアンケートを採って今回22年度でお願いすることにいたしましたものでございます。

それから、ジェットプログラムから委託ということなんですけれども、今おっしゃられるように、確かにジェットプログラムで日本の文化、あるいは日本のよさあたりをPRする、あるいは国際交流

の橋掛けとなるような方をという目的もあるかと思えます。当然、私どもも今回、委託する方も永住されているわけではありませんので、帰国されて日本のよさ、あるいは日本との国際の架け橋になっていただけるような方であるというふうに思っておりますし、そういう方を選んでいきたいというふうに考えております。

それから、法務局跡の歴史資料館につきましては、管理人という話が出ていますけれども、先ほど申し上げました梅の造花あたりの事務所もありますし、そちらの方が厳しいようであれば、シルバー人材あたりの活用も考えられるのかなと、今から検討していきたいと思えます。

○議長（大田黒英生君） しばらく休憩いたします。11時10分より開会します。

午前10時58分 休憩

△

午前11時10分 再開

○議長（大田黒英生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 平成22年度の一般会計予算について質疑を行います。

まず第1番目に、予算書の48ページの一般管理費の行政嘱託員報酬、毎年計上されているのですが、素朴な疑問がございますので改めてお尋ねをしますが、行政嘱託員の身分であります、職員の規定というのは、どうも一般職と特別職に分かれていると。嘱託員というのは、特別職の中の、またその中で非常勤の職員であるというふうに規定されているかと思いますが、ほかの自治体のこうした行政嘱託員についての規定をちょっと改めて見ましたが、例えば嬉野市では行政嘱託員の条例の中で、わざわざ守秘義務の条項が持たれております。行政嘱託員は、職務上知り得た秘密をほかに漏らし、または不当な目的に使用をしてはならない、この職を引いた後も同様とするという条項が盛り込まれております。しかし、我が大津町の条例では、そういう規定は載せてありません。こうした守秘義務をわざわざ付ける必要はないのかどうか。我が町では、地域で選ばれた区長が実質上嘱託員になっておりますが、今度なられる方がそういう不安をお持ちだということはございましたものですから、ここで確認をしておきたいと思えます。

次に62ページで、防犯対策ということで防犯灯の設置工事の予算、それから外灯設置補助金という形で予算が組まれております。ここでちょっと問題なのは、防犯灯と外灯とはどうやって仕分けをするのかということです。町の条例では、外灯設置の補助金交付規則がありますが、そもそもこの外灯は、ここに付ける場合は外灯か防犯灯かというのは、非常に悩ましい、迷う場合がございます。私の地元の高尾野というところは、東西に3キロぐらい、まさにウナギの寝床のようにずっと長い。そこで、地域で外灯を付けていきますと、まさにわずか100軒しかないところにたくさん外灯をつけなくちゃいかん、地元負担があるということで、小さくまとめた地域であれば、わずかな外灯で地元負担も少ないという、こういう不公平感も出てくるわけです。あるいは、通学路となっている場合はどうするのか。こういうことがですね、きちんと規定をされるべきではなからうかと。これもまた、他の自治体を調べますと、防犯灯はこういうものである、外灯はこういう場所のものであるという規

定がなされているようですが、我が町ではそういう規定があいまいなままで予算化がなされているのではなかろうかという疑問であります。

次に65ページ、地域づくり推進費ということで、以前のミニ特区的の後を受けてできた制度であります。こういう補助金制度は確かに地域活動、コミュニティ活動を活発にするという意味で非常に効果があるかと思いますが、説明書の中で、これまで区単位で対象としていたのを組単位でも対象とするというふうになされております。確かに、町内では組単位でいろいろ活動がなされているとは聞いておりますが、そういう町内の組単位で具体的にこういうことをやりたいから組単位でやってくれと、こういう要望がなされたからわざわざ今度、組も対象にしたのであろうと想像しますけれども、この具体的な要望等が上がっているのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

次に、92ページです。人権対策費の補助金で、団体活動助成金、いわゆる具体的には部落解放同盟大津支部に対する補助金であります。長年問題があるということで追求してまいりましたが、昨年からは役員個人の報酬は返上されたということで、前進ではあるかと思いますが、今度の予算の中で、いわゆる活動費ですね、確か1日5千円だったかと思いますが、この活動費支給はこのまま続けているということでの予算化なのか、確認をしたいと思います。

それから、100ページです。児童措置費の中で、子ども手当が新しく予算化がなされました。新政権の目玉施策であると言われておりますが、子ども手当が新設がなされておりますが、以前の児童手当も一緒に計上がなされております。当初、この子ども手当は、新年度は1カ月1万3千円、満額国の責任で支給をすると聞いて伺っていましたが、どうもそうではないようですので、その内容についてお尋ねをします。

まず、1人中小学生まで1万3千円、町内の子どもたちの人数を掛けると、じゃ一体いくらになるんだと。そのうち国がどれだけ予算を、手当をするのかということをやっとはつきりさせたいと思います。

次に167ページ、小学校の扶助費、同時に中学校の扶助費もございしますが、昨年度と予算を比較しますと、中学校の予算は大幅に増加をしておりますが、小学校の方は微増にとどまっておりますけれども、平成21年度のこの実績ですね、特に人数で新年度はどのくらいの人数を見込んで予算が立てられたのか、お尋ねをします。

最後に、歳入についてであります。基金繰入金計上がなされております。この基金の問題ですが、この平成21年度末ですね、22年度の当初、基金の残高は一体いくらになっているのかということ。同時にですね、過去4年間ちょっと調べてみたら、大津町の財政が、まさに絶好調というのが平成19年度であったかと思えます。法人税が25億円、それが21年度は1億5千万円に激減しました。22年度予算では3億8千万円、22年度でも過去最高と比べて21億円ほどの法人税の減額が見込まれています。しかし、一般財源を、つまり町税と地方交付税を合計した一般財源全体では、最高だった19年度では約70億円でありましたが、22年度予算を見ますとこの一般財源の合計は66億円。ちなみに平成21年度は54億円で、大きく21年度は落ち込みました。これを見る限りでは、本年度20億円交付税をもらえば、入ってくればですね、大したことはない、一般

財源が66億円ですから十分な予算に財源になると思いますけど、どうも単純にはそうはいかないということらしいですので、この基金の残高がいくらあって、大津町にとって一体その基金の残高というのは最低このくらいが妥当ではなかろうかという、そういう予算の財源の計画があるかと思しますので、その点についてお尋ねをいたします。

○議長（大田黒英生君） 総務部長首藤誠治君。

○総務部長（首藤誠治君） 荒木議員の質疑にお答えします。

私の方から3点についてご説明したいと思います。

まず、48ページの行政区嘱託員のご質問で、身分はどうなるのか、それから特別職の職員なのか、または守秘義務はということでご質問がありました。荒木議員おっしゃるとおり、町が委嘱をし、一定の報酬の支給を受けている、いわゆる嘱託員については、地方公務員法の第3条第3項第3号に掲げます職員のこれらに準ずるものということで、特別職であるとしております。地方公務員法でいいますと、一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員ということで、第3条の規定で、特別職は次に掲げる額とするで、嘱託員等をこれに準ずるものとして位置づけてあります。それで、町の嘱託員設置条例に規定しておりますのは、行政区嘱託員は非常勤の職員とする。職務は、町政の推進に関する事、町長より通知される文書またはこれに類するものの配付に関する事、区域内居住者の掌握、転入転出の補助に関する事、風水害、災害等の撤去及び応急対策等に関する事、その他町長が必要と認める事ということで、これらの職務ということでお願いをして報酬を支給するというシステムになっておりますので、身分としては特別職のものの非常勤の職員ということであります。それで、守秘義務に関しましては、先ほど申しました地方公務員法の第3条第3項第3号で規定がありますので、職員として取扱いをします。それで、守秘義務については、地公法の第34条にあります職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を引いた後も、同様とするという縛りがありますので、これに基づいて規定をしておりますので、特別な条項を規定するということはいらないのではないかというふうに考えております。先ほどせっかく嬉野市の話がされましたので、その辺については私たちも勉強してみたいというふうに思います。

それから、防犯灯、外灯の考え方で、いわゆる仕分けをどういうふうに行っているかということになります。町の方では、防犯灯、外灯の整備について、町民の安全のために取り組んでいるところですが、1つ目、防犯灯の考え方について、町内の、いわゆる主要道路、国道、県道、町道などの公衆用道路で集落と集落付近を結ぶ路線、周囲に民家が少なく、かつ複数の町民の皆さんや子どもたちの通学路を中心に、管理として行政区では困難な位置など等も考えながら整備することを原則としております。それが防犯灯の考え方です。外灯につきましては、集落内の公衆用道路で、民家も近く多く、地域の住民が利用され、その犯罪や交通被害等から守るために町内の自治会の管轄、嘱託員からの申請で設置をしていただいているということで、規定等は明確にはありませんが、町の方では内規ということになるかと思いますが、こういう考え方を基本として嘱託員の皆さんと協議をしながら進めているところであります。一応防犯灯と外灯については、町としてはこういう考え方を持って取り組んでいるということをお願いしたいと思います。

次に3点目ですが、92ページの団体助成金になります。昨年からずっと部落解放同盟大津支部さんとは協議をしまいいりまして、町の補助金の適正要綱ということで話し合いをずっとしております。21年度については386万5千円を295万円に、91万5千円の減額ということでさせていただきました。今年度もまた引き続き協議はしていくところです。ご質問の役員手当については、町の補助対象外ということにさせていただいて除外をしております。基本的には、自主財源の方でやっていただくということで考えております。

それから、活動費の方ですけれども、5千円、3千円の支給については、旅費とか団体活動の旅費その他の項目についても、引き続き部落解放同盟大津支部とは協議をしておりますので、その中でこの活動費についても今年度も協議を続けて話し合いをしていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（大田黒英生君） 企画部長徳永保則君。

○企画部長兼ねて企業誘致課長（徳永保則君） 荒木議員の質疑にお答えします。

65ページの地域づくり推進費の中での地域コミュニティ活動に対する新たな展開としまして、組を挿入させていただいたということですが、これについては荒木議員ご存じのとおり、南部、中部、北部という形での総括をしました関係で、3カ年間実施してまいりまして、本年度の問題が発生しました段階で、やはり区の組織としてのまとまりがあるところは、やっぱり南部、北部という形でありまして、実在としまして中央部についても区の存在はありますけれども、先ほど言われましたように、組単位での活動がほとんどであります。それで、私どもとしては、その地域づくり、まちづくりの観点から、やはり住民参加を期待しておりますので、今回新たな組単位のものについても認めようという形で新規に展開させて、地域づくりに推進したいという形で思っております。中身の想定としましては、一応子ども会活動、老人会活動がありますので、その辺も含んだところですね、併せて取り組ませていただきたいという形で、今議会後、一応要綱の改正等を行いながら、また準じ拡大していきたいという形で思っております。

それから、39ページです。基金の繰入金の関係でございますけれども、毎年基金の状況についてご報告させていただいておりますので、一応これについては後刻皆さんの議員さん各位に一応現在基金の状況の表を配らせていただきたいということを思っておりますので、ご了承願いたいと思います。全基金8基金ありますけれども、一応現在の残高としまして、この予算計上後でございますけれども、32億6千万円という形での計上になっております。

それから、基金の状況で、19年当時の好景気という形でありまして、確かに言われるように20億円ぐらいの財源、税収が落ち込んだというのは事実であります。それに基づきまして、交付税の算定を行いまして、一応本年度の予算では約20億円ぐらいの交付税を見込んだという形で、税収も言われたように、地方譲与税をこれ含んでおりませんけれども、税収見込として約61億円という形を見ております。それで、今後の見込みとしましては、地方税については一応約41億円という形の固定をさせていただいて計算をさせていただいております。見込みの増減はあると思いますけれども、今のところで22年度予算での固定という形で見ますと、一番厳しいのが、大体22年、今年20億

円ですけれども14億円になる可能性と。それ以後、下がる可能性はあるという形で交付税の算定を一応財政計画としては立てております。その関係で、基金等の持ち出し等も発生してきますし、大津小学校分離校の建設等もまちづくり交付金事業もありますので、それぞれの目的にあった基金としてはですね、確保させていただきたいなという形で思っております。

以上でございます。

○議長（大田黒英生君） 福祉部長松永高春君。

○福祉部長（松永高春君） 子ども手当についてお答えしたいと思います。

質問の内容は、児童手当と子ども手当の関係と財源の中身についてどうなっているのかという趣旨だったと思います。

まず、平成22年の1月22日付ですね、厚生労働省雇用均等児童家庭局から事務連絡が来ておりまして、その情報提供された資料に基づいて中身についてご説明したいと思っております。公立の、仮称でございます、平成22年度における子ども手当の支給に関する法律案ということでございます。これは、1年限りの法律でございます。次代の社会を担う子どもの育ちを支援するため、平成22年度において中学校終了前までの子どもに子ども手当を支給する制度を創設するという趣旨でございます。

概要でございます。主なもの、2点だけです。まず、子ども手当の支給ですけど、中学校修了までの子ども1人につき月額1万3千円、所得制限なしの子ども手当を支給する。それから、支給の事務は、市町村とする。公務員は、所属長が行います。支給月は、平成22年の6月、それから10月、それから明けて平成23年の2月、そして6月まであります、4回でございます。何で4回かということ、平成23年の6月は、平成23年の2月と3月分がずれて、次の年の6月支給になります。そうということで、6月、10月、2月、6月の支給になるということでございます。それと、子ども手当については、児童手当分を児童手当法の規定に基づき、国・地方・事業主が費用を負担し、それ以外の費用については全額を国庫が負担ということでございます。非常にややこしい内容になっております。それで、今回システム変更の補正をお願いしたということでございます。両方事務手続きをしなければいけない、今年度については、そういう形になっております。それと、これにつきましても公務員については所属長が負担をするということでございます。

詳しい内容はまだわかりませんが、子ども手当を市町村に寄付できる仕組みを設けるということも書いてございます。中身については、よくまだわかっておりません。

それから、一応これは昨年の実績に基づいて、県の指導に基づいて概算で出した数値ということをご理解いただきたいと思います。全体額が6億8千793万円ということで予算計上しております。その中で、旧法のやつの、先ほど申しました、今年の1月、2月分は前の児童手当でございます。ですからこの分が平成22年の2月、3月分が残っております。これが4千950万円でございます。旧法の分が4千950万円、それから児童手当として払う平成22年の4月から平成23年の1月、10カ月分、これが2億6千170万5千円でございます。このうちに超過分、所得超過分がございます。この所得超過分については、国が地方特例交付金で支払うという約束でございますので、この

分が推計で442万7千円含まれております。問題の子ども手当につきましては、平成22年4月から平成23年の1月までを今回計上しております。これ10カ月でございます。これが3億7千672万5千円でございます。総計が、先ほど申しました6億8千793万円と。この財源内訳でございます。国が支払う分でございます。5億2千890万9千円でございます。県が8千172万4千円でございます。町が7千729万7千円でございます。6億8千793万円となると思います。その中でですね、国の方はですね、地方に負担を掛けないようにしますよということで、今年の平成21年度がですね、実績見込が7千602万3千円と見込んでおります。ですから、22年度の町に負担分7千729万7千円と100万円ほど増加しておりますので、ほぼ大体一緒と、増加分については子どもの数が増えた分ということで想定をしております。

以上でございます。

○議長（大田黒英生君） 教育部長大塚武年君。

○教育部長兼子育て支援課長（大塚武年君） 荒木議員の質疑の中で、167ページと172ページの小学校、中学校の教育振興費のうち、扶助費の要保護及び準要保護児童の援助費の増加についてお答えをいたします。

まず167ページの小学校費についてでございますけれども、平成22年就学援助費につきましては、平成21年度が97名でしたが、22年度は100名を見込んでおります。若干増加ということで見込んでおります。

次に、172ページの中学校費の扶助費でございますが、要保護・準要保護児童の援助につきましては、平成21年度当初107名で計上しておりましたけれども、平成22年度102名ということで見込んでおります。人数、若干減少になりますけれども、学用品費等の中で新入学用品費は45名から31名と減額の見込みを持っております。ただ、平成22年度の修学旅行費が学用品費の中に入っておりますけれども、その対象となる生徒さんが中学2年生ですけれども、21年度が26名でしたけれども、22年度は現在のところ49名ということで、対象児童生徒さんが非常に増加が見込まれるということですので、修学旅行費だけで大体1人当たり5万5千700円ぐらいの費用を計上いたしておりますので、128万1千円の増額ということで、中学校費の方は援助費が大幅に増額になっているということでございます。

○議長（大田黒英生君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 1点だけ、再質問いたします。

62ページの防犯灯、外灯の件ですから、説明を聞く限りでは、役場の内規でこれが防犯灯、これが外灯というようなことらしいですが、開かれた行政ということであれば、要綱等できちんと整理をしてですね、全町民が納得するような予算の使い方が求められると思いますけれども、そういうことは検討はなされないんでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（大田黒英生君） 総務部長首藤誠治君。

○総務部長（首藤誠治君） 荒木議員の再質疑にお答えしたいと思います。

先ほど私申し上げました防犯灯と外灯の考え方については、町の基本的な考え方ということで取り

組んでおります。これまでも囑託員の皆さんや地域の皆さんと協議してきたところです。ご指摘の要綱については、調査、検討ということで入りたいと思います。

○議長（大田黒英生君） ほかに質疑ありませんか。金田俊二君。

○1番（金田俊二君） 3点ほど質疑いたします。

まず68ページ、目の賦課徴収費、13の委託料のうち、家屋現況図整備業務委託2千万円計上されておりますけれども、このことをやることによってどういったメリットがあるのか、そういうことをお伺いしたいと思います。

それから99ページ、19負担金補助及び交付金の中で、補助金の1保育所緊急整備事業補助金、説明では杉水保育園の建て替えというふうなことで聞いております。総額で1億7千万円ほど、町の負担も1千893万円含まれているかと思えます。町の方では、これまで地場企業の育成ということで入札等についても考慮されてこられてはおりますけれども、この入札等について、補助金も出していることですし、町内の業者をできるだけ指名してくれるようなその要請ができるのかどうか、そういったことを伺いたいと思います。

それから、ちょっと後に戻りますが84ページ、目4の老人福祉費、老人ホームの民間移譲先選定委員会の8名ございますけれども、全員協議会でもご説明があったと思えます。これまでの経緯等については、その資料を見れば大体わかるのですけれども、移譲ということが前提になった論議になっているかと思えます。私もかつて老人ホームに勤務しておりましたけれども、認知症がどんなものであるか、または入所されている高齢者の思いがどんなものであるかというのに接しまして、大変勉強になったと思っております。以後の高齢者福祉の担当になったときも、その経験が生かされたと思っております。東京のある区では、わざわざ福祉施設や老人ホームに職員を研修という名目で派遣したりとか、ほかの行政、地方自治体でもそんなことをやっているというふうに思えます。行財政改革、集中改革プランということで、多少わかる気もしますけれども、かつて職員の研修とか、私自身は福祉施設というのは行政にとって財産だというふうに捉えておりますけれども、そういった論議がこれまでなされてきたのかどうか、そのことを伺いたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 総務部長首藤誠治君。

○総務部長（首藤誠治君） 金田議員の質疑にお答えします。

68ページの家屋現況図整備業務委託2千万円ですけれども、こちらについては町内の建物等の調査を、現況図整備事業をしたいということです。現在木造家屋約1万1千500棟、木造以外が約3千500棟、合計で1万5千棟ということで決定しております。家屋現況図調査といいますのは、全棟調査ということでいきますと、町では昭和52年ごろにですね、当時に町民の皆さんの全棟の調査を行ったままでありまして、その後行っておりません。今回、航空写真を活用して新規に建物の形状を地籍図に落とし込んで、いわゆる課税漏れの家屋、航空写真で見れば家屋がないところとか、新しく建ったところとか、そういうのと課税漏れの家屋、また滅失した家屋を調査確認するものです。併せて土地の現況確認にも活用したいと思います。いわゆる家屋が建っているけれども、下の土地は雑種地だったとか、そういうことのチェックもできると思えます。今回、一度データ化を行っていけ

ば、今後また機会があつて航空写真を撮影する場合には定期的に確認ができるし、またこの地籍図や建物の形状を活用した総合型地図情報GIS等の基礎としたいということで考えております。やり方ですけれども、航空写真を活用して家屋の形状を地図に落とし込んで、それを税務課の課税台帳と照合していくと。それで、建物の課税漏れ等の確認をしていくということで、正しい適正な課税客体としての建物が確認できるのではないかというふうに思っております。そういうことをメリットとして取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（大田黒英生君） 福祉部長松永高春君。

○福祉部長（松永高春君） 金田議員の質疑にお答えしたいと思います。

先ほどおっしゃったような趣旨に基づいての検討がなされたかということでございますけれども、全体的な検討はしておりますけれども、そのみの検証という部分についてはですね、やったかと言われるとなかなか難しいことになるかと思えます。一応、平成17年度にですね、老人保護措置費、以前は国庫負担金、県負担金があったわけですが、4分の3、これが廃止されて一般財源化されました。そこで、全国どこでもですね、養護老人ホームについては見直しがされて、今ほとんどの自治体がですね、公団にしたりとか、社協がやったりとかですね、もしくは民間委託をされている現状でございますけれども、その中で大津町もですね、18年の2月に集中改革プランでその明記をした。民間委託を検討ということでしております。それで、それから政策会議とか課長会議を経ましてですね、平成21年の1月に庁議に提案をいたしまして、民設民営による民営化を基本方針とすることが決定されました。その後、職員組合からの代表も入れましてですね、調整会議、先進地視察も行いまして、今年の8月3日幹部会議あたりを経まして庁議に提案をいたしましてですね、そしてさらに行政改革懇談会にも説明を申し上げて、いろんな方面からの意見をいただきながらですね、第1回民営化検討委員会を開催したところでございます。その中でも、様々職員組合の方も入っていらっしゃいますので、先ほど委員がおっしゃったような意見もございました。なるだけ民営化した後もですね、まず第一にそこに対象者の方々のことを一番に考えて下さいというような意見が出ましてですね、なるだけ今のサービスを低下させないように、どのようなヒツユをやったらいいいのか、またヒツユをした後にですね、どのような評価をしていったらいいいのか、そのあたりも含めて今、検討しているところでございます。内容については、この間全協の方でも説明いたしましたけれども、検討の中身といたしましては、行政と民間の役割分担ということで公共性の点検とか、行政関与妥当性の点検、それから受益者負担の妥当性の点検、それから実施主体の妥当性の点検という形ですね、4つの点について検討を続けてきたところでございます。その中でですね、養護老人ホームの運営は公立、私立とも国の定める養護老人ホームの設備と運営に関する基準に従い実施されなければならないということで、その中でも職員については資格要件など専任職員の配置を要求されています。民間においても、職員確保は可能であるとともに、公立に比べ職員の定期的な人事異動もなく、継続的な職員配置により、専門性、処遇のノウハウ等が確保され、一貫した運営と多角的な経営により入所者への処遇の向上が期待できるということで、その検討会の中身については結論を出したところでございます。

以上でございます。

○議長（大田黒英生君） 教育部長大塚武年君。

○教育部長兼子育て支援課長（大塚武年君） 金田議員の質疑のうち、99ページの児童福祉総務費の中の19の負担金補助金の1の保育所緊急整備事業補助金、杉水保育園の分なんですけれども、改築工事に対する補助ということで今回計上をいたしております。議員おっしゃいました町内業者の工事に対する要請についてですけれども、入札については基本的に、基本的にといいますか杉水保育園でなされるわけですが、保育園の方に町内業者の指名等についてお願いをするということにはできないというふうに思っております。

○議長（大田黒英生君） ほかにありませんか。鈴木ムツヨさん。

○5番（鈴木ムツヨさん） 引き続きということで、よろしく願いいたします。

先ほどですね、歴史資料館190ページ、あと138ページ、まちづくり交流センター設計料ということで予算が出されていますが、町長の施政方針演説の中でも、まちづくり交流センターの整備を計画して、施設の設計をすることにしておりまして、整備内容につきましては住民の皆さん方としっかり話し合いを進めていかななくてはならないと思っていますというふうに書いてありますが、女性グループ、町にはですね、いろんな団体がいらっしゃいます。NPOも含めてですね。横につながりがないということで拠点づくりをですね、もう随分昔から要望をさせていただいているところです。しばらくの間ですね、今、シルバー人材センターのところを活用させて女性センターとして使わせていただいておりますが、今は、シルバー人材センターが入っておられまして、拠点がなくてですね、菊陽はですね、きちんとしたものをもう随分前から女性センターをつくられていますし、ボランティア活動センターというものもですね、社協の中につくられています。そういうものですね、拠点が天津町には不足しているということで、町長の挨拶の中でですね、そういうのも検討を考えたいという挨拶があったというふうに聞かせていただいています。今、聞きましたところ、歴史資料館の方にですね、まずできるのではないかとというふうに皆さん思われていました。挨拶を聞かせていただいた中でですね。今言われたように、梅の造花の作業場をというふうに言われていましたので、全然私たちの思いが入っていない、いろんな今、自治基本条例もつくられて、住民参加ということでは私たちが手を取っていきたいということで皆さんと手を組む場所が活動の拠点づくりじゃないかというふうに思っています。ばらばらの活動の中では、そういうのがなかなか話が見えにくいというのがありますので、まちづくり大学等もですね、しっかり頑張っていられたいと思いますが、活動拠点をですね、つくっていただきたいということで言われていますので、その設計の中にですね、含まれているかどうかをですね、質問させていただきます。

あとまた、146ページですね、街路事業ということで都市計画の道路、西鶴中井迫線ということで県道負担金が700万円ということで載っていますが、美咲野に、引水から美咲野に上がる道路の中でハナミズギが植えてありましたが、もう枯れているのが何本もあるというふうに皆さんお気づきになっていらっしゃると思います。一度ほかの議員さんがですね、質問をされたかなというふうに思いますが、外国の花もいいんですが、なかなか根付かないというのがありますので、県道負担金ではあります、町の意見としてもですね、ぜひ入れていただきたいというふうに思いますし、これは何

を植えられる計画なのかをお聞きいたします。

それと、147から149ということで書いてあります。まちづくり交付金事業ですが、工事請負費ということで5億4千950万円が入れてあります。5路線ということで書いてありますが、駅前楽善線もこの中に入っていますが、これはどれぐらい進むのかどうかということと、公有財産購入ということ等も一つありますのが、駅前楽善線本田技研325号塔ノ坂線の家屋立木等の補償費ということで1億5千700万円が上げてあります。まちづくり交付金事業がですね、当初聞きましたとき52億円だというふうに言われていますが、かなり追加工事がなされていますので、今総額どれぐらい使われる、22年までにどれぐらい使われるのかということと、まちづくり交付金事業が今後駅前楽善線がきちんと完成するまでに使える事業なのかどうかということをお聞きいたします。

○議長（大田黒英生君） 経済部長西本昇二君。

○経済部長（西本昇二君） 鈴木議員の、まず37ページでございますか、まちづくりの設計家計でございます。交流施設ですね、すみません、交流施設にどういう形で設計が入るのかと、町民の方々と一緒に手をつなぐとか、まちづくりの大学が入っている関係をどうするのかということをおっしゃったと思いますが、まず提言書を11月の末にいただきまして、それから2月の15日に全員協議会で説明をさせていただいたところでございます。その中におきましては、どういうふうに具体的にするというのを検討しますということでございますので、当然最初からこの設計の中には打合せをしながらするというところでございます。

それから、もう1つ、歴史的なことと、あるいは梅の造花のことも話をちょっと質問されましたけれども、要は町民の方々が集まってどういうふうに町に住みたいかということでございます。要は、町の提言の中におきまして駅前とか中心街とか、あるいは上井手とか、そうした歴史的な流れ等もありますので、十分考慮したところの中で検討は当然させていただくことに、設計家計等はですね、させていただくことになるかと思えます。だから具体的に入っていると何かじゃなくて、今から進めるということでございます。

○議長（大田黒英生君） 土木部長併任工業用水道課長中山誠也君。

○土木部長併任工業用水道課長（中山誠也君） 鈴木議員の質疑にお答えいたします。

まず、街路事業関係の県道負担金、今回上げておりますのは県道から国道57号までの間で事業としては県道部分、交差点部分、あるいは町営住宅の部分が該当になっていると思います。指摘がありましたハナミズキ、美咲野団地につきましては、もう県の方が管理しておりますので、若干木が枯れたりしている部分はあります。町の方で管理しているわけではありませんので、管理をどういう木が植えられるのか、要望はしていきたいと思えます。

それから、147、149のまちづくり交付金事業関係なんですけれども、楽善線の方の工事の質疑があったと思います。楽善線の関係につきましては、一応工事、今予定しておりますのは三吉原北出口線の方からある程度一部分工事をやりたいと。それから、県道、一番南の方の県道の方からですね、上井手までの部分、それから一部上井手にかかる橋もありますので、そのあたりについてある程度工事をやりたいと思えますけど、まだ家屋も残っている分もありますので、完全に工事ができるか

どうかというのは、ちょっと不確かなところがあります。

それから、公有財産購入につきましては、一応今回上げておりますのは楽善線関係については家屋を一応全部の部分上げております。なるだけ早く改修できるように頑張っていきたいと思っております。

それから、まちづくりの総額につきましては、今現在で、当初は約42億円だったんですけども、アルコール関係が入ってきておまして、それで今は58億9千万円になっております。その後、若干の駅の見直しとかの関連もありまして、変更はしておりますけれども、総額的には変わっておりません。一応58億円程度の事業費から変更はないと思っております。ただ今から工事関係も出てきますので、若干下がってくる可能性はあると思っております。入札残とかですね、そういうのもありますので下がってくる可能性はあると思っております。

それから、事業関係が新しく新政権になりまして補助の仕組み等が変わってきております。今後まちづくり交付金関係につきましては、ちょっと名前が変わった補助金になりますけれども、今後続けていくものと思っております。

それから、楽善線につきましては、一応都市計画の決定を受けておりますので、当然最後までできるまでですね、補助対象になっていくということでは思っております。

○議 長（大田黒英生君） 鈴木ムツヨさん。

○5番（鈴木ムツヨさん） 今のもう一回お聞きします。まちづくり交付金事業は10年間を掛けて工事ということで当初聞かせていただきました。今、家屋全部を公有財産購入ということでは言われたというふうに思いました。ということは、この金額が上がっている部分で、現在は最後が58億9千万円ですかね、最後が58億9千万円で終わるという数字だったんでしょうか。それと、その今現在この予算内ではいくら使ったのか、使うのかということと、何年後に駅前楽善線は完成するのかというのをもう一度、よろしいですか。

○議 長（大田黒英生君） 土木部長併任工業用水道課長中山誠也君。

○土木部長併任工業用水道課長（中山誠也君） 鈴木議員の質疑にお答えいたします。

駅前楽善線につきましては、都市計画道路で決定を受けておりますので、事業認可を受けておりますけれども、まちづくり交付金事業につきましては5年間になりますけれども、一応都市計画道路の決定としては、確か7年か8年間の期間を認可を受けていたと思っておりますので、今回の分については58億円の予算というのは、まち交5年間の分でございます。ですから、楽善線につきましては、今当初で5年間で計画しておりますのは、楽善線につきましては12億なんですけれども、全部入れますと十五、六億、あと三、四億という形の費用がかかってくるんじゃないかなということでは思っております。まだ工事費がすべて積算ができてはおりませんので、そのあたりについては若干変わってくるものと思っております。（「もうひとつ、いつまでにできるかという予定」の声あり）一応いま事業認可としては7年ですので、平成26年ぐらいまでの予定で取っております。ただ用地がですね、片づいていけばですね、早めになってくるのかなということでは思っております。

○議 長（大田黒英生君） ほかにありませんか。永田和彦君。

○12番（永田和彦君） 質疑いたします。

まずは、65ページの諸費の中の補助金で、生活路線維持費の補助金というのが出ております。これにつきましては、概要書あたりを見てもみすれば、町内を運行する路線バスについて赤字額を補助するとありますが、この赤字額がですね、きちんとした計算を基に赤字を出してくるんでしょうけれども、その精査ですね。例えば、うちは人件費が10万円だから10万円の赤字ですよとか、いや、15万円だから15万円とか、もう言いなりではないかなと思うんです。妥当な額であるというなんか根拠があればお知らせ願いたいと思います。あくまでもこれはバス会社が計算、請求してくる額ではないかと思うので、質疑いたします。

それと114ページの衛生費の中の保健衛生費の中の補助金ですけれども、合併処理浄化槽設置の補助金についてであります。これにつきましては町は下水道の整備を進めておりますが、これとの連携がきちんとなされているのかということです。合併浄化槽を補助を使って設置しました。その後下水道が来ましたというようなダブるようなことじゃなくて、下水道あたりの早く情報が行けば、合併浄化槽あたりを設置しなくて、そのまま下水道に連携できるというような方策があるのではないかなど。それでもやはり浄化槽でなからんとなかなか下水道が追いつかないという状況なのか、質疑いたします。

次に、122ページ、総合交流ターミナルの施設の改修工事についてであります。岩戸の里につきましてはタダで運営を委託するという状況にいたっておりますので、できるだけ経費は抑えたいというのがやはり心の中にあります。ということで、この工事あたりの内容を見てもみすれば、行き当たりばったりになってないかということです。長期的に、中長期的にきちんとした計画を、例えば償却期間が5年だ、10年だというようなある程度の計画を基に処理をやっていかないと、行き当たりばったりで予算が、今年はいった形で724万円ですよ、来年は2千万円ですよ、3千万円ですよ、これはもうわかりません。ですから、きちんとした計画がなされているのかという点であります。

次に、9ページの債務負担行為について上げられておりますが、この中でも戸籍の総合システムから電子計算機の借り上げまで、こういったところを見てもみすれば今まで何ら不具合もなくうまく使ってきたということでもあります。期間が終了するから続けてこういったリース契約なり、保守契約なりを結ぶということであったかと思えますけれども、売る側からするならば、機器あたりはもう償却が済んでいると思うんですよ。これを延長という形になりますならば、一般的な企業は一つのリース期間が終わったならば、1カ月分で1年間をお貸ししますよという制度があります。もうその制度というのは、償却がきちんと済んで、その分は回収ができましたよというからそういった形でやるんです。しかしながら、保守というのは古くなりますから、それだけ故障が多くなるかもしれないというのは考えられます。ですから、これはただ単に今までの額を上げてこられたのか、そういった交渉はなされたかということですね、この点について質問します。

あとは全体的なものでありますが、予算の概要書あたりを見ながら質疑しますが、今回の歳入の中で、町債、町の発行する債券であります。これが25.8%去年よりも伸びております。約3億円あります。歳出についてどうなったかということを見てもみすれば、やはり公債費、借金、今まで発行した債券を払っていかねばならないというのは、ここも膨らんでおります。ということは、

予算が足りないから町債を発行するよという形でやっていけば、将来のこういった形の、また逆に負担、歳出によって公債費を払っていかなければならないという悪循環に至ったような形がします。国においては、ご存じのとおり税金を上回る国債を発行して大変な状況でありますので、町もそういった認識がきちんとなければ、年間の予算というのはなされていかならないと思いますので、この点についての予算の組み方、どうしても例えば義務的経費の中の扶助費あたりは、もうものすごい伸び率になっておりますので、こういうところでなかなか消化できない、やむを得なかったというかもしれません、この点について質疑したいと思います。

以上です。

○議長（大田黒英生君） 総務部長首藤誠治君。

○総務部長（首藤誠治君） 永田議員の質疑にお答えします。

地方バスの補助ということで、バス運行事業者が申請したものをそのまま認めているのかというお話かと思いますが、これについては熊本県のバス補助対象要綱というのがありまして、熊本県交通対策総室の方で定めてありまして、それに基づいて審査を行います。県内各所のバス事業者が全路線について熊本県の方に申請をします。それによって、県の補助対象が決まります。いわゆる車両とか、利用者数とか、そういう細かいところまでチェックをしてありますのでそれに基づいて行います。それで認められた場合は県が3分の1の補助をするということで、その残りについては、各市町村でという、関係市町村でということになります、だんだん厳しくなっております、3分の1が、県自体が100%見るんじゃなくて、少し今予算の方が下がってきている状況ですので、その分、町が負担する可能性が出てくるということがあります。町の場合は、6路線今やっておりますけれども、ご承知のように桜丘と高森線については、各市町村とも話し合いをしながら廃止をしたということで、このまま鰻登りに町の負担が増えるということじゃなくて、その辺の整理はですね、させていただいております。地方公共交通会議等で今検討しておりますが、やはり菊池とか温泉の方の路線とか、様々なありますが、それぞれ事情がありますので、一気に廃止とか、そういう話にはならないと思いますが、その辺の精査についてはですね、十分検討していきたいと思っております。

○議長（大田黒英生君） 土木部長併任工業用水道課長中山誠也君。

○土木部長併任工業用水道課長（中山誠也君） 永田議員の質疑にお答えいたします。

合併浄化槽の補助金の関係なんです、一応合併浄化槽の補助金については、下水道の事業認可区域と区別しながら下水道の事業認可区域に入っている部分につきましては、合併浄化槽の補助金を出しておりません。一応区分けはしております。そのあたりについては、下水道課とも打ち合わせしているところです。ただ、事業がですね、認可区域であっても、できてない部分は確かに、下水道の整備が進んでいない部分も若干はあります。そのあたりについては、もう補助ができませんのでお断りしているところです。

それから、町の方が線引きで、ある程度どこにでも家が建てられますので、そのあたりで下水道の整備が進んでいないところにでもですね、住宅あるいはアパート等が建っているような状況で、なかなかこの補助金については苦慮しているところです。今後、なるべくですね、認可区域、すべて下水

道の整備が進んでいくように頑張っていきたいと考えております。

○議長（大田黒英生君） 経済部長西本昇二君。

○経済部長（西本昇二君） 122ページの総合交流ターミナルの件だったと思います。その内容で、毎年800万円から1千万円使っている。その後、5年から10年後はどうなっているのかということでございます。その内容につきましては、設計委託管理料の122ページでございますが、施設設備のメンテナンス計画作成業務ということで予算を94万5千円計上させてもらっているところでございます。この計上の中身につきましては、やっぱりそれぞれ今までの計画的にはしておりましたけれども、このメンテナンスの計画策定業務の委託の専門業者、その施設、備品関係の状況を確認すると。うちの職員がインターネットあたりでそこの実際に経営していることでなくて、温泉業者関係の全国的に調査をしております。そこら辺の専門あたりに修理等の要不要を診断してもらうということで、その整備計画書を作成するものでございます。現在まで利用しておりました修理計画でしてございましたけれども、施設の延命化とか、あるいは経費節減を含めたところの適正な利用を図るということで努めなければならないということで、今回予算を上げさせてもらっているところでございます。

○議長（大田黒英生君） 企画部長徳永保則君。

○企画部長兼ねて企業誘致課長（徳永保則君） まず、永田議員の債務負担行為の期間終了の関係、保守点検の話ですけれども、例えば戸籍関係のリース期間というのは実際5年、それを7年間まで一応延長させていただいて今使っているような状況でした。しかし、現況としまして、もうこれ以上その部品の交換等がままならないという状態が発生しましたので、今回、新たな機種を購入させていただくという形になっております。ほかの具合についても同じような状況でございます。ただ、永田議員がいつも言われていますクラウドコンピュータ関係についての検討も現時点ではやっているような状況でございます。債務負担行為を上げさせていただいていますけれども、途中でそういう変更等、いわゆる懸念材料として守秘関係の個人情報の問題もありますけれども、その辺を検討した中でよりよい方向にですね、貴重な財源でありますので、そういう形で使わせていただきたいということで思っております。

それから、全般的なことでの財政運営ですけれども、先ほども議員さんの方からも若干の質問がっておりますけれども、実際に町債の伸びというのがもう100億円を超えているような状況でございます。この伸びについては、事業の展開がままならないからでございますけれども、説明資料の中でも示させていただいておりますけれども、全体的に今年度の予算編成にあたりましてはマイナスシーリングをかけさせていただいております、当初予算にはですね。その関係でやりましたけれども、実際に国の施策の変動等がありまして、一番的にヨワネしましたのは、今、永田議員言われましたように扶助費の伸びが前年より約4億円ぐらい増えてきたという形で、全体的な予算が膨らんできたという形です。それで、私ども財政運営をする以上は、これ以上の公債費の伸びというのは後年度負担になりますので、実質運営として厳しいものがあるという形ですので、やはり今後でもですね、職員経常経費の削減等を盛り込ませながら健全財政な運営に努めさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

- 議 長（大田黒英生君） ほかに質疑ありませんか。
〔なし〕と呼ぶ者あり〕
- 議 長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
次に、議案第27号を議題とします。質疑ありませんか。
〔なし〕と呼ぶ者あり〕
- 議 長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。
次に、議案第28号を議題とします。質疑ありませんか。
〔なし〕と呼ぶ者あり〕
- 議 長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。
次に、議案第29号及び議案第30号の2件を議題とします。質疑ありませんか。
〔なし〕と呼ぶ者あり〕
- 議 長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。
次に、議案第31号を議題とします。質疑ありませんか。
〔なし〕と呼ぶ者あり〕
- 議 長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。
次に、議案第32号を議題とします。質疑ありませんか。
〔なし〕と呼ぶ者あり〕
- 議 長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。
次に、議案第33号を議題とします。質疑ありませんか。
〔なし〕と呼ぶ者あり〕
- 議 長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。
次に、議案第34号を議題とします。質疑ありませんか。
〔なし〕と呼ぶ者あり〕
- 議 長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。

日程第2 委員会付託

- 議 長（大田黒英生君） 日程第2 委員会付託を行います。会議規則第39条第1項の規定により、議案第11号から議案第34号までをお手元に配付しました議案委員会付託表案のとおり所管の委員会に付託します。また会議規則第92条第1項の規定により、請願第1号及び陳情第1号をお手元に配付しました請願・陳情委員会付託表案のとおり所管の委員会に付託します。
- 以上で、本日の日程は全部終了しました。
本日は、これで散会します。

午後0時31分 散会

本 会 議

一 般 質 問

平成22年第1回大津町議会定例会会議録

平成22年第1回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第3日)

平成22年3月18日(木曜日)

出席議員	1 番 金 田 俊 二 2 番 府 内 隆 博 3 番 吉 永 弘 則 4 番 源 川 貞 夫 5 番 鈴 木 ムツヨ 6 番 大 塚 龍 一 郎 7 番 新 開 則 明 8 番 月 尾 純 一 朗 9 番 坂 本 典 光 10 番 石 原 大 成 11 番 手 嶋 靖 隆 12 番 永 田 和 彦 13 番 松 永 幸 久 14 番 宇 野 光 廣 15 番 荒 木 俊 彦 16 番 大 田 黒 英 生																																
欠席議員																																	
職務のため出席した事務局職員	局 長 松 岡 勇 次 書 記 羽 熊 幸 治																																
地方自治法第 121条の規定に より説明のため 出席した者の 職氏名	<table border="0"> <tbody> <tr> <td>町 長</td> <td>家 入 勲</td> <td>総務部総務課長 兼ねて地域安全係長</td> <td>桐 原 則 雄</td> </tr> <tr> <td>総 務 部 長</td> <td>首 藤 誠 治</td> <td>企画部企画課長 兼ねて財政係長</td> <td>木 村 誠</td> </tr> <tr> <td>企 画 部 長 兼ねて企業誘致課長</td> <td>徳 永 保 則</td> <td>総 務 部 長 総務課行政係長</td> <td>藤 本 聖 二</td> </tr> <tr> <td>会 計 管 理 者 兼ねて会計課長</td> <td>西 村 和 正</td> <td>教 育 長</td> <td>那 須 雪 子</td> </tr> <tr> <td>福 祉 部 長</td> <td>松 永 高 春</td> <td>教 育 部 長</td> <td>大 塚 武 年</td> </tr> <tr> <td>土 木 部 長 併任工業用水道課長</td> <td>中 山 誠 也</td> <td>農 業 委 員 会 事 務 局 長</td> <td>服 部 次 子</td> </tr> <tr> <td>経 済 部 長</td> <td>西 本 昇 二</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>子 育 て 支 援 課 長</td> <td>大 塚 武 年</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	町 長	家 入 勲	総務部総務課長 兼ねて地域安全係長	桐 原 則 雄	総 務 部 長	首 藤 誠 治	企画部企画課長 兼ねて財政係長	木 村 誠	企 画 部 長 兼ねて企業誘致課長	徳 永 保 則	総 務 部 長 総務課行政係長	藤 本 聖 二	会 計 管 理 者 兼ねて会計課長	西 村 和 正	教 育 長	那 須 雪 子	福 祉 部 長	松 永 高 春	教 育 部 長	大 塚 武 年	土 木 部 長 併任工業用水道課長	中 山 誠 也	農 業 委 員 会 事 務 局 長	服 部 次 子	経 済 部 長	西 本 昇 二			子 育 て 支 援 課 長	大 塚 武 年		
町 長	家 入 勲	総務部総務課長 兼ねて地域安全係長	桐 原 則 雄																														
総 務 部 長	首 藤 誠 治	企画部企画課長 兼ねて財政係長	木 村 誠																														
企 画 部 長 兼ねて企業誘致課長	徳 永 保 則	総 務 部 長 総務課行政係長	藤 本 聖 二																														
会 計 管 理 者 兼ねて会計課長	西 村 和 正	教 育 長	那 須 雪 子																														
福 祉 部 長	松 永 高 春	教 育 部 長	大 塚 武 年																														
土 木 部 長 併任工業用水道課長	中 山 誠 也	農 業 委 員 会 事 務 局 長	服 部 次 子																														
経 済 部 長	西 本 昇 二																																
子 育 て 支 援 課 長	大 塚 武 年																																

一 般 質 問

12番 永田和彦君

p 120～ p 131

1. 施政方針について

- (1) アルコール工場跡地利用については、子育て健康広場を整備するとあるが、高い用地取得に対し、比例する施策と言えるのか。
- (2) 迫井手地区圃場整備事業と矢護川地区基盤整備事業について、成果と効果の検証はどのような方法で行うのか、有効性を示さなければ今後の農業予算は厳しくなるだろう。
- (3) H23. 3月に九州新幹線全線開通にともなう肥後大津駅を中心とした整備を示されたが、総合的戦略を立てなければ観光産業の発展に寄与しないだろう。

2. 教育長と副町長の選任について

- (1) 今迄の助役や副町長、教育長の任命は職員上りが多い。特別職に選任される人事が職員からの場合は、定年を延期し退職金の二重払いを防ぐべきである。また、教育長と副町長の高額給与は町民の負担であるから、当然の説明責任を求めれば、全体の税支出を審議する議会に適任性を審査する場を設けるべきである。教育長は教育委員会の後に、副町長は議会承認を求める前に求められる。条例の改正を求めるものである。

6番 大塚龍一郎君

p 131～ p 138

1. 雇用問題について

- (1) 現在の緊急雇用創出基金やふるさと雇用再生基金の活用で緊急経済対策として充分施策がなされているのか伺いたい。
- (2) 誘致企業等に於ける正社員の減少や非正規社員の割合、雇いどめの実態といった雇用環境について町の対策はどう考えているのか伺いたい。
- (3) 地元の大津高、翔陽高の新卒業生の就活の状況に対する対応について伺いたい。

2. 地域振興について

- (1) 新幹線全線開業を大きなチャンスと捉え地域振興につなげなければならない。本町の住環境や企業立地条件としての優良性を積極的にアピールし、企業等や観光産業を呼び込み、誘い込む戦略が必要であると思うが、その対策を伺いたい。

1. スポーツの森サッカー場にロアッソ熊本を！

大津町には、県下に、そして全国に誇る総合運動型運動公園「スポーツの森」がある。その中に大変素晴らしい芝生のサッカー場がある。環境は最高である。

- (1) J 1 昇格を目指すサッカーチーム「ロアッソ熊本」に本拠地として招致する考えはないか。
- (2) 大津町民、子供達、企業関係者等多くの皆さんに愛され利用していただく総合スポーツの拠点とする考えはないか。

2. グリーンツーリズムによる新たなまちづくりを

グリーンツーリズムとは、都市部に住む人達と、農山村地域の人達が、宿泊や農業体験、文化芸術などを通じて交流を深めていく活動のこと。

- (1) 大津町をグリーンツーリズムの拠点としていく考えはないか。
- (2) 新たな修学旅行の受け入れなどグリーンツーリズムを活用した町の産業振興を進めていく考えはないか。

3. 新設される大津小学校の分離校（美咲野小学校）の校庭・運動場に緑の芝生を

今、全国的に校庭の芝生化が進められている。地球温暖化から子どもたちを守るという目的の他に、子ども達が裸足で走り回り、寝ころび、のびのびと手足をのばし、体を動かすという効果が大きく評価されている。

- (1) 美咲野小学校に芝生の運動場を作り、大津町の小中学校のモデル校とする考えはないか。
- (2) 芝生の運動場で子ども達が遊び、サッカーの町、スポーツの町の新たな取り組みの拠点とする考えはないか。

1. 本田技研南通り線を問う

- (1) 3 2 5 線まで開通が間近になってきたが、開通により将来的に期待できることは何か伺う。
- (2) 沿線には企業が進出すると思われるが使用する水は地下水が有望視出来そうか伺う。
- (3) 桜の木を衰退させる天狗巣病の調査と除去に注意すべきではないか伺う。

2. 農業者戸別所得補償制度を問う

- (1) 農業者戸別所得補償制度の導入により当町にはどのように反映されるか伺う。
- (2) 休耕地の解消や後継者の農業意欲育成に期待出来るか伺う。
- (3) 貸地人と借地人の状況はどのようになるか伺う。

3. 通学路を問う

- (1) 各学校の通学路安全率＝歩道が整備されている延長／通学路延長％は、どうなっているか伺う。
- (2) 今後通学路の整備は、どのように進めて行くか伺う。
- (3) 外側線を通学歩道として登下校している所があるが危険箇所の点検が必要ではないか伺う。

15番 荒木俊彦君

p 163～p 173

1. 子育て支援のあり方、行政の責任

子育ての土台こそ援助するべきでないか。子ども手当ではよいことだが、派遣労働など不安定、低賃金労働を無くすなど生活の安定を優先するべきではなからうか。見解を問う。

- (1) まず役場から官製ワーキングプアを無くす努力はどうか。臨時、非常勤職員の実態と改善を。
- (2) 関係団体、特に介護労働者の給与、賃金は改善されたか。

2. 真の子育て支援日本一への提案

- (1) 町営住宅に希望しても入れない人が沢山いる。特に子育て世帯(一人親含む)にとって、高い家賃は最大の悩みではなからうか。そこで民間アパートなどの家賃を一部援助してはどうか。
- (2) 働かないと子育て生活が間に合わない。保育料の再引下げが必要である。

3. 地場企業の不況対策を

- (1) 建設業界は不況で大変である。町民の利益と合せて住宅リフォーム補助などは有効であると思うが、町の対応はどうか。合せて県産木材活用をすれば林業支援にもつながる。

1番 金田俊二君

p 179～p 188

1. 介護保険介護従事者の処遇問題について

- (1)現状をどのように認識しておられるか。人手不足など。
- (2)高齢者の介護サービス利用にも影響がでてくると思われるが、どのように対処されるかお尋ねします。

2. まちづくりの方策について

- (1)施政方針では『「大津町まちづくり基本条例」の理念に基づき住民のみなさんとともに、知恵を出し、創意工夫を重ねながら、町の発展のために、頑張っていきたい』とあるが、現段階で創意工夫という面でどの程度認識されているか。
- (2)創意工夫という面で、行政側からの提案はあるか。
- (3)まちづくり協議会の提言を今後どのように生かしていかれるか。その評価と今後の提言の取扱いについて。

3. 教育問題について

- (1)今、子どもたちの状況を見ると「不登校、いじめ、友人関係の悩み、病気、障がい、経済的問題、虐待など」背景として家庭環境が厳しいケースが多いと思われる。表面的な現象だけを見ても問題が解決しないことが多いと思われる。このような中、どのような支援、施策が必要と思われるか。

9 番 坂 本 典 光 君

p 188～ p 197

1. 財政の引き締め

- (1)衆議院を通過した10年度予算案は歳出92.3兆円。それに対して税収は37.4兆円であり、国債発行額は44.3兆円、残り10.6兆円は埋蔵金の取り崩しだそうである。日本には今、約900兆円の政府債務がある。国には再建計画が立てられていない。補助金がカットされ交付税交付金が大幅に減額されるか分からない状況である。町は借金の額を減らしていく計画をたてるべきである。

2. 町づくり交付金事業について

- (1)町づくり交付金事業は、平成19年から23年までに59億円の資金を投入する事業であるが範囲は町中心部のみである。町には南部地区、東部地区、北部地区もある。少し不公平ではないか。

3. 義務教育について

- (1)教育の中味は、文部科学省による教育指導要領に基づくのは言うまでもないが。勉

学だけでなく体力、精神力の強化に努めるよう指導助言すべきではないか？

11 番 手 嶋 靖 隆 君

p 197～ p 203

1. 緑化推進について

(1) 鎮守の杜と称され住民に親しまれている境内の緑も地球環境の変動で、かつてない強風に見舞われ大木風倒木により減少の傾向にあり再植されていない現状を見て緑の再現を境内を核として地域全体の緑化を発信してCO2の削減に、むけて緑化を促進することが行政の使命と思われるが、施策のなかに人と自然と環境に生きる、まちづくりとありますが、今後、事業推進を展開されるのか伺います。

2. 歴史的宿場町の景観形成について

(1) 宿場町として栄えた、町並みのイメージできるように整備をしていきたいとの施策を言及されていますが、大津町歴史の核となる宿場町の形成は、現代に組して跡形の形成が見られないなか価値観の創出が求められている今、観光のメインとして再構築が緊要と思われるが、今後の取り組みと活性化を図られるか所見を伺います。

5 番 鈴 木 ムツヨ さん

p 203～ p 214

1. 新教育長として所見を問う

- (1) 教育長としての目標と意気込みについて（生涯学習を含む）。
- (2) 教育政策として独自の特色はあるか。
- (3) 子どもたちの現状に対する認識。
- (4) 学校教育の現状についての認識。
- (5) 教育予算について。

2. 国のコンクリートから人への投資予算と町の予算について

- (1) 振興総合計画、前期計画の今年は最終年となる、計画は遂行できるか。
- (2) 今年の前算の特色とこれからの展望は。
- (3) 地域力を高める為の具体的な施策は。

日程第 1 一般質問

午前 1 0 時 0 0 分 開議

○議 長 (大田黒英生君) これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は議席に配付のとおりです。

今回の一般質問は 9 名ですので、本日が 1 番から 5 番まで、明日の 1 9 日が 6 番から 9 番までの順で行います。

日程第 1 一般質問

○議 長 (大田黒英生君) 日程第 1 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

1 2 番議員、永田和彦君。

○1 2 番 (永田和彦君) 通告書に従いまして、一般質問を行います。

今回は、大きく 2 点に分けております。施政方針については、毎年町長に対してその年の町長の方針に対して、これは毎年恒例で私は行っております。2 問目は、特別職についての質問になります。

大変な時代であります。景気低迷がひどいものでありまして、人の動きが萎縮してしまっているという今の現状であります。しかしながら今のこの日本の状況を分析してみますれば、今の日本経済自体は収入の倍以上の暮らしをしております。国は、破綻しないと考える方が楽観的すぎるし、危険であります。税収が歳出の 4 割しかない来年度予算には、日本の思想が明瞭に表れているという評論家さえいます。民主党のある議員は、重要なものは経済成長を実現することであって、それに比べれば財政や国債の問題は二次的な問題に過ぎないし、家庭に当てはめるならば給料が増えれば多少の無駄遣いも大目に見ることができると言った人もいますが、このままでいいのかと不安を感じます。そしてまた、自民党の今までの責任、今の状況に至ったことに怒りを覚える人は少なくないと思えます。なおかつ、野党自民党のもろさ、私も末端とは言え政治家の端くれでありますから、つくづく自民党員でないことに安堵感さえ覚えます。では、今何をすべきであるか。私は制度の補完性というものに着目したいと考えております。今までも言われてきましたが、労働市場では、競争的な制度と雇用保険などのセーフティネットの間に強い補完性があると言われております。日本では、非正規雇用者が急増しまして、労働市場の競争性が一気に高まりましたが、セーフティネットの充実は立ち後れました。そのため、それに伴う消費低迷や格差拡大、そんな弊害が起きました。結局それが経済に対して悪影響を与えたと思っております。裏を返せば、労働市場の自由化、流動化、それに対応したセーフティネットの構築こそ、今の政府に求められるものではないかなと私は分析をしているものであります。それによって経済が成長してくればいいのですが、なかなかリアルタイムにそういうこ

とは難しいかもしれません。しかしながら、そういった悲観主義の連鎖を断ち切ることを求めなければならぬ。どうしたらいいか。内需中心の構造改革ではなくて、むしろこれからは急成長が見込まれておりますアジアをはじめとした外需主導によって活路を切り開くことが大切ではないかと考えます。商売人の教えの中に、勝ち馬に乗りなさいという言葉があります。いわゆる景気のいいところに物を売らないと、債権回収もままならない。人間関係も一緒です。やはり前向きな人たちと付き合えば、自分もそれに伴って前向きな姿勢になるものであります。ですから、今着目すべきは外需であり、やはり韓国・中国といった、そういった勢いのあるところと連携を組まなければならないと考えたりします。

以上の観点から、現在から未来へ通用するセーフティネット、保険や年金、こういったものの構築と、外需への対応が発展の鍵を握るのではないかと考えております。民主党を中心とした現在の連立政権に期待したいと思っております。

それでは、施政方針について町長にこの中で3点ほど上げて質問を行っていきたいと思っております。

町長の施政方針をお聞きしまして、その中で私が着目した言葉は、まちづくり基本条例の理念、町民、議会、行政それぞれの役割と責務を明確にして、情報を共有、時代の動き、将来展望を十分見極めると言われました。まさしく、ここがこれからのこの町の運営には最も必要であり、町民の皆様方を含めた全体に広く知らしめなければならない姿勢だと考えております。ですから、その中の多岐に亘った施政方針の中で3点抜き出しました。

まずは、アルコール工場跡地の有効利用について、何ら示されていないに値する今の状況ではないかと私は考えております。今回の上程された予算で既存の建造物の解体処理、子育て公園整備などが上げられておりますが、多額の費用を投じた割には施策はまだまだそれに比例していない、そういうふうには私は思います。求めるのはただ1点、その用地取得にあつた費用対効果のある施策であります。当時町長はこう言われました。将来必要となる町中心地、これだけの用地はなかなか今後も確保することは難しいだろうと。必ずや町にとって重要な資産となり得ると言われました。ですから、今回の方針の中に振興総合計画の23年度から今後5年間、そのまちづくりの方針を決める後期計画を作成するための年になりますと。我々も町長のリーダーシップに期待して、この資産取得には、不動産の取得には賛同したわけでありますから、それなりの政策を求めるのも致し方ないのではないかと私は思います。高い買い物をして、将来に負担を残したと批判されぬように計画や思いをお聞きしたいと思っております。

2番目に、農業についてであります。迫井手地区ほ場整備事業と矢護川地区基盤整備事業について、そのことの成果と効果、そういったものの検証はどのようにされるのか。また、そのことが非常に有効になったということを示さなければ農業予算は非常に厳しいものとなると思っております、今後ですね。私は思います。大津町で一番おいしい米が収穫できるのはどの地区だろうかと。私の友人から最近お米をいただきまして、矢護川の人ですけれども、非常にうまい米です。その米を食べて思いました。これは、大津ブランドの米として売り出すに値する味を持っていると思えました。ということは、迫井手地区、矢護川地区、いろいろ整備は進んでおりますが、強みに集中する農業施策、そういったも

のが必要ではないか。一番いい、おいしい米が採れる地区に重点的にそういった施策をもってくる。また、別の地域で野菜などたくさんの農産物、特異なそういった地域性を生かした、そしてまたブランドとなり得る、それこそこの日本国中に知らしめる、例えば、アジア各国に日本の熊本の中でも大津町の何々という野菜が非常においしいんだよ、果物がおいしいんだよというような、そういった施策、強みに集中した施策が重要と私は考えております。私は、農業施策を見て、私は農業従事者ではありませんが、いつも腹立たしい思いがします。多大な予算をつぎ込む割には、成果がなかなか上がらないと。本日の熊日の社説にも書いてありました。その中では、未だに政府が目標とするのは食糧自給率という形です。それはもちろん国を建てていくためには必要ではあります。しかしながら、今何をすべきかというのは、私は農業者各位の所得を上げることだと思えます。実は、農業も競争なんです。そういったブランドを持ってほかの地域と、ほかの町村、そういったところと対抗して大津町が売れるというような施策が必要だと私は感じております。ですから、農業施策には目標を設けて、そして戦略的な施策を立てなければならないと思えます。このことについて、町長に質問したいと思います。

3点目は、観光、このことについてであります。平成23年の3月に九州新幹線全線開通を伴う肥後大津駅を中心とした整備を示されておりますが、私は全体に波及効果があるようなものに結べないかということをおもいます。最近の熊日の切り抜きではありますが、そのことについて県は早速動きを出しております。全線開業をアピールするということで、うまかもんを熊本城に集合させるということで、春の熊本お城まつり、熊本サプライズ in 熊本城ということで、何か企画を立てられております。特産品を実践販売するということではあります。今の熊本県の知事は、熊本県の発展には観光施策が欠かせないと就任時に言われました。まさしくそうでしょう。ですから、この新幹線の全線開通というのは、願ってもないチャンスであるというふうに県も考えられておるとおもいます。私は、そういった県の施策に何かしら町として一緒に乗せてもらうなり、独自の施策を打ち出すのもいいでしょうか、そういったものが必要と思えます。町を売り出す、それをどういったものを売り出すかは、それはもちろん各界にお願いして出し物を出してもらおう。また、連携して今までにないものを創造してもらおう、そういったものも必要かと思えますが、そういった呼びかけというものを町自ら、町長自らリーダーシップを発揮されて行くべきではないかと、そういうふうに考えますので、町長のその点について、九州新幹線全線開通を我が町の利にする、そういった考えがないか、そういったものも質問します。

以上、施政方針について質問します。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） おはようございます。永田議員の一般質問にお答えしたいと思います。

まず1点目のアルコール工場跡地の利用でございますけれども、議員の皆さんのご理解とご協力によりまして、7千440坪の土地を購入させていただきまして、本当にその土地をどう利用するかということにつきまして、十分検討をさせていただいております。この土地につきましては、NEDOから購入いたしましたけれども、まちづくり交付金事業というような補助事業を、40%の補助を持っ

ておりましたけれども、避難関連の場所となると45%の補助が出るということで、その事業を活かしながら購入したわけでございますけれども、そういう意味におきまして、我々としては子育て支援、あるいは健診センターを今つくらせていただいておりますし、本年度におきましては東側の広場というようなことを計画をさせていただいております。その計画過程等につきましては、また担当部長の方からご説明をさせていただきます。そういう意味におきまして、我々は議員おっしゃるように長期的にもそれだけでなく、大津駅の周辺関連につきまして、議員言われますように新幹線、あるいは熊本空港の玄関口というようなJRの役割がございますもんですから、これを23年の年度までに2、3年計画で整備計画をさせていただいて、本年度の予算に計上させていただいております。そのような状況の中で、大津の町の中心地関連等についても、いろんな方々とのご相談、意見交換をさせていただいております。そういう内容につきまして、また担当の方からご説明をさせていただきますけれども、駅前関連等につきましての仕事の将来については、我々としまして、短期的には今言った関連駅南口広場というような形でございますけれども、長期的にいろいろ検討をさせていただいております。駅前楽善線ができあがるとあれから57号の平面交差を検討させていただいております。そうになると、大津駅を東の方に移動しなくてはならないというようなことが起きてきますし、そういう件につきましてもJRと十分相談を今させていただいております。東側となると今のオクス広場というような形になりますので、駅広がオクス広場の方へ回ってくるような状況になりはしないかなという案と、役場の方ももう震度5で解体するというか、崩壊するというような状況でございますので、20年は保つのかどうかというのも心配でございますので、その辺の活用・関連等についても、今後町の計画というか、たたき台をつくりながら住民の皆さんと十分ご相談しながら議会との意見交換もしっかりやっていきたいと思っております。

そういう意味におきまして、今のオクス広場で行っているイベント、あるいはグラウンドゴルフ等の高齢者関係の皆さんが今後アルコールの東側につくる広場についての活用が将来的には、そこが中心になってきやしないかなというような思いをしておりますので、そういう長期的な考えの中でも今後の計画を住民の皆さんと十分相談をしていきたいというふうに思っております。

それから、2点目の農業基盤でございますけれども、これにつきましてはほ場整備関係、大津地区関係につきましても2代町長の太塚町長のときからほ場整備が始まっております。大津地区につきましては、当初から順次畑総事業関係も、竜門ダムからやっておる関係で、その辺の利子補給関係も大津地区につきましては毎年1千万円補助しておりますので、これが23年ぐらいで1千万円の補助は終わるというふうになっております。現在、護川畑総関連につきましてそうでございますけれども、竜門ダムからの水というような形で矢護川の大根というか、平川の大根というような形で相当農業関係についても役立っておるんじゃないかなと思っておりますし、今後やる矢護川北部の畑総事業の関係について、今、地元推薦しております。もちろん、道路・水路あるいはまぶというようなところが非常に古くなっておりますので、県営事業をお願いしたりいろいろしておりますけれども、一気にやりながら、あの地域を観光にも取り入れたいというようなことで検討しております。補助の関係も、棚的な補助をつくっていただければなど、そして非農用地もつくっていただければ、今、JAの関係の豆腐工場

というか、そういう関係も今検討しておりますし、また先の議会で府内議員がご質問されました唐芋を利用した唐芋焼酎関連等についても、球磨関係の酒造会社との話し合いも今後していきたいというふうに考えております。

そういう意味におきまして、大津の特産を活かした、そういうものをしっかりやっていきたい。今のJAさんが「きくちのまんま」をやっておりますけれども、泉の方でつくっておられる関係で、熊本県がしっかり力を入れてくれませんので、銀座館とかいろんなどころで販売ができていないような状況でございます。そういう意味におきまして、やはり熊本の球磨の方からの球磨焼酎製造関係についても、今後検討していかなくちゃならないんじゃないかなと思っております。

迫井手につきましても、錦野とかあちらのほ場整備終わっておりますけれども、やはり28年の水害関係でやりましたほ場が、1反のほ場でございますので、今後の計画では5反のほ場を考えながら推進をしておると。そういう中におきましても、非農用地もお願いしながら企業や避難箇所の設定をしながら進めていきたいというふうに計画をしながらやらせていただいております。

あと、営農関係関連等につきましては、また担当部長の方からご説明をさせていただきたいと思っております。

観光関係でございますけれども、もう議員おっしゃるように大津町の唐芋、あるいは矢護川にしての米、いろんな形で大津町には素晴らしい農産というか、自然のものがたくさんありますので、それをどう活かしていくかというような形につきましては、営農関連の農家の皆さんと十分今後の検討課題というような形で進めていきたいというふうに思っております。新幹線が来まして大津駅に降りる、大津駅に降りた後、どうするかというような問題でございますけれども、その広場の関係等につきましても、県の方も自動二輪関係、電動バイク関係のステーションをつくらせていただくというようなことにもなっておりますし、県警の方にもお願いしながら、交番署というか、派出所というようなものもお願いをしていきながら、観光案内と、そういうものもやっていかなくちゃならないんじゃないかなと思っております。もちろん県の方の力も借りながら、そして我々としてはやっぱり本田の工場がありますので、軽自動車を置きながら無料のレンタカーというようなのも今後検討していかなくては、大津町に客が降りても後が行動ができないというようなことではどうしようもない状況でございますので、そういう意味におきまして本田の軽を2、3台置きながら、大津町の北部のそういう観光ルート、あるいは南部の江藤屋敷をはじめ白川、岩戸の里、そういうところを巡回できるような足、足というか自動車を無料で貸すというような方法も今後の検討の中で取り入れていく中で、大津町の地域における農産関連等の販売ができてきやしないかなというような思いをしております。詳しいことにつきましては、農業あるいは駅広関連については、担当部長の方からそれぞれご説明をさせていただきます。

○議長（大田黒英生君） 教育部長兼子育て支援課長大塚武年君。

○教育部長兼子育て支援課長（大塚武年君） おはようございます。永田議員の旧アルコール工場跡地の今後の活用についてお答えをいたしたいと思っております。

この土地につきましては、約2万4千579平米を平成20年の12月にまちづくり交付金事業を

活用して旧事務所跡地の建物を含めまして13億3千435万円で購入をいたしております。事務所跡につきましては、子育て健診センターとして昨年10月改修を行い、子育て支援の拠点として開設いたしております。現在、多くの子育て中の親子の皆さんがご利用をいただいております。

議員お尋ねのこの土地の活用についてでございますけれども、中心部にある広大で希少な土地でありまして、空間であるというふうに認識しております。まちづくり交付金事業計画では、先ほど町長が申しましたように、地震などの大規模災害時の防災避難場所としての位置づけをいたしております。特に東側の緑地につきましては、芝生が広がり、多くの樹木もありますので、この景観を活かし、まず避難場所としての目的を第一に考え、町の子育て広場、あるいはセントラルパークとして子どもたちはもちろん、高齢者まですべての町民の皆さんが気軽に、自由に集える広場にしたいと考えております。今年、全住民の中から千人を対象にアンケートを行っております。その中でも、子どもの遊具広場、散歩道を備えた健康広場、軽スポーツができる運動広場にしてほしいなどの希望が約80%あっております。また、大津町後期次世代育成支援行動計画政策委員会でも協議をされまして、子どもたちが安心して一日中遊べる芝生広場をメインに計画を進めてほしいとの意見が多く出されました。今後このアンケートの結果、あるいは地元住民や子育てセンターのご利用の皆さんからのご意見、また次世代育成支援行動計画策定委員の方のご意見をいただきながら、芝生を中心とし、どのような広場ができるのかを考えていきたいと思っております。

○議長（大田黒英生君） 永田和彦君。

○12番（永田和彦君） 部長、用意しておられたかもしれませんが、ちょっと時間がありませんので。要らない理由もあるんです。実はですね、農業のプロの方々がたくさんおられますので、詳細について言われても、私では太刀打ちできないということもありますので。ただ、私は今、再度質問しますが、1問目のアルコール工場跡地について子育て関連のことを言われました。と、2番目の私の農業についての質問というのは、これは実は密接に関係していると私は思っているんです。これは何かと言うならば、最初の質問のときに言いました農業従事者の方々の所得を上げることを主眼して置くべきではないかと言ったのは、そこなんです。農業を営んで子ども2人、3人を育て上げることができるような所得ではなからんと農業も発展せんし、今、少子化と言われてもですね、子どもは増えないということなんです。ですから、強い関連性を私はこれには感じるんです。この中で、例えば焼酎の問題とかでブランドで売り出そう、これは素晴らしいことでしょう。ところが、今押し迫ったものは少子高齢というこの今の現状なんです。そのときに、どうやって生み育てるか、私もまだまだ子ども3人育てんといかんもんで、1人は就職してもらったんで非常に有り難いんですが、そういった状況下でですね、農業がきちんとやれると、所得がきちんと確保されるという状況をやはり構築していかなければならないと私は考えるから、この1問と2問のその詳細な説明ではなくて関連なんです。ですから、こういったところを町長にお聞きしたいんです。子育てに対しては非常にあいつた施設というのは、もちろん大切でしょう。フォローする部分ですよ。ところが、子ども自体がないならば話にならないということですよ。ですから、高い買い物になってしまうということです。だから、費用対効果を求めますと言ったときには、その関連性というのは広く求められるもので、で

すから町長に再度質問したいのは、この農業を発展させることが子育て、そういったもの、人口が増えることにつながって、町の繁栄にもつながりますよと私は考えるんです。ですから、その点についてのお答えを再度もらいたいですね。農業施策というのは、今の食糧自給率というものを国は、それはマクロ政策的にはそういったことしか言えないでしょう。私は、末端の自治体ですから、本当に農業従事者のことを考えれば所得をどうやって上げさせるには国にどういったその農業施策を求めていくのか。町長が自らこのままではいけないと、議員の皆様も賛同してくれて、国にそういった申し立てをやるんじゃないかというようなのも必要ではないかと思うのであります。町長が思いを再度お聞かせいただければ、1問目と2問目はリンクしているということですので、そういったことをお聞きしたい。

3番目の1の3ですけれども、これについて先ほど私が言いました、県が早速そういったものをおと。蒲島知事はそういったところはやっぱり対応は早いんですね。そういったことを考えながら、私も一般質問をするために資料を集めてみますれば、昨日の新聞の日経にまた書いてありました。この中で、新大阪と熊本間が3時間ですからと、飛行機から新幹線に流れますねと。熊本県の蒲島郁夫知事が大阪府知事の橋下徹知事にお会いした。距離が縮まり、人の流れが変わりますねと。ぜひ熊本をよろしく願います。要するにトップセールスなんです。蒲島知事は、すぐ大阪からだったなら呼べるぞ、どっからだったら呼べるぞということですね、もうすぐプログラムの中に入れて行動を起こされているということです。そしてまた、アジアナ空港の件ですけれども、県は助成を拡大するというふうに打って出ました。その新聞記事の中に、肥後大津駅から熊本空港間のシャトルバス、ソウル線のダイヤや路線図をデザインしたラッピング車両を走らせるとか、要するにこの大津町のこの駅というのが知事からするならば今までの町長との議論の中でも、町長はもうずっと言われましたけれども、やはり拠点として上がっているんですね。ですから、電気自動車なり、軽が要るなり言われました。まさしくそこです。ですから、観光業界、いろんな商工会と連携を組むとか、そのときに早めに大津に来ていただいて、アジアナに行く前にですね、大津でショッピングでもして下さいと、観光をして下さいと。私は思うんです。今度開業したならば、もちろん人の流れが変わると思うんです。このときに、熊本に来られる方って何を指すかなと考えたときに、恐らく熊本城でしょう、それと阿蘇でしょう。これは絶対目指されるんじゃないかなと僕は考えます。あの熊本城は、やはりどこに出しても恥ずかしくない、もう県民の誇りですね。阿蘇もですね、世界に冠たる阿蘇ですよ。ただ、なら世界に冠たるものが大津町にはないかと考えたときに、私は本田技研工業があると思うんですね。本田技研さんあたりにも協力していただいて、駅に降り立ったならば、これは極端な話ですけれども、アシモ君が例えば出迎えてくれるとか、僕は呼べると思うんですね。本田技研工業様には、もう多額の納税をいただいたりして町は潤ったわけですけれども、さらに協力を依頼する。トップセールスして下さいよ、町長。私はこういったことを思うんです。大津町の売り、そういったものを何らか持たなければならぬ。そのときに、文化的な我々町民全体の財産であるそういった祭りとか、そういったものも売りになると思います。夏の地蔵まつり、今からのツツジまつり、ぜひ今の時期だったなら大津に来てツツジを見て下さいよ、そういったこともできるでしょうし、夏まつり

は、宇城市よりも大津の方がおもしろいんだよというような企画も面白いかもしれません。そういったところで、この1の3につきましては、そういったトップセールスですね、ポイントは。そういったことを町長に体を動かしていただきたいという要望になりますが、こういったことについて町長のお考えを再度お聞きしたいと思います。

○議 長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 先ほどちょっと答弁がばらつきまして、あと部長が答弁するからとおっただんですけれども。おっしゃるように、集落地域における子どもさんの問題というのは、やはり後継者の問題にかかっているというふうに思っております。後継者はなぜかという、農業所得が上がらない、儲からないということで、やはり後継者が育っていないというのが現状でございます。そういう意味におきまして、我々としてはやっぱり農業所得向上のためにどうするかというようなことでございますけれども、まずはやはり我々としては、その基盤整備というか、今まで我々がいろんな農道水路、いろんな形でやっていただいておりますけれども、自己負担とか、あるいはその農家負担というのが補助金の代わりに別にも農地の管理費とか、水利費とか、いろんなものがございまして、そういうものが全部国とかいろいろで見てくれるといいんですけれども、今回については大変国は厳しい状況でございますので、我々としては基盤整備をしっかりやることによって農作業のコスト面とか、そういういろんな面を削減することとともに、担い手育成、もちろん人材育成でございますけれども、そういう中で集団営農法人化というのをやはりしっかりと進めていかなきゃならないかなと思っております。もちろんそのために大津町におけるそれぞれの地域の特性がございますので、北部における甘藷が主なものでございまして、その中で一部そういう米関連とか、野菜、大根というようなものが所得関係に上がってくるんじゃないかなと思っております。もちろん、菊池台地の水を利用しながら営農関係の推進も皆さんしっかり考えて取り組んでおられるということでございまして、そういう意味におきまして、JAが矢護川に1億円かけまして倉庫をつくっておりますけれども、あの利用関係についても農家負担出さなくちゃならないと。しかし、そのためにはどういう儲け方があるかというようなことで、唐芋だけではどうしようもないというようなのが私たちの見込みでございますけれども、やっぱりそれには南部地区の方の人参とか野菜関係をどうあそこで保管しながら、その時期に合った所得を上げていただくかというようなこともしっかりと農協の関係者、あるいは青壮年部の皆さんとともに、その利活用もしっかり考えていかなきゃならないんじゃないかなという思いをしております。そういう意味におきまして、まずは基盤整備ができていないところはそういう意味におきまして国・県の補助をいただきながらしっかりと整備をしながら、農業所得関連については、今後やはり自給率41から50にしたいという国、それはもう地産地消はともかくとして、地産外商というような農業の技術能力が日本は素晴らしいものを持っておりますので、今後そういう意味におきまして余所へ行くような素晴らしいものができていければなと思っております。しかしそのためには、やっぱり人材育成でありますので、農家の関係の方もやはり海外に目を向けながら、中国や東南アジアについてしっかりとその生活状況を見てくるのも確かじゃないかなと思っております。もちろん、そういう意味におきまして、大津町の駅の整備でございますけれども、おっしゃるように知事も十分空港周辺の活性化につきまして

は、日本一広い、美しい空港ということで、大津町は玄関口でいいよというような知事の考えでございませぬけれども、そういう中で大津町の駅をどう活かしていくかということになると、例えば3時間関係で大阪からお見えになれるというような、岡山とか福岡からおいでいただけるわけでございますけれども、今、熊本の経済界の皆さんは、議員おっしゃるように阿蘇の山、あるいは熊本市の城と水の水前寺、そして天草の魚というような横の連携をしっかりと取っておられるということで、もう下手にすると大津駅は降りて何もないというような状況で寂しい思いをするんじゃないかなという思いをしております。しかし、我々にはやっぱり我々の地域の農産物、あるいは白川であれば白川のハエやウナギやカニや、そういうものをどう活かしていくかということも考えなくちゃならないんじゃないかなと思っておりますし、そのためには、まず飛行場に着きまして、着いた後、北側の方にレンタカーでございますけれども、あれを利用してと南阿蘇へ走って我々のところに来ない、南が表で大津町は裏口になってしまうという恐ろしい予測もできます。しかし、大津町にバスが、空港からバスで降りてきていただければ、それから活動ができるようなものを交通の利便を考えなくちゃならないというような思いをしておりますし、しかしただ阿蘇へとかそっちへ行ってもらってちゃ困るというようなことでございますので、大津町のいいところ、例えば新幹線でお見えになられたときには、大津に降りて一泊ぐらいでの距離感の中で大津町の北部の方、あるいは南の江藤屋敷をはじめ、そういうのをどう活かしていくかと。そのためには、やっぱり車なり何なりを何らかの形で利用できるような、そういうものをつくっていかなくちゃならないんじゃないかなと。それぞれの駅を利用するためには、JAをはじめ関係商工会はじめ団体と一体となってやっていかなくちゃならないというふうに思いますけれども、まずは地域の皆さんの力が必要でございますので、そのために今我々は地域支援、職員を配置しております。昨年から2人付けておりますけれども、その活用がただ今年の仕事だけの説明に終わっておるように思っておりますので、この職員をしっかりと地域の皆さんとの意見交換をしっかりと取り入れながら、そういう村おこしをしっかりとやっていただければ、大津町はおもしろいところがあるんだなというような形で、祭りについても地域の中でおもしろいものがあれば、それを大津町としてはあとでもいろいろ一般質問出ておりますけれども、そういうルートをですね、大津町のマップ関係を活かしながらかつていかなくちゃならない。ちょっと時間がかかりますけれども、そういう計画案を今後しっかりとやっていかなくちゃならないんじゃないかなと思っております。

○議長（大田黒英生君） 永田和彦君。

○12番（永田和彦君） 期待しておきたいと思っております。

2問目に移ります。教育長、副町長の選任についてであります。教育長の選任は教育委員会がやるということですね。我々議会は、教育委員を承認するという形であります。この質問について、今ここに教育長がおられますので教育長の人格をとやかく言うものではありません。要点は、実はコストなんです。人件費なんです。教育長また今は不在である副町長、いきなり来られてずっと何十年も役場で頑張っておられた部長たちよりも一気に追い越すような給料を取られてしまうということですから、それなりの実力を発揮していただかなければ、なかなかその人件費というものが有効なものであるのかなというふうなことで、当たり前の足し算、引き算であります。最近でおもしろい新聞記事を見つけまして、自治体財政の開示指針をつくりたいということを総務省は出してあります。地

方自治体に対して住民にわかりやすい財務書類を作成、開示するように求めていくと、これ3月13日の日経ですが。その中で、熊本県の宇城市のことが書いてありました。宇城市は、14年度末まで財政状況を推計して、純資産比率が悪化する見通しとなったために、将来世代の負担を軽減するために目標を設定して人件費の削減などを進めることにしたと書いてありました。人件費や物件費を含む純経常経費を人口で割れば人口1人当たりの行政コストがわかりますということです。職員の給与、我々の報酬、様々なものが町税で賄われております。最近では、いろいろ世間が騒いでおりますが、鹿児島県の阿久根の市長あたりが市職員の平均の所得が年間600万円に対して、市民の皆様方の労働所得は200万円にも満たない190万円である。おかしいのではないかというようなことを言っておられます。まさしくそのとおりです。何のために役場があり、市役所があるのか。地方自治体とは何ぞやという逆転現象ですよ。ですから、極端な、報道も歪曲した部分もあるかもしれませんが、報道を見たり聞いたりしていると、疑問点もありますけれども、確かに要点を押さえておられる阿久根の市長かなと思ったりもします。そういうことを考えますれば、私はこの教育長というのは、教育委員会が選任されてこられるかもしれませんが、私が思うのは、一昨年、大津中学校北側の宅地開発について、町の広報の1ページを割きまして教育委員会の審議の内容、そして最後に大津町長と教育長の今回の件につきましてという形でご迷惑を掛けて申し訳ございませんでしたと、心配をおかけしましたということが書いてあります。ということは、教育委員会で審議をして、あの宅地開発に対する道路の件であります、あれは民意からかけ離れていたということであるならば、教育委員会は万能ではないということです。結局、民意とかけ離れた理解があったと考えられます。その中で選ばれてこられるということは、先ほども言いましたけれども、人格をどうのこうの言うわけではありません。間違いかもしれないということも考えられるということです。100%信じるということはなかなか難しい。しかし今回の教育長は、たまたま私の息子はお世話になりましたので、実際学校での行動なり言動なりをきちんと私は見たから賛成したわけではありますが、恐らくそろそろ副町長の人事案件も出てくると思います。これは町長が人事権を持っておられます。これは地方公務員法にそう明記してありますが、このいきなりその履歴書なりをポンと出されましてもですね、本当にこの人は50万円なら50万円の給料を取る力量があるのかというような審議をしなければ、それこそ行政コストの信憑性、それだけの支出に値する人件費ですよというのが不透明になってしまう。我々は税金の使い方、そういったものを決めるのが議会でありますから、議会があいまいな答えは出せない。ですから、町長がいろんな形で副町長の、こういった人ですよとか、出されてくるかもしれませんが、もちろん私は副町長に対する思いというものはあります。前回の副町長の最後の退任の挨拶の素晴らしさは、ここで皆さん、お聞きしたと思いますけれども、まさしくこの町に生まれてよかったと、そしてこの仕事に就けてよかったと思いますということで誇りを持っておられる、大津町に誇りを持っておられる方だったんですね。そしてまた、私が委員会でもあの方と討論するのが一番おもしろい。あの方が一番恐らくこの町の法律である条例に精通しておられる方だったと私は思っております。ですから、それだけの力量を持った方であったと。それなりの人を次の人も持ってこない、私が一番心配するのは、今から先、この国の状況ですから、合併論議あたりはまた出てくると思います。どこ

かほかから連れ来るようなことがあるならば、この町で生まれ育った人でなければ、この町の状況というもの、思いというものは生まれません。今、いろんなところで選挙があつて、何か中央ぐらいからこっちの郡部にして市長選にしたりとかする連中がおりますが、ああいったものは私はもう理解できません。あんた何やっているのという感じですよ。私は、地域に密着した人を持つてくるべきだと思うんです。町長にももちろん人事権があるんですよ、それを審査するのはこちですけども、でないと客観的に、計算的にずばっと大津町は合併した方がいいですよとかに流れはしないかなど。私は合併論議に大切なのは主観性だと思っております。そういった町を愛する心ですね。そういったものは必ずやなからんと、特別職には務まらないと思います。そういう観点から、今回の質問はするものでありますので、この人事について、そしてそういった人事についての事前のですね、協議の場を、私は町長に求めたいと思うんです。そういったところを新たに条例を加えてもいいのではないかなど思ったりもします。その多大な年間にするならば、今度、教育長が600何十万円だったですか、そういったものが出てきておりましたが、副町長も来られるのであるならば、もう1千万円は優に超してしまうという状況であります。今回の予算の提案でも、なかなか苦しい予算で、実際、義務的経費が増えて公債費も増えた、そしてまた町債も発行した、これはたし算引き算で言うならばマイナスの年度になってしまうという予算ができあがっておりますが、これに反対するという意味ではありませんけれども、いい状況じゃないのは、もう皆さんおわかりだと思いますので、この特別職の人事のコストについて、妥当性を求めるには事前協議が必要であるというものを考えますので、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 永田議員の人事の関係でございますけれども、副町長や教育長の特別職の選任関係では町の行政や教育を推進するためには重要な役職であるとともに、補佐役でありますので、人格はもとより知識や経験、判断力、あるいは統率などを含めて総合的に勘案し、町長が人選を行い、議会の同意をお願いしているところであります。なお、地方自治法により議会の同意がなければ任命できないシステムになっており、透明性はあるかと考えておりますが、その役職に応じた給料を条例に定め支給しているところでもあります。現在、人事案件を提案する前には、その方の経歴や履歴などを全議員にご説明させていただいております。選任にあたっての説明責任の点においては、適任性を審査する場が議会への提案、議案提案であると考えておりますので、その方の経歴などについても、議員の皆さんに十分説明をしていきたいというふうに思っております。

○議長（大田黒英生君） 永田和彦君。

○12番（永田和彦君） 再度質問しますが、町長がそういった説明をされるということで切って捨てられましたが、私はここにですね、見たこともないような方が来られて、履歴書を見せられただけ、町長の説明だけでは判断できないと思います。役場の中のどなたかが持ち上がって、ここにその副町長という立場に来られるのならば、ある程度どういう人かというのはわかると思います。我々委員会でも、例えば融和を図るために一緒に酒を酌み交わして、その人の資質なり何なりを、そういった文化を下にですね、深めたりしています。そういったことで、我々は理解を深め合うわけですから、と

でもここに私が1回も見たことないような方が町長が薦められても、議員の皆さんもそうだと思いますけれども、それでOKするような支出の額ではないと私は思います。それなりの実績の方を持ってくるべきではないでしょうか。それは町長がもちろん権限ですよ。しかしながら、それなりの説明責任というのが今は流行言葉にもなっているじゃないですか。詳細な説明というものは、それだけの支出が伴うものには必ず必要だということでもあります。

時間がありませんので、答弁は要りません。終わります。

○議 長（大田黒英生君） しばらく休憩いたします。11時10分から始めます。

午前11時00分 休憩

△

午前11時10分 再開

○議 長（大田黒英生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

6番議員、大塚龍一郎君。

○6番（大塚龍一郎君） おはようございます。冒頭にあたりまして、この定例議会を最後にご退職されます私の執行部の方々がいらっしゃいます。長年にわたりまして、このふるさと大津町の発展のためにご尽力いただきましたことに対しまして、心から敬意を表します。退職されて後もいろんな機会、いろんな場所におきまして今後とも町に対しまして貴重なご意見、ご助言を賜りますようよろしくお願いいたします。

さて、通告書のとおり、順次質問を行います。

1問目は雇用問題についてであります。雇用問題といっても、範囲があまりにも広くて深いテーマでありますので、次の3項目に絞ってお伺いいたします。08年秋のサブプライムローン問題、リーマンブラザーズの破綻、金融経済の混乱が世界同時不況となって我が国にとっても戦後最大の経済危機と言われるほど、その影響が大きいのしかかってきております。实体经济を大きく直撃し、景気悪化がさらに深刻さを増し、デフレ長期化への懸念も消えず、消費や生産の減退を招いて、非正規社員を中心に派遣切りから始まった人員整理の波が、今、正社員の方にも及び、失業者をさらに増大させ、厳しい雇用状況に陥り、深刻な社会問題に続いているのが現状であります。雇用は、人が人らしく暮らすための最も大事な基礎条件となっております。不安定な雇用が社会の安定や安心を奪っているのをございます。

さて現在、就労支援策として非正規労働者や中高年齢者を中心に一時的なつなぎの就業として、短期的な雇用対策として、緊急地域雇用創出特別基金と地域のニーズがあり、地域の発展に資すると見込まれる事業のうち、その後の雇用継続が見込まれる事業において安定的な雇用機会を創出する目的の中期的な雇用対策として、ふるさと雇用再生特別基金事業が盛り込まれておりますが、緊急経済対策として十分その施策がなされているのかをお伺いいたします。

これまで、県・町は地域活性化や雇用確保のため、あるいは税財源の確保などを目的に企業誘致に積極的に取り組んでおられました。確かに県内の製造業を見ますと、誘致企業の占める割合は事業所数で約1割、従業員数で約4割、製造品出荷額を見ますと約6割を占めている現状であります。

このように、誘致企業がいかにかこの県内の、町内に占める大きな役割というのがわかるわけがございます。反面、しかしながら自治体にとりましては、固定資産税、法人事業税の優遇、工場等奨励補助金、各種補助金の交付、あるいは周辺インフラの環境整備といった様々な優遇措置を取り続けてきたのも事実でございます。県下では有数の企業群、事業体を抱える本町での誘致企業等における正社員の減少や非正規社員の割合、あるいは解雇・雇い留めの実態といった雇用環境について、町の対策としてどのように考えておられるのかを伺います。

熊本労働局が発表したところによりますと、県内の高校の新規卒業生の就職内定率が76.9%であり、前年を6.2ポイント下回っているようであります。また、全就職内定者に占める県内への内定者の割合が51.2%と過去2番目の低水準であると言っております。つまり、人材の県外流出が顕著になっている傾向が見られます。私は、先日の2月でありましたが、NHKのクローズアップ現代という番組で、これは東北のある地方の高校でありましたが、その担当者の方が就職戦線の今の姿を闇の中で光を探すようなものと発信しておられました。また、コメンテーターの方が言われるには、凍える高校生の就活と表現されているのが今でも脳裏に焼きついております。地元の大津高校、翔陽高校の今春の新卒業生の就職活動の状況に対するご認識、また町の対応についてお伺いいたします。

1 問目の質問を終わります。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 大塚議員の雇用問題についてご答弁を申し上げたいと思います。

一昨年のリーマンショック以来、世界経済の急激な悪化によりまして、大津町におきましても世界的金融危機が各企業の経営状況の悪化にもたらす影響により、労働者の雇用削減など厳しい雇用情勢が続き、回復の鈍化が懸念されているところでもあります。大津町におきましても、町民の生活を左右する雇用を安定させ、所得水準をいかに高めるかが大きな課題となっております。また、そういう意味におきまして、大津町ならではの地域の実情に応じた求職の支援が行われるような行政施策としては、無料職業紹介所を昨年の4月に開設し、求職者に居住地の近くで就職していただく地域密着型の就労支援として町内事業の求人活動の支援に取り組んでいるところでもあります。そのような状況の中で、国の対策関連等につきましての状況を担当部長の方よりご説明をさせていただきます。

また、雇用関係については、大津町も70近くの企業連の協議会の皆さんとともに情報交換や意見交換をしながら、しっかりと雇用の促進を図っていききたいというふうにも思っておりますし、また今回お願いしておりましたように、経済産業省における職員派遣によりましての新エネルギーを活用した企業からみの誘致ができればというような考えを持っておりまして、関係機関とも十分相談しながら雇用の拡大につながるように頑張っていきたいというふうにも思っております。

また、地元高校の卒業につきましては、就職希望者が135名のうち113名が内定しており、自己開拓で16名と、あと就職試験の結果待ちとか、就職試験の予定者が4名というような状況であります。町内の企業への就職も8社、11名となっております。このような就職関係につきましても2つの高校の先生たちと、あるいは企業との意見交換をしながら雇用推進を図っております。もちろん2つの高校だけでなく、大津町の地元の住民の子どもさんたちの就労についても、十分なるハロー

ワーク関連を利用しながら推進をしていきたいというふうに思っておりますし、詳しい内容につきまして、また担当部長の方からご説明をさせていただきます。

○議長（大田黒英生君） 経済部長西本昇二君。

○経済部長（西本昇二君） 大塚議員の一般質問の中で、雇用対策についてお答えいたします。

まず、県内の1月におけるところの労働状況でございますけれども、概況でございますが、まず有効求人倍率が0.41であります。これは先ほど大塚議員の方からも説明があったところでもあります。

それから、国でございますが、景気は持ち直してきているというふうにいるいろいろ報道されておりますけれども、依然として厳しい状況でございます。コンクリートから人へという方針転換がされております。政権が目指す国民一人ひとりが安心といきがいの実感できる社会を実現する上で最も重要な基盤となるのは、雇用の確保ということで謳ってあります。それでは、大津町におきまして町民の生活を左右する雇用の安定をさせる、所得水準をいかに高めるかが大きな問題となっております。これまでの雇用対策につきましては、昨年1月から緊急雇用総合相談窓口を設置し、住民の方々の雇用や生活相談に伴い、相談者に対するハローワークへの紹介あるいは福祉関係機関との連携によりまして、紹介等を行ってきているところでございます。そうした形で相談者への対応を行っております。また、大津町独自でございますけれども、地域の町内の実情に応じたきめ細かな求人、あるいは求職の支援が行えるよう行政施策としまして、無料職業紹介所を昨年の7月に開設もらっています。求職者に居住地の近くで就職していただく、地域密着型の就労支援とともに、町内事業所の求人活動の支援に取り組んでいるところでございます。

それから、雇用総合相談体制につきましては、緊急雇用創出基金事業による緊急雇用対策相談員の配置を行い、雇用相談に対応しているところでございます。

このような現状におきまして、雇用・失業情勢に伴う国の施策としてのふるさと雇用再生特別基金、緊急雇用創出基金を活用した事業を町でも平成21年度から取り組み、雇用創出を図っているところであります。

これらの国の施策を受け、平成21年度の大津町におけるふるさと雇用再生緊急雇用創出の活用による雇用創出の施策状況は、まずふるさと雇用でございますけれども、事業総額2千431万2千円、雇用人数13名、緊急雇用が事業総額2千846万8千円、雇用人数40名の見込みであります。この事業により、農業、商業等の産業及び福祉、教育関係等並びに安心安全な社会環境の確保につながるとともに、雇用創出が図られたものと考えています。

平成22年度はふるさと雇用、事業総額が3千676万5千円、雇用人数16名、緊急雇用が事業総額2千328万5千円、雇用人数32名を見込んでおります。これらにつきまして、大津町無料職業紹介所と連携して、町内各企業や事業所への照会を行い、ご協力をいただいているところであります。

それから、地元高校生の新卒生の就活の状況への対応についてということでございます。熊本県内の状況は、大塚議員が数字的なことをおっしゃっていただいたところでございます。まず大津町といいたしましても、1月29日に大津町企業連絡協議会の主催の町企業と行政の懇談会に、現在の高校生

の就職の状況を説明し、求人をお願いしました。その中で、町が企業を訪問し、就職をご協力いただいた企業が3社、5名の求人をいただいて就職が決まったところでございます。町内高校の3月初めの就職状況でございますが、就職希望者135名のうち内定者113名、自己開拓16名、就業試験の結果待ち2名、就業試験予定4名となっております。町内の企業への就職8社、11名となっております。この就職試験の結果待ちという、これは先ほど町長がおっしゃいましたけれども、内定者6名の就職となれば、町内高校の就業希望者全員の進路が決まることになります。

現状は以上でございます。

○議長（大田黒英生君） 企画部長兼ねて企業誘致課長徳永保則君。

○企画部長兼ねて企業誘致課長（徳永保則君） 大塚議員さんの質問の中で、企業誘致における雇用状況についてお答えをさせていただきます。

町では、昨年1月に企業連絡協議会の会員企業に対しまして緊急の雇用対策アンケートを実施させていただいております。また、今年3月には、電話での聞き取り調査を改めて行わせていただいております。その中で、企業誘致関係での従業員数50人以上、13社の聞き取り調査という形でご理解いただきたいと思いますけれども、1月の調査時点では、正規の従業員数が4千639名、期間雇用や臨時雇用の従業員は1千2名、派遣社員は690名で、全従業員数6千332名における正規従業員の割合は73%でございました。また、3月時点では正規従業員が4千799名、期間雇用や臨時雇用の従業員が234名、派遣社員は380名、合計全従業員数5千413名における正規従業員数は87%という形で上昇しているような状況でございます。正規社員としまして160名、期間雇用・臨時雇用として760名、派遣等で311名の減少となっておりますけれども、先ほども町長の方からもお話がありましたけれども、景気は緩やかに回復傾向にあるという形も担当課としては状況を把握しております。ただ、現在としまして企業の合理化、それに部品の調達の本化など、海外シフトによる企業の整理等も行われた関係で雇用を増やす機会までは至っていないということを痛感しております。

また本日の新聞でも、派遣法改正案の政府閣議決定等がなされるということも聞いておりまして、今後雇用の拡大にはつながるものということも思っているような次第でございます。

それから、今言われました雇い留めとか期間従業員という派遣についての問題は、現状としては今のところあっていないという形でございます。もうほとんど整理が終わっている段階という形でこちらの方としては報告を受けているようでございます。

それから、1つ問題となっております、誘致企業という形で町としては多額の税金を投入して補助振興、それに税の軽減という形の実施をさせていただいておりますので、あくまでも地元雇用を中心にした状況をですね、今後とも強く町長をトップセールスとして進めさせていただきたいということを思っております。

以上でございます。

○議長（大田黒英生君） 大塚龍一郎君。

○6番（大塚龍一郎君） 21年度からこの2つの基金を利用していろんな施策をされておりますが、

これをこの中で就業される方が22年度に向かつての何か要望とか、こういうところがミスマッチとか、そういうのがあったかどうか。また、それが22年度にそれが活かされているかどうかを、ちょっとお伺いしたいと思います。

それと、町の企業連絡協議会で現在で70社ほどで協議をされているわけですが、先ほどの部長の説明によりますと、低位ではあるが緩やかなその雇用が落ち着き始めたかなという兆しがちょっと感想を持ったわけですが、地元の企業の方々いち早い情報をキャッチしながら、雇用者の方々に安心感を持つようなそういう協議会であってほしいと思っておりますので、今後ともこの連絡協議会をご利用されて、従業員の方の安定を願うわけですが。

高校生のことをちょっとお聞きしまして、地元で2つの県立高校がありましたので、あえて絞って質問をしたわけですが。私がちょうど3月の卒業式の後ちょっと進路指導の先生方にお伺いしまして、その中で大津町では役場の職員さんの方もいろいろとご心配されて、本当にお世話になったと。そしてまた、今日、議会からこうして大塚さんが見えになったと。その指導者の方がおっしゃるには、私は菊池高校から回ってきたけど、菊池市でそんなことは1回もなかったと、非常にその町の対応に対して感謝されておりました。例年でありまして、新卒者は7月夏の真っ盛りに各企業から求人がやってきますけど、こういう経済の見通しがつかない折でございますので、各企業体が非常にその求人の数をどれだけ今年は取ったらいいんだろかという、非常にその絞り込むと不安がありまして、就職の活動が非常にその目を掛けて、就職活動が以前に比べて非常に長い期間で、こうして卒業式が終わっても、こういう進路指導室にたくさんのご父兄の方、生徒さんが見えになって、非常にその真剣な就職活動に心配もしましたが、早く就職がなればと願ったわけですが。またそうした中で、この2校を訪れました中ですね、誘致企業で代表的なものですから、企業名を上げるしあれなんですけど、自動車関連の工場にですね、両校あわせて3名だったですかね、これは鈴鹿の方も入れてでございます。わーこれはちょっと小さいなど、この誘致企業、特にこの自動車関連を誘致したときは、このふるさとの若い人を、しかも男子型の長期の重厚な将来を安定にこれして、ふるさとでずっと暮らしていけるようなそういう会社がほしいということで誘致したわけですが、この人数を見まして私は唖然としたわけでありまして。一企業のことはあれなんですけれども、もっと地元から優先的といいますか、もっと大きな従業員を抱えておりますので、今後とも大津町にはもっとプッシュしてもらいたいと、そう思ったわけですが。なかなかその今度の就職難というのは、もう全国的に広がっております。また特に大津町は、この製造業が多いわけですので、なかなかその景気で非常に左右される、そういう面があると思っておりますけれども、教育関係のみならず、産業界並びに行政機関と三者一体となって、この若者が、18の春が泣くことがないような就職活動が成功されることを願っているわけでありまして。

次に、2問目に移りますが、地域振興についてでございます。先ほどの一般質問でございますので、ちょっと被るかと思いますが、来春の九州新幹線の鹿児島ルート全線開通が近づいております。熊本県、熊本駅周辺のインフラ整備が非常に変貌を遂げております。熊本県も、熊本ブランドを高めるために、福岡はもとより関西や中国地方を重点に置きながら、開業を起爆剤として経済的波及効果と様々

な分野の活性化を目標として取り組んでおられます。JR九州も豊肥本線を熊本都市圏全体の東西軸の骨格となる公共交通機関として位置づけております。新たな観光列車を導入したいという計画もあるそうでございます。この全線開業をひかえた観光地の掘り起こしと在来線強化策を狙っているわけでありまして。この開業をチャンスとして、地域振興につなげなければならないと思います。本町の水と緑の豊かな住環境や企業立地条件としての有意性をさらにアピールし、企業等や観光産業を呼び込み誘い込む戦略が必要であると思いますが、その対策をお伺いいたします。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 大塚議員の地域振興でございますけれども、いろんな形で検討をしておるところでもあります。まずは大津に降りてもらうことが第一番というようなことでございますので、大津に降りた後の振興をどうするかということにつきましては、JAや商工会、あるいは関係団体と十分相談をしながらやっていかなくちやなりませんけれども、我々行政としては、議員おっしゃるように南阿蘇鉄道関連のトロッコ列車を大津から1億円出していただけないかなというようなご相談もしておるところであるし、しかし立野の駅と南阿蘇鉄道との問題もありまして、JRの熊本支社長ともご相談をさせていただいておりますし、JRの方もある程度勉強させてくれというようなことで資料も提出しておるといったような状況でございます。

そういう意味におきまして、大津町を降りて大津町で買い物できる、そういうものをしっかりとPRするためには、まだまだ我々としても地域の皆さんとしっかりとそういうものを創り上げていかなくちやならないんじゃないかなという思いをしております。そのために、私たちは駅前の広場の活用の問題、あるいは地域おこしの中での農産、あるいは商業関連の大津町の特産品関連、銅銭糖をはじめとする梅の造花とかいろんなものがございますので、そういうものをしっかりと町内外にPRをしながら力を付けていかなくちやならないというふうに考えております。いろいろと県とも相談しながらPR活動もしっかりとやっていけるようなことをしていきたいというふうに思っております。また、空港関係につきましても、そのようなバス利用とともに、それに合うような時間帯も大切ではないかなという思いをしておりますし、景気も大分よくなってきておるといことになると、ビジネスマンが大津町の方にもおいでいただけるような状況になりますので、そういうビジネスマンの口コミの中で、大津町のよさをしっかりと伝えていくということも必要じゃないかなと思っております。もちろん、おっしゃるように雇用関係につきましても大変厳しい状況でございますので、多くは望めないというか、企業もある程度の整理をしておりますけれども、できる限り企業との連携を取りながら、観光の中で活かせるようなコース関係も考えていかなくちやならないというふうに思っておりますので、今後とも企業とも連携を取りながらいろんな形でやらせていただきたいと。そういう意味におきましては、新エネルギービジョンも策定しておりますので、大津町の新エネルギービジョン関連も活かせるようなまちづくりに尽くしていきたいというような形で関係者とも十分相談を今後していきたいというふうに思っております。

○議長（大田黒英生君） 経済部長西本昇二君。

○経済部長（西本昇二君） 大塚議員の、まず観光面の報告をさせていただきます。

まず、九州新幹線の関連でございますが、熊本県の新幹線プロジェクト事業というのが今立ち上がっております。その中に、イベント関係につきましては参加に取り組みせてもらっているところがございます。また、来年は年輪ピック2011熊本ということで、交流大会が大津町ではサッカー競技大会の開催会場となっております。全国から多くの選手、役員、関係者が訪れることが予想され、大津町をPRする絶好の機会と捉えているところです。

まず、次のようなことを考えておるところです。空港の利用とか、あるいはJRの利用でございますけれども、先ほど家入町長がJR肥後大津駅に定着する南阿蘇トロッコ列車といたしますか、などは特に観光客にとってインパクトのある新たな観光事業ではないかなと思います。また、企業との関連でございますが、モトクロス大会等をはじめ関係企業との連携による取り組みも広く県内外から町へ観光客を呼び込む大会として、昨年もありましたし、定着しつつあるところでございます。大津町が空港へのアクセスのよさ、あるいはビジネスホテル等との連携による、あるいは企業や町内イベントや自然とのふれあいなどによる体験型、あるいは滞在型宿泊パックなどの開発を行うことも関係機関、部署等で検討しているところでございます。毎年開催しておりますイベント関係におきましても、春のツツジまつり、夏の地蔵まつり、秋のからいもフェスティバルなど、県内外から多くのお客様を迎えて賑わっている祭りがございます。このようなイベント等を機会に、町内ホテル等の連携で宿泊客等の増加を図り、町の活性化、ひいては地域経済の活性化へつなげる手段として期待できるのではないかと考えているところでございます。併せて、歴史文化をたどるまちづくり事業として、現在、町中央部のマップの作成を行っているところです。今後町内全域のマップを整備し、現代社会と整合させながら歴史性が漂うような創造的なまちづくりの推進を図りながら、回遊性のあるゆったりとした町歩きを楽しんでいただくためのソフト計画や歴史散策、案内人の育成も併せて行うところでございます。

このような町の地域資源を活かすことで、大津町の活性化が図られることともに、大津町への魅力が増して住みよいまちづくりが促進され、人口増加にもつながると考えられます。

それから、企業の有意性でございますが、豊かな自然と恵まれた環境でございます。面積の3分の1が山林、半分近くが山林原野ということでございますが、豊かな自然に囲まれ、豊富な地下水に恵まれているところです。交通環境についても、鉄道はJR豊肥線があり、道路は熊本インターがあります。また、空港まで車で約10分と非常に恵まれています。そして、企業の集積地であるということでございます。本田技研工業をはじめ、室工業団地、あるいは中核工業団地、大津南部工業団地と立地しており、これらの企業同士の連携、相互支援が行われているところです。

以上、現況でございます。

○議 長（大田黒英生君） 大塚龍一郎君。

○6番（大塚龍一郎君） この地域振興ということでございますが、この新幹線開業ということで、熊本周辺だけ一人勝ちをさせるわけにはいかないわけでございますので、熊本駅から分岐としてこの豊肥線を有効に活用して、何よりもその大津町というのは阿蘇の玄関口であると、広くアピールしながらですね、このビジネスホテルの非常に集積地でもございますので、滞在型、それにつれて今まで在

来のいろんな行事並びにその眠っている資源を活かしながらですね、大津町の発展を願うものでございます。

また、私、先ほどの一般質問でございました町長の答弁で、駅前のそのレンタルのということがありました。また、大津町はこのオートバイの町でございますので、そのオートバイのレンタルとか、自動車というのはちょっとスピード早いかかと、自転車とオートバイぐらいというのがちょうどいい具合じゃないかと。そうすると、本田のネームも上がることになりまして、この本田工業というものもまたクローズアップされるんじゃないかと。日本で唯一の本田の二輪車の工場ということをもたアピールできるんじゃないかと思っております。

また、家入町長は熊本ビルディングの取締役をされとるわけでございますが、先日、新聞で見ましたところ、その緊急の役員会があって、非常にアジアナ航空の行く末が非常に心配されているようなことでございます。

最後でございますが、その家入町長、この議会並びに町民に対して、この件に対して何かメッセージか何かございましたらお願いいたします。

○議 長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 大津町は、熊本空港に大変お世話になってきている状況でございますけれども、国際空港というのが、今アジアナ空港が飛んでおりますけれども、これが6月以降どうなるかわからないということで、県も大変心配されて、いろんな支援をやっておられるようでございます。そういう意味におきまして、韓国の方からこの前サッカーのチームがお見えになられて、大津に泊まってキャンプを張っていただいております。そういう中でも、いろいろオーナーと話したりいろいろする中で、やはり私たちも菊陽や菊池市が韓国・中国と非常に特産関連等のつながりで友好を結んでいこうという方向が見えております。そういう意味におきまして、大津町もぼんやりしとくわけにはいかないということで、今回、22年度の予算で「子どもたちに夢を」というような形で韓国へ飛んで「大津サッカーの町」というような形で、そのような交流ができればなという思いをしております。韓国の皆さんも、できればそういう友好が繋がれば、空港から大津に来ていただいて、大津の田舎のよさを、また本田の関連もございますけれども、そういう意味においての友好的なものが結ばれていくような方向になってくれれば大変うれしいなという思いをしておりますので、西原の議会も全員研修で韓国の方に行かれるという話も聞いております。我々の方もそういう意味におきまして、アメリカの方でも、あるいは4月に入りますとブラジルの県人会の方からもお見えでございますけれども、できれば東南アジア関連中国絡みのところに見ていただいて勉強していただけるというような方向になればなと思っております。そういう意味におきましては、商業関係、あるいは農業関係の方々も、ぜひそちらの方に行けるようなことができるように、今後の検討課題というように形で予算関係がなくてはいけないわけでございますけれども、いろんな関係の皆さんともご相談しながら、友好関係が広まる、あるいはそういう中で大津町の産業おこしにつながっていければなという思いも持っております。

○議 長（大田黒英生君） しばらく休憩いたします。午後は1時から開会します。

午前 11時52分 休憩

△

午後 1時00分 再開

○議長（大田黒英生君） 休憩前に引き続きを開きます。

8番議員、月尾純一郎君。

○8番（月尾純一郎君） こんにちは。公明党の月尾純一郎が一般質問をさせていただきます。

石走る垂水の上のさわらびの萌え出づる春になりけるかも。岩の上に軽快に流れる滝のほとりのワラビが芽を出す季節になったという早春の風景と、春になった喜びの心を表現した万葉集の一首であります。3月の別名は弥生です。いよいよ生い茂るという意味で、草木が芽吹き、自然の生命力が実感できる月ということから名付けられたと聞いております。大津町でも、満開の桜の花がピンク一色で町中を埋め尽くすときが間もなくやってまいります。冬来たりなば春遠からじ。冬は必ず春となるといいます。政治も経済も、厳寒の真冬の時代をくぐり抜け、確かな温かい春を迎えなければなりません。私は、自分が議員という立場にある限り、誰でもない自分の責任で町民の幸せ、町の発展を成し遂げていくんだという、そういう覚悟で活動を進めていきたいと決意をしております。

さて、那須新教育長、ご就任おめでとうございます。教育長は、この議場での就任の挨拶の中で、子どもたちが夢が持てる町、夢を育てる町、その夢を叶える町をつくっていきたくと力強く述べておられました。私も聞いていて、思わず膝を叩いたのを覚えております。時代を担う子どもたちが健全に大きく成長していくために、私も全力で取り組んでいきたいと思っております。本日は、1、スポーツの森サッカー場にロアッソ熊本を、2、グリーンツーリズムによる新たなまちづくりを、3、新設される美咲野小学校に芝生の校庭をの3点について、町長、教育長にお尋ねいたします。申し訳ありませんが、質問の関連性を考えて1番と2番を入れ替えさせていただきます。

まず第1問目、グリーンツーリズムによる新たなまちづくりについてお尋ねいたします。

私は、昨年12月の議会の一般質問の中で、エコツーリズムへの取り組みについて質問をさせていただきました。エコツーリズムによる持続的な観光振興のまちづくりをという内容であります。エコツーリズムとは、その地域の自然環境などの資源を損なうことなく観光を興し、地域振興につなげる取り組みのことです。エコツーリズムは、地域ぐるみで自然環境や歴史文化など、地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながっていくことを目指していく仕組みです。観光客に地域の資源を伝えることによって、住民も自分たちの地域の資源の価値を再認識し、地域の観光のオリジナリティが高まり、活性化させるだけでなく、地域社会そのものが活性化されていくというものです。大津町の豊かな観光資源をエコツーリズムの推進で最大限に活用し、未来への遺産として継承するとともに、持続可能な新たな観光需要を喚起し、地域振興へ大きく推進すべきであるという内容でありました。今回は、少し角度を変えましてグリーンツーリズムによる新たなまちづくりについてお尋ねいたします。グリーンツーリズムとは、緑の観光事業とも呼ばれています。ドイツやスイスなどヨーロッパに普及する農家民宿の考え方を参考にしたネーミングです。グリーンツーリズムとは、都市部に住む人たちが農山漁村地域に滞在しながら、自然、文化、人々と

の交流を楽しむ活動のことです。農業体験や農家民宿への宿泊、農産物直売所での地域農産物の購入などを通して、その地域の豊かな自然や暮らしに触れることです。また、都市と農山漁村の住民の交流を通して、農産物や農産加工品の販路の拡大、農家民宿などの経営による農家所得の向上など、農山漁村の活性化につながる有力な手段として期待されている取り組みです。

さて、町長は先の施政方針の中で、農工商併進のまちづくりについて触れておられます。しかしながら、その中で大津町の最高の宝物である緑の資源を最大限に活かした取り組みが見えてまいりません。そこで私は、グリーンツーリズムによる新たな農工商併進のまちづくりを提案したいと思います。先ほども言いましたように、大津町にはグリーンツーリズムに取り組む環境は整っています。はっきり言って、遅すぎの感さえあります。まず、米や野菜や唐芋等の農業、町の多くの面積を占める林業、畜産業も盛んです。本田技研をはじめとする工業は、生産高において熊本県下のトップクラスです。そして、商業も盛んであり、バイパスを中心に多くのビジネスホテルが隣立しています。民宿もあります。国体では、農家民泊を提供した経験もあります。世界一のカルデラ式活火山阿蘇という素晴らしい景観があり、逆に俵山や真木の高いところに立てば、熊本平野や有明海まで一望できます。矢護山自然公園やキャンプ場もあります。企業や団体による広葉樹の森もあります。加藤清正によってつくられた上井手など、歴史的遺産もあります。また、江藤屋敷や梅の花造花など、文化遺産や伝統文化もあります。このように、大津町には他の町にない農工商が共存した姿があります。それを支え補完する素晴らしい財産があります。これを活かしていくことが併進であります。これを活かさない、活かさないというのは、我々町政の関わる者の責任であると思っています。

もう少し具体的にお聞きしたいと思います。グリーンツーリズムは高齢化が進む農山漁村の活性化の対策として1993年に農水省が提案して進められてきた事業です。長野県飯山市、北海道長沼市、岩手県遠野市など、全国でこの取り組みに手を挙げて国の認定を受け実践しています。九州でも鹿児島県さつま町など、町を挙げて取り組んでいます。飯山市では、市とJA、観光協会が中心となって推進協議会をつくり、農業と観光をセットとした自然体験農業交流センターの建設などを進め、滞在型農業にも取り組み、交流を通して心の観光を目指しています。市民からは、農業やスポーツのインストラクターや山歩きの案内、そば打ち体験の達人など、私に任せてと名乗り出る人が後を絶たないということです。交流人口が増加すれば農業観光だけでなく、町全体の経済発展につながる可能性を持っています。北海道の長沼市や鹿児島県のさつま町をはじめ全国の多くの町で修学旅行をグリーンツーリズムに取り入れ、農家での修学旅行の受け入れをしているところが増えてきました。それを希望する学校も増えてきております。都会に住む子どもたちにとって大自然の中で野菜の収穫や牛の乳搾りなど、さらには農家で民泊など、恐らく人生初めての経験であり、大喜びであります。また、受け入れる農家にとっても農業に携わる喜びや誇りを子どもたちとの語らいの中で再発見することができます。さらに、農家の新たな収入源にもつながります。町長は施政方針の中で、新幹線の全線開通についても触れておられます。大津町は、阿蘇熊本空港にも近く、高速道路や九州を横断する57号線を通る交通の要衝であります。世界の阿蘇や熊本城、九州の奥入瀬と呼ばれる菊池溪谷も近くにあります。このような点からも、グリーンツーリズムは大津町のさらなる発展にとって有効であると思

います。農商工併進をうまく活用したグリーンツーリズムに取り組み考えはないか、お尋ねいたします。

次に、その中で特に修学旅行の受入先としてグリーンツーリズムを取り入れ、新たな産業振興を図っていく考えはないか、お尋ねいたします。都市部の学校の修学旅行を受け入れ、農業体験や自然学習を通しながら、夜は簡単な民宿機能を整えた農家に民泊するというものです。プログラムは、そのほかからいもフェスティバルなどのイベント体験や梅の花造花づくり体験や、場合によって本田技研や本田ソルテックの工場見学などもあっていいと思います。また、1日目は農家民泊で2日目は町内の民宿やビジネスホテルに泊まるという企画も考えていいのではないかと思います。さらに、旧真城小学校や旧矢護川小学校を活用した取り組みも考えていいのではないかと思います。

このように、大津町の宝、大津町の魅力を最大限に活かしたグリーンツーリズムの取り組みについて、ご見解をお尋ねいたします。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 月尾議員のグリーンツーリズムによるまちづくりというようなご質問でございますけれども、エコツーリズムについても、この前の一般質問のときにいただいておきまして、当時には矢護山や俵山における広葉樹を植えながら、そしてそれに基づいて将来の子どもたちや高齢者の皆さんの学習の場所にしたいというようなことで今行っておりますというような状況でございますけれども、議員おっしゃるようにグリーンツーリズムにつきましても、我々といたしまして大変素晴らしいご意見であるというふうに思っております。というのも、今まで我々がやっておるものについては、後ほど担当部長の方からご説明を申し上げさせますけれども、おっしゃるようにこれからの長寿社会あるいは少子化社会の中におきまして、自然の大事さ、大切さをしっかり教え込むためには、やはり体験が必要じゃないかなと思っております。もちろんおっしゃるように、大津町のいいところ、農業・酪農、いろんな形の経験するのも必要であるし、また我々が今、企業の皆さん関連につきましてもしっかりと広葉樹の森をつくろうということで、矢護山や俵山にお願いをしておりますけれども、ただ今までは植えるだけというような状況であったんじゃないかなと。だから、もう一歩中に踏み込んで、おっしゃるように子どもたちやその企業だけでない、このツーリズムの中で体験、植樹体験をしながら、そして将来、それをまた帰ってきて見ていただく、そんな思いの植樹というか、そういうものを創り上げるのもおもしろいんじゃないかなというふうに思っております。もちろん今、俵山については新エネルギー関連の風車関連もございまして、新しいものをどう活かすかというような感じで、今、瀬田裏の牧野組合関係等の瀬田裏の活用についても、牧野組合の方とも内々相談をさせていただいておるところでもあります。そういう中で、大津町の豊かな自然環境を利用しながら都会の皆さんとの連携を深めながら、そして我々の地域の宝物をしっかりと活用できる、そしてまた活用させていただいて大津町を好きになっていただける、そのようなシステムが必要じゃないかなというふうに思っておりますので、議員おっしゃるように今までやってきたものをもう一度掘り起こしながら、そちらの方向に一歩進んでいけるようなことに、やはりJAや商工関係、あるいは各種団体の皆さんの方々と受け皿の調査をできるようにしながら、その辺のルーツをしっかりと県外の皆さんにも

PRをしていくのが一番大切じゃないかなと思っておりますので、今後については十分そのような調査、PR関係ができるような受け皿を十分検討していきたいというふうに思っております。現在やっていることにつきましては、もう県内の一部の地域との交流でございますけれども、一応担当部長の方からご説明をさせていただきます。

○議長（大田黒英生君） 経済部長西本昇二君。

○経済部長（西本昇二君） 月尾議員のグリーンツーリズムにつきましては、長野県、あるいは岩手県の遠野市を含め、隣の鹿児島県のさつま町等、実例を出されながら詳しく述べてもらったところがございます。大津町の今までの現状といたしますか、取り組みについて少し報告させていただきたいと思っております。

まず、白川中流地域でございますが、土地改良区が中心となりまして熊本市の小学生を対象に田んぼの学校を開催しているところでございます。これは、平成15年度から毎年実施されておりました、21年度までに、昨年までに約900人の児童及び保護者の皆さんが大津町を訪れ、田植えや稲刈りの体験をし、加藤清正公が築造した上井手、下井手などの歴史的な土地改良施設の見学などを行いながら、町内の小学校児童の交流を行っております。また、JA青壮年部でございますけれども、平成10年度から大津町内の小学生を対象に総合学習の場を利用して、ゲストティーチャーという形で甘藷の植え付け等、あるいは収穫の農作業体験を通して学習する場を提供しております。平成21年度におきましては、町内の会社の方に呼びかけ、子どもだけではなく保護者も含めた家族で体験する野菜づくりに取り組まれています。このことは、農作業の大切さ、あるいは収穫の喜びを味わえるよい機会だったようでございます。畜産関係でございますけれども、21年前から夏休みを利用した小学生の酪農ホームステイ事業を実施しております。乳牛への餌やりや乳搾りを体験する交流が行われております。町の特産物である甘藷に関する取り組みとしては、JA女性部が掘り出しハウスでの唐芋天ぷらの販売等を行っており、3年目を迎えています。テレビ等でも取り上げられてから、九州大会、あるいは全国大会の発表もされておりました、大津唐芋の知名度のアップにも貢献されております。また、明日の観光大津を創る会でございます。唐芋生産農家、あるいは本田技研と一体となり、からいもフェスティバルを開催しております。本年度は21回目を迎え、延べ60万人以上の来場者となっております。唐芋の苗の植え付けから収穫の唐芋掘りなど、一連の植物等の生育観察を含め体験を楽しまれています。観光振興面でございますが、矢護山自然公園キャンプ場で行っている自然を活かした活動として、山開きやしいたけのコマ打ちからの収穫祭、鞍岳や矢護山の登山などがございます。また、高尾野森林公園、岩戸溪谷周辺なども森林の自然景観を活かした子どもたちの情操教育の癒しの場として整備をしております。植樹体験や町有林の環境の森などの山林、原野、白川や矢護川、上井手や下井手などの河川での自然体験教室も日帰りでも体験できる事業となっております。歴史文化で申し上げますと、江藤屋敷や参勤交代などの歴史遺産、町に点在する多くの史跡、歴史ある神社仏閣などを回遊散策コースとして設定した歴史教室などの開催が考えられます。

このように、多くの方がイベントや雄大な自然、農業体験などを楽しんでいただく要素は十分に備えた町であると考えます。また併せまして、大津町には先ほどから出てはおりますけれども、多くのビ

ジネスホテル等の宿泊施設がサッカーの町、大津の運動公園、スポーツの森があり、二輪車製造の大
手本田技研工業など、たくさんの魅力ある施設や場所があります。

それからもう1つ、新たな修学旅行の受け入れ等に関する件についてでございますが、町の認定農
業者同志会も関心を寄せられております。グリーンツーリズムでの教育旅行の受け入れを実施してい
る大分県九重町で研修をされております。そこでは、教育旅行受入協議会を設立し、60戸の農家が
2千人以上の小中高生対象、あるいは大学生、一般まで受け入れて民泊による農村体験、野菜の種植
え、手入れ、田植え、稲刈り、牛飼い、それから地区の祭り参加などの体験交流を実施しておられま
す。料金等については、一泊二日3食、調べてみますと体験料込みの7千円を徴収されて受入農家の
収入にもつながっております。

また、新潟県の上越市も同様の取り組みを行っておりますが、体験型観光を打ち出し、体験メニュー
を100種類以上用意し、旅行会社とタイアップした展開を行っている点が特徴でございます。林間
学校や体験旅行として訪問する学校が多く、5月、6月の平日に集中するため、宿泊施設の閑散期の
稼働率向上に結びついています。さらに、150世帯の農家での民泊受入が可能であることも評判と
なり、現在では50校、約5千人を受け入れているとのこと。

どちらの事例でも住民が主体となって活動を展開されている点が成功している秘訣ではないかと思
います。

一応、現況報告でございます。

○議長（大田黒英生君） 教育長那須雪子さん。

○教育長（那須雪子君） 失礼いたします。初めてこの答弁の場に立たせていただきます。どうぞよろ
しく願いいたします。

月尾議員のご質問にお答えいたします。

議員のご提案には、私全く共感いたしております。と申しますのは、大津町の特性を活かして町の
産業振興を図るということは、大変これは重要なことであると考えているからであります。そこで、
まず考えますのは、大津町内の子どもたちにこの大津町の誇る豊かな自然、豊かな産業、そういった
ものをですね、活かしたところでの体験をさせたいと思っております。これまでも学校教育の場でも
いくらかの自然体験、農業体験、酪農体験等をやっておりますけれども、まだまだ十分と言える
現状ではないと私は認識いたしております。ちなみに、学習指導要領では、キャリア教育と申しまし
て職業観や勤労観を育てることを狙いとした教育が小学校、中学校で行うということになっておりま
す。既に中学校あたりでは職場体験ということで、いろんな職場、いろんな企業の方にもご協力いた
さず中々で体験学習を今やっております、勤労観、職業観を育てるその一助になっているわけござ
います。小学校も機会を捉えてですね、教育課程の中で位置づけて取り組むことになっておりますの
で、それぞれの小学校でも少しずつ実践は重ねられているところでございます。特に私が思いますの
は、大津町の酪農家の方々をお願いしての酪農体験、それから園芸農家とか米作農家あたりの農業体
験、それをさせることによって、労働の厳しさ、それと併せまして労働の喜び、それを味わうことが
できるのではなからうかというふうに思いますし、農畜産物の生産の現場、そこを体験することによ

て、職の基盤産業としての酪農・農業の大切さにも子どもたちが気づいてくれるのではなかろうかというふうに思っております。そういう体験を重ねることによって、将来は農業に就きたいなと思う子どもたちも出てくるのではなかろうかという淡い期待も持っておりますし、農業従事者にならなくとも農業振興に努力するような人材が育ってくるのではなかろうかというふうに思っています。そのことによって、町の農産物等の振興につながる人材が育つのではなかろうかと期待しているところでございます。また、子どもたちが直接農畜産物に触れることによりまして、今進めております地産地消、この推進がさらに充実していくのではないかと考えております。しかし、学校教育の場でそういう体験をさせましても、すぐ成果が現われるものではありません。しかし、将来に期待をしながら大津町の自然と主要産業であります農業をもっと教育の場に取り込んで体験を重視した学習を進めていきたいというふうに思っております。

また、グリーンツーリズムを活用した修学旅行につきましては、今後ですね、関係者の方々のニーズとか、それから受け入れができるその可能性あたりを調査検討をしていただきますその結果を見守りながら、教育委員会としてどのような形で協力ができるのか、また検討をさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（大田黒英生君） 月尾純一郎君。

○8番（月尾純一郎君） 大津町のキャッチフレーズは元気大津、人と自然にやさしい心かよい合う町です。まさしくグリーンツーリズムをしながら元気な大津町をつくっていかうというようなキャッチフレーズではないかなと思っております。先ほどの質問にもありましたように、町長が韓国から子どもたちを大津町に連れてきていただければ、そういう交流もできるのではないかなと。そしてそれが環境、観光を中心にした農家の収入増につながっていけばいいのではないかなというふうに思います。しっかりと検討をしていただきたいと思っております。

2問目に移ります。大津町総合運動公園スポーツの森サッカー場にロアッソ熊本をについてお尋ねいたします。大津町には県下に、そして全国に誇る総合運動公園スポーツの森があります。世界の阿蘇を背景とした広々とした敷地にサッカー場や体育館が堂々と建っています。そのほかにも、多目的広場やジョギングコースなども設置され、毎日多くの方が利用されています。行かれた方は皆さん言われます。こんな素晴らしい環境の中でスポーツができるということはすごい。手足を思い切り伸ばすだけでも長生きできそう。私も全く同感であります。しかし、こんなにすごい運動公園が本当に最大限に利用されているのかと言えば、必ずしもそうではないというのが現実ではないでしょうか。体育館はともかく、サッカー場をはじめ屋外の施設が人で埋まっていたなんて、1年に何回もないと思います。また、スポーツ活動のために会場を借りにいったら満杯だと断られた。当日確認すると、どこが満杯だ、がらがらじゃないかという声を聞いたことがあります。私もスポーツの森が埋まってしまうほどの状況を見たことがありません。これは、こんなに素晴らしい施設があるのに使い切れていないというのはもったいないの一言であります。他の市町村の人たちは、うらやましがっています。もったいないと言っています。そして、あきれいています。鳩山さんじゃないけど、大津町は金持ちな

んだなど。最大限に使い切る、これは行政に託された使命であると思います。使命とは、命を使うと書きます。命を掛けて先人たちが創り上げた宝を大津町のために使い切る、こういう決意が大事なのではないのでしょうか。そこで私は、J1昇格を目指すサッカーチームロアッソ熊本を本拠地として呼ぶことができれば、このスポーツの森をもっと多くの人たちで埋め尽くすことができる、多くの夢見る少年少女で埋め尽くすことができると思っています。私たちの仕事は、子どもたちに夢を与えることです。夢を育むことです。夢を叶えてあげることです。教育長が言われるとおりで。ロアッソが来れば、大津高校が強くなります。小・中学生の生徒がうまくなります。それは、本物に触れることができるからです。技術面だけではなく、心の部分も大きく、強くなると思います。ロアッソが来れば、県下から、全国から多くの人たちが集まってきます。閑散としているビジネスホテルも、全ての部屋に明かりがつきます。再び元気いっぱいの大津町が蘇ります。居酒屋も賑わいます。大津の唐芋や名産品がばんばん売れます。柏レイソルや川崎フロンターレのように、元気なまちおこしの大きな力となってくれます。私は数年前に柏市に研修に行きました。学生時代に行った柏市の面影はなく、駅も大きく造り替えていました。そして、駅からサッカー場までずっと柏レイソルのフラッグとレイソル君の人形が飾ってありました。町がレイソルの町という感じを受けました。大津町もそれぐらいしたら、もっと商店街も、町全体も活気づいてくるのではないのでしょうか。それくらいしてもいいのではないのでしょうか。そうすれば、先ほどの第1問目のグリーンツーリズムにもつながってくるのではないのでしょうか。今、ロアッソはホームタウンを持っていません。一応、公式な試合はKKウィングで行われるので、その周辺に生活の根拠地を置いています。基本的には練習の拠点はなく、ジブシー状態です。今、益城町が手を挙げています。熊本市の幸山市長も手を挙げています。はっきり言って時間の問題であると思っています。そして、一端余所に決まってしまうと、簡単には動きません。恐らく二度とこんなチャンスは来ないでしょう。古来物事を興すときに一番大事なものは時であると言われています。家入町長、大津町の経済発展に大きく貢献し、スポーツの町、サッカーの町、大津を築いていく、この取り組みをしていく考えはないか、お尋ねいたします。

次に、サッカー場だけでなく大津町民、子どもたち、企業関係者など、多くの皆さんに愛され利用していただく総合スポーツの拠点とする考えはないか、おたずねいたします。

町長は、施政方針の中で地域文化、スポーツの振興を上げておられます。その中で、生きがいくくり、健康づくりができる体制をつくとされています。では、どうやってその体制をつくっていかしているのか。私は、まずスポーツの森を最大限に活用して、そこに町民、子どもたちに来てもらう、親しんでもらう仕組みづくりをしていかななくてはならないと思っています。町民、子どもたちが集まってくることを第一義として、どうすれば集められるかということを考えていく必要があると思います。

2点提案をいたします。

1つ目は、例えば夏祭りをここスポーツの森で行っていったらどうかということです。大津町の多くの町民、子どもたちに来てもらえる機会になると思います。町内の企業の人たちにもたくさん来ていただき、企画運営に積極的に参加してもらうことが大事だと思います。

2つ目は、この広大な敷地の周辺及び適所適所に桜の木を植えたかどうかということです。しかも、それは町民によるオーナー制度で進めた方がいいと思います。町民自ら植えた桜の花を見るためにスポーツの森に集まってくる。そこからスポーツに親しむ仕組みへと進んでいく、そんなことを考えたらいいのではないかと思います。時間の関係上、2例だけ紹介しましたが、実はJリーグ100年構想というものがありまして、サッカーだけではなく、子どもたちがスポーツを通して身体を動かす喜びを知って、愛着を覚え、心身共に健全な成長を目指す。そして、生涯スポーツというものを普及していくというものです。また、そこにまちづくりというものも絡めていこうともしています。まさしく大津町がこれまで進めてきたものであり、これから進めていこうというものであると思います。スポーツの森をこのように活用していく考えはないか、お尋ねいたします。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 月尾議員のスポーツの森の利活用についてのご質問でございますけれども、1点目のロアッソのホームグラウンドでありますけれども、ホームタウンというのは、今、熊本市関連等がKKウィングの中でやっております、そちらの方で話が進んでおるんじゃないかなというふうに思っております。指定練習場ということで大津町の運動公園をはじめ、益城とか、八代、水前寺関連等の7つの施設が指定されております。新たなホームになりますと、なかなか今の状況では利用できないとか、芝管理の問題や施設関連等についてもしっかりと整備をしていかなければならないし、ホームタウンとしての町の負担などの経費が出てくるんじゃないかなと。それに対しての費用対効果がどうであるかというようなことも考えなくちゃなりませんけれども、今、スポーツの森の活用状況等については、後ほど担当の方からご説明させますけれども、町民の皆さんがしっかりと活用されておられるというふうに認識しておりますし、我々としてもあそこに於きましては町民の皆さんがグラウンドゴルフ大会をはじめとする、それぞれのサッカーとか、県体、あるいは九州大会というようなものが行われておるようでございますし、大津町の高校のサッカーの冬場における全国大会出場の練習場というような形でもいろんな形で町民の皆さんから愛させる公園というか、グラウンドでなされておるというふうに思っております。体育館につきましても、バドミントンをはじめいろんな九州大会、全国大会とか、そういう形で行われております。もちろんおっしゃるように芝の管理状況は全国でも5本の指に入るというような噂を聞いておりますけれども、まさしくそのとおりじゃないかなと思います。というお陰をもちまして、J1のキャンプ関連等も練習場にさせていただいておるようなことでもございますけれども、練習してそのままというような状況では、あまり効果はないかな、経済効果はないかなという思いもしておりますので、先月、韓国からお見えになられたチームについては、ちゃんと大津町に泊まっていただくというような条件で7日間大津町に滞在していただいたというような状況でもございますし、その意味では芝生は素晴らしい競技場であるというのは自覚はしております。しかし、大津町の町民のための宝物としてしっかりと今後使っていかなければならない運動公園と思っております。50年先ということは人口減ってまいりますけれども、子どもたちも4分の1に減ると、あるいは高齢者は7.7倍以上になってくるというような状況でございますので、そういう意味におきまして健康推進のためには、ぜひ町民のためをお願いしていきたいと

いうふうに思っております。クラブ大津の関係がいろんな競技をしておりますけれども、サッカー関係も十分会員がおりますけれども、会員の中におきまして、やっぱり北部の方の地域からの子どもたちは、やはり交通利便性がちょっと遠いということで活用が薄いというような話であります。やはり南の方の地域と大津の東部の関係の子どもたちが活用されるというような話も聞いております。いろんな面におきまして、まだまだ利活用については住民に対するPRとか、そういうものが我々としてはまだ不足しておるんじゃないかという思いもありますので、今後しっかりとあの運動公園は町民のための、町民の健康増進のために活用できるようなことをしっかりと考えていきたいというふうに考えております。

○議長（大田黒英生君） 教育部長大塚武年君。

○教育部長兼子育て支援課長（大塚武年君） 月尾議員の運動公園の利用状況について、私の方からお答えを申し上げます。運動公園につきましては、町の振興総合計画の中でも生涯スポーツの拠点施設として位置づけられております。町民一人ひとりがスポーツやレクリエーションを親しみ、あるいは競技力の向上から健康体力づくりまで広く実践できる施設として多くの町民の皆さんにご利用いただいております。ちなみに、平成20年度の実績を申し上げますと、屋外施設については1千212団体、6万3千50名、それから総合体育館につきましては2千81団体で10万6千6人で、うちトレーニング利用者が1万1千954人と、年々利用者が増加しております。この中には、ウォーキングとかジョギング、あるいは家族で運動公園に来られた方、あるいは大会などの応援の皆さんは含まれておりません。ちなみに、運動公園の利用者の方で町内のホテルなどの宿泊施設を利用された方が延べ8千930人ということで、町内のホテルの地域経済効果といえますか、それに貢献されていると思います。主な利用につきましては、子どもたちのサッカー、あるいは陸上競技の練習、あるいは校区スポーツ振興会、それからグラウンドゴルフ協会の皆さん、それから室内においてはミニバレー愛好会、それから町の体育協会、またクラブ大津などの活動に幅広く利用されております。昨年度の幼稚園から中学校までの21年度の状況につきましては、303団体が使われております。主に少年のサッカーの練習あるいはサッカー大会、それから県内のサッカーの大会、それから中体連のあるいは練習とか、少年の陸上クラブの練習、それからあと幼稚園とか保育園の遠足なり運動会などが利用されております。大体利用状況を見ますと、年間を通して毎月球技場から競技場、多目的芝のコート、それからクレイコート、すべてサッカーが中心ですけれども、そのほかにもいろんな今申し上げましたような行事といえますか、利用をされているところです。ますますこれからいろいろなスポーツに対する町民の皆さんのニーズとか、あるいはレクリエーション、それからもう一つ健康増進という町民の皆さんの関心も高まっておりますので、そういうふうな施策を、ニーズに対して施策をですね、検討しながら、また町外からお見えになるといえますか、転入されてくる皆さんも多くございますので、広報活動とかに努めながら、運動公園にぜひ足を運んでいただいて、気軽に楽しめる施設でもありますので、そういう施策を今後とも取っていきたいというふうに考えております。

○議長（大田黒英生君） 月尾純一郎君。

○8番（月尾純一郎君） 先ほど町長が答弁された、子どもたちのためにサッカー場を使っていく、ス

ポーツの森を使っていくというのは全く同じ心ですけれども、私は決してサッカー命ではありませんし、ロアツソ命でもありません。ロアツソのカラーは真っ赤ですけれども、私のカラーは純白ですので、町民のために、子どもたちのためにどうやって使っていかということをごすね、今後ともしっかりと考えていただきたいと思います。

時間がないので、3問目に移らせていただきます。新設される大津小学校の分離校、美咲野小学校についてお尋ねいたします。先の議員全員協議会で新設される美咲野小学校の全容が紹介されました。何か学校というより、どこかの素晴らしい夢の公園みたいな姿に感動を覚えました。また、先日は委員会の現地視察では、これから造成工事に入っていく広大な建設予定地を見せていただきました。そこで、私はずっと言い続けている校庭の芝生化について、その考えはないか、お尋ねいたします。20年の6月の議会でも同じ内容の質問をしていますが、新設の小学校でもあり、新教育長でもありますので、改めてお尋ねいたします。

まず、学校の校庭、運動場の芝生化については、今全国で大きく広がっている事業であります。また先ほどのJリーグの100年構想の中で力を入れて実践している事業の1つです。今回、私は3つの観点から美咲野小学校に緑の芝生をと訴えたいと思います。

1つ目は、加速度を増して進んでいる地球温暖化から子どもたちを守ろうというものです。ますます深刻度を増す地球温暖化の中で、子どもたちが熱中症などで大きな被害を受けています。これに対して、運動場や校庭に芝生を植え、あるいは緑のカーテンをつくることによって、ヒートアイランドの抑制、温暖化防止の対策として全国各地の小中学校から成功の事例が寄せられているというのは前回の質問と同じであります。

2つ目は、芝生の上で子どもたちの歓声が上がり、寝転がり、とっくみあい、でんぐり返り、ドッチボール、サッカーなど、そんな子どもたちの元気な姿が見たいということです。

3つ目は、建設予定地が新興住宅地の中にあるということです。建設計画では、運動場が一段低いところになっているから大丈夫だと、ホコリはしないとの説明がありましたが、ないわけがないと私は思っています。新設の段階で、芝生を取り入れ、大津町の小・中学校のモデル校とする考えはないか、お尋ねいたします。次に、大津町はサッカーの町であり、スポーツの町です。多くの子どもたちがこの美咲野小学校の校庭で芝生の上を走り回り、元気に成長していく拠点とする考えはないか、お尋ねいたします。

○議長（大田黒英生君） 教育長那須雪子さん。

○教育長（那須雪子君） 月尾議員のご質問にお答えいたします。

大津小学校の分離校につきましては、本年度分離校の基本設計をいたしているところでございます。議員がおっしゃいますように、大津小学校の分離校に芝生の運動場をつくる考えはないかということでございます。私自身、芝生のメリットはたくさん知っております。できるなら、芝生にしたいという願いも持っております。しかしまた、芝生ゆえの問題点もいくつか考えられます。そこで、この分離校建設につきましては、多くの皆様のご意見を伺い、地域の皆様と一緒によりよい学校づくりを目指してワークショップ方式を採用いたしているところでございます。そしてその結果として、先日お

示しましたような案ができあがったところでございます。予定校区の地域住民の代表の方、子ども会代表の方、大津小学校の先生方の代表、公募による住民など、たくさんの方、全部で47名だったでしょうか、参加いただきました。ワークショップ参加の皆様からのいろんな意見をいただきました。その中で、運動場につきましても様々な意見が出されました。議員ご指摘のように、裸足で走れるような芝生がよい、砂埃が防止できるような芝生がよいという意見もありました。一方で、芝刈りや水まき、草取り、そういったものに大変人手がかかる、また管理するにはかなりの管理費用もかかる、あるいは土と芝の段差によって、その段差に躓いて子どもがケガをする心配も考えられる。サッカーや野球の部活動あたり、または陸上運動などをするとき支障をきたすことも考えられるというような意見が出されました。最終的に、皆さん方の意見として、砂とか土埃、これに対する対策としては、グラウンドに散水栓を数箇所設ける。また、運動場に芝生は張れないけれども、敷地周辺に植樹帯を設ける。中庭には芝生を植える。そういったふうにしたらどうだろうかということで取りまとめまして、結果としましては、運動場はクレー、つまり土の運動場で整備することと現在のところいたしております。学校の運動場は、体育の授業や学校行事で使用するだけでなく、広く地域の方々に利用していただく目的もございます。グラウンドゴルフ、そのほかいろいろなスポーツレクリエーションで健康づくりに励んでいただく場にしたり、または地域で行われますイベントにも使っていただく。そして、地域住民の方々の地域交流の拠点にもなるようにしていきたいという考えを持っております。

大津小学校の運動場に芝生を植え、サッカーの町、スポーツの町として新たな拠点にする考えはないかという2番目のご質問についてでございますが、先ほど述べましたような理由で、現在のところ運動場の芝生化は考えておりません。しかし、芝生を楽しみ、芝生の中で思いっきり子どもたちが体を鍛えたり、交流をしたり、楽しみを持ったりするような場として中庭を芝生化して十分にそこを活用させるようにしていきたいというふうに思っております。

今後も、芝生のよさは認識しつつも、やはりデメリットをどのようにしてクリアしていくのか、その辺のところも検討はしていかなければいけないというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 運動場の芝生の件につきましては、今、教育長が申し上げたとおりでございます。学校教育現場につきましては、地域の皆さんとともにそういう方向でやっておられるようでございますので、私としてもそのような方向にお願いをしていきたいというふうに思っております。

○議長（大田黒英生君） 月尾純一郎君。

○8番（月尾純一郎君） 中庭は芝生にするというお話ですが、現在の大津小学校に時々行くわけですが、運動場にあふれるような子どもたちがホコリまみれになって走り回っています。美咲野に建つ分離校においても、やはり中庭ではとても入りきれない子どもたちが運動場でホコリまみれになって、砂まみれになって遊ばなければならない、活動しなければならないという状況は、もうはっきり見えているわけですが、全国でなぜその芝生化が進んでいるかという、先ほど言いましたように成功事例がたくさん寄せられておりますので、そういう検討はやっぱりしっかりしていた

だいたいで、住民の方たちのヒアリングあたりをされれば、また違った意見が出てくるのではないかなと思います。子どもたちが外で芝生に転んだり、小石に転んだりしてこけてケガするのは当たり前ですね。芝生で転んだから芝生はいけないというような考え方というのは、一部の方ではそういう意見の方もいらっしゃると思いますけれども、本当に子どもたちが部屋に閉じこもらずにですね、もう思いっきり遊べる、そういう場を提供していくのもやっぱり私たち大人の責任ではないかなと思います。先ほどから大塚部長が自分に言わせろというような顔をされていますけれども。

○議 長（大田黒英生君） 教育部長大塚武年君。

○教育部長兼子育て支援課長（大塚武年君） 今、町長、教育長の方から芝生化についてお答えがありましたように、確かに私どもも芝生化についてはですね、月尾議員がおっしゃられるように運動場を全面じゃなくても、陸上コートの中は芝生化するというと非常にきれいだなというふうに思います。ただ、非常にコストがかかりますし、芝生管理というのは非常に難しい面があります。それと、逆に言えば、なかなか今子どもたち、裸足になる機会が少ないというか、ほとんどもう裸足になったことがない。ということは、逆に捉えれば土のコート、クレイのコートで裸足で遊ぶということも、逆に言えばいいんじゃないかなと私自身は思っております。まだ教育長とそこら辺は話しておりませんが、そういうことで靴下を脱ぐ、運動靴を脱ぐということ、ほとんど今、子どもたちやっておりますので、運動する前に裸足になって石ころを広いながらですね、運動場で遊ぶとか、そういうことも一つの教育の一環ではないかなと思いますし、ワークショップの中でもそういう意見も出ていました。先ほど教育長言いましたように、運動場を芝生にした方がいいというご意見もありましたし。ただ私ども、今度の新しい分離校につきましては、緑の中の学校ということで、今、議員が言われます運動場の芝生化と相反するかもしれませんが、特に広大な土地をいただきましたので、周囲の環境、例えば樹木帯をつくる、散歩道に使っていただきながらやる。あるいは段差がありますので、その段差に芝なり草なり植えて、その段差を利用して子どもたちが、草スキーまではいきませんが、遊べるような空間といいますか、そういうのも考えておりますので、これから実施設計に来年度入りますので、皆さん方、特に住民の皆さん、議員の皆さんのご意見も伺いながら実施設計を創り上げていきたいというふうに思っておりますので、今後ともよろしく申し上げます。

○議 長（大田黒英生君） しばらく休憩いたします。2時10分から始めます。

午後1時57分 休憩

△

午後2時10分 再開

○議 長（大田黒英生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

7番議員、新開則明君。

○7番（新開則明君） こんにちは。7番議員の新開則明が通告順に従いまして一般質問を行いたいと思います。

本日は、次の3点につきまして質問します。

1問目、本田技研の南通り線を問う。2問目、農業者戸別補償制度を問う。3番目、通学路を問う

を質問します。

まず1問目の本田技研南通り線を問うてございますが、本田技研熊本製作所は、昭和51年に操業を開始され、世界の本田として大きく躍進され、地理的にも恵まれた自然環境の中で、事業の拡大がなされ、今後も有望視できる大企業であります。環境保全対策にも積極的に取り組まれ、工業用水にクロードシステムを採用し、製作所内の各工程から集められた排水は脱しつ、脱りん処理がなされ、再び利用され、きれいになったものでも極力外に出さない配慮と使えるものは何度も利用する合理性にも徹して、元から出さない、貴重な資源の有効利用、適切な処理の3つのテーマを基に、省資源・省エネルギー対策にも取り組まれ、町の手本なる企業でもあります。また、秋には場内の広場を利用していただき、からいもフェスティバルや、今や町外から多くの人々が参加され、大きな町のイベントとなっていることに、私たちも感謝しなければなりません。本田技研さんの販売実績に乗じて、お陰様で町の財政も大変潤いがあるのも確かであります。一昨年からの景気低迷を早く脱出できることを望んでいるところです。本田技研の事業拡大に伴い、本田技研南通り線の4車線化が南門より325号線まで着工され、もう間近な開通時期となっておりますが、完成すれば使用しやすい利便性のある大変素晴らしい道路となることと思います。町長の施政方針にも述べられましたように、早期完成に向けて努力されていることがよくわかります。また、地権者の方々のご理解があったのも、完成につながったことと思います。今後は、本田技研さんの搬入・搬出をはじめ、他の企業も活動が活発化され、渋滞の緩和や解消できることと思います。325号線まで開通がもう間近になってきましたが、この開通により、将来的に期待できることは何か、お伺いしたいと思います。また、開通して利便よくこの本田技研南通り線を利用していると、きっと企業進出の話が出てくるのではないかと思います。地形的にも室工業団地とも隣接し、町としても企業を誘致しやすいところではないかと思います。空港へのアクセスをはじめ、熊本市、阿蘇、菊池方面へのアクセスもスムーズで、環境的にも恵まれた地域だと思います。進出企業に際しましては、給水・排水が大きな要因となりますが、この道路の南側には幸いにして大谷川が通っております。浄化したきれいな水であれば、排水することは可能であると思いますが、一方、給水に関しましては様々な調査が必要かと思いますが、以前近くの農機具店舗ができるころ、大谷橋の近くでボーリングをされているのを見かけておりました。どれぐらいの水量か、水質かは確かめておりませんが、本田技研の近隣でも地下水は出るということを知っていました。進出企業の内容次第で大量に水を使うか、少量で済むかは企業の営業種目で違ってくると思いますが、沿線に進出する企業に対しては、自然からの恵みの地下水が利用できれば大変プラスになるのではないかと考えております。上下水道を一括して引いて経費を掛ける方法もあるかもしれませんが、この地域は自然を活かし、環境に配慮した工業地域となることを願っているところです。まずは、沿線に進出する企業が使用する水は、地下水が有望視できるのか、お伺いしたいと思います。

また、本田技研南通り線には素晴らしい桜通りがありますが、満開の時期には一部を交通止めして歩行者天国となり、全長約1.7キロの直線道路の両側に植えられた桜がトンネル状に見事な風景となり、人々を満喫させ、あちこちで花見の宴席を見かけるようになりました。本年も春を感じる大津桜

まつりとして、3月28日日曜を予定してあるようです。町内外の多くの人々が楽しみに待っていることと思います。この桜通りを今回の新設延長した西側部分にも桜を植栽し成長させたら、一段と有名な桜通りとなるのではないのでしょうか。325号線から一直線に約2.4キロほどの桜通りになるのではないのでしょうか。

このように、桜の花を満開で観賞できるのも、管理が行き届いていることが大切であり、病害虫の駆除に注意しなければなりません。中でも天狗が巣を作ったように枝の一部がこぶ状に膨らんで大きくなり、小枝がほうき状に伸びる天狗巣病は、枝をほっておくと周りの健全な枝にも広がり、やがて樹木全体が天狗巣化し、花実形成せず、健全枝は弱り、天狗巣病だけが短期間で小型の葉を形成し、成長を続けながら病巣はやがて胞子を出し、枯れ枝からは材質腐食菌が進入し、樹生が枯れていくこととなります。桜の一番天敵と言える病気でもあります。この防除法としては、薬剤による防除技術はなく、唯一の方法としては、胞子拡散前、できれば開花前に病巣を切除し焼却処分以外に方法はありません。切除した切り口は、材質腐食菌が進入するので切り口に殺菌剤を塗らなければなりません。また、切除に使用したノコなどはそのまま使用すると天狗巣菌が健全な枝に移りますので、使用器具の消毒も大変重要となってきます。天狗巣病に関しましては、私も桜通りを通って点検しながら調査してみました。南門から西側に点々と多く見られ、東側には今のところ少ないようですけれども、これを放っておくと一気に天狗巣病が広がっていきます。この天狗巣病の予防に対しましては、いつも気を配っておかなければなりません。桜の木を衰退する天狗巣病の調査と切除に注意すべきではないか、お伺いしたいと思います。

1 問目を終わります。

○議 長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 新開議員の本田技研南通り線についてのご質問でございます。もう議員おっしゃるように、本田の南側の通につきまして、あるいは325までの4車線化につきましても、議員のおっしゃるように大津町としては本田の西側からの町道までにつきましては、やはり本田技研の二輪の集約というようなことでの搬入関係につきましての4車線を検討してきたわけでございます。もちろんそれから先、道路ありませんけれども、これも325までの4車線化を図りたいということでやらせていただいております。いろんな目的ございますけれども、当時におきましては、大津町におけます工業団地がもうなくなっておりましたし、あるいはソルテック関係の企業誘致関連等についてもいろいろ噂が出ておまして、100ヘクタールとかいろんな話があつておりました関係で、あそこに道をつくることによって南北の広大な土地につきまして工場が張り付いてくれればというような思いがあつて道路を現在つくらせていただいております。もちろん、単独とか、そういうものでは大変費用がかかりますので、まち交関係の事業の範囲を拡大するというようなことで、あの路線までを範囲というような形で550ヘクタールを計画をしたところでもあります。そういう意味におきまして40%の補助事業というような形で今取り組んでおりますけれども、相当費用がかかっております。そういう意味におきまして、十分その費用に報えるようトップセールスをしながら企業の誘致を図っていきたいというふうに思っております。

また、そのためには、企業が来るためには、上水道、排水、あるいは電気、光ファイバーというようなインフラ整備も必要になってまいります。議員ご心配のとおり、水がどうかというようなことで、掘ってみないとわからないというような形でございますけれども、本田関連のあの十字路口に本田さんにも井戸がありまして、掘っておられたわけでございますけれども、大体220メートル掘れば、掘ってありまして水が上がっておるような状況でもあります。そういう意味におきまして、企業が来るとなれば上水道、下水道の整備をやっていかなくちやならないというふうに思っております。何しろ今、平成23年度から水のかみ上げについて1トン1円というような13市町村での協議会がなされておりましたけれども、大津・菊陽関連で十分反対をいたしまして、今、その案が明日協議会がございますけれども、1年伸びて中の検討、1円ということをですね、地域別にしてくれとか、あるいはそのための税金を広域に取っていただけるような話を県協議会をはじめ県の方に申し入れているような状況でございます。そういう意味におきまして、やっぱり我々としてもそのような1円取られると、今、浜田工業なんかそれがそれ相当の3千トン以上使用しておりますので、大変な金額になるし、我々工業用水道についても負担金を100万円近く払わなくちやならないと、いろんな問題も出ておりますので、そういう状況もあるのは確かでございますけれども、やはり企業誘致が先決でございますので、そういう意味におきましても十分県ともご相談しながら、その辺の負担関連の軽減を図っていききたいというふうに思っております。

排水については、一級河川関連等がございますので、造成の段階で排水関係については十分許可が出るんじゃないかなと思っておりますし、その内容、企業の内容にもよりますけれども、その地域を気に入っていただけるような企業誘致をしっかりとやっていかなくちやならないというふうに思っております。

また、議員おっしゃるように、あの通りは桜が一番きれいな場所でありまして、本田の東側については桜トンネルということで県下でもないんじゃないかなというようにすごい景観になっております。しかし議員おっしゃるように、本田の南の入り口から西側については、今までが日の当たらないような状況でございましたので、桜の病気も入っておるのは確かでございますけれども、その辺につきましては十分管理をさせていただきながら、あの通りの桜通りをしっかりと確保するというか、保護していきたいというふうに考えております。

○議長（大田黒英生君） 土木部長併任工業用水道課長中山誠也君。

○土木部長併任工業用水道課長（中山誠也君） 新開議員の質問にお答えいたします。

本田技研南通り及び325線の開通に伴う将来的に期待できることということで先ほど町長が申し上げたとおりでございますけれども、もう1点、この計画をするにあたりまして、その時点で非常に325号線が交通渋滞を起こしておりました。その関係で、企業等からも非常に要望がありまして、菊池南部交通問題の検討会を行いまして、今、室交差点について改良が行われておりますけれども、それと併せて本田の325号線まで延ばせば交通渋滞の緩和にもつながるということで、その問題も含めたところで、企業の進出と併せたところで進めてきたところでございます。そのために、今後、室交差点につきましても工事も発注しておりますけれども、この道路が本田325号線が開通します

と、今まで企業に迷惑を掛けてきた分についても解消できるのではないかと考えております。

○議長（大田黒英生君） 新開則明君。

○7番（新開則明君） 最初の325までに将来何か期待できるかということでございますけれども、町長も述べましたように、確かに交通渋滞とか、いろいろな搬入には便利になるかと思えますけれども、町長、あまりはっきり言われますと地価が上がりますので。将来はですね、恐らく北部工業団地の開発に向けての指示じゃないかと思えます。それと、中九州道路の交通のアクセスもですね、恐らく出てくるのではないかと私としては思っております。あまり地形的なことを町長を言われますと、非常にこう地権者の方が動揺しますので、その辺の地形的なことはいいんですけれども、考えがあるのではなかろうかということをお聞きします。

それから、地下水ですけれども、あの辺一体は日向川系の水があるということを知っております。日向一帯の水田の開発のときに、あるボーリング業者が掘ったらですね、川の水の音がしとる、ゴーゴー言いよるということを聞いております。地下のことですから、大津の方に向かってきているのか、大津から向こうの方に向かってきているのかはですね、不明でしたけれども、多分あの辺一体は水量は豊富だと思います。ですから、大津よりも下ったところにあれだけの水田開発ができています。まだこの工業団地的には、狐平団地までには余裕もあるし、北の方にもまだ工場誘致の面積は相当残っております。ですから、本来ならば上水道の75ミリが入っているということでしたけれども、それは飲み水とですね、いわゆる生活用水の部分だけだと思いますけれども、工業用水としては来る工業次第では非常に水を使う会社、あるいは水が要らない会社があると思えますけれども、あの辺一体の面積を考えたとき、やはり水の調査は必要ではないかと思えます。今後、町においても、それは地下水の調査をしとけばですね、それ以上の誘致には効果があるのではないかと私は思いますが、今後の調査的なことの話とか、計画があるのか、それをお聞きしたい。

それから、天狗巣病でございますけれども、天狗巣病は、本当にこれは一番桜の大敵でありまして、1つ、2つ見え始めたら、胞子菌が飛び始めたら、ぱっと見えます。桜の花を見られんよりか、後から木自体がですね、弱ってきます。ですから、今までに管理者に渡すときに桜の天狗巣病として指定されて入札に出されていたのか。その辺のことをお聞きしたいと思えます。

○議長（大田黒英生君） 土木部長併任工業用水道課長中山誠也君。

○土木部長併任工業用水道課長（中山誠也君） 新開議員の再質問にお答えいたします。

まず、水の件なんですけれども、地下水につきましては、先ほど町長の方からも説明ありましたように、町道杉水大津線との交差点の本田技研の敷地内に井戸がありましたので、それについては調査しております。そのほかにもですね、近辺には町の方に届け出があっている分について、ツツジ台の東側の本田技研正門の方なんですけれども、あちらの方にも井戸が何本かあります。そういう形で、水量は把握しておりませんが、水としてはですね、深さ200メートル程度のところにあるんじゃないかなということで思っております。ただ、場所によって電気調査といいますか、そのあたり調査しませんと、ちょっと場所がずれると出ない場合もありますので、そのあたりについてはですね、今後検討していきたいと思っております。

それから、天狗巣病につきましては、ご迷惑をお掛けしております。業者への発注、専門業者ということで、私たちも信頼し発注しております。ただし、天狗巣病を特別に指導するという形で発注はしておりません。病虫害の駆除という形では出しておりますけれども、そのあたりについては特別に仕様書の中に入ったところを出しておりませんので、そのあたりについても今後検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（大田黒英生君） 新開則明君。

○7番（新開則明君） 本田技研南通り線が完成しまして、本田技研さんをはじめ、他の企業にもですね、十分役に立つような道路に仕上がっていきたいと思います。また、工業誘致ができますように、水の調査等もお願いしたいと思います。

桜の木の方も、今回からは天狗巣病を、病という名前を入れて業者に出していただきたいと要望しておきます。

2問目に行きます。

農業者戸別補償制度を問うてございますが、農業者戸別補償制度は、民主党が提案する農業政策であります。2007年10月参議院に提出し、11月に可決、2008年5月に衆議院で廃案となり、2009年8月30日に行われた衆議院議員総選挙のマニフェストに盛り込まれ、2011年より実施される予定でありましたが、一部2010年の今年より先行導入となっております。既に大津町におきましても地域ごとに説明会が始まっているようです。食糧自給率の目標を前提に、国・都道府県及び市町村が策定した生産目標に即して、主要農産物、いわゆる米・麦・大豆などの生産販売農業者、集落営農に対し、生産に要する全国平均の費用と販売価格との格差を交付するというところでございますが、今年の2010年度の概算要求では、水田作を対象とした総額5千618億円のモデル対策事業を示してあります。米の生産数量目標に即した生産販売を対象としておりますが、米戸別補償モデル事業と水田での麦・米・米の粉用米・飼料用米などを生産販売する農家を対象に、試食用米の所得を確保する水準の金額を交付する水田利活用自給率向上事業があるようです。米の調整への一律参加を選択制にして、水田利活用自給率向上事業は、米の生産調整に不参加の農家も対象となるようですが、この制度に参加する全ての米農家に米価水準にかかわらず全国一律の定額補償が10アール当たり1万5千円が支払われるということですが、戸別所得補償モデル対策事業の狙いは、自給率向上のポイントとなる麦・大豆・米の粉用米・飼料用米などのシンプルでわかりやすい助成体系で生産拡大を促進することと、水田農業の経営安定を図る2つの要素を持っているようです。モデル事業の参加は、国の生産数量を目標に従うことが条件であり、水稻共済に加入するという米農家が主な対象となり、10アール当たり1万5千円の定額と年間販売価格が過去3年間を下回った場合、さらにその差額が補償されるということとなっております。これまでの米の生産調整は、生産調整達成者のみに麦・大豆などの助成金が交付され、麦・大豆の生産規制を行う手法を取られておりました。今後は、米のメリット措置により、麦・大豆は生産規制から解放されることとなり、40年ぶりの農政大転換とも言えると思います。

また、自給率向上事業では、2011年度より麦・大豆・飼料作物などは3万5千円とし、別に経営所得安定対策として10アール当たり水田小麦4万円、水田大豆2万7千円が追加加算されます。新規需要米の米の粉用、飼料用、バイオ燃料用米、WCS用の稲は10アール当たり8万円、そば・菜種の加工用米は10アール当たり2万円交付されることとなっているようですが、果樹や野菜は今のところ対象外となるようです。平成19年度における全国の水田239万ヘクタールのうち主食米164万ヘクタール、麦11万ヘクタール、大豆12万ヘクタール、飼料作8万ヘクタール、野菜12万ヘクタール、その他の作物12万ヘクタール、調整水田20万ヘクタールで、畑は199万ヘクタールで、麦10万ヘクタール、大豆2万ヘクタール、飼料作物79万ヘクタール、野菜33万ヘクタール、果樹26万ヘクタール、その他の作物48万ヘクタールとなっております。制度では、水田をターゲットに補償が展開されるようですが、平成21年の熊本県の生産数量目標は20万6千460トンで、面積は4万90ヘクタール、22年度は20万7千80トンで、4万210ヘクタール、前年度より620トン多く0.3%の伸びとなっているようです。大津町におきましても、広大な面積がありますが、この農業者戸別保障制度の導入により、大津町にはどのように反映されるのか、お伺いしたいと思います。

また、この制度は生産拡大の推進と水田農業の経営所得安定が示されておりますが、大津町においても休耕地や後継者の育成が課題となっているところですので。この制度により、今後休耕地の解消や後継者の農業意欲育成に期待ができるものでしょうか。お伺いします。

また、農地の貸地人、借地人の状況はどのようになるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 農家の戸別所得補償制度についてでございますけれども、今、農協をはじめとして農家の皆さんに説明をされておるようでございますし、もう植え付け時期が来ておりますので、やらなくてはならない時期と思っております。しかし、今のような状況でございますので、我々として農家の皆さんがどのように思っておられるかということについては、期待はなされておるようでございますし、農協の方とも相談しますけど、今後のことについて先がまだ見えてこないというような心配もされておるようでございます。そういうような状況でございますので、この制度についての今、説明会の中での状況については、担当部長の方からご説明をさせていただきます。

○議長（大田黒英生君） 経済部長西本昇二君。

○経済部長（西本昇二君） 新開議員のモデル事業関係について答弁いたします。

はじめに、全国的あるいは県内の数字的なものをいろいろ逆に調べていただいております。大津町的な数字から、まず報告いたします。まず、大津町の水田面積でございますが、820ヘクタールでございます。22年産の米生産数量でございますが、大津町は2千605トン、面積にして474ヘクタールの割り当てとなっております。過去3年間の生産調整でございますが、その当時、産地確立対策の実績ということでございます。まず、平成19年産が面積におきまして355.2ヘクタール、それから交付金関係でございますが1億1千205万5千円、20年度が転作面積382.7ヘクタール、交付金1億1千900万円でございます。それから、もう1つ、21年産の転作面積

です。359.7ヘクタール、交付金1億514万2千円でございます。この平成20年度の実績との今度の対策を試算してみますと、転作に対する交付金は1億824万円、米のモデル事業でいきますと4千835万円でございます、比較してみますと4千568万円の増となります。これは、今まで大津町の農家の皆さんが確実に生産調整に協力いただいたということでございます。今度の戸別補償モデル対策制度に変わりましたが、その収入減少にはならないものと思っております。このモデル対策でございますが、大津町は土地利用型で、今、自給率の向上等におけるところの米・麦・大豆というのは大津町も相当根強い作付け体系でございます。シンプルでわかりやすいという助成体系でございますが、そうしたことの生産拡大を促すときに、この経営安定を図るためには米に対しての補てんする対策、セット等を今までと同じように行うことは必然的かと思っております。

それから、町としての対応でございますが、JA各地域代表農業委員で構成されています大津町水田農業推進協議会と連携しまして、大津町の水田の経営の安定のために努力しているところでございます。先ほどからも既に座談会等の話が出ておりますが、3月8日から3班編制で実際24地域、いろいろ公民館等で説明をさせてもらっているところでございます。それから、3月の広報にもわかりやすいパンフレット等を掲載しておりますので、もう既に見られた方はわかっておられるかと思いますが、ただ数字的なものがございまして、今度申請する時点では、再度丁寧に説明しなければならないのかなど。3月3日付におきましては、ホームページでもいろいろ掲載をさせておるところでございますので、いろんな形で、今、周知徹底を図っております。

それともう1つでございますが、例えばこのモデル対策におきますところの休耕地の対象はどういうふうにつながるのかとか、あるいはどういうふうな結びつきができるのかということでございますが、まず先ほど水田利用活用の自給力向上というようなことで数字的なものが、例えば麦・大豆・飼料作物だったら3万5千円、あるいは新規事業の米製粉、小麦粉ではなくて米の粉ですね、米粉でございます。それから、ホームクローズの飼料関係のやつと、あるいはそうした中での8万円とかいろんな形の数字が出ております。その中で、例えば8万円の数字でございますけれども、米粉だったらいろいろあくまでもつくるのはいいんですが、まず相手が利用するところがなければならないというのが一つの条件でございます、今、JA菊池の方でどれだけの需要関係があるのかということの面積の調整をしております。これが大津町が全部が全部面積の対象になるということではございませんで、その利用の面積が菊池管内で100ヘクタールちょっとではないかと思っております。その中で大津町におけるところの面積等がどういう形で調整されるのかなということでございますので、このたまたま8万円等に出ている数字的なものは、今からですね、それぞれ調整させていかなければならないかなと思っております。期待できるということでございますが、今まで集落関係の事業をいろいろ取り組んできているところでございますが、先ほど議員がおっしゃった転作が達成しなくても対象になるということでは、これは確かにでございます。確かでございますが、これはあくまでも大津町に割り当てられた面積が町内で調整をするということが1つ入っておりますので、個人間の調整はですね、その中にさせてもらうというふうになります。

私たちが今、心配している部分でございますけれども、集落営農を推進してきておりますので、個

別的にいろいろ直接お金が入ってまいります、そうしたときがですね、ちょっと集落営農が時間がかかるのかなと、ちょっと遅れるのかなというのがちょっと懸念はしております。いずれにしても、それぞれお金の補償関係については今まで以上に減るということは、先ほど言いましたように少なくともはないというふうに積み上げているところでございます。

○議長（大田黒英生君） 農業委員会事務局長服部次子さん。

○農業委員会事務局長（服部次子君） 新開議員の休耕地について説明させていただきます。

農業委員会では、耕作放棄地の調査を平成16年からしてございました。その当時160ヘクタールの耕作放棄地がありました。その後、平成17年に集落営農の組織がされまして、その19年度、随時の農地パトロールとか、一斉調査等、年1回しておりますが、そのときにはですね、もう19年度には84ヘクタールになっておりました。昨年の6月なんです、平成21年に調べましたときには70ヘクタールということで減少してきております。

それから、昨年の12月、農地法の改正でも増加が予想されますので、農地法の中にもう耕作放棄地に関する措置ができておまして、この後はですね、徐々に解決をしたいと思っておりますが、耕作放棄するところが多くなりますので、どんなに耕作放棄を解消しても、また耕作放棄地が多くなるという状況にあります。

それから、次に貸借の状況についてご説明いたします。利用権の設定、年間にですね、大体80ヘクタールほどございました。現在430ヘクタールに利用権の設定がございます。田と畑、両方とも大体同じぐらいの割合であります。設定期間は3年から5年の方が70%ほどです。最近、もう使用貸借、結局賃借料が要らないという方もどんどん増えてきております。今後も各地域でですね、集会所とか戸別訪問、それから集落営農組織、認定農家を借り手とする農地の利用集積をですね、農業委員さんを通じてどんどんさせていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（大田黒英生君） 新開則明君。

○7番（新開則明君） うちも農地の貸し借りで水田は今、農業委員会では3万円から2万7千円になったところですかね。中には、許可を受けるときに無償の方もおられます。今後、この水田あたりをですね、いわゆる集落営農あたりで、あるいは個人あたりで借りられて、大変広く借りられて農業委員会を通して、いわゆる小作権を主張する人が出てきやせんかと思うんですよ。それは最終的には、かえって地権者がお金を逆に払わにゃんような状態になります。ですから、そのような状態のとき、農業委員会にかけていたら、農業委員会の方から小作権の話はしてもらえるのか。そのような点は、今、どのような状況になっておりますか。

○議長（大田黒英生君） 農業委員会事務局長服部次子さん。

○農業委員会事務局長（服部次子君） 現在の貸し借りは、もう農地法での貸し借りはほとんどございません。もう強化基盤対策の方になっておりますので、補償の方はですね、もうないという状態がほとんどです。だから、昔から入っております、それが若干は残っているかと思っておりますが、現在430ヘクタールある分に対してはですね、強化基盤の方でしておりますのでそれはありません。

それから、小作というのが農地法、昨年の12月から小作という言葉はなくなりまして、賃借料と

いうことで変わってしまっていて、標準小作料がですね、12月からなくなりました。貸し手と借り手の話し合いによって、一応賃貸料は、小作料でなくて貸し借りの料金を決めていただくというふうに変わってきております。

以上です。

○議長（大田黒英生君） 新開則明君。

○7番（新開則明君） 3問目に移ります。

通学路を問うてございますが、通学路につきましては、地域、PTA、学校、家庭などの意見を基にして検討がなされ、現地調査がなされた上で子どもたちが安全に通学できるように考えて決定されているものと思います。大津町におきましても、小学校6校、中学校2校の学舎がありますが、1つの学校に対して通学路は3方向か5方向の通学路が考えられているのではないかと思います。現代社会におきましては、様々なところで開発が進み、交通量の増加、道路工事が頻繁に行われたり、交通面での子どもに対する通行は厳しい環境になり、また運転手のマナーも悪くなっているように思います。登下校する子どもたちにとりましては、歩道は命を守る歩行帯であり、重要なものであります。歩行帯が完備されておりますと、安全に登下校ができ、子どもたち自身と家庭にとりましても安心感があります。小学生にとりましては、朝の登校は時間を決めて一定の場所に集合し、上級生が下級生の面倒を見ながら登校している姿を見ております。中には、保護者が交代制の当番をし、学校の近くまで黄色い小旗を持って同行しておられるのを見かけておりますが、下校時は一部揃って下校する姿もありますが、授業時間、学年の事情、部活の時間の差などにより、一人で下校する生徒も見かけております。家庭にとりましては日々安全に登下校できることは、最大の願いであります。国道や県道、新設の町道は大体歩道が完備されていることと思いますが、地域によっては様々な事情により歩道整備が進まないところもあるかと思います。いずれにしましても、子どもたちが毎日安全に通学するためには歩道の整備を進めていかなければなりません。通学路の安全性を示す、生活しようとしている、通学路における歩道整備済みの延長の割合が示されるべきだと思います。例えば、1つの学校に対しある方向からは90%、ある方向からは5%整備などがあると思います。その結果を見据え、危険な箇所や整備の方法等を検討することができるかと思います。各学校の通学路の安全率は何%となっているのでしょうか。お伺いします。

また、通学路の整備は行政にとりましては車の通行量の多いところ、生徒の通行の多いところ、道路の狭いところ、用地交渉の容易なところなど、様々な要件があると思いますが、生徒がより安全に登校できるよう整備を進めていかなければなりません。今後、通学路の整備はどのように進められていくのでしょうか。また、生徒たちは歩道が整備されていないところは外側線を目印に登下校を行っているところがあるようです。外側線も国道、県道、町道、農道などにより幅が異なってくるかと思いますが、外側線は車に道幅を示し、危険性を知らせるのが本来の目的ではないかと思います。しかしながら、歩道の整備がなされていないところは、この線を目印に利用されているようです。特に雨の時は傘を差していると使用幅も増し、視界が悪く、さらに危険度を増して登下校している姿を見かけております。道路の狭いところに引かれた外側線は危険でなりません、新1年生ももうすぐ入学で

す。保護者も危険を感じておられるところが大部分あると思いますけれども、外側線を通学歩道として登下校しているところが非常に危険性が多いと思いますので、この点検は必要ではないかと思ひ、お伺いしたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 教育部長大塚武年君。

○教育部長兼子育て支援課長（大塚武年君） 新開議員の通学路の歩道整備についてお答えをいたします。

各学校の通学路の安全率ということでございますけれども、今、議員おっしゃいましたように全小学校の全部の子どもたちですね、全部の通学路の総延長を調べるというのは非常に難しい部分がありますので、その中で今、議員おっしゃられました、主要な通学路といいますか、そこら辺を調査した結果についてご説明を申し上げます。

まず、大津小学校ですけれども、大津小学校では灰塚地区方面からだと大体2.7キロございます。県道・国道を通ってきますけれども、その間の新地区の集落内が歩道がございません。これは集落内です。そこが400メートルですので、歩道の設置は大体2.3キロできているということでございます。それから、東部の方を見ますと、森の居島ですけれども、そちらから1.7キロございますが、歩道設置は国道部分の1キロでございます。それから、上大津方面から約2キロございますけれども、歩道は400メートルでございます。大津小学校全体で、主要道路を見ますと約57%の歩道率というふうに考えております。

次に、室小学校ですけれども、室小学校は北出口から約700メートルです。そのうち歩道の整備が200メートルでございます。それから、松古閑からは約1.2キロございますけれども、松古閑地区については歩道の整備はありません。それから、日吉ヶ丘です。日吉ヶ丘は1.6キロですけれども、これ主要町道を通りますので1.4キロ歩道がございます。室小学校全体で見ますと約39%の歩道率と考えております。

次に、大津南小学校ですけれども、下町の方から来ますと約1.1キロ行った後、ほとんど県道を通りますので100メートル整備がされていない。東の方の森地区からは2.6キロですけれども、ほとんど主要県道ですので100メートルが歩道がないということで、2.5キロは整備されております。鳥子川につきましては3.3キロですけれども、朝は補助整備内を通過してまいりますので2.1キロが歩道があるということで、南小学校で約78%の歩道率ということで考えております。

次に、大津東小学校ですけれども、東小学校は内牧地区から2.4キロのうち約1.9キロ整備されております。吹田団地が1.8キロのうち1.3キロ、それから錦野の御的から測ってみます2.1キロのうち集落内が歩道がございませんので1.5キロということで、東小校区は約63%の歩道率というふうに考えております。

それから、大津北小学校ですが、ほとんど主要町道ですので、下猿渡から考えてみますと1.5キロございますけれども、こちら歩道はありません。それから仮宿から800メートルですけれども、歩道はそのうちの半分の400メートルでございます。校区で考えますと約22%の整備率というふうに考えています。

それから、護川小学校につきましては、そよ風台から1.8キロございまして、歩道は国道部分の700メートルです。それから、小林方面からは1.4キロのうち約800メートルが歩道です。それから、源場地区からは1.6キロで歩道がございまして、校区としましては約64%の整備率というふうに考えております。

今申し上げました町全体の通学路を平均しますと、約59%の歩道率になります。町内の主要国道・県道につきましては、新設あるいは改良時に今、議員おっしゃいましたように歩道の設置もお願いしておりますのでほぼできていると思っております。しかし、主要町道を含め県道・国道につきましても未整備区間があります。今まで同様、それぞれの道路の改修に合わせて歩道の整備を行ってまいりたいと思います。さらに、道路対策課と協議しながら、国・県の関係機関へ要望等も行いながら、児童生徒の通学の安全確保に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（大田黒英生君） 教育長那須雪子さん。

○教育長（那須雪子君） 新開議員の（2）（3）のご質問についてお答えいたします。

通学路は、子どもたちが毎日登下校で通ります道路でありますので、本当に保護者の皆様、そして学校、私ども教育委員会としましても、常に気を配り、実態把握に努めているところでございます。通学路の安全率につきましては、ただいま部長がお答えしたとおりでございます。まだまだ十分に整備ができていない状況ではございません。しかしながら、これまでの実態を申しますと、各学校の児童生徒の通学路につきましては、当初議員さんの方からも触れていただきましたように、保護者の皆様とか、校区の皆様、または地域のボランティアの方々、中には企業からもですね、応援していただいているところがございますが、朝からの街頭指導、それから子どもたちの下校時刻を見計らったパトロールですね、こういったところの協力によりまして、見守り、ご支援をいただいているところでございます。幸いなことに、今のところ大きな事故が発生していないことを安堵しながらも、これから先、起こらないという確証はございませんので、一段と気を引き締めて安全確保に努めなければならないと思っております。

さて、通学路の安全点検につきましては、いずれの学校におきましてもPTAと協力しながら、少なくとも年に5、6回は通学路の安全点検を実施しております。特に年度初めの登下校時の街頭指導時に職員も一緒に子どもたちと通学路を通りながら危険な箇所はないか、そういったところの確認もしておりますし、学校ごとに、また地区別に一斉下校をする日も年間を通して相当数ございます。そういう機会にも職員も同行しまして、子どもたちの通学路の危険箇所がないかも点検をして、より安全を確保することに努めているところでございます。

また、安全を申しますと、すぐやっぱ頭に浮かぶのは交通安全ですけども、今は交通安全はもとより防犯上の心配もございまして、それで、民家が少ない、人通りの少ないところの道路あたり、できるだけ子どもたちが一人で下校することがないようなそういう配慮も常々安全教育の中で行っているところであります。今後も教育委員会と学校、それから保護者、地域が一体となりまして児童生徒の安全を確保するために危険箇所の点検には遺漏がないように努めていきたいというふうに思っております。

地域によりましては、集落内の本当に狭い道路を歩行者と、それからすれ違う車とが譲り合うような形でしか通れないような場所もございます。なかなかそういったところの道幅をすぐ広げるとか、人家を立ち退かせてでも道路を拡張するとかいうのはすぐできることではございませんので、できるだけそういう場所につきましては、子どもたちが自ら自分の命は自分で守るというその意識を持ちながらですね、または自分がこういう態度や行動を取ればこんな危険が待ち受けているのではないかというその危険予知能力、そういったところも併せて育てながら安全な通学ができるように、環境の整備と併せまして子どもたちへの指導も徹底していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議 長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 通学路というか、スクールゾーンの関係でございますけれども、町は子どもたちの登校下校につきましての道路については十分配慮していきたいということでやってきております。もちろん、教育長も言われましたように、それぞれの地域の皆さん方がそれぞれ安全なところを選びながら通学路というような指定をされているようでございます。これは、交通事故でなく、その道を通ることによっての防犯上の心配も取れるというようなことと、地域の皆さんもその通学路、集団登校関連等について十分みんなが知っておくというようなことでやられておるんじゃないかなと思います。もちろん、今、教育長も言われましたように、子どもたちがやはり身の危険を十分察知しながら交通安全や防犯関係について学んでいけるようなことも必要じゃないかなと思っております。歩道があるところにいろいろ事故が、車の突っ込み事故とかいろいろございますけれども、やはり町内でございますので、地域の集落、特に森から南小とか、そういう一直線の県道とか、そういうところはそういう無謀な運転もないとも限りませんので、そういう遠くに歩いて登校される、そして下校の段階も2、3人で帰る子どもたちがおりますので、やはりやっぱり地域の皆さんと一緒にやっていかなくちやならない問題じゃないかなと思います。通学路の歩道については、今言われますように、大変幹線の町道につきましては、もちろん県道・国道なみに整備はしておりますけれども、なかなか小さな里道がらみの町道につきましては、その歩道までは行き届いていないのは確かでございますけれども、地域でその辺のところは十分問題解決というか、特に室小につきましては、夕方の通勤者の抜け道とか、そういうふうになって大変危険であるとか、我々の上大津につきましても、あの曲がり角が子どもたちが歩いていく時間帯と中核工業へいく時間帯が一緒でございますので、あの角を曲がっておると車がとんと目の前に来て危険というのはもう確かで、あそこにも交通事故が死亡事故3件いままで起きていたような状況でございますけれども、そういう交差点なり、あるいはそういう見えないところの安全性を今後まず一番に検討しながら進めていかなくちやならないんじゃないかなというふうに思っておりますので、担当課の方で道路管理上の問題を十分調査しながら、今後の検討課題というような形で安全性をもって進めていきたいというふうに思っております。

○議 長（大田黒英生君） しばらく休憩いたします。3時20分から再開します。

午後3時11分 休憩

△

午後3時20分 再開

○議長（大田黒英生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

15番議員、荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 私は、大津町民の皆さん並びに日本共産党を代表いたしまして一般質問を行います。

最初の質問であります、子育て支援のあり方と行政の責任についてお尋ねをいたします。

昨年の総選挙で、まさに戦後初めてと言っていい政権の交代がなされまして、まさに日本国民は戦後初めて、その一票一票によって政治の中身を変えることができる、そういう前向きな変化を創り出したということで、私たちは評価をしているところであります。中身はいろいろ問題がございます。そこで、子育てをもうちょっと安心してできる、少子化も解消をするという意味で、子育てのあり方というのは、その土台をまずしっかりさせなければいろいろ小手先をやっても効果がないと思うわけです。特に民主党政権が子ども手当を打ち出しました。新年度は1カ月1万3千円、来年は2万6千円。子ども手当そのものは大変財源が許せば大変結構なことだと思いますが、大津町で今年の新年度予算で新たに4億円、子育て手当が2倍に引き上げれば新たに6億円。つまり、来年以降は毎年10億円の国からの財源が確保されなければならない。国全体では、5兆円を越す財源が必要になってくると言われております。しかし、子育てとは一体、安心できる子育てとは一体何だろうかと改めて考えましたが、何と言っても若い人たちが生活が安定しなければ、まさに結婚もできないわけです。つまり、希望の持てる賃金や給与が確保されること。また、いわゆる派遣労働者のようにいつ首になるかわからないという不安を抱えていては、まさに結婚どころではない、子どもをつくるどころではないということになってしまいます。そういう意味で、安心できる働き方が政治によって最も力を入れなければならない分野だと思います。国会で派遣労働者法の改正が論議されておりますが、今のところ、この改正案は、まさにザル法だと言われております。改正されても、今までどおりのように抜け道がいっぱい、派遣労働者はそのまま派遣労働者という改善がなかなか見込めない状況であります。そういう意味です、町長にお尋ねをしますが、こうした派遣労働など不安定、低賃金労働者、これを無くすことが、まさに生活の安定を図ることが行政において最大の優先すべき課題ではなかろうかと思いますが、町長の見解をまず問うものであります。

そして、具体的には、町でできることですね、まずこの役場から官製のワーキングプアをなくす努力をするべきである。この間、若干努力の成果、若干はされてまいりました。しかし、現在の経済社会はデフレスパイラルと、物価が下がると同時に、賃金、給料もどんどん下がってしまうという悪循環になっております。その一方で、公務員の給料は地方においてはかなり民間に比べれば高いと言われております。公務員労働者も、かつては非常に賃金が低かったのを私も記憶をいたしております。しかし、長年の努力で給料はだんだん上がっていったと。そこでは希望が持てたわけですが、当時の若い人たちは。そういう意味です、そういう公務員労働者を抱える行政がですね、ワーキングプアをほったらかしておくということは、まさに行政の責任を放棄すること。ひいては、公務員労働者に対する風当たりがますます強くなってしまいうということにもつながっていくと思います。そこで、町

が抱えております臨時職員、非常勤職員、この改善をですね、引き続きされるかどうか、お尋ねをしたいと思います。

一方、行政が本来担わなければならない仕事、ご承知のように地方自治法では、その第一に住民の福祉の充実を図ると、これが行政の一番の仕事と言われておりますが、特に介護分野など社協、あるいは若草学園も委託がなされましたが、こうした本来行政が担わなくてはならない、そういう出先機関、特に介護労働者などの給与、賃金、こういった問題が改善をされているのかどうか、把握をされているのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

1 問目の質問を終わります。

○議 長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 荒木議員の子育ての支援のあり方ということでの雇用の賃金関係の問題についてご質問でございますけれども、議員おっしゃるように、今の状況では子どもも結婚もできないというような若い人の気持ちが先に走っておるようになります。もちろんそれはこういう景気、不景気の段階で将来が読めてこないとか、見えてこないという厳しい若者に夢が描けない方々がおられるんじゃないかなというのは確かでございます。その中で、夢を描かれる若者の中以外でも、じゃどんな仕事をというと、またその夢が大きくてなかなか自分の能力とそれに合うようなところも厳しいような状況であるんじゃないかなと思います。しかし我々行政と国の責務というような形になると、どう雇用対策をやっていくかというようなことでございますけれども、それについてはやっぱり景気対策関連に伴う雇用の確保が一番であるということで、うちの場合、大津町についても企業関連がたくさん来ておりますけれども、ある議員言われましたように、新卒の高校生でも本田には年間2つの学校で5、6名しか採用ができてないような状況は確かでございます。しかし、実際内容としては中に10人、20人、本社採用の中で行われているのは確かであります。そういう意味において、本田さんの方ともご相談をいろいろやっておりますけれども、やはり企業としては、我々としては住民の中から雇用していただければライン上におられる労働者とか、勤務は地元でやっていただければ、若干安くてもいいんじゃないかなというような申し入れをしていましたけれども、企業内におきましては5年、10年するとあの人よりも早く入っているのに何で安いのかとか、いろんな企業内での和とか、仲間の和が崩れてくるというような話もお伺いしているところであります。しかし、我々もそういう中におきまして、大津町においても、過去においては嘱託職員というような形で、それなりの定額におきまして雇用をお願いしておった時期がございまして、これが労働法とか、4分の3勤務以内でないと雇用の責任が出てくるというようなことで、4分の3条項で臨時なり非常勤職員というふうに切り替えたわけでございますけれども、しかし、今となつては大変厳しい状況であります。もう議員おっしゃるように、大津町においての臨時専門職を確保するには大変な苦勞をしておるのは確かでございますが、しかし中には職種によっては申し込みが1人のときに5、6名来られると。それも若い人と高齢者の方が、高齢者というと40代、50代、それには20代の初めの方というような申し込みがあるような状況でもあります。そういう中で面接をしながらやっておりますけれども、やっぱりそういう状況を見ますと、やはり希望の持てるような職種なり何なりはどうやっ

ていくかと。それが行政は今、行革絡みの中での人件費の削減とかいろいろやるギャップがございますので、そういうことをずっと続けておっていいのかなというように思いをしております。やはり、雇用をしっかりとできるような体制を、議員おっしゃるように役場の中でやっていけるような方向を今後やっぱり検討していかなくちゃならない。そのためには、事業仕分けとか、そういうものをちゃんとやっていく中でお願いをしていかなくちゃならないんじゃないかなという思いをしております。

詳しいこと、賃金関連等については、我々も議員がいつも言われるように、時給を上げなさい、千円を目標に頑張っておれるご意見を聞いておりますので、我々もそのようになるだけ努力をさせていただいておるような状況でございます。

2点目の、その子育てを兼ねたところにおけるその、例えばうちの場合は社会福祉協議会の会長をさせていただいておりますので、そちらの方の状況を見まして、国の方からの23年度までやれるかどうか、ちょっと先が見えてこないんですけども、本年度は10月からの4カ月分というような形で国から来ておりますけれども、これについては、やはり先が見えないと給料を定給を上げるというわけにはなかなか厳しい状況にあります関係で、今回社協については一時金というような形でお願いをしております。それも、介護職員だけ、ヘルパーさんだけというわけにもいかないような状況でございますので、介護職員については0.35、あるいはその他の職員、給食とかいろんな方々については0.17というような形で支払いをさせていただいております。22年度の関係につきましては、大体0.5カ月分来ようなお話でございますけれども、これについても0.5というような形の中で、その他の職員については半額でも払わなくちゃならないんじゃないかなというようなことで、まだ社協の方の評議会や理事会はございませんけれども、そんな思いで今、組ませていただいているというか、そういうような形で対応をさせていただいております。しかし、おっしゃるように社協の職員も登録関係の職員、あるいはそういう職員についてはですね、例えばヘルパーさんについては、今、時給900円でありますけれども、登録ヘルパーの2時間とか5時間関係が今17名おられます。それから、嘱託ヘルパーさんが、これが8時間勤務でございますけれども、4名おられますけれども、この嘱託関係のヘルパーさんが大変なり手が無いというか、きついか、いろんな形で言われております。そういうような状況の中で、仕事関係も他人の家に1人で行って世話をするというような精神的ないろんな課題、問題もあるようでございますので、やはりそのヘルパーさんたちについても、若い人は子育ての関係の時間帯があるし、高齢者については親の介護があると、そういう時間帯の問題もあるようでございますけれども、嘱託関連になつての長期的なものは大変厳しいなど。ただし、今、社協についても若干若い職員を採用させていただいておりますので、この若い人たちというのは、やはり社協については、今、55、6以上の方がきついというような形で辞める人もおられましてですね、社協の人事管理上、若い人を若干入れておかなくちゃならないというようなことで、今、去年、その前というような形で職員を採用させていただいております。いざ正職員になると、申し込みが多いというような状況でございます。しかし、そういうヘルパーさん関連についても、やはり資格、2級の資格が必要になってまいりますので、この資格を取るのにやはり10万円かかるというような状況でございます。いろいろな形を考えますと、その辺の補助をどうするかと。じゃあの社協みたいな

ところは経営の母体が小そうございますので、その議員言われる埋蔵金とか、そういう利潤関係が少のうございまして、やりくりで今、やらせてもらっておるような状況でございますのでなかなか厳しいと。それについて、じゃ町がどれだけの町の、町民の皆さんの介護なりいろいろやっておりますので、その辺のところ、町がどれだけ支援をしていくかというような課題もあるんじゃないかなと思います。今後のこれについては十分検討をしながら、社協の事務局長も大変苦勞しておるし、今後を見ながら雇えないような状況になる可能性もありやしなかなというように思っておりますので、こういう非常勤職員については、やはり議員おっしゃるように、嘱託職員というような感じの中での安定した、長期的に雇えるような形に持っていけないとなかなか職員のモチベーションも悪くなるし、頑張りも足りないんじゃないかなという思いもしておりますので、この辺についての雇用関係等についても、今後十分検討する余地があるというふうに思っております。そういうのが現政権のコンクリートから人へというような状況になりやしないかなと思います。そういう状況の中で、やっぱり子どもはつくってもらいながら、今後の高齢者社会における対策はどうなるかというようなことで、国の方もいろいろ検討はしておられるようでございます。施設の増築とかいろんな形、しておられますけれども、それが間に合うかなと、そういうような思っておりますので、そういうやる気のある職員の育成をしっかりつかんでいかなくちやならない条件整備を今後検討していかなくちやならないと思っております。

あと、町の状況、あるいはツツジ山荘や若草学園関連等の福祉施設の関連については、担当部長の方から若干説明をさせていただきます。

○議長（大田黒英生君） 総務部長首藤誠治君。

○総務部長（首藤誠治君） 荒木議員の一般質問にお答えします。状況等の説明等になるかと思えます。

まず、新年度の平成22年4月1日から役場の職員も勤務時間が8時間から7時間45分に変更になります。必然的に臨時・非常勤職員の皆さんにおいても勤務時間が減ることとなりますが、景気が冷え込みベースアップも困難な社会情勢が続いている中で、全体の基礎額となる時給単価や、それか専門職種の特長性についても併せて見直しを行い、新年度はその労働の対価である賃金、報酬額も見直しを行い、平成21年度の支給額を下回らないような金額の確保をした結果として、非常勤臨時職員等についてはそれぞれ1時間当たり300円程度から、職種によっては250円程度の増額の設定をいたしました。ワーキングプアについては、収入額の問題もさることながら、常勤と変わらない勤務内容や勤務形態、雇用の継続を期待させたままでの雇い留めとか、年次有給休暇の付与等の問題、あるいは雇用保険、労働保険などの各種保険適用の問題などの整備も挙げられるところだと思います。町では、平成20年度から一部の職員を除きほとんどの職員を非常勤職員として勤務時間を正規職員の4分の3以内として、任用期間も労働基準法の許す範囲で最大3年までに拡大するなど、待遇改善も含めて安心して、安定して役場等で勤務できる体制を整えたところです。金額にしても、平成20年度も200円から300円の改善をしたところです。

また、臨時・非常勤職員の両職種ともに雇用保険や社会保険、労働保険などについても関係法令に則って適切に加入するように改めて整備をしておしております。

それから、年次有給休暇についても、勤続年数に応じた休暇日数を労働基準法を基に付与することを決定しております。

こうした待遇改善を並行して行ってきたことにより、事務効率や専門性の業務が可能となり、優秀な非常勤職員の確保ができるなどのメリットを活かして、100人以上にわたる雇用の安定化が図られたものと思っております。荒木議員ご指摘のように、町でできることとしては、その賃金報酬の確保、生活の安定、それからいつ解雇になるかわからないというふうな不安の除去、そして安心して働ける環境等について改善をしているところです。来年度も、町では多くの子育て世代の方々も含めて非常勤職員が134人程度、それから臨時職員を25人程度任用する予定であります。

それから、職種については一般事務から事務補助、それから総合案内事務員、電算操作指導入力補助金、医療事務レセプト点検等、その辺については、先ほど申しましたように、1時間当たりの単価については改善をしたところであります。

○議 長（大田黒英生君） 福祉部長松永高春君。

○福祉部長（松永高春君） 荒木議員の介護現場の賃金の改善状況についてお答えします。

大津町内の介護保険事業所におきまして、約12法人ございます。趣旨説明をいたしまして、数箇所調査をしております。介護サービスの内容等に違いがございますので一概には言えませんが、それぞれ独自に社会福祉協議会と同じように処遇改善に取り組んでいらっしゃいました。

それから、若草児童学園におきましても、介護保険と同じようにですね、自立支援法の中でも改善がなされております。平均約2.8%の昇級、それから介護人材手当として、保育士、指導員には年間、先ほど説明いたしましたように4カ月分ではございますけれども、約4万円が支給されております。なお、その他の障害福祉施設もございます。そちらの方も調査しております。平均約2%の昇級、それから職種に応じて、先ほど町長の方からありましたように、直接介護職員と、いろんな職種がございます。その職種に合わせた額に応じて、大体平均5万円の福祉介護人材手当が支給されております。なお、平成22年度についてもですね、国の方が一応21年から3年間保障しますよというようなことでございますので、その国の法律等に基づき処遇改善されるというふうに聞いております。

○議 長（大田黒英生君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 役場の臨時嘱託職員については、時短との関係で時間が短くなったが下がらないように調整をしたということではありますが、それは評価できることだと思います。しかし、そうした不安定労働者、また介護の現場で働く人たち、非常に低賃金、若い人が夢が大きすぎて、例えば介護に就職したけどすぐ辞めてしまう。また、しかしその実態はですね、例えば介護であれば仕事がさうとう厳しいわけですね。お年寄りの世話をしたり、本当に人間をお世話するという仕事は大変な仕事であります。しかし、仕事は厳しいけど賃金は非常に低いと。だから、続かないと言えると思います。そういう意味でですね、せつかく介護の現場で夢を持って、やりがいを持って働いている人たちの将来希望が持てるようなですね、そういう施策を進めていかなければならないと思います。

そこでですね、町長にもう1点お尋ねしますが、例えば嘱託職員の時給とかありますが、町は総合計画との5年とか10年単位で計画して決めますが、そういう、いわゆる官製ワーキングプアという

のを改善をするためですね、例えば5年先には時給千円を目指す、そういう計画をですね、目標値を決めて毎年少しずつ上げていく。そうすれば、働く人にとってもですね、希望が持てる、それともですよ、もう正職員と比べたら全然雲泥の差がありますが、やはり行政は私たちのことを考えてくれているんだという信頼も湧きます。また、多少とも希望が持てます。そういう意味でですね、目標計画を決めて着実にそれを少しずつでも前進をさせるという、そういうお気持ちがあるかどうか、お尋ねをしたいと思います。

○議 長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 雇用関係でございますので、振興計画の中で今後臨時職員とか、非常勤職員が何名ぐらいになるかというような、その今やっておる行革絡みの中で精査しながら、その数字とかいろんなものが出てくるんじゃないかなと思いますので、そういう中で十分検討ができれば、これも今後の財政運営の中での人件費等も含んだところでの町民の税負担でございますので、それが重くのしかからないような形の中で目標数値ができればですね、やっていきたいと思っておりますけれども、こういう景気状況が悪うございますので、どのような形になるか、先が見えないというような状況です。しかし、もう議員言われるようにですね、日本一の金持ちの大津ということで、もうちょっと夢あるものをつくれというような気持ちは十分わかっておりますし、我々も大津に住んでいただけるためにも、そのような方向は、雇用は必要じゃないかなという思いもします。しかし、大津町の役場だけがそんなに高くってというような話もあるかもしれませんけれども、業務内容関連等も十分検討しながら、そういう時給の問題等についても、今後ある程度の目標指数を上げるように検討をしていきたいというふうに思っております。

○議 長（大田黒英生君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） ぜひ近隣でですね、大津町が一番臨時とか嘱託、非常勤の職員について一番待遇がいいんだよという、そういう話が広がるように、ぜひご努力をお願いしたいと思います。

次の質問に移りますが、町長は子育て支援日本一の町と施政方針が一貫してこのスローガンを掲げられております。私は、看板だけではだめだと何回も言ってまいりましたが、そこでこの子育て支援日本一という看板に見合うような具体的な提案をしたいと思っておりますが、その1つは、子育て世代ですね、今の若い人は2人に1人が非正規労働で働かざるを得ないという状況に追い込まれておりますが、この子育て世帯にとって一番頭の痛い問題は保育料、そして家を建てるどころではないわけですから、住宅の家賃が大きな悩みではなかろうかと思っております。一方、この大津町では盛んに金のあるところはあるのかもしれませんが、民間アパート、あるいは民間マンションが相当できております。そこで、私の知り合いの結婚した若い人も町営住宅に入れないうちと、何年か待たんとなかなか入れないよというような話をしているわけですが、そういう若い子育て世代にですね、この家賃の補助を行うと。私もちょっと調べてみましたが、田舎では子どものいる世帯を増やすためにいろいろやっているところもありますが、大阪市の大都会でですね、5万円を超える家賃については、その超えた分を援助をすると。月1万5千円から2万円、6年間援助をするという制度があるそうです。もちろん所得制限があるようではありますが、アパート家賃を援助して若い人たちがどんどんもっと増えて、子ども

さんがもっと増えてと、これは大津町の将来にとって、まさにこれこそ財産ではなかろうかと思いますが、この家賃援助、検討値するかどうかということ、もう1つは、まさに子育ての欠かすことのできない土台が保育所であります。まさに夫婦力を合わせて働かないと生活が成り立たないというのが今の現状でありますので、保育料の再引き下げが必要であると考えます。一度下げられましたが、菊陽町なみに合わせたということです。しかし県内の保育料と比べますと日本一どころじゃないですね。熊本県内一でもない。そういうこの高い保育料ですね、再引き下げを検討なさるかどうか、お尋ねをしたいと思います。

○議 長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 荒木議員の子育て支援の関係でございますけれども、今おっしゃるように大津町の町営住宅については、今は年間2回ぐらい申し込んでおりますけれども、大体満たされて、申し込んだ人が入っていきけるというような状況でもあります。しかし、おっしゃるように住宅に入る希望者の方というのは、民間アパートの3万円、4万円払っておられる方が住宅が高いから町営住宅になおりたいというようなお話も聞いております。そういう状況でございますので、例えば今、大津町にどんどん議員おっしゃるようにアパート、マンションがどんどんできておりますけれども、大体4、5万円と、大きくなると10万円もするような住宅がありますけれども、しかしそれは所得のある人関係、共稼ぎのしっかりした家庭であればそういうところに入れるわけでございますけれども、議員おっしゃるように、低所得者の、あるいは不安定な職業に就いておられるそういう方々の結婚して子どもを産んでと、子どもを今回国が1万円見てくれますけれども、それがどのような形になっていくか、我々も今後見ておかなくてはならないというふうにも思っております。そういう意味におきまして、やはり大津町に住んで子どもをつくっていただく、そういう期間のときに大津を大好きになってもらおうと。子育てだけは大津におって、あとは出ていくというような形じゃ困るということで、税金も払わないでというような形になりますので、しかしいつかは大津を愛し、大津に帰ってこられるというような気持ちが起きるように、今は大体、大津町においても若い人は大津は子育てのしやすいところであるというような話を聞いておりますけれども、議員おっしゃるように、いろんな形で我々も支援はやっておりますけれども、今言った住宅関連についてですね、もう全国で2、3例がありますけれども、やはり若い人の関係、例えば就学前までの家庭とか、そういうようなことの中でですね、民間アパートの安いところ、例えば2万円なら2万円のところで貸していただけるところに町が5千円なりいくらか補助して、あとの分は本人が払うかというようなことを検討するのも子育ての一つじゃないかなという思っておりますけれども、しかしこういう状況ですので、町営住宅に入っておられる方々にも大変厳しい状況でございますので、昨年、21年度の住宅滞納というのは、過去の滞納分くらいに800万円近くの滞納が滞っておるというような厳しい状況というか、それは何だろうという、国が、町が見てくれるという、そういうような気持ちの関係が生まれてくる風潮になってはならないかなという心配もあります。そういう意味におきまして、子ども手当関係を見ながら、今後の住宅、大津町の状況を見ながら、今後の検討というような形で考えてみたいというふうに思っております。保育料につきましては、菊陽と同じような形でこのような保育料については近隣の町村と

ある程度足並みを合わせながら、お互い、じゃもうちょっと下げようかなというような方向でないと、その後の子育ての支援関係については、それぞれの町独自でやっていただけるもので結構かと思えますけれども、やっぱり大津町がこの前医療費の小学校6年まで無料にしたところが、合志とか菊陽から先走りしやがってというようなお叱りを受けたこともありますけれども、なかなか各近隣の町村の財政状況もございますし、その辺は十分ご相談しながらやっていかなくちやならないというふうに思っておりますので、その他の支援関連等で何ができるかと、その町の状況関係について経済景気対策に備えるとともに、子育ての支援ができる体制を今後検討をしていかなくちやならないんじゃないかなという思いをしておりますので、ここ1年の中で検討をさせていただければというふうに思っております。

○議 長（大田黒英生君） 総務部長首藤誠治君。

○総務部長（首藤誠治君） 大津町での町営住宅における近年のあけぼの団地の申し込み及び入居状況を見ますと、募集を年間2回以上実施しております。抽選順の空き部屋の紹介につきましては、19年度が65件に対して58件ご紹介、20年度は49件に対して41件ご紹介、それから21年度での1回目の申し込みでは18件に対してすべて入居できております。また、以前、何軒か残った分で空き部屋が紹介できなかった世帯も2回目以降の申し込みで抽選後の順番により入居できております。

このように、あけぼの団地の状況を見ますと申し込みをして空き部屋の紹介ができなかったケースは見受けられません。しかし、町営住宅におきましては、公営住宅法により低所得者世帯層を対象としているため、希望しても所得制限があり申し込み要件に該当しない場合があります。また子育て支援の関係での申し込みにおいては、大津町では矢護川団地、平川天神の2団地につきましては、小学生以下の子どもがいる世帯を対象に申し込み受け付けをするなど、入居制限をかけた住宅政策も行っております。議員ご提案の民間アパートなどの家賃補助につきましては、全国的には就学前の子どもがいる世帯、それから母子家庭の世帯などに対して、地元の実情に合った単独の家賃補助を実施しているところがあります。議員ご紹介のとおりです。大津町は、多くの町営住宅を820という住宅を確保しておりまして、また平成8年の住宅法改正によって所得に応じた家賃算定となりまして、最低の家賃は以前より安くなっております。民間よりも半分から3分に1程度の家賃ということになっております。現在、入居申し込みの方の中で民間アパートの家賃が高いという、家賃が生活費に占める割合が高いということで町営住宅の方に申し込みをされ、先ほど申しましたように順番によって入居できている方、移られる方もたくさんありまして、現在までに申し込みをして抽選に外れた方も順番に紹介をしておりますので、現在子育ての世帯の方々も住宅への申し込みをしてもらうようお願いをしているところです。町では、日本で一番子育てに夢が持てる町を目指して次世代育成支援行動計画応援アクションプランを策定して、子育てしやすい町を目指して子どもが健やかに育ち、保護者が安心して住み、育てやすいまちづくりを進めているところです。議員ご指摘の民間アパートの入居に対しての家賃補助につきましては、現在のところは町営住宅等の申し込みもされました方々も、すべて入っていただいている状況であります。民間アパートの入居への家賃補助につきましては、今後の住宅政策を考える中での1つのアイデアとしてですね、分析・調査・検討をさせていただきたいと

いうふうに思っております。

○議長（大田黒英生君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 町営住宅はですね、住宅はその募集をするまで待てないというのがほとんどの人なんですね。毎月募集しているわけじゃないですからね。それまで野宿して我慢するなんていうわけにはいきませんので、とりあえずじゃ民間のアパートに入らにやしょうがないということで我慢をしておられる方もたくさんおられるかと思えます。

それから、近隣の自治体と保育料の足並みを揃える。町長は大津町の代表であります。ですから、別に近隣の自治体に何の遠慮があるもんですか。住民が喜んでくれるんならですね、菊陽の町長が何か文句言うたなら、それこそあなたは何を言っているんだと叱り飛ばすぐらいの私は大津町民の幸せを願ってやっているんだと、堂々とやればいいじゃないですか、良いことだったら、悪いことは困りますけど。そういう意味でですね、保育料の見直しをするのであれば、率先してやっていただきたい。特に熊本市と比べると非常に高いですよ。菊陽の町民は、熊本市と接していますから、余計その声は強いそうですよ。菊陽の町長さんに言って下さいよ、あなたが下げなさいと、うちも下げるからと。ぜひそういう町民第一の立場で頑張っていたいただきたいと思えます。

それからもう1点言っておきたいのは、町営住宅の滞納が増えていると、これは本当に切実な問題です。確かに甘えがある人が一部にはおられるかもしれませんが、これもいけませんよ。実態をちゃんと調査して、その人たちの本当の生活がどうなのかというのをですね、把握をした上で言ってもらわんと、そら町民の人に失礼千万だと言わなければならないと思えます。実際、生活が厳しいのが私は圧倒的多数だと思います。本当に悪質な人は、これまでも裁判をやってきたじゃないですか。私はその悪質な人にそういうことをやるなどは言いません。やっぱり町民の暮らしに寄り添う気持ちをやっぱり大事にしていきたいと思えます。

時間が迫りましたので次の質問に移りますが、地場企業の不況対策ということで、同僚議員も不況対策ということで就職とかいろいろなされました。その中でもですね、町内の建設業界は、本当にもう戦後でも最悪ではなかろうかという声が上がっております。ですから、国の方でも住宅版のエコポイント制度が始まりました。これは、車とか電気製品に比べるとかなり率は落ちるようではありますが、多少とも仕事確保に、拡大につながればと私も期待をしております。ちなみにですね、この大変な不況、我々のところはもう大変であります。日本国民の金融資産、現金、貯金、預金、全部合計すると個人の資産は850兆円あるそうであります。国民1人当たり700万円を超える貯金を持っております。我が家は6人世帯ですので4千200万円貯金がどっかにあるはずなんです。金はあるところにはあると。あっても今は使わない状況もあります。子どもや孫が不安定で援助をしている世帯もあります。しかし、需要があるんだけど我慢をしている方々も確かにおられると思えます。そこで、町民の利益と併せて住宅リフォーム補助は非常に有効であると思えますが、併せてですね、今、林業に光をあてて、そこで雇用を生み出すとか、あるいはCO2削減とか力が入れられておりますので、県産の木材等を活用を併せていけば、林業支援にもつながると思えます。この点について、町長の見解を求めたいと思えます。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 企業の不況支援でございますけれども、住宅関係、住宅改修のエコポイント関連の取り入れについてでございますけれども、おっしゃるように今木造建築になると、やはり昔のようにエコ的な役割が十分あるわけございまして、開発研究が進んで、いろんなエコ商品が家の中で使われるというような建物ができているのは確かでございます。議員おっしゃるように、国の国土交通省の地域住宅交付金、あるいはまちづくり交付金などでの補助事業を活用して町の財源の範囲内で一定の建築事業料を確保し、建築の工事につきましても実施しておりますが、このうち地域住宅交付金事業につきましては、平成22年度は前年度予算の2倍近い事業をお願いしているところであります。詳しい把握は私の方もまだよくやっておりませんので、担当部長の方からご報告させます。

○議長（大田黒英生君） 経済部長西本昇二君。

○経済部長（西本昇二君） 荒木議員の質問の中で、まず県の方をちょっと調べてまいりました。その住宅リフォームの補助についてでございますが、県の補助制度を調査した中で、一般の住宅のリフォームに対する補助は、県は今のところないようでございます。補助している先進地の自治体を調べてみますと、ほとんどの自治体は改修費の5%以内ということで、それも限度額の10万円となっております。また、財源は単独の予算で運営している状況と思われまいます。現在の財政状況を考えるとき、一般の住宅に補助する場合、住宅エコポイント、あるいは耐震改修など公共性のあるものにつきましては必要性があると考えられます。

次に、住宅リフォームへの県産材の活用についてでございますが、熊本県では本年3月に熊本地産地消推進県民条例が施行されており、その県産木材の畳表のよさをPRするために、熊本地産地消の家づくり推進事業を始めております。この事業は、住宅の新築やリフォームに県産木材を50%以上使用する場合に県産スギの柱、角が10.5センチということでございますが、90本相当と畳表8枚を限度として提供するという内容で、本年度は230戸を募集枠だそうでございます。ただ募集多数の場合は、抽選となるそうです。

それから、また国においても国産材の利用率を現在の20%から10年後に50%までに引き上げる目標を掲げております。町としても、地元産の利用拡大を目指すとして、森林認証取得の検討を始めています。これは、大津町、菊池市、合志市、菊陽町の4市町村の公有林等森林施業計画を策定している市有林、合わせて約2千500ヘクタールを対象として、森林認証を所得して施業計画を作成した上で、随時追加していくという計画でございます。今年度から森林組合を中心として4市町、菊池振興局で検討を始めました。最近でございますが、認証木材を使用していることを宣伝文句にする住宅メーカーも増加しております。同じ価格なら認証木材を使用する方向に進んでおり、森林環境保全や木材需要拡大とともに林業振興及び産業活性につながるものであり、地元産材の利用拡大、あるいは地域のイメージアップになると思います。

以上でございます。現状報告を終わります。

○議長（大田黒英生君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 私が言っているのは、住宅リフォームというのは、近いところでは、県内で

はどうも見あたらないうけど、宮崎県で綾町とかですね、国富町とか、清武町とか、町段階でも結構やっております。20万円以上の工事に15%補助、あるいは20万円以上の工事に10%補助、限度額が15万円、あるいは10万円ということですが、例えば15%補助で限度額10万円とした場合、100万円の工事を100件やれば売上が1億円です。町の持ち出す予算はその1割ですので10万円掛ける100ということで1千万円と。1千万円投資をして1億円の工事が出ると。ご承知のように、住宅リフォームとなりますと、あらゆる業界、あらゆる業種のところに波及をしていくわけですね。例えば、介護保険では住宅改修は20万円限度で住宅改修ができますが、それと併せて畳の部屋を床張りするとか、バリアフリーをするとか、そういうセットにして、今はエコポイントも付いております。この大変な不況だからですね、私は時限立法でもいいからそういう措置を取って需要を喚起をするということが求められていると思います。このリフォームというのは、本当に波及効果が大きいんだということです。

最後に町長、前向きに検討はなされるつもりがあるかどうか、お伺いしておきたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 住宅建築業者の支援事業と勘違いされるとまずいもんですから、おっしゃるようないろんな形で普及するのは確かだと思いますけれども、この件については、今、担当部長が申しましたように、様子を見ないと検討の余地もいなんじゃないかなと思っておりますので、ほかに使う金を十分検討させていただきたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） ずっと検討しよったら間に合わんという状況でありますので、少なくともほかの自治体で実施しているわけですから効果も大きいということで、再度私は求めまいたいと思います。

終わります。

○議長（大田黒英生君） これで、本日の一般質問は終わります。

以上で、本日の日程は終わりました。

本日は、これで散会といたします。

午後4時18分 散会

本 会 議

一 般 質 問

平成22年第1回大津町議会定例会会議録

平成22年第1回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第4日)

平成22年3月19日(金曜日)

出席議員	1番 金田 俊二 4番 源川 貞夫 7番 新開 則明 11番 手嶋 靖隆 15番 荒木 俊彦	2番 府内 隆博 5番 鈴木 ムツヨ 9番 坂本 典光 12番 永田 和彦 16番 大田黒 英生	3番 吉永 弘則 6番 大塚 龍一郎 10番 石原 大成 14番 宇野 光廣
欠席議員	8番 月尾 純一朗	13番 松永 幸久	
職務のため出席した事務局職員	局長 松岡 勇次 書記 羽熊 幸治		
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 家入 勲 総務部長 首藤 誠治 企画部長 徳永 保則 兼ねて企業誘致課長 会計管理者 西村 和正 兼ねて会計課長 福祉部長 松永 高春 土木部長 中山 誠也 併任工業用水道課長 経済部長 西本 昇二 子育て支援課長 大塚 武年	総務部総務課長 桐原 則雄 兼ねて地域安全係長 企画部企画課長 木村 誠 兼ねて財政係長 総務課行政係長 藤本 聖二 教育長 那須 雪子 教育部長 大塚 武年 農業委員会事務局長 服部 次子	

議 事 日 程 (第 4 号) 平成 2 2 年 3 月 1 9 日 (金) 午前 1 0 時 開議

日程第 1 一般質問

午前 1 0 時 0 0 分 開議

○議 長 (大田黒英生君) これから、本日の会議を開きます。

ご連絡します。松永幸久君、月尾純一郎君より欠席の届出がっております。

本日の議事日程は議席に配付のとおりです。

日程第 1 一般質問

○議 長 (大田黒英生君) 日程第 1 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

1 番議員、金田俊二君。

○1 番 (金田俊二君) おはようございます。昨年、政権交代があったといえども、政治と金の問題など、依然波乱含みで混沌とした政局であります。その中であって、私は一人は万人のために、万人は一人のためにということを私自身の政治信条として今後も活動してまいりたいと思います。

それでは、1 番議員、金田俊二が通告書に従い一般質問を行います。

まず、介護保険の介護従事者の処遇問題についてお尋ねいたします。ご承知のように、平成 1 2 年スタートした介護保険制度では、介護報酬は 3 年置きに改定されることになっており、平成 1 5 年、平成 1 8 年と改定がなされました。過去 2 回はマイナス改定で、平成 2 1 年に初めて 3 %アップのプラス改定になっております。その背景には、介護現場での人手不足があると思われます。介護報酬は、基本報酬と加算から構成されています。等しく介護報酬全体の底上げを図るということであれば、基本報酬の改善を選択することになりますが、平成 2 1 年度の今回の改定では、多くの加算を創設し、一律の改善ではなく加算等による傾斜配分を行っているのが特徴でございます。つまり、加算によって誘導しているものと考えられます。ところが、加算はオプションということで、加算とならないと賃上げの減少を十分確保できない、加算なしでは十分な賃上げは困難ということになる。さらに加算ばかりになることで事務作業が極めて煩雑になる。今でも提出書類が多くて、それは介護従事者が現場を辞めていくという大きな理由だったというふうに聞いております。しかも、負担や専門性、キャリアを加算等に評価するといっても、個々の従事者の賃金とは直接関係ないので、賃金問題が解決することができないシステムになっているというふうに思います。昨日の同僚議員の質問に対する家入町長の答弁でもあったように、経営者外にとっては職員全体の給与バランスなどを考慮せざるを得ない状況であり、特定の職種だけを引き上げることは大変困難だという意見も私自身聞いております。

このような状況を受けて、昨年 1 0 月、実質的に賃金が上がるような施策として交付金も出すようなこともあっているようです。ただ、恒常的な国の施策の保障がない中で、事業所は本俸ではなく一

時金という形でそれを補っているというふうな状況になっております。社会保障審議会、介護給付費分科会の審議内容も、給与等は労審に委ねるべきものという意見が事業所側から提案されるなど、処遇改善に誘導するような仕組みはなかなか難しいようでございます。介護は、地域住民が生活していく上で極めて重要であり、地域社会を維持していくライフラインの役割を果たしていると思います。にもかかわらず、介護に従事している人の働く環境はあまりにも劣悪で、職を離れる人が相次ぎ、このままでは担い手がなくなり、ライフラインが崩壊する、そうした状況にあるのではないかと危惧をしているところです。

そこで、家入町長にお尋ねしますが、現状をどのように認識されておられるのか、昨日の質問の中でも12法人のうち数箇所を調査したという答弁で、昇級を行っているような説明がありましたが、どれだけ今回の改定が影響しているかということについては、疑問が残ると思います。介護現場における検証、例えば介護従事者への聞き取り調査など、あるいは日常的な連携の中で現場の声をよりよい施策づくりに反映させるためにどのような取り組みを今後やっていかれるか、お答えいただきたいと思っております。

社会保障審議会介護給付費分科会調査実施委員会では、引き続き処遇状況調査については行っており、議論をしていきたいと各委員から出ている状況だと聞いております。このような時期に現場で働く者の立場で、全国的な町村長の会議や県主催で行われる会議など、あらゆる機会を通じて国や県に対して意見を述べることは大変重要であるかと思っておりますが、お考えをお聞きしたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） おはようございます。1番議員の金田議員の介護職員の処遇の件についてでございますけれども、議員おっしゃるように、昨年2回処遇改善についての国の働きがっておりますけれども、この件につきまして昨日も荒木議員のご質問に答えましたように、なかなか職員の給料に反映できていないという状況でもあります。例えば、うちの社協についても、経営母体がなかなか小さくて厳しい状況でありますので、その辺のところでのやりくりというような、いろんな事業をやっておりますけれども、赤字の事業もあるし、あるいは少し利益を上げている事業もある。そういう中でのやりくり関係で社会福祉協議会の運営もやっております。もちろんほかの施設につきましても、介護従事者の職員だけでなく、一般事務や給食、いろんな形の介助員の職員も雇い入れながら入居者の、利用者のサービスに努めておられるというような状況でございますので、なかなか一般の介護職員の給料改善にはつながってきていないというのが現状であります。もちろん議員もおっしゃるように、国・県に対しても要望をしっかりやっていかなくちやならないというような状況になってきております。そういう人手不足というのは、やはりどこの事業所についても同じでありまして、もちろん処遇が高ければよいということにつながりますけれども、状況内容としましてなかなか今の仕事に対するなじみが薄いというようなこれまでの生活環境の問題もあるんじゃないかなというふうに考えられます。今後につきましては、国に対して我々も物を申していかなくちやならないことは確かでございます。この制度が10年たっておりますので、高齢化社会を迎えての介護保険制度が抱える様々な過大についても、平成24年度からの第5期介護保険事業計画に伴う平成23年度の法改正に向けて、

保険者をはじめとする利用者や介護事業所などの関係者及び団体からの昨年の夏にも国に対する提言を求めているところでありまして、大津町からも給付費の増加に伴う保険料の負担増について、保険料額が負担の限度に来ていること、またはこの制度自体が行き詰まるんじゃないかなという心配もしております。もちろん、低所得者にとっては定額制となっている介護保険料が1割負担関連の医療保険料より高額となる現状などについても、昨年8月28日付で厚生労働省に見直しを提言しているところでもあります。今後も課長会等におきまして様々な機会を捉えながら、制度の課題について国・県に対し強く改善の要望をしまいたいというふうに考えております。

○議長（大田黒英生君） 福祉部長松永高春君。

○福祉部長（松永高春君） 金田議員の質疑にお答えしたいと思います。

町内の主な事業所をですね、一応調査をしております。調査の中身についてはですね、人手不足の状況はどうであるかということ、それからどうしてそのせつかく勤められた方がですね、離職されるという状況が出ておりますので、その辺の原因についてもですね、個別にも調査した部分もございますけれども、経営者側としてどのように考えているかというようなこと。それから、正職員とそれからそれ以外の職員のその比率はどうなっているのかとか、それから国が改善をいたしました分についてどのように改善されているかということについてですね、聞き取り調査をしております。ただそのなかなかですね、民間でございますので、趣旨説明をいたしまして、協力していただいたところもございまして、はっきりこうなかなか言えないというふうなところもございました。ただ全体的にですね、町の事業所の様子をつかんでいっているつもりでございます。その中でですね、昨日も同じような質問がございましたのでその辺は省かせていただきますけれども、介護福祉等の資格を持った、一定以上の資格を持った方についてはですね、正職員としてのある程度の賃金をもらわれているようでございます。介護の仕事に高い志を持った人も多く、離職される人は少ないようでございます。ヘルパーや介護職の中にはパートさんがですね、結構多いようでございます。仕事になじめずにですね、長続きしない人が多いというようなことでございます。人手不足につきましてはですね、やっぱり事業所で人手不足の状況が続いていると。ただ介護の事業所については、法に基づき職員の配置基準がございます。その配置基準を下回るような事業所はないようでございます。その人手不足の理由でございまして、要するにせつかく勤めたのに仕事を離れる理由なんですけれども、まず何と言ってもですね、資格がないと給料が安いということでございます。それから、介護福祉の資格を取るためには、ヘルパーなど仕事を3年間経験しなければ受験資格がないということも大きなこれも要因でございます。それとヘルパーの場合ですけれども、社協なんか登録ヘルパーと申しておりますけれども、パートが多く給料が安いので、なかなか仕事に対するモチベーションが上がらずに、大体3年以内でですね、我慢できずに辞めていくと。それともう1つですね、仕事になじめないという部分があるようでございます。現在の日本の家庭環境は核家族化が進んでおります。三世同居の家庭が少ない。小さいときから高齢者との接点がない、高齢者の扱いやコミュニケーションの取り方がわからない若者が増えてきた。そういうふうなことでですね、やっぱりじいちゃん、ばあちゃんと一緒に暮らして、じいちゃん、ばあちゃんが弱っていく様子を見ていない、介護をしている現場を見ていないと

いうのも大きな要因の1つではないかと思っています。そして最後にやっぱり何と言っても3Kでございます。きつい、それから汚い、そういった部分が意識としてあるようでございます。特に私もいろいろ聞いておりますけれども、家庭に入っていかなければなりません、ヘルパーさんは。そのときにですね、やっぱり冷蔵庫の中の品物でですね、その人の満足する食事をつくらなければいけない。非常に技術が必要になってきます。そういった部分ではですね、若い職員にとっては非常に辛いのではないかというふうに考えます。

○議長（大田黒英生君） 金田俊二君。

○1番（金田俊二君） 今回、私自身多くの介護に従事する人と、あるいはその家族とお話をする機会を得ました。そういった中で、これは大津町の方ではありませんが、私に対して手記を届けていただいた方がおられます。多く鉛筆書きで走り書きしてあって、その一部を紹介させていただきたいと思っておりますけれども、元々福祉職ではお金を儲けようという人はあまり見かけませんが、最低限の生活または重労働に見合った賃金または労働現場の改善があればと思います。私は、ケアマネ5年目に入りますが、厚労省からは技術の向上を求められ、5年毎に更新研修も始まりました。53時間もの間研修を受け、2万2千円の受講料も発生します。施設が負担するところもあれば、自己負担のところもあるそうです。制度はどんどん変わり、そのたびに自分たちで勉強会へ参加したり、資格を取るために勉強したりと、ほとんどの人が意欲的です。でも求められるものは大きくなっても、給料のアップにつながらない状況です。今の福祉は、個人のボランティア精神に支えられているところが大きいと思います。現に今の学生さんたちは、これは括弧して福祉学部と、福祉学科の学生という意味でしょうけれども、は、一般企業の就職を目指されている方が多いとのこと。給料も安いし重労働だからでしょう。このままでは、志を持った若い人材も逃げてしまうのではないかと心配ですと、こういった手記を私のところに届けてくれました。どうかこうした現場の声をですね、尊重した形で、先ほど町長の方からも国や県に改善の要望をしていくというふうなお話もありました。制度自体もまだまだ10年目ということで不十分なところもあるかと思っております。労働条件あたりを改善することによって、その制度をさらに立派なものにしていく、そういったことで現場の声を政策づくりに反映していただければ、よりよい介護保険の制度になるのではないかということをお願いして、次のまちづくりの方策についての質問に移らせていただきます。

施政方針では、大津町まちづくり基本条例の理念に基づき、住民の皆さんとともに知恵を出し、創意工夫を重ねながら町の発展のために頑張っていきたいとあります。町はこれまでまちづくり交付金事業や村づくり交付金事業等で住民の意見を取り入れてこられたと思いますが、創意工夫という面が現段階でまちづくりの中でどの程度具体的になっているのか、町長自身どの程度認識されておられるか、お尋ねしたいと思います。大阪のベッドタウン池田市は、3年前に市役所の予算の使い道の決定に市民が参加できる制度を始めています。11の小学校区ごとの住民組織、地域コミュニティ推進協議会に地域での事業と予算の提案権を認めたということです。協議会の委員は公募で、限度額は1校区当たり年約700万円、それから防犯パトロール車の購入と住民による巡回、小学校の校庭の芝生化、高齢者の配食サービスなどがこれまでに実現したというふうにいわれています。一部とはいえ、

税の使い道を市民が決める工夫があります。市長は自分たちの地域は自分たちでつくる、それには市民が税を支配し、汗もかいてほしいと語っておられました。また、将来は限度額を広げ、小学校の改築といったハード分野まで含めたいというようなことも言われております。そのほかに、千葉県の子川市では、市民が納める住民税の1%を自分が応援したい市民活動団体の資金支援に回せる仕組みを5年前に導入しています。年金暮らしでもまちづくりに参加したいというお年寄りの声から端を発したというふうに聞いております。2009年度はNPOなど130団体、計2千100万円が団体に回っているということでございます。2つの制度が生まれた背景には、市の財政難があります。行財政改革だけでは追いつかず、市民に自治や協働を求めざるを得ない。また、一方で市民の側には多様な公共サービスを自分たちも担おうという機運の高まりと同時に、コミュニティを再構築しようという動きもあります。大津町において既に具体策を練っておられるかと思いますが、こうした先進事例を参考に行政側から提案するような施策を打ち出したらいかがでしょうか。

以上、質問いたします。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） まちづくりの方向性についてのご質問でございますけれども、また提言を今2つの例をいただいたわけでございます。私は、町長就任時から町民一人ひとりが本当の意味で住みよいと思えるまちづくりを目指して考えて調整を行ってきたところであります。さらに、一昨年に制定させていただきましたまちづくり基本条例の4つの原則、住民自治の原則、情報共有の原則、参加の原則、協働の原則の下、各地区に地区担当職員を配置し、振興総合計画に掲げる「みんなでつくる元気大津、人と自然にやさしい心かよいあうまち」を将来にわたって維持するため鋭意努力してまいりました。まちづくりの方策に対する現段階での創意工夫とは何かということでございますが、議員が述べられました自治体の案件もボランティア団体やNPO法人などの住民活動を支援する制度や小学校区を単位とした区域への支援制度など、それぞれの自治体の状況に応じた郷土のまちづくりを進めている例であり、興味深いものがありました。大津町の現状といたしましても、少子高齢化の振興や一人暮らし、高齢者所帯の増加、まちの中心地域と周辺地域との状況の違いなど、地域を取り巻く状況は厳しいものがあります。3年間実施してまいりましたが、地域づくり活動支援事業におきましても取り組みに差が出ておりますので、新年度からは補助対象団体を一部事業につきまして、新たに組や老人会などの知恵による団体も対象としたほか、複数の行政区が合同で事業を実施することも可能とするなど、地域の状況に応じて取り組むことができるように従来の区の制度の見直しを行いました。また地蔵まつりなどの伝統行事に参加するために、地域住民が集まって昔ながらのつくり物の政策などを行うことを通じて、地域住民のコミュニケーションを育む事業なども補助対象にしたところであります。今後も地区担当職員は、より地域に密着し横断的な仕組みで地域づくりをサポートし、今、町民の方は何を求め何を望んでおられるのかを的確に把握させ、情報の共有を図りながらまちづくりの方向を見出していきたいと考えております。また、人づくり、まちづくり事業である大津まちおこし大学では、住民の学科のテーマに応じて活動し、話し合いや町へ提言、提案をする人づくり学部とまちづくりグループの交流や活動支援を行うまちづくり学部により、たくさんの仲間と出会

う場を設け、交流しながら大津大好き人間をつくるための活動を実施しております。今年度は、地域おこし学科による森・陣内地区周辺の地域資源マップの作成を行っています。さらに、地域通貨「水水」を使って環境美化活動や防犯活動などの企業ボランティア活動等の住民のボランティア活動を活性化し、元気大津づくり活動事業を引き続き実施させていただきます。しかしながら、まちづくりの方策にこれで終わりということはありません。まだまだ不十分でありますので、これからも社会情勢や地域の状況など、様々な状況を踏まえて、町民の皆さんや議会のご意見やご提案などをお伺いしながらやらなくてはならないことから、段階的にまちづくりを進めていくことが重要でないかと考えております。

○議 長（大田黒英生君） 金田俊二君。

○1 番（金田俊二君） 地方分権が進み、権限と財源が政府から自治体へ移っていくという、そういった状況がこれから進んでいくと思いますけれども、その中で地方分権というのは、首長すなわち町長の力を大きくなるだけでは絶対足りないと思います。分権の実を上げるためには、住民の自治こそが欠かせないと思います。住民の皆さんが口を出して、汗もかくような施策の展開を期待したいと思います。そういうことで、先ほど先進事例を申し上げましたけれども、そういったこともですね、ぜひ検討していただければなと思っていますところ。

1つだけ質問させていただきます。地区担当職員がそれぞれの地域に張り付いていると思います。かなり自分の仕事をしながら、各地域に行くというのは非常にしんどい、私自身もその経験あるんですが、非常にしんどいことだなと思います。その中で、よく頑張っているなと思っていますところ。地域福祉の中でモデル地区でいろんな話がされてきたと思いますけれども、その中のコーディネーターの確か佐伯さんという先生だったと思いますけれども、この方が今、住民参加参画というふうに言っているけれども、本当は行政参加じゃないかと、行政が積極的に地域に入って、どんどん地域のニーズに応じていく、そういったスタッフが絶対必要だということを言われました。まさにそのとおりだと思っていますところ。ただ今の現状で、かなり職員が厳しい中でやっているという、町長も何回かそういうことをおっしゃっていますので、私はここで専門的な、そのまちづくりの専門的な課なり、専門的な室なり、担当部局の中につくった方が、よりスムーズに進行していくんじゃないかなというふうに思っておりますけれども、その辺のところ、町長のご意見をお伺いしたいと思います。

○議 長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 今、地方分権ということで地域の力を引き出すために、我々としては今、地区担当職員を2名ずつ配置しております。もちろん、職員につきましては日ごろの一般事務、大変混雑して事務関係も多様化して、大変頑張っておるのは確かでございます。しかし、己の事務以外に、やはり地域をしっかりと職員が知ってもらうためには、地域に足を入れ込み、地域の区長さん、あるいはほかの地域の皆さん、高齢者や子どもたちとの中において意見交換する、もちろん今、地域の担当職員は今年の仕事というような形のことを説明に回っておりますけれども、やはりこれでは物足りないというような思いをしておりますので、この辺のところについては十分職員の方ともご理解・ご協力を得ながら地域の中に入って行って、今まで区主体に事業をしております、その意見を取り入

れながら政策会議、役場の係長級が担当しておりますけれども、政策会議の中で検討を進め、そして課長会議、そして庁務会議というような形で事業の決定関係をさせていただいておるわけでございますけれども、区だけでなく、やはりその地域、校区、あるいはそういう広域的なところでの仕事を一緒にやってくれるものは何かというようなことも考えながらやっていくためには、地域職員の働き、頑張りが報われてくると。その職員の頑張りいかんによって、その地域の活動の格差がおのずと出てくるんじゃないかなと思っております。それは仕方ないとして、やはり大津町の伝統文化イベント関連等についても、残念ながら大津の十五夜の綱引きをはじめ、いろんな危機な状況にあるわけでございますので、やはり祭りのイベントを盛り上げるためにも、子どもと高齢者が一緒になって物をつくりながら、そして地蔵まつりやそれぞれのイベント的に一体となったものをできればなという、そのつながり、そういうものも大切にしたいという思いをしております。もちろん、福祉計画をモデル地区でやっておりますけれども、それぞれのところでのやはり見える、あるいは地域が見えてくる、そういう中で職員の今後の自分の事務だけでなく広範囲なところでの意見を述べるとか、職員の資質向上もつながってくるんじゃないかなと思っております。もちろん、それについては大変予算関係も必要になってまいりますので、予算の範囲内で時間外というようなものも手当をしていかなくちやならないと思っておりますけれども、ある3つの区におきまして、この前、担当地区関連の職員が12、3名と関係区長さんたちとの懇話会がございましたけれども、やはりそういう意味の中でのつながりというのも大切ではないかなという思いをしております。そういう意味におきまして、職員の頑張りに期待をしながら、地域に入っただけの事業推進、あるいは地域の皆さんの力を引き出す、そういう職員の役割というものが今後必要になってくるんじゃないかなと思います。

○議長（大田黒英生君） 金田俊二君。

○1番（金田俊二君） 私は、職員の頑張り、非常に頑張っているなと思います。その中で、実を上げるために専門的な課なり部署をつくって、その職員同士が話し合っただけで引っ張っていく、そういったことをした方が、よりもっとスムーズに展開できるんじゃないかなということを先ほど申し上げたところです。ぜひ検討していただけるなと思います。

まちづくりについての最後の質問になりますが、昨年12月に大津町まちづくり協議会から提言がなされました。会員の皆さんの熱心な取り組みには、私自身頭の下がる思いでございます。この提言の評価と今後のこの提言の取り扱い、そういったものをお尋ねしたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） まちづくり協議会の提言についてでございますけれども、大津町における中心地の開発関連等につきましてお願いをしておるところであります。まちづくり協議会につきましては、住民と協働によるまちづくり活動の取り組みということで、平成19年の10月に大津町まちづくり推進協議会を設立されております。そういう中で、「元気大津、心かよいあうまちづくりに」を基本として提言や策定等のために分科会や住民ワークショップなどを開催しながら検討をされてきております。そういう意味におきまして、いろんな駅周辺、あるいは中心地における交流センター関連等の提言が昨年11月に私どもに提言されております。このような形の中で、今後大津周辺、あるい

は街中、上井手関連等についてのビジョンをいただいておりますので、十分その意見を尊重しながら、今後のまちづくりにしっかりと活かしていけるように取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（大田黒英生君） 金田俊二君。

○1番（金田俊二君） 今、ご答弁ありましたように、ぜひこういった提言を、住民の皆さんの提言をぜひ活かしてまちづくりをしていただければと思います。

最後の、3項目目教育問題の質問に移りたいと思います。大津町においては、教育支援センターかせ各学校での相談業務、大変充実しているという認識の下で質問させていただきたいと思います。今、子どもたちの状況を見ますと不登校、いじめ、友人関係の悩み、病気、障害、経済的な問題、虐待など、その背景として家庭環境が厳しいケースが多いと思われま。大津町における準要保護認定者の推移を見ましても、平成12年度には世帯数86、人数で小中学生合わせて130人であったのが、平成20年度には世帯数136、人数で216人、それから平成21年度、これは12月末現在で既に世帯数132、人数で224人となっており、経済的な側面だけを見ても、子どもたちの厳しい状況が伺えます。表面的な減少だけを見ても問題は解決しないことが多いのではないかと。そういう意味では、学校の先生たちも非常に苦勞されているかというのが伺えると思います。その中で、子どもや親に対してどのような支援施策が必要と思われるか、教育長の所信をお伺いしたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 教育長那須雪子さん。

○教育長（那須雪子さん） 金田議員のご質問にお答えいたします。

おっしゃるとおり子どもたちの問題の背景には、必ずと言っていいほど家庭環境が関わっております。特に最近では、経済状況が厳しくなりました、家庭におけるその経済絡みの親の心配、ストレス、それが子どもに向かうことも多々出ているように見受けま。学校現場に私も長くおりました、子どもたちの問題には関わってまいりましたが、子どもたちに問題が見えましたときに、子どもたちに直接関わるのはもちろんでありますけれども、子どもたちに直接関わっておれば解決するというものは大変少のうござい。やはり、大部分は家庭環境が絡んでいるからであります。そこで、子どもたちへの対応で、まず必要なのは、最も学校生活の中で子どもたちと濃密に関わっている、まず学級担任並びに学校の教職員が子どもたちの生活の中で、その異変といいますか、予兆といいますか、そういったものを察知できるような感性、目配り、気配りがまず求められると思っております。併せまして、日ごろから学校教職員と子ども、それから教職員と保護者、この信頼関係づくりに努めて、双方が意思疎通を自由にできる状態にしておくことがとても大事なことだと思っております。例えば、子どもたち、忘れ物が続く、身体とか衣服の汚れが最近目立つようになったと、授業中も集中力に欠け、何となくぼんやりしている、人に対して攻撃的になる、逆に無口になってしまう、欠席や遅刻が増えたり、ときには暴言を吐いて、または人に乱暴したりすることも出てくる、そういう場面が見られたときには、さりげなく子どもたちに声を掛けて、何かあったんじゃないのということで話をしていけば、ある程度の状況はつかめる場合もあります。しかし、子どもの話からだけではなかなか状況がつかみ得ない、そういう場合には、すぐ学校は家庭訪問をするように心掛けております。現在も1

日目の欠席においてもですね、必ず電話でどうですかということで欠席届があつておりましてもお尋ねをするようにしております。中には、1日目の欠席のときにすぐ担任が家庭訪問をするということもございますし、担任が行けないときには学校の友達、特に小学校あたりはグループをつくっていき、グループといいますか学習グループ、生活グループですけれども、同じ班の子どもがその日の宿題を届けたり、学校の様子を話したりということで、必ず子どもたちも家庭訪問をするようにしている学校が多々ございます。そして、2日目も出てこないときには、もう大方の学校は必ず家庭訪問をするようにしております。そして、家庭の状況をつかむ努力をしております。そこで、保護者の抱えていらっしゃる悩みとか問題、そういったものをお聞きするということにもなります。なかなか1回の訪問です、詳しい家庭事情等はお話しいただけない場合が多々ございますので、根気強く関わっていかねばならない場面が多く出てまいります。しかしそれでも、やはり問題が解決しないことがございますので、そういうときにはもう学校の対応だけでは、これは解決は無理と判断しましたときには、特に今、役場の子育て支援課の方ではいろんな相談体制が整っておりますので、子育て支援課と早めに連携を取りながら相談体制を整えるようにいたしております。例えば、問題の内容によってケース会議が開かれて、ケース会議に参加する人も特定されますが、例えば民生児童委員さん、それから教育相談員、それから精神保健福祉士、場合によっては児童相談所の方、また場合によっては医師等にも参加していただきまして、事例をいろいろ検討して、どういう関わりをすれば子どもたちの問題、家庭の問題が解決するかということで検討を現在もやっております。

しかし、まだこういう支援体制があるということが保護者に、または町民に十分周知図られているかとなれば、私も少し疑問符が付きます。この支援体制を学校、現場、さらには保護者等にもっと周知徹底を図っていく必要があるのだらうと捉えております。ぜひ今後は「広報おおづ」あたりがありますので、こういうものを使ってですね、早めに相談していただける、安心して相談していただけるような支援体制があるということのお知らせをしていきたいというふうに思っております。しかし、最も大切なことは、やはり子どもの問題として顕在化した後の対応というよりも、問題化する前にですね、家庭の状況をつかむことが最も大事なことだらうというふうに思っております。そのためには、やはり日ごろから保護者が安心して経済的な問題にしても、子育ての悩み等にしても、つまり総合的に相談ができるような窓口を設置する必要があるかというふうに考えております。例えばです、今、私が考えております例えばの例ですけれども、悩みを持っている保護者の方がまず電話で子育て支援課へ相談の申し込み、これを予約をしていただく。そして、概要を予約のときにお聞きしますので、子育て支援課の方ではその内容によって相談に応じる人を特定します。この方とこの方とこの方に相談に応じていただくということ。そして、相談に来られた保護者の方が、プライバシーにもしっかり配慮しなければなりませんので、プライバシーを配慮したところでの相談室を確保して、そこで相談をしていけば、いくらかの早期の支援になるのではないかなと考えております。いわゆる子育てワンストップ、こういうものをつくっていききたいなと思っております。他にも施策は考えられると思いますので、子どもたちへの支援、それから保護者への支援、両面について、さらに検討をしていききたいと思っております。

以上です。

○議長（大田黒英生君） 金田俊二君。

○1番（金田俊二君） 学校の現状、その他取り組みの方向性、大変わかりやすくご説明いただきまして、ありがとうございました。学校を取り巻く状況というのは、家庭とか社会問題、学校に影響を及ぼしていると。今、社会保障を学校内でも考えていく、そういったことが必要になってきている、そんな状況じゃないかと思えます。そういう意味で、県はスクールソーシャルワーカーという制度を、これは人数少ないんですけども県内で12人とか、そんな人数です。振興局に1人いるか、いない、そんな状況で、こういったスクールソーシャルワーカーあたりも今度県の方にどんどん要望していかれたらどうかと思います。

それと、先ほど言われたセーフティネットワーク、大津町さすがに民生委員さんとか教育相談員さん、精神福祉士、それからお医者さんも含めて取り組んでおられるということで、大変安心したところでもあります。これから先は親の状況からすれば、例えば多重債務とか、あるいは弁護士が関わる必要があるような案件もあるのではないかなと思うところもあります。そういう意味で、もっとこのセーフティネットワーク、ネットワークを拡充していくという気持ちがあるのかどうか、そのことを1点だけ伺いたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 教育長那須雪子さん。

○教育長（那須雪子さん） お答えいたします。

スクールソーシャルワーカーの配置はあっておりますが、町に常駐していただいている方ではございませんので、必要に応じてはスクールソーシャルワーカーにも入っていただいております。しかし、もっと充実するように、増員の働きかけ等は県の方にもお願いしたいというふうに思っております。

それから、おっしゃいましたように、やっぱり経済問題、そのほかの絡みで弁護士さんあたりにも入っていただかなければならない場合もあると思います。町には顧問弁護士さんもいらっしゃいますので、セーフティネットワークの中に必要に応じては入っていただくように今後さらに充実を図っていきたいと思っております。

○議長（大田黒英生君） しばらく休憩いたします。11時から開会します。

午前10時48分 休憩

△

午前11時00分 再開

○議長（大田黒英生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

9番議員、坂本典光君。

○9番（坂本典光君） みなさん、こんにちは。坂本典光が一般質問いたします。

衆議院を通過し、現在参議院で審議されております10年度予算案は、歳出92.3兆円、それに対して税収は34.4兆円であり、国債発行額は44.3兆円、残り10.6兆円は埋蔵金の取り崩しだそうです。日本には今、約900兆円の政府債務があるようですが、国では再建計画が立てられておりません。いつ国の補助金がカットされ、交付税、交付金が大幅に減額されるかわからない状況であり

ます。先を読んで町は借金を減らす計画を立てるべきだと考えます。3月7日、朝日新聞の一面に次のような記事が載りました。これは朝日新聞の一面に載った記事です。20××年、財政破綻そのときは、消費税25%、国債暴落、物価は高騰。20××年、ある週末の夜、首相官邸の記者会見場は熱気に満ちていた。緊急会見に望んだ首相がふるえた声で切り出した。国民の皆様、深刻なお話を申し上げなければなりません。日本の財政は破綻の危機です。本日、国際通貨基金に緊急支援を要請し、関係国と協議に入りました。挙国一致内閣で危機を乗り越えるため、野党各党に政権協議を呼びかけます。続いて、財務省が前年度比5%以上の歳出削減を5年間続けるなどの財政再建緊急プランを公表した。極秘に練り上げたプランだ。数箇月前から国債の引受先を決める入札が不調に終わるようになり、海外の市場関係者の間に日本は投資先として危険とのレポートも出回っていた。財務省が1年前に税率20%に上がったばかりの消費税について、当面の間、25%にしますと語ると、テレビ中継を見ていた財務省幹部は、若手にささやいた。俺が入省したときの首相は4年間は5%から上げないと断言していたんだぜ。今思えば、そのときの10年度予算が転落の節目だった。戦後始めて当初予算で税収より多い国債を発行したんだ。外国為替市場で円安ドル高が一気に加速、週明けの市場でも国債が投げ売りされ、長期金利は跳ね上がった。株価も過去最大の下落幅に、市場は日本売り一色となった。お札が紙くずになる、預金封鎖も近々ある、噂がネット上を飛び交い、現金を引き出そうと銀行には長蛇の列ができた。貴金属店は金塊や宝石を買い求める人がごったがえした。輸入品などの物価が高騰、ガソリンは連日1リットル当たり10円以上のペースで値上がりし、野菜や肉、魚も2倍以上の値段に。スーパーにはクレジットカードや電子マネーでの支払いはお断りしますと張り紙。人々は現金をかき集め日用品の買い占めに走った。原料を輸入に頼るメーカーは経営難に陥り、工場の操業停止と従業員の解雇が相次いだ。銀行は、国債暴落で巨額の損失を抱えた。混乱は金融システムに飛び火し、誰でも制御できなくなっていた。いずれこんな破局のシナリオが現実になるかもしれない。国・地方の借金は先進国で最悪の水準で、10年度政府予算案は税収が歳出の半分にも満たない異常事態だ。このままで大丈夫なのかと朝日新聞の五郎丸健一記者は書いております。鳩山首相は、今後4年間は消費税は上げないと言っております。財源は、どうするつもりなんでしょう。大津町の起債残高は21年度末が約102億円、22年度末が103億円と見込まれており、経済状況と国の財政が今までと同じならば問題ないでしょう。しかしながら、低下する国力と不透明な国の政策を考え、町は起債残高を減らす計画を立てるべきではないでしょうか。

1回目の質問を終わります。

○議 長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 坂本議員の財政の引き締めについての町の町債についての計画等についてのご質問でございます。おっしゃるように、国の財政状況も厳しいのは、もう我々も認識しておりますし、またこれからどのような形になるか見えてきておらないところがあって心配をしております。これまで三位一体改革によりまして、国の改革に基づいて地方の財源は大変厳しい状況を強いられてきてまいりましたが、来年度の地方交付税は増額するというようなお話も聞いておりまして、ちょっと矛盾するような、あるいは心配するところもあるわけでございますけれども、国の財政状況は大変厳

しいものであることは私としても十分認識しておりますので、町といたしましても借金を減らすにはお金の無駄遣いを減らすとともに、収入を増やす必要があります。また、最近の景気の動向を鑑みますと、誘致企業の経営状況もやや持ち直してきておりまして、税収の増加について期待感を持っているものでもあります。しかし、雇用や内需拡大が進まない中、デフレ傾向も続き、国債発行額の増加など、その影響を懸念しているところです。町の財政運営につきましても、施策方針でも述べさせてもらいましたが、町の歳入面については賦課の適正化、徴収率の向上を図り、収入の確保に万全を期すなど、一方、歳出面では行政の合理化を徹底し、経費の効率化に努めさせていただきたいと思えます。今後も高齢社会に伴う扶助費や医療介護関連の費用は年々増加する一方でありますので、さらなる事務事業の見直しや行政改革に努め、財政指数にも十分留意し、適切な事業の選択と集中を行い、プライマリーバランスの取れた計画的な財政運営に努めなければならないと考えております。町の財政計画についての説明については、担当部長の方から詳しく説明をさせていただきます。

○議 長（大田黒英生君） 企画部長徳永保則君。

○企画部長兼ねて企業誘致課長（徳永保則君） 坂本議員さんの質問の中で、財政状況の計画等について、本年度予算編成にあたりました関係上のことをご説明させていただきます。

まず、平成22年度の町の当初予算においては、税収において法人町民税を3億8千万円と見込ませていただきました。前年度より1億3千万円の増額計上となっております。これにつきましては、予算説明でもありましたけれども、自動車関連企業の景気の動向で上昇傾向にあると見込んだことになっております。しかし、一方では国の厳しい財政状況によるという形でご報告がありましたとおりで、補助金等の削減といった依存財源の減収が予想されております。公共事業への影響を懸念しているところでございます。また、いつも言われる町債の関係でございますけれども、大津町の一般会計の町債の総額につきましては、22年度末で103億7千万円となる見込みであります。平成19年度末では98億9千万円と100億円を切っておりましたけれども、再び100億円を上回る見込みであります。これにつきましては、大津小学校分離新設工事、防災行政無線工事など、地方債を財源とする事業が重なったことに加えまして、21年度からの臨時財政対策債の増加が大きく影響していると考えられます。この臨時対策債につきましては、普通交付税の財源不足を補う措置でございますけれども、町債の約30%を占めるまでになっております。この地方債の償還については、元金利子とも100%後に交付税に参入されることになっております。しかし、懸念される債務であることについては変わりはありません。今後は、安易な起債の借り入れを抑制しまして、財政指標に基づいた計画的な実施が必要であります。基金については、当初予算においては財政調整基金からの繰り入れをいたしておりません。平成22年度末の財政調整基金の残高は約7億1千万円と見込んでおります。普通交付税においては、法人税の減収による過去3年分の精算に加えまして、平成21年度の税の歳出還付が反映されまして約19億7千万円と見込んでおります。平成23年度は14億円、24年度は11億円程度になると厳しい財政予測をしている現状でございます。国税から地方税への税源移譲、補助金の廃止・削減、地方交付税の見直しと一体して行われました三位一体改革によりまして、交付税総額の減額により大津町の普通交付税が不交付になったところは、議員さんもお承知のとおりでござ

ざいます。この地方分権という名の下に国の財政再建が優先されたということであると考えております。また、今年度も後期計画を策定する中におきまして、将来における財政計画見直し等を含みながら事業を実施させていただきたいということで思っております。厳しい財政状況に中々ございませけれども、必要な住民サービスを将来にわたって提供するためには、効率的な財政運営に努めなければならないということを考えております。

それと、今日の通信社の報道によりますと、一括交付金という話も出ております。地域主権戦略会議の中で、使途についての一定の縛りをするというお話も出ておりますので、その動向、それと交付税関係の部分配付につきましても、いろんな方向性が出されておりますので、その辺については留意していきたいということ考えております。

以上でございます。

○議長（大田黒英生君） 坂本典光君。

○9番（坂本典光君） 今日、私は出掛けて来る前にふとテレビを見ていたら、今日もこの財政問題について放送がございました。榊原早稲田大学教授、この方は元大蔵相の財務官でありまして、かつとミスター円と言われた人であります。為替相場場で活躍した人です。この方が、司会者から、このままでいけばどうなりますかとの質問に、4、5年はもつでしょう。じゃそれから先はどうなるのですか。ギリシヤみたいになるでしょう。つまり、破綻するということですと答えておりました。さらに、朝日新聞は、日銀がお札をたくさん刷って国債を直接買えばいいんだという意見に対し、法改正すれば可能だけど、国債発行に歯止めがなくなり、通貨価値の急落による物価の急騰を引き起こす危険がある。実際、戦前に恐慌から脱出するため日銀が国債を直接引き受けたが、軍事費の膨張も招き、公的債務残高がGDPの2倍に達した。結局は敗戦でハイパーインフレが起きた。円の価値は急落し、政府の借金も実質的に帳消しになったが、激しい物価上昇は国民の資産を失わせた。増税よりもたちが悪いとしています。要するに、個人の預貯金もなくなり、年金制度も破綻していくでしょう。さて先だって熊本日日新聞に都道府県の9年度末の貯金、つまり財政調整基金と減債基金の合計残高の一覧が載っておりました。兵庫県は残高が400万円、京都は2千100万円ではほぼ枯渇状態、栃木は59億円だが、10年度に底をつく見込み。また、今後特別な対策を取らない限り佐賀県は12年度、宮城は13年度、鳥取は15年度に両基金が底をつくとしています。熊本県は56億円です。これは、15年度ほど前だったでしょうか、まだ熊本県の基金が豊富だったとき、熊本日日新聞は、今、基金がだんだん減っている。注意しなきゃいけないというふうなことを特集を組んで警鐘を鳴らしたんですが、ついにこういうことになりました。熊本県はだんだん投資的経費が使えなくなっていると思います。投資的経費というのは、これは工事関係ですね。そのうち義務的経費である職員給与の大幅減額に進んでいくのではないのでしょうか。県の破綻も当然大津町に影響してきます。町長、いかがでしょうか。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 国・県の状況次第で、大津町もしっかりと影響を受けることは確かでございます。

○議 長（大田黒英生君） 坂本典光君。

○9 番（坂本典光君） そういうことにならないうように、我々はみんなよく考えて将来を見通しながらやっていかなければならないと思います。

それでは、2問目に入ります。まちづくり交付金事業は、平成19年度から23年度までに59億円の資金を投入する事業ですが、その対象となる範囲は街中心部のみです。まちには、南部地区、東部地区、北部地区もあります。これは少し不公平ではありませんか。昨年、経済建設常任委員会の行政調査で、長野県松本市を視察しました。そもそもまちづくり交付金事業とは、平成16年から始まった国の事業ですが、松本市では7地区に分けて事業を行っておりました。大津町で言うなら、例えば陣内地区活性化事業、瀬田駅周辺開発事業、平川いきいき事業などもあってよかったわけです。町長、どのようにお考えでしょうか。

○議 長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） まちづくり交付金事業を活用させていただいております。大変町周辺の事業でございます。これは、今までまちづくり関係の中で、例えば都市計画道路の関係の街路事業であれば街路事業、区画整理事業であれば区画整理事業と。あるいは、建物や水路関係の事業についてもばらばらでありますし、なかなか面的な工事、整備ができていないような状況で、これまで何十年と大津町中の事業の整備ができてなかったというのは確かでございます、議員おっしゃるように16年度からまちづくり交付金事業という制度に変わって、そのおかげをもちまして、この大津町の街中の補助事業でやっていけるというような状況になっておりまして、その事業内容についても、我々が主体事業を国・県の方に申請すれば認められるということで、今回、大津町を中心としたところの本田の南道路からアルコール跡地の関連も含んだところの550ヘクタールを整備区域として行っております。そういう中におきましても、テニスコートの改修あるいは文化ホールの改修、建物等についても十分行われる事業でありまして、現在住んでおりますけれども、今、駅前楽善線をはじめとする駅南の事業、あるいはまちづくり交流センターといういろいろな事業をこの事業でさせていただいております。これも大津町の振興計画に基づいて行わせていただいているところでもありますが、その事業もいろいろ大津町のこれからのまちづくりに必要な事業というふうに思っております。議員おっしゃるように、不公平というような、あの余所の地域においては、自治体においてはいろいろな取り組みがあるかと思っておりますけれども、大津町としては今言ったような大変厳しい街中の開発が遅れておった関係で、この事業をもって行わせていただいているところでもあります。そのような中で、じゃ北部、南部というような地域はどうであるかというようなことについては、それぞれ今まで補助事業を通しながらやってきておりますので、それについてはそれぞれの担当部長から説明をさせていただきます。

○議 長（大田黒英生君） 土木部長中山誠也君。

○土木部長併任工業用水道課長（中山誠也君） 坂本議員の質問にお答えいたします。

まちづくり交付金事業につきましては、先ほど申されたように平成16年度に新たに制度化された事業で、議員ご承知のように19年度から23年度までの5年間の期間で事業を実施しております。

事業内容としましては、都市計画道路の駅前楽善線、本田技研325号線、子育て健診センター、子育て広場、あと肥後大津駅とか駅前広場、大津中央部の町道整備など、どちらかという道路整備を中心とした計画になっております。今回の事業が大津駅を中心とした街中心部になっていることにつきましては、これまで実施してきた中心部の補助事業が区画整理事業や都市計画道路などの都市計画事業が主でありまして、採択条件が厳しく事業費が大きいと、また長い事業期間を要するために今まで実施してきた事業が数えるほどしかできてない状況で、整備が十分でなかったということにあります。このため、振興計画時の住民アンケート調査でも中心市街地整備への取り組みを望む要望が数多く出されたところですが、中心部を除く周辺の整備につきましては、後ほど経済部長の方から説明してもらいますが、農政サイドの補助事業が多くありまして、着々と整備が進んでおります。また、県道の整備も周辺部では事業が実施されておりますが、中心部では維持管理のみ実施されております。また、町道の整備につきましても、現在は補助事業がほとんどなく、町単独の事業で実施しているのが現状です。

このような様々な状況を考慮して、今回、肥後大津駅を中心とした市街地整備をまちづくり交付金事業として実施しているところです。まちづくり交付金事業を活用して、中心部の道路や今まで実施することができなかった施設も補助対象事業として整備できるようになったことにより、周辺部の道路工事も多く実施できるようになっております。

以上です。

○議長（大田黒英生君） 経済部長西本昇二君。

○経済部長（西本昇二君） 大津町全区域における農政サイドの現在までの主な事業の投資額について説明いたします。

まず、南部地区につきましては、県営水田圃場整備事業大津地区、それから大津第2地区がございますけれども、吹田、瀬田、大林等も含んでおります。投資額が58億4千万円、それから錦野水田圃場整備事業で投資額14億7千万円、県営岩坂南地区農地保全整備事業、投資額5億4千万円、また現在岩坂中島地区で始まっている迫井手水田圃場整備事業については、投資予定額11億5千万円になっております。基盤整備を行いますと農地はもちろんのこと、道路、水路の整備ができ、農山村地区にとって素晴らしい社会資本整備ができることとなります。また、北部地区についても、大津北部畑総事業は投資額39億7千万円、護川畑総事業投資額8億9千万円、菊池台地整備・竜門ダム整備投資額2億7千万円等の整備が進められてきております。さらに本年度まで村づくりの交付金事業として、農業農振地域全区域を対象に13億2千万円をかけて道路や水路等を整備したところです。さらに、まちづくり交付金対象地以外の道路整備関係では、平川地域の県営中部農免農道整備事業14億4千万円、古城地区の林道古城線整備事業5億7千万円、岩坂地域の県営南部農免整備事業7億7千万円と、数え上げた費用だけでも非常に大きな費用が投入されてきております。

このように、今までいろいろな補助事業や国・県の事業を活用しながら事業推進を行ってきております。

以上です。

○議 長（大田黒英生君） 坂本典光君。

○9 番（坂本典光君） このまちづくり交付金事業のその中身を見てみますと、駅を中心とした事業というふうに先ほどから話になっておりましたけれども、これから発展するところに投資していくというのは、それは当たり前のことだと思うんですが、私はこのまちづくり交付金事業を見まして、町長は駅よりも北の部分に重点的にお金を使っているんじゃないかというふうに見えます。一つは、公民館分館の問題、それから今度設計が上がっている交流センターの問題、そしてまたホーム局跡地につくろうとなさっている資料館の問題。しかしながら、私は以前肥後銀行も、熊本ファミリー銀行も旧国道沿いにあったわけですが、それが新しく今の57号線バイパス沿いの方に2つとも移転していった。商業地として考えるならば、私は今の57号線の方、つまり駅よりも南、大津駅と57号線の間、これがこれから大津町の発展する商業地であるというふうに認識しておりますけど、町長はいかがでしょうか。

○議 長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 私のまちづくりの思いというのは、JRよりも南の方、区画整理事業が行われております。30年かかって、30年以上かかっておりますけれども、これにも相当金を打ち込んでおりますけれども、JR南については区画整理と、その周辺についての開発についても十分商業地域としての位置づけを考えております。もちろん、JR北側については、いろいろと議員の質問にもあるように、福祉あるいは行政、そして宿場町を思わせるようなまちづくりをしていきたいというようなことで、今、そのような意味で町再生計画というか、再開発をそのような形で行わせていただいているところでもあります。

○議 長（大田黒英生君） 坂本典光君。

○9 番（坂本典光君） 私が感じますに、町長が町長になられてすぐ、あのころは非常に大村町長が亡くなられた後で町としても混乱した時代であったと。大村町長が圧倒的得票で当選されたとき、誰もが、これはこの人が12年間町長を務めるんだなと思ったわけで、その後の展開、これは今の家入町長も、まさかすぐ自分が町長になるというふうなことは思っていなかった、心の余裕もなかったんじゃないかと思うんです。そのなされたすぐ、私は大津町全体を見る余裕がなかったのではないかというふうに思っております。確かに文化面で、それから史跡とかいう面で北部の部分を重視されるというふうな意味はわからんではないんですが、しかしそれは時間をかけて余裕のあるときにやっていくべきではないか。やはりまちの進むべき姿としては、これから緊急になにをするか、町の発展にどこに手を打つかというふう考えたとき、町の発展というのは、やはり人口の増加とか、それから商業地の増加とか、その辺が基本的には町の活性化、もちろん企業誘致もそうなんです、あるわけで、文化遺跡、その辺の問題は、先ほど申しましたように時間をかけて少しずつやるべき問題だと私は認識してきおります。そういうことで、認識が若干違いますけど、私としては大津町の発展というものをもう少し大津町全体を見て考えていただきたいというふうに思う次第でございます。

さて、それでは3問目に入ります。小・中学校教育の中身は、文部科学省による学習指導要領に基づくのは言うまでもありませんが、「教育の基礎法令の要点」という本によれば、教育委員会が公立学

校の教育内容に全く介入できないということはありません。昭和51年度に最高裁判所は市町村教育委員会は市町村立の学校を所管する行政機関として、その管理権に基づき学校の教育課程の編成について基準を設立し、一般的な指示を与え、指導、助言を行うとともに、特に必要な場合には具体的な命令を発することができるという判決を出しております。そこで、勉学だけでなく、体力、精神力の強化に努めるよう小・中学校に指導助言すべきではないかと私は考えております。私を見る限り、今の小・中学校は、思いやり、皆平等、暴力はいけません、差別はいけませんというようなことを強調されてきたように思います。もちろんこれは間違っているわけではありません。しかし、社会はそうになっておりません。子どもたちは社会に出たとき、すごいカルチャーショックを受けると思います。理想を教えるのもいいのですが、本来教育は社会に通用する、社会で力強く生きていける子どもを育てるべきではありませんか。教育委員会に質問いたします。

○議長（大田黒英生君） 教育長那須雪子さん。

○教育長（那須雪子さん） 坂本議員にお答えいたします。

議員がおっしゃるとおりでございます。教育委員会は、文部科学省が示しております学習指導要領、それに基づいて各学校が教育課程を編成しますが、編成された教育課程における内容とその指導方法等については、委員会としましても指導、助言ができる立場でございます。大きな教育委員会の役目として私が認識しておりますのは、町内の学校の教育方針ですね、それからその教育の進行状況、これについてはしっかり管理していくのが教育委員会の役目と認識しておりますので、これについては徹底を図っていききたいというふうに思っております。今、おっしゃられましたように、学習指導要領と申します、学習指導要領に基づいて教育はやっていきますけれども、その教育要領の主目標は、生きる力の育成です。生きる力と申しますのは、端的に言えば知・徳・体、このバランスの取れた力を培うということであります。私は、この力を培うために町の教育理念としまして、次のようなものを掲げていきたいと思っております。子どもたちが夢を持つ、そしてその夢を育み、自分の夢を叶える、それが実現できるような教育実践、これを教育の理念としております。そして、それをするために、するためと言いますよりもそれをする過程において、子どもたちが生きる力を身につけ、社会のよき形成者として未来を開く力を持った子どもたちを育てたい、これを目的としております。そしてまた、子どもたちが何のために勉強するのか、何のために体力づくりをするのか、何のために心を育てる心の教育をするのか、その目的も自覚しながら励めるようなものにしていきたいというふうに思っております。先ほど申しましたように、生きる力、これは知・徳・体のバランスの取れた力です。ですから、議員がおっしゃいますように、勉学の強化向上のみに努めればよしとはしていません。厳しい社会に出た場合、体力、精神力が充実していなければ挫折する場合があります。逆に、体力、精神力が強固であれば、困難苦難にも耐えて乗り切ることができると思います。体力、精神力は、生きていく上でぜひ必要な力であり、幼稚園、保育園、小学校、中学校と段階を踏まえて系統的、計画的に指導し、育成していかなければならないと考えております。

ところで、体力向上につきましてでございますが、これは教育課程に位置づけてすべての教育活動

を通して体力の向上推進を図ること、また体育の授業における運動量の確保に努めることなどを通して、既に学校で実践しています。しかし、町内の子どもの実態を見たとき、体力が高い、十分であると言える現状ではありません。そこで、体力強化向上のために、始業前、または業間における全校運動や昼休みにおける外遊びに子どもたちが関心を向け、実際に遊べるような環境の工夫が必要ではなかろうかというふうに思っておりますので、その辺のところを今後学校現場に指導助言をしていきたいというふうに思っております。また、運動、部活動の充実や社会体育と連携し、スポーツに親しむ環境づくりにも努めていきたいと思っております。またさらに、PTAと連携して、戸外遊びの進めや遠歩、すぐ車でどこかに出掛けるんじゃなくて、徒歩でちょっと遠いところまで親子で出掛ける、そういったものも奨励していきたいと思っております。スポーツを通して培われる精神力、例えば忍耐力、根気強さ、人との協調や協力、人に対する思いやりとか信頼感、感謝の気持ち、もっとうまくなろうという向上心、こういったものがスポーツを通して養われるものと思います。もちろん精神力はスポーツを通してのみ育つものではありませんので、道徳教育やいろいろな体験活動とおしえて高められるように体験重視の学習活動を推進するように、今後指導助言していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大田黒英生君） 坂本典光君。

○9番（坂本典光君） 教育長は、歯切れがよくてなかなかいいと思います。先ほどですね、教育長から指摘いただきました学習指導要領という、通告書に書いておりますけれども、後で私、気が付きまして、先ほどは教育指導要領と書いていたんですけど、先ほどはそれに気づきまして、学習指導要領というふうに発言させてもらっております。

それから、先ほどおっしゃった教育の目標は、知・徳・体であるというふうに書いてあります。それは私も存じているんですが、本来その教育、個人の問題としてそういうふうにかかれてはいるわけなんですが、この今、日本が国力が低下する中、本来、教育は国づくりのために人を育てるという部分をそろそろ見直さないといけないのではないかと。これは、今日はこの問題は取り上げませんが、そういうようなことを感じておる次第でございます。先ほど、社会に通用する人間と申しましたが、その社会とは日本国内だけでなく国際社会で通用する人間を育てるべきではないかと思っております。この前の冬季オリンピックの日本選手と日本人の反応を見て、そしてトヨタのリコール問題に対する豊田社長の涙を見て、日本人はひ弱である、涙ばっかし流して、みんなで傷をなめ合っている、もっと精神力を強くしないと金メダルは取れないだろうと日本在住の朝鮮日報の記者が記事に書いております。スポーツだけでなく、韓国は経済面でも日本に迫っております。教育長、どう思われますか。

○議長（大田黒英生君） 教育長那須雪子さん。

○教育長（那須雪子さん） 同感するものでございます。確かにですね、子どもたちは町の将来を担う、町という狭い範囲じゃなくて、国や県、いや、今は国際舞台で活躍する子どもたちを育てなければなりません。その視点を外したらいけないと思います。小さく固まってしまうような子どもを育てたらいけないと思います。ですから、先ほど申しましたように、教育理念の中にもよき社会の形成者とし

ての資質を身につけさせるという文言を入れております。そこら辺を今後もさらに大事にしながらですね、教育の充実を図っていききたいというふうに思いますし、特に今おっしゃいますように、何かこう困難に直面したときにですね、本当に自分の力で困難に立ち向かって、それを乗り切れるような、ぜひそういう子どもたちを幼いときから育てていきたいなと思っているところでございます。

○議長（大田黒英生君） 坂本典光君。

○9番（坂本典光君） 今後、こういった問題をまた私は質問するかと思いますけれども、今日は一応これで終わりたいと思います。

○議長（大田黒英生君） しばらく休憩いたします。午後は1時から始めます。

午前11時50分 休憩

△

午後 1時00分 再開

○議長（大田黒英生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

11番議員、手嶋靖隆君。

○11番（手嶋靖隆君） こんにちは。11番議員の手嶋靖隆が通告に従いまして2項目を一般質問行いたいと思います。

まず、1項目の緑化推進について、それから2項目が歴史的な宿場町景観の形成について行いたいと思います。

まず、緑化推進についてですけれども、地球の温暖化防止を狙う県民運動が平成21年8月23日からスタートしております。2005年度の県内の温出効果ガスの排出量は、1990年度に比べて10.7%増加しています。2010年度まで6%削減するとあるのが、県目標としましては正反対に温暖化を助長した現況にあります。9月から新県民統一行動が図られ、ノーマイカー運動、エコドライブ、それから冷暖房の温度の緩和、マイバッグ等の利用など、10項を上げられ有効な新削減が打ち出されてまいりました。県内の温室効果ガスは、①に産業関係で4割弱、それから自家用車を含む運輸関係で2割5分、それから家庭関係が2割弱の順で排出量が大きく、特に運輸関係と家庭が増加してまいっているということでございます。それぞれ2009年度に比べて22%と15%も膨らんでいることが各自治体の削減目標を設定したあたりにあります。県も昨年末、独自の2004年度県内排出量1千186万9千トンと2010年度末までに12.5%に削減することになっている。このうち8.2%は森林整備などで吸収し、4.3%を家庭や工場などの削減によって実現するとの県環境推進室からの報道がなされていまして。よって、本町におきましては、CO2の削減へ向かって行動しなければならない現実を踏まえて、振興総合計画前期基本計画の中に地球環境との調整と、それから人と自然と環境を生きるとありますが、暮らしが豊かになり、社会が発展につれて環境の負荷が強まり、次の世代と共有すべき環境が失われようとしています。市街地や住宅地等の拡大が進行しており、豊かな自然、緑を守る取り組みが重要であると明記し、課題とされています。並行して地区への温暖化の起因することもあり、特に平成3年以降は大型台風等に見舞われ、森林地帯はもとより人と精神のよりどころである鎮守の杜と称されて住民に親しまれてきた大木が不倒木化し、減少しており

ますが、まだ採植には至っておりません。現状を見て、今後経済を核とした緑の再生を地域全体で強化し、取り組むことによりCO₂の削減に向けて努力することが行政の使命と思われませんが、今後どのように施策をもって展開されるのか、お伺いしたいと思います。

第1項目の質問を終わります。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 手嶋議員の地球温暖化に対するCO₂の関係でございますけれども、大津町におきましては、28年度までにおける大津町地域新エネルギービジョンというのを策定しております。これに基づきまして自然のエネルギー活用を考えておりますし、その中でも大津町にある本田ソルテックの関連の太陽光発電システムを奨励をしていきたいというふうに考えております。また、水力の発電関連等につきましても検討をさせていただいておりますが、これにつきましては河川法関連等の課題もありますので、それをクリアしないとなかなか先へ進めないというふうな状況でありますけれども、これについても十分検討をしながら、町の地域における自然エネルギーの活用をしていきたいというふうに考えております。

○議長（大田黒英生君） 経済部長西本昇二君。

○経済部長（西本昇二君） 手嶋議員の質問の中で、大津町の現状を申し上げたいと思います。

まず、ご承知のように振興総合計画のまちづくりの基本目標ということで、人と自然、共に生きるまちを一番目に定めて、広葉樹の森づくりや環境の森構想に基づき、周辺自治体や企業等の協力を得ながら、現在23団体約120ヘクタールの植樹が行われています。また、平成元年度から日本一のツツジの里を目指して、毎年3千本程度の自治会や教育施設あるいは福祉施設などへの無料配布や花いっぱい運動としてパンジーなどの花苗を行政区などに半額助成で配付しています。これらの事業は年間78万円程度を計上し、推進しております。さらに、平成16年度からミニ特区事業を継続する形で19年度からは地域づくり活動支援事業として、地域の自然、景観、環境の保全、整備に関する活動に対して補助を行っております。事例ですけれども、熊本市や菊陽町では要綱をつくり、生垣等を設置する場合に補助を行っております。ただしこれにつきましては、それぞれの自治体での環境整備に対する取り組みが異なっております。各自治体の地理的条件や地形に違いがあるためであると認識しております。大津町の周辺部には森林が大きく広がっており、地球温暖化対策としてCO₂、二酸化炭素の削減を図るためには、面的な整備を進めている大津町の取り組みの方が大きな成果を上げるものと考えております。

それから、土地の緑化や豊かな森林は、私たちの命を支えるとともに、心のふるさととして文化を培い、暮らしに潤いとやすらぎを与えてきました。また、地球温暖化につながる二酸化炭素を吸収し、山地災害を防ぎ、多種多様な生物を育むなど、私たちの生活を守るための多くの働きを持っております。

一応、現状でございます。

○議長（大田黒英生君） 手嶋靖隆君。

○11番（手嶋靖隆君） 再質問いたします。

大津町の取り組みについては、今、町長、それから部長の方から申されましたが、確かに大津町は500町歩ほどの森林を抱え、その増殖を繰り返しながら今の美林ができあがっております。これは大きなCO2の削減の基になっていると思います。大きな事業としては、ずっと空いているところには公有林の促進とか、それからいろんな団体との協働によりまして、今、造林をされておるところでございます。今、熊本市とそれから菊陽のことをちょっと出されましたけれども、私はそういう町有林とか大きな視野じゃなくて、今の平地の状況ですね、今、車が相当増えておりますし、道路整備によってですね、かなり排気ガス等もあります。そういうことで、炭酸ガスは相当出ているというような状況下でもありますし、やはり大津町に来られた方が住んでよかったと、景観もよくてとても空気もおいしいというような形をですね、取っていく必要があると。それから、県でも特にこのことについてはですね、対策を設けて取り組んでおられるわけでございます。熊本市もちょうど植木と城南が合併によりまして70万人の政令都市として躍動しようとして今しておるところでございますが、一つの大きな城下町として昭和50年代ごろまではですね、まずは熊本城に上がって眺めれば、森の都といいまして、半分はもう緑だったことが記憶にあります。大津町も同じですけども、日吉神社に登れば、その当時はほとんど緑と同じでしたが、現在はほとんど半数以下はもう白っぽくなっているというような状況の変化でもございます。そういうこともありまして、特に熊本市はですね、道路網の整備、それから建物のビル化によりまして緑が半減したということで、CO2の削減ということでですね、「あなたの周りを緑にしよう」ということをうたいながら緑保全課を設置されました、緑化の助成措置も思い切られて取り込んでおられる現状でもございます。これは、大きな3つのことをやろうということですから、1つは家庭の森づくりをしようということが1つですね。これはもちろん個人住宅または共同住宅等の敷地内に3メートル以上の樹木を1本植栽される方に対してですね、工事費の2分の1を補助しましょうという形で取り組んでおられます。限度額が2万円ということですが。それからもう1つが緑のまちづくりをしようということでございます。これは、個人と住宅または共同住宅、それから公道に接する部分ですね、その生垣等が接しながら、または道路沿いのコンクリートブロック等で取り崩しまでしてですね、生垣をつくる場合に助成しましょうということです。樹木の高さが1メートル以上で延長5メートル以上、1メートル当たり2本以上というようなことでもございますが、これも工事費の2分の1を助成しようということでも取り組んでいます。それともう1つは、事業所に森づくりをしようということで、事業体と一体となってということでもございますが、事業所の敷地内に石垣、それから樹木を植栽される方にですね、道路またはコンクリートの構造物などを取り崩してですね、生垣等樹木を植え替えるということについて助成しようということです。それぞれ生垣が1メートル以上とか、それから高木は5メートル間隔でですね、3メートル以上と、中木が3メートル間隔で1メートル以上と。それから、低木が1メートルの4本入れて10平米当たりですね、ということで、補助率が工事費の2分の1ということでございます。それから、補助金額は生垣が1メートル当たり3千500円、それから取り崩しが1平米当たり1千400円、樹木が市基準単価の見積額に比較しまして安い方ということで1、2、3合計した限度額が30万円以内でですね、助成を行うという取り組みをしているということでもございます。これずっと継続されておりますし、毎月

4月1日を基準にですね、翌年の3月15日まで取りまとめて補助を行うという形になっております。申請されまして交付されてから、その工事を行うということになっております。それは特に最近ビルが増えてまいりましたので、ヒートアイランドということで設置促進、これは屋上ですね、庭園造りですね、屋上の日光を遮るという形の補助対象でございます。これもやっているということでもございます。ということで取り組んでおりますし、県段階ではですね、県民と一体となって既に実践それぞれされているところもあると思いますが、総合的にはごみ減量のための生ごみの水切りを徹底するとか、コンポストで腐葉土をつくってするとか、雨水の利用を有効に活用するとか、燃料節減につきましては、公共交通機関や、それから自転車等を使うと。それから自動車は低燃料費を購入する。住居は断熱材を使うというような取り組みがですね、それぞれなされているようでございます。こういう形で市民意識がですね、CO2削減について取り組まれまして、2009年度以降22%という結果で出ているということでもございました。やはり町民一人ひとりがですね、どういう行動を起こせばいいのか、行政に具体的な指示をやはり、指針を繰り返し出していくということ。それから町民側もそれに答えて温室効果ガスの削減を目標としてですね、身の回りから、身近なところからですね、実践していかなければならないという思いでございます。そういうことを、振興総合計画の中で抽象的に記載されていますけれども、今後どのようにですね、具体的に指針を考えて取り組まれるか、これをお聞きいたしたいと思っております。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 2020年の25%削減というふうに向かっていくために、我々も努力をしていかななくてはならないし、今、先ほど担当部長が申しましたように、俵山や矢護山、その周辺については非常に企業にみなさんが地下水の涵養も含めたところで植栽をしていただいております。それに基づいて、我々も今後の野外学習関連等に活かしていく、あるいは観光の、秋の観光、春の若葉の観光というものもつないでいかななくてはならないというふうに思っております。ただ議員がおっしゃるように、街中の植栽関連等についての考え方に、我々も賛同はしております。もちろん、今まで何回か議員の方から力強く要望を提言をしていただいております。我々としては、ツツジの里づくりというようなことで進めておりますし、そのツツジについても公共施設関連について、それなりに植栽も進んできておるといふふうにも思っております。ただおっしゃるように、高木については、個人の家となると、やはり高木は風水害関連等における崩壊というような形で、それぞれご迷惑を掛ける、あるいは危険性のことになってしまいやしないかなという心配もあります。まちづくり交付金事業の地域支援事業で1、2件高木を切らせていただいたこともあります。しかし、おっしゃるように、今、大津町につきましてのまちづくりの中でのゆっくりした空間、散策というようなことを考えますと、その公共施設や散策道路の一部に迷惑のかからないようなものの高木を植えるということも必要であるというふうにも思っております。オークス広場がオークスという広場になったのも、あの大きなクスノキ、これは我々が小学校のときからの思い出の場所であるし、それに培った子どもたちの心がそこにつながってきているんだなという思いをすれば、今後のまちづくりの中においてそういう場所をしっかりと検討しながら、散策道路やそういう公共の関連のところの休息というか、憩い

の場に植えるのも必要ではないかなというような思いをしております。もちろん、まちづくり事業の中の交流センターの一角にも危険のないようなところに大きなものを植えることも必要ではないかなというような思いもしておりますので、この辺につきましても、またまちづくり協議会関連等の今提言しておられますけれども、その辺の具体的な植栽については、まだ考えられていないようでございますので、そういうものを住民の皆さんのアンケートやご意見を交わしながら、何を植えるかというようなことをやっていかなくちやならないんじゃないかなと思います。大津は町の町木はスギでございますけれども、大変花粉症の問題も出ておりますので、他のものをどう植えていくかというのも、やっぱりひとつのまちづくりの大切な第一歩じゃないかなと思っておりますので、この辺についても十分地域の皆さんや関係者の皆さんと十分ご相談しながら検討をさせていただきたいと思っております。

○議長（大田黒英生君） 手嶋靖隆君。

○11番（手嶋靖隆君） このことにつきましては、ずっと私はですね、いわばその住みよい地域づくりということを前提にですね、申し上げてきたわけです。緑をいっぱいにとということですね。これをうたい文句でお願いしてまいったわけですが、大津町は特にツツジの里ということで、日本一にしようということで今取り組んでおられます。去年はちょっと78万円ぐらい計上してありました。本年度は61万8千円ですかね、予算計上しているというようなことでございます。ざっと見ましても、まだツツジにつきましてもですね、植わってないところが多くあります。といいますのが、旧道関係はちょっといただきましたけれども、旧道の手前の入り口の右側あたりは相当な空白があります。全然まだツツジが植わってないというような状況でございますので、ああいうところはせっかくですからですね、もうちょっと整備していただくなら、ツツジの里としての面目が立つんじゃないかなというような感じがいたします。なかなかそういう小グループの団体とか区とかに支給されておりますので、個人まではですね、ツツジがまだ行ってないようです、配付されておられません。依然美咲野にしましては、依然建てる売りのだったですからね、いわばそういう樹木関係はセットでつくってあったわけですが、現在ほとんど個人持ちといいますかね、全部個人持ちでそれを造成せにゃいかんということでございます。なかなか見えていますとですね、全然植栽していないというような状況でありますし、高木もありませんので、美咲野にしましては高木がないと、日陰が全然ありませんねというような話も聞きます。そういうことで、やはり木を植えることによってですね、酸素を供給するわけですから、やはり自分たちの生活に大きく影響してくるということでございます。これはぜひですね、本気になって取り組んでいただくということが一番大事ではなからうかと思っております。今後、また引き続き再考いただくなりさいわいかと思っております。

次に、2項目の歴史的宿場町の景観形成についてでございますが、ご承知のとおり、大津町は清正公の入国以来ですね、上井手の掘削が始まりまして、膨大な水田も造成されたわけでございますが、それに伴いまして、年貢米、それから木材等の搬入につきましても、ひとつの上井手を活用しながらきたということでもございます。特に上大津に御倉がありまして、年貢米を納めるところもあります、実際。それから、熊本までですね、運ぶのに、やはり馬で運ぶよりも上井手で船で運んだ方がですね、

便利だということ、また経費も要らないということで、上井手のその樋門を全部遮断して、全開して水を流したと。そうしますと水が増加しますので、船も十分通れるわけでございます。元北部村の飛田で坪井川に注ぎ込むわけですけども、それから船で下ってですね、坪井川の方に下るわけでございます、現在の市役所ですかね、市役所前、あそこは厩橋といいましてそこに到着して、そこから陸揚げしながら城内に東西の御蔵に米を納めていたというようなことでございますので、それと同時に、また参勤交代時のひとつの宿場町として5里ごとに設定してありますけれども、第1日目が大津町というようなことであつたろうと思います。そういうことで大津町も発展して、当時の往来は、荷台は盛んであつたということが注目されておりますけれども、やはり上井手沿いを軸にですね、景観が形成されていたものと思われまふ。特に時の流れが一変しまして、今の旧家、それから街並みを見ることはほとんどできません。今日、宿場町を形成するにはですね、景観の整備が不可欠であらうと思います。このたび町長も施政方針の中に、歴史的なですね、宿場町として栄えてきた経緯があるんだと。そのような街並みのイメージをですね、できるように整備していきたいというようなことを言及されておりますが、どのように当時の価値観を創り上げていくのかということについて所見を伺いたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 大津街並みにつきましては、まちづくり協議会の方でそんな思いで提言関連もいただいております。具体的には、まだこれから話し合いをしながら後期のまちづくり交付金事業の中に取り入れていかなくちやならないんじゃないかなと思っております。私的なことで申し訳ないんです、これはたたき台とかいろんな形をお願いしていかなくちやならないものでございますし、大津町の上井手関連をどう活かしていくかというような形でございますけれども、もちろん昭和園から大松山の区間におきましては、ツツジ関連の公園、それと菅原神社をはじめ大願寺、光尊寺というようなそれぞれの神社仏閣がございますし、そういう中に石橋という、石の文化があります。そういうようなものをどう活かしていくかということと、やはり大津町の議員おっしゃるように何も残っていないような状況でございますけれども、わら屋根の旅籠というようなものも歴史を紐解いて、そういうものをつくっていくということもおもしろいんじゃないかなと思っておりますし、また議員おっしゃる上大津の上の方にあるその米を入れる場所とか、あるいは手永所とか、いろいろありますけれども、そこに分散するということになると大変でございますので、上井手沿いとか、あるいはこの旧街中にできるものであれば、将来的にはつくっていかなくちやならないんじゃないかなというような夢とか、そういうものでまちづくりの観光産業の一環というような形でできればなという思いをしております。新エネルギー関係の中でのあの水力の発電のことも考えてみましたけれども、河川法の問題もありますけれども、しかし昔、水車で米をついたりやっておったものを水力の力で、そういうものが憩いの場所とか、そういう河川公園みたいな中でそういう水車が周り、そこで大津の特産の小麦粉関連等でその製造をしながら、その場所でうどんとか、甘酒饅頭とか、いろんなものがうまくできていければなと。いろんな形の中で大津町の特産を活かしながら歴史的なものが生まれてくれれば、観光産業の一つの手助けになるんじゃないかなというような思いをしておりますので、そういう形の

中で町民の皆さんのそれぞれの方々のご意見をお伺いしながら、最終的にはそういう方向でつくっていかなくちゃならないんじゃないかなという思いをしております。

○議長（大田黒英生君） 手嶋靖隆君。

○11番（手嶋靖隆君） 今、町長の方から今後の方向づけというのをお聞きしました。今後に期待したいと思いますが、全く大津町の場合はないということでございますので、それをつくるのが我々であらうかと思いますが、特に宿場町という近隣にありますのはですね、阿蘇の馬見原ですかね、ここは旧宿場として発展しているわけでございますが、昔の面影を残しているといいますか、その代わり土蔵とか白壁づくりをですね、奨励して再生しているということでございます。景観形成を維持しながら持続されて、観光資源にも活用されているというような状況でございますし、先般熊本の景観賞を受賞しております。そういうようなたたずまいがありますので、こういうところも参考にしてくださいね、今後見ていく必要があるんじゃないかなと思います。

それから、特に歴史を振り返るわけですから、あの唐町通りにですね、歴史資料館ですかね、そういうのがあって、そこからいろいろ発信していくということも大事であらうかと思います。古い民家を活用しながら、そこで資料を展示しながらですね、観光客をそこに接待しつながらというような場所ができればですね、一つの宿場町としてのメインができあがるんじゃないかなというふうにも感じます。中には、空き家も見かけるわけでございますので、そこら辺の活用もですね、今後検討していただくならというふうに思うわけでございます。立派な上井手というのがありますので、それと並行しながら、やはり景観につきましては一番目にうつる環境とも言われているわけでございますし、緑あふれる地域の文化や伝統を感じながらですね、美しいまちづくり、また訪れる人の共感を誘うとともに、そこに住む人がですね、我が町だと、ふるさととして愛着ができるように、やはり景観形成づくりがですね、急務ではなかろうかというふうに思います。今後の振興総合計画の中でまた検討されていくと思いますけれども、十分ここら辺を考慮しながら計画に反映して、ぜひ後まで、世代に残せるような宿場町をですね、つくっていただくならば、一つの大きな行政の使命でもあらうかと思しますので、よろしくご検討お願い申し上げておきたいと思っております。

以上、終わります。

○議長（大田黒英生君） 続けてまいります。

5番議員、鈴木ムツヨさん。

○5番（鈴木ムツヨさん） では、続けてまいります。通告順に従いまして、5番議員、鈴木ムツヨが町民の皆さんを代表いたしまして一般質問を2問行います。新教育長として所見を問う、国のコンクリートから人への投資予算と町の予算についてを教育長、町長にお尋ねいたします。

桜の開花も報じられ、心浮き立つ思いの中、今3月議会の議場内に教育トップの那須雪子教育長をお迎えし、女性が3人になり、約10%になります。私としては、大変心強く思っています。男女共同参画社会の実現は、21世紀の我が国社会を決定する最重要課題であると男女共同参画社会基本法に位置づけられている重要なテーマです。職場では、男女平等の重要性を理解し、均等な機会と待遇の確保、積極的改善措置の推進に努めましょう。また、女性の能力活用の重要性を理解し、職業能力

の開発や能力発揮の支援に努め、管理職や役員等へ女性を積極的に登用しましょうとあります。家入町長の決断と職員の皆様の理解で、ますます管理職の女性の割合が増えるものと期待をしています。

それでは1問目、新教育長として所見を問う。

- 1、教育長としての目標と意気込みについて（生涯学習を含む）。
- 2、教育政策として独自の特色はあるか。
- 3、子どもたちの現状に対する認識。
- 4、学校教育の現状についての認識。
- 5、教育予算について、を教育長にお尋ねします。

平成22年の教育予算は10.6%で約11億7千万円、大津小学校が二度目の分離を行う予算が昨年同様金額は違いますが2億3千100万円含まれています。町の発展とともに、児童数の増加によるものです。また、町独自の加配の先生が学習支援に13名、特別支援学級の児童生徒の支援に7月までは9名、9月から7名が配置されます。教育相談員が2つの中学校にそれぞれ1名配置され、教育支援センターにも2人配置され、不登校対策にも力を入れてもらっています。英語にも力を入れ、外国人講師2名と外国語指導助手2名を配置し、幼稚園、保育園児から大人まで指導が行われています。学校司書も全校におられます。人的配置は、学校も大変喜んでおられるようです。学力面では、佐藤隆の中で、PISA2003年の結果で、日本の子どもは自由記述での無答、回答しない率がOECD経済協力開発機構の平均より高い。具体的には、必ずしも正解が1つではなく、回答の根拠を示し、それを相手に説明する必要のある自由記述形式の問題に対して無答の割合が多い。これは、大変不思議なことで、検討する必要があると書かれています。日本で考えられてきた学力テストの形式に近いものは高い水準を持っているが、不慣れな問題、つまり多くの子どもたちが普段の授業の中では扱われないような問題やあまり考えたことがないような問題に戸惑ってしまっている、あるいはわかっているが自信が持てない、間違ったらはずかしいという感覚を持っている。数学における興味、関心や楽しみへの肯定的な回答の割合について、日本の子どもは数学を勉強しているのは楽しいからと答える割合が非常に低い。自分にとって重要な科目なのは、これから勉強したいことに必要だからであるとの設問に、全体の平均は66.2%がそのとおりと回答している日本の子どもは41.4%低い。学校は、仕事に役立つことを教えてくれたのでは、そのとおりが48.9%、そのとおりではないが30.6%にも達しています。これらの結果は、今日の学校と学校知識が子どもたちにとって必ずしも魅力的ではなく、自分にとって意味のあるものと感じられていないことに起因するものとみるべきでしょう。フィンランドの学力世界一は、特別なことは何もやっていない、むしろ教師も子どもたちもゆったりと話をし、そしてそれを聞き取っていくということがとても大切にされているということです。また、OECD経済協力開発機構が先進諸国の子どもの貧困率の国際比較を行っています。その推計によると、日本の子どもの貧困率は14%、7人に1人の子どもが貧困状態で、23カ国中9番目に高い。そのことによるいじめ、虐待等も発生していると言われています。教師の多忙は残業時間が1カ月当たり平均34時間、職務内容は子どもたちの指導に直接関わる業務以外の学校経営、会議、打ち合わせ、事務、報告書作成等や外部対応に割かれていると言われています。部活もありま

す。多忙化の解消は課題です。教育予算は、今回は子どもが学校で使える消耗品費、報償費、印刷製本費と教材備品購入費をお聞きいたします。2005年3月時点で1人当たりの消耗品費ほかが大津中学校は7千48円、西合志南中学校は1万251円でした。その差額3千203円、大津の方が安くなっていました。教材備品購入費は、大津中学校1千447円、西合志南中学校3千778円で、その差1千931円安くなっていました。大津小学校は、消耗品費ほかが5千297円、南ヶ丘小学校は9千69円、その差額3千772円、大津の方が安くなっていました。教材備品購入費は大津小学校1千111円、南ヶ丘小学校1千469円で、その差額358円が安くなっていました。2006年は消耗品費が5.7%アップしたということでしたので、大津中学校の7千048円の5.7%は401円で、そのときの差額と比べると、まだ2千200円安くなっていました。大津小の1千111円の5.7%は63円で、その時の差額と比べると295円安いものです。その後、改善がなされたのでしょうか。1回目の質問を終わります。

○議長（大田黒英生君） 教育長那須雪子さん。

○教育長（那須雪子さん） 鈴木議員のご質問にお答えいたします。

まずは、よく教育現状を把握されているなどびっくりいたしました。問題といたしますか、ご質問が5点に及びますので、少し時間がかかるかもしれませんがお許し下さい。

まずはじめに、教育長としまして大津町の教育の基本構想について述べさせていただきます。教育の基本理念は、先ほど申し上げましたように夢を持ち、夢を育み、夢を叶える教育実践であります。この理念に基づいて、生きる力を身につけ、よき社会の形成者として未来を開く子どもの育成に主力を注ぎたいと考えています。この夢には、希望や目標を含めます。人は、夢や希望や目標があれば、心も体も元気になります。困難や挫折があっても耐えて夢や希望や目標に向かって自発的、自主的、主体的に努力をしようとするものだと思います。そして、自分の進路を、また人生を切り開いていくものにつながるものだと思います。ですから、「夢」をキーワードとした教育の構築を図りたいと思っています。夢を持ち、夢を育むためには、そのきっかけが必要になります。子どもたちは、活躍する先輩や親の姿、職場体験、地域の方の話などにより、夢をつかむことがあると思います。ですから、夢を持つきっかけとして、いろいろな人や物事との出会いが大事であると考えます。そこで、教育課程の中にこの「出会い」を年間計画に位置づけるように各学校に指導したいと考えています。特に、自分のこれまでを見つめ直し、新たな自己を確立する節目の取り組みとして、小学校4年生に2分の1成人式を、中学校2年生に立志式を各学校の計画に基づいて実施することを進めていきたいと考えています。夢を叶えるためには、学んで得た力、その知識や技能がいろいろな場面で活用され、応用され、日常生活の中で生きて働く知恵となったもの、これを私は知力と呼びたいと思います。知識の知に力です。学力を一步進めて応用力、そして活用力、生きて働く力となる知力と申し上げたいと思います。夢を叶えるためには、この知力、体力、気力、社会性、人間性が求められます。気力は特にやる気や向上心、社会性は他人への思いやり、人間性は人間としての真心を尽くすこと、こういったものが社会に出て通用し、自己実現を図るためには必要であると考えています。それぞれについて具体的に組み込んでいきたいと考えております。具体的な内容は私持っているんですけども、それ

を全部ここで申し上げますと非常な時間を要しますので、細部にわたっての説明は割愛させていただきます。ただ、独自色として出したいと思っておりますのは、特に学びの中に新聞を取り入れたいと思っています。昨日の熊日新聞にもちょうど出ておりました。学校から社会へということで、学びを深め暮らしに生きるNIE、ニュースペーパー・イン・エデュケーションの頭文字ですけれども。この新聞の記事というのはですね、よく読みますと道德の教材になるものもあるし、それから社会性を培うために必要となる教材となり得るものも出ていますし、それから身近なところでの読者の声なんかもですね、子どもたちが読んでそれに対する自分の感想や考えを持つ、そして自分の持った考えや思いを他者に向かって発信していく、そういう教材として使える部分がたくさんあるというふうに思っております。ですから、思考力とか判断力とか表現力を培うためには最も手短かにあって活用が十分に図られるものがこの新聞であるというふうに考えておりますので、この新聞を取り入れた教育の推進を図りたいというふうに思っております。

それから、子どもたちにやる気を持たせるためにですね、熊本県の教育委員会は認め、褒め、励まし、伸ばす、この推進を図っております。私は、一歩進めて、認め、褒め、励まし、伸ばすためには具体的に大人はどうすればいいのか、それを考えましたときにですね、「あいうえお」を提唱していきたいと思っています。「あ」と申しますのは、子どもに対して「愛語で語る」ということで、愛するに言語の語と書きます。本当に心から子どものことを思って愛情ある言葉をかけるということです。ですから、その愛情ある言葉の中には、認め褒める優しさの言葉もありますし、一面、子どもの今後のことを考えて子どもにとっては厳しい言葉も含まれるということでございます。「愛語で語る」が「あ」です。「い」というのは、「一緒に」ということです。一緒に考え、子どもの立場に立つということでございます。「う」というのは、私もそうですけれども、お話をしているときにどなたかがうなずいて下さると、ああ、聞いて下さっているとか、理解していただいたかなとか、話している側としては安心するんですね。子どもも同じなんですね。何か自分がしているときに、うんうんとか周りの大人や先生がうなずいて下さると安心して、ああ、これでいいんだという自信を持ちながら先に進むことができるというふうに思います。ですから、「う」は「うなずく」です。「え」というのは「笑顔を送る」ということです。何か子どもがやったとき、笑顔では接することができないような状況があるかもしれませんが、そのときはそれはもう笑顔でなくてもよろしいわけですけれども、そうでない限りはですね、できるだけ笑顔で子どもたちに接していくということです。そうすると、子どもたちは、ああ先生、または周りの大人は自分を受け入れてくれているんだということに安心してくれるのではなかろうかというふうに思います。「お」というのは「応援する」です、応援する。拍手でもいいと思いますし、よかったよという言葉でもいいと思いますね。頑張ってくださいというそういう言葉でもいいと思います。「応援する」の「お」です。この「あいうえお」の実践を、ぜひ学校だけでなく家庭教育の中でも活かしていただけるように今後ですね、周知を図っていきたいなというふうに思っております。

これらのことは、学校だけで取り組めば実現できることではないというふうに思っておりますので、学校と家庭、地域が目的を共有し、一体感を持ちながら取り組みを創造し、実践を工夫していかなければ

ればならないというふうに思っております。そこで、教育委員会といたしましては、子どもたちの夢を育てるために、また夢を叶えるために、家庭や地域が応援隊になっていただくように考えております。その例として、学校支援地域本部事業、放課後子ども教室、熊本版コミュニティスクールの実践を推進していきたいと思っております。既に護川小学校あたりはかなりの実績を上げておりますので、この取り組みを参考にしながら、これをさらに平成22年度は室小学校、北小学校を中心に推進を広げていこうというふうに思っております。放課後子ども教室につきましては、東小学校は既に取り組んでおりますので、22年度はこれに南小学校も加えて推進を図りたいというふうに思っております。

それから、コミュニティスクールにつきましては、22年度から大津小学校を中心に推進していきたいというふうに思っております。学校教育の場に地域力を導入することによって教育内容の充実が図られますし、教師にも余裕が生まれます。また、地域の方々の生きがいとなり、地域の教育力の向上にもつながるものだと確信いたしております。学校、家庭、地域の連携は、教育推進の横の機軸、横の連携ですね、よこの機軸だというふうに私は考えています。子どもたちの夢を育て、夢を叶えるためには、縦の機軸も必要です。その縦の機軸は、幼稚園、保育園、小学校、中学校のこの発達段階に応じたところでの連携でございます。子どもたちの育ちは連続したものでありますので、校種間のなめらかな接続が必要だと思います。この連携がうまく図られませんか、保育園、幼稚園から小学校1年生になったときに小1プロブレムと言われるように、不適応症状が出てくる子どもも中にはいるということです。そういうことにならないように、連携の強化を図っていきたく思います。もう既にこの幼・保・小・中・高の連携協議会というのができております。今後は、この協議会の機能を充実させて、具体的な実践の拡充を推進していきたいと考えております。教育委員会の大きな役目は、大津町の教育の方向性を示すことと、教育の進行状態を管理することにあると考えておりますので、これまで述べましたことの周知を図り、実践状況を確かに見届けていきたいというふうに思っております。

それでは、3点目の子どもたちの現状の一端について述べさせていただきます。不登校につきましては、現在不登校児童生徒が小学校1名、中学校19名、残念ながら、まだ合計20名おります。しかし、平成19年度は49名、平成20年度は30名、そうしますと昨年に比べて10名減ったということでございます。これはやはり教育支援センターとか、それぞれの学校に特別支援指導員とか、学習支援指導員、そういった人的条件整備をしていただいたお陰だろうというふうに捉えております。また、教育支援センターに通っている子どもは、現在中学生が5名です。しかしそのうちの3名は、先日無事に卒業することができました。今後も学校、家庭、そして関係機関と協力しながら、不登校児童生徒ゼロを目指して頑張っていきたいと考えております。

2つ目の子どもの現状ですけれども、今、全く子どもたちも情報社会の中で生きております。この情報モラルにつきましては、携帯やパソコン等使用する機会も増えまして、不適切なアクセスや自分のブログを立ち上げ、顔が見えないので他人の人権侵害を犯すことにもなりかねない事態になっております。そういう中、今年県の取り組みとしまして、学校非公開サイト対策、つまり通称学校裏サイトと申しますけれども、この裏サイト対策に係る調査等の報告書が毎月調査結果が各中学校別に教育

委員会に送られてまいります。大津中学校の生徒が何人この裏サイトを使ったか、北中の生徒が何人これを使ったかということで報告がなされております。最近では、1月を見ますと12件です、北中と大津中合わせまして。2月は2校分合わせまして10件です。しかしその内容をみまると、自分のブログにお友達の名前、実名を書いたとか、自分のお友達は誰と誰とかですね、お友達の趣味はこういうものとか、そういうふうに自分がこれを書くことによって他人に迷惑を掛けることになるとかですね、他人の個人情報を侵害することになるとかいうこと意識はない中でやっている行為のようでございます。リスク的なレベルとしては低いものではありますけれども、もしこれ悪用されますと、自分書いた本人じゃなくて書かれた方が被害者になることもありますので、十分ですね、そういったところも配慮するように注意を喚起していただくように、各中学校には毎月の結果報告を受ける中でお願いをしているところでございます。また、各学校で情報教育も行われておりますので、その情報教育の中でも子どもたちが被害者にも加害者にもならないように指導の徹底を図っていただいております。とにかく、情報社会の中で今後も子どもたちは生活していかなければなりませんので、豊富な情報を適切に処理し、そして対応できる能力をしっかりと身につけさせるようにしていかなければいけないというふうに思っております。

次は、虐待についてです。虐待についても社会で取り立てられていますが、大津町としても例外ではなく、学校や地域住民、児童相談所や警察等から44件の通報が上がっています。そのうちの28件が小中学校分で、緊急性のあるものについては早急にケース会議を開き、対応を行っているところです。ほかにも、家庭環境に起因する問題も複雑多様化しています。子どもたちの日常生活から早期に問題発見すること、子どもや保護者との信頼関係づくり、関係機関との連携等を行い、早期発見、早期対応に今後も努めてまいりたいと思っております。

次は、4点目のご質問です。学校教育の現状について、次のように述べさせていただきます。先生方は、確かに、先ほど鈴木議員が触れられましたように、大変厳しい状況下で仕事をしている部分がございます。例えば、国の教育行政の変化に伴いまして、学校現場もそれに対応していかなければなりません。例えば、情報教育が進めばですね、不慣れな情報機器も、まずは教師が十分に活用できるような力を持ってないと子どもたちの指導することはできませんので、この辺の苦労もあろうかというふうに思いますし、また小学校は平成23年度から新しい学習指導要領の全面実施になりますので、いずれの小学校でも外国語に関わる指導をしなければならない。それが新しい内容として入ってきております。今、移行期間中ですので、もう既に英語教育につきましては、各学校で計画を立てられて、その計画に基づいての実践は行われておりますけれども、その本格実施が平成23年度からでございます。こちらの方にも各学級担任が英語指導助手はいますけれども、そちらに任せるのじゃなくして、担任が中心になって英語活動も、私、英語指導と申しましたが、英語活動と訂正させていただきます、英語活動の方もやっていかなければならなくなりますので、そちらの準備の方も大変現場では苦労しているのではなからうかと思われま。また、子どもたちも非常に個別に支援を要する子どもの数が増えておりますし、その対応も多岐多様にわたっておりますので、現場の先生たちも苦慮しているものだと思います。それに、保護者の方々からもいろんな要求、要望が突きつけられます。価値観が多

様化しておりますので、それぞれのお考えに基づいて学校に要求、要望なさいますので、確かに大きなストレスになる一因になっております。様々な要因はありますが、現在、2名の教職員が休職中でございます。1名は病気休暇です。いずれも精神的な病であります。学校現場の多忙感や困難状況を緩和し、子どもたちへの個に応じた指導の充実を図るために、先ほど申しましたように、学習支援指導員、特別支援指導員、学校生活支援補助員、そういったところを配置していただきましたから、随分よくなっておりますが、まだまだ十分とは言えないところでありますので、先生方をサポートするために新たにどういうところに私どもが手を差し伸べたらいいのか、今後もさらに検討を続けていかなければならないというふうに思っております。

さらに、先生方の健康管理という面から、平成22年度からタイムカードを導入することになっております。適切な勤務時間の把握に努めるようにしていくこととなります。ただ、勤務時間を把握すればそれで解決するわけではありませんので、先生方の多忙感やストレス感への対応、先生方が抱える問題などを個人の問題として放置せず、学校組織として支え合っていくような職場環境づくりを学校長が中心になってつくっていくように、委員会としても指導していきたいというふうに思っております。

また、先生方の相談窓口を校内にきちんと位置づけ、内容によっては専門的な機関との連携を取るような体制づくりにも努めたいと思っております。

次は、教育予算についてでございます。学校予算の編成にあたりましては、町の予算編成方針及び予算編成要領に基づきまして、各学校で作成していただいております。まずは学校でつくっていただいております。企画課からの新年度予算編成方針を各学校に出向きまして説明を行い、それを受けて各項目ごとの要望書を学校がつくり、それを学校教育課の方に提出してもらっております。学校教育課は要望書の内容確認を行ったのち、各学校を課長と担当職員が訪問し、学校長と事務職員から増額内容や必要性を聞き取りしながら、企画課への予算要望を行っているところでございます。また、学校教育課にも学校分を計上しまして、状況に応じて各学校への配分も行っているところでございます。学校教育課の予算総額を見ますと、当初予算では平成20年度が5億2千778万5千円、平成21年度は5億4千612万4千円でありまして、3.5%の伸びとなっております。平成22年度は大津小学校分離校建設関係が入りますので、6億9千497万2千円となりまして、21年比では27.2%の増額となっております。なお、児童生徒1人当たりの予算につきましてですが、消耗品費、印刷製本費、報償費につきましては、小学校では平成20年度が1万279円、21年度が1万578円、平成22年度は9千771円、中学校で平成20年度が1万111円、21年度が9千849円、22年度は9千818円となっております、約1人当たり1万円程度の予算を保っております。先ほど触れていただきましたように、他校と比べて低いんじゃないかというご指摘がありましたが、平成21年度の各学校の消耗品、備品購入費等、これを見ますとですね、非常にやっぱり学校現場の方で財政が厳しいからこのお金は大事に使わなければならないという意識が浸透したようでございまして、大変慎重に執行されたようでございます。そこで、消耗品費がですね、町内合わせまして156万円が残っております。印刷製本費が20万6千円、理科教育備品が136万8千円が不用額とな

りましたので、減額補正をさせていただいたところでございます。各学校の運営費や子どもたちにかかります経費につきましては、学校からの積算されました要望に基づき予算化いたしております。しかし、今後も子どもたちの教育の充実のために適切な予算編成ができるように努力をしてみたいと思っております。

以上でございます。

○議長（大田黒英生君） 鈴木ムツヨさん。

○5番（鈴木ムツヨさん） 丁寧に答弁していただきまして、ありがとうございます。消耗品費、本当に上がったのでよかったというふうに思っているところです。残るぐらいに皆さんが町の財政を考えて使っていらっしゃるということを開きましたので、もう大丈夫かなというふうに思っているところですが、先ほどいろいろ対応をですね、何か子どもにあったから対応はもう早めにとというようなことで、前の議員の方に答弁なさっていましたが、フィンランドの教師たちがですね、もっとも関心を寄せて研修する内容というのがですね、子どものことをどうしたらわかることができるかということですね、テーマに研修をなさっているというようなことで書いてありました。最近も自殺されたお子様がありましたが、学校側は全然親も原因がわからなかったというようなことが最近続いています。子どもたちに聞いてもなかなかいじめがですね、発覚しないというようなこともあります。先生方の研修についてもですね、少し述べていただければと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（大田黒英生君） 教育長那須雪子さん。

○教育長（那須雪子さん） お答えいたします。

おっしゃったとおりですね、本当に早期発見・早期対応に努めたいんです。しかし、子どものその内面の見取りというのが非常に今は難しい状況にありまして、子どもたちも親にもなかなか自分の心の内を明かしませんし、またその態度にも見せないようなところもございます。ですから、学校でやはり教師がですね、アンテナを高くして、しっかり子どもの実態を見つめて捉えようと努力してもですね、それでもやっぱり気づかないところってあるわけですね。しかし、それでも事が起こったからでは間に合いませんので、やっぱり子どもの内面の読みとりができるようにするためには、今、触れていただきましたように、教師自らもいろんな研修を受けてですね、自分の資質も高めなければなりません。特に、やっぱり心理カウンセラーの方々のお話なんか聞きますと、そういった態度、行動はそんなふうな捉え方ができるのかということですね、お話を聞く中で、新たに気づかせていただくところもございますので、そういった方面の研修もですね、現状がどうかということを確認する中で強化する、強化しなければならぬ現状にあらうかと思いますが、町の教育委員会としてできる部分はどんなところか、検討しながら、今後また努めてまいりたいと思っております。

○議長（大田黒英生君） 鈴木ムツヨさん。

○5番（鈴木ムツヨさん） 教育はこれで万全になるのではないかというふうに明るい感じがしてきました。

それでは、2問目に移ります。国のコンクリートから人への投資予算と町の予算について。

1、振興総合計画、前期計画の今年是最終年となる、計画は遂行できるか。

2、今年予算の特色とこれからの展望は。

3、地域力を高めるための具体的な施策は。

平成21年の国の2次の補正予算で、きめ細やかな臨時交付金事業により、学校等の修繕ができたことにはほっとしていますが、平成22年の予算では、ほとんどが20%以上のカットがなされています。しかし総額は92.2兆円で、過去最大規模となっています。新たな施策は子ども手当の創設、高校授業料の実質無償化、医師不足解消などの施策、農業の戸別所得補償、雇用対策では雇用保険適用の範囲を現状の雇用見込み6カ月から31日に短縮し、非正規労働者等への保険適用を促すとなっています。分野別の予算では、公共事業で道路がマイナス25.1%、ダムがマイナスの22.7%、土地改良事業費マイナスの63.1%、また地域活性化雇用等臨時特例費が単年度限りで新設されています。国土交通省、財務省は、既存の補助金を衣替えし、1兆円規模の地方自治体向けの新たな交付金を創設する。交付金は下水道などの補助事業について政策目的に基づき、活力、環境、安心安全の3分野に分けて創設。交付額は自治体の提出する計画に基づき決定する。用途は、それぞれの趣旨に見合う範囲内で自治体の裁量に委ねる。交付条件として、住民参加で事業を事後評価する仕組みの創設を自治体に求める方針で国土交通省が1兆円、農林水産省が1千億円を交付金化するとあります。熊日の最近の記事の中で、「土地改良事業減る予算、募る不安」というのが載っていました。迫井手地区の写真が大きく写されていました。その中で、休耕を伴う場合は、さらに深刻だ。大津町南部の迫井手地区127戸は、白川左岸の70ヘクタールで事業を進めている。計画では09年度から3年間は全面休耕などで、昨年からは作物をつくっていない。万が一工期が伸びれば、収入が途絶える期間も延びる。たばこや野菜などは、契約先を失うことにもなると換地委員長の宮本修さんは不安を隠せないという談話が載っていました。町は、先ほども言いましたように大津町振興総合計画が今年で最終年ということで、前期が終わります。後期に向けて、またつくられるわけですが、この5年間、今年を含めて5年間、施策が基本理念で宝の山を掘り起こし、私たち一人ひとりが本当の意味で住み良いと思えるまちづくりを目指しますというふうに書かれています。施策の大綱では、地域社会とともに進める安心とやすらぎのまちづくり、福祉・保健・医療の充実、力強く自立した農工商並進のまちづくり、産業の振興、未来を築くふるさとづくり、教育文化の振興、魅力的で快適な生活環境づくり、生活環境基盤の整備、改革と分権の時代の新たな行財政運営、というふうに項目が分かれています。先ほど申しましたように、本当にカットされた予算の中で、この振興総合計画が遂行できるかどうかをお尋ねいたします。

それと、町長が力を入れておられます事業がきちんとできるのかどうかも、併せてお聞きいたします。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 鈴木議員の事業計画の進行状況についてのご質問でございますけれども、大津町の振興計画の前期計画の遂行については、5年間執行を計画する中で、基金関係等も予定しておりますし、補助関係についても国からも90%近くをいただいておりますので、事業の推進はしっかりとできているというふうに思っております。ただ後期計画については、その前期振興計画を検証し

ながら、今後の後期計画をつくっていくなかで、やはり国が変わってきておりますので、もちろん扶助費関係が増額するのは確かでございます。そのための人への予算は膨らんでいきますけれども、土木関連等の予算は減額になってくるものと思いますので、国の動向をしっかりと見定めながら、後期計画関連等をしっかりとつくっていく予定にしております。本年の予算につきましては、そのまち交事業の主なものを進めさせていただいております。街中を中心にしたところ、そしてまた大津小学校分離校関連等の予算を組ませていただいておりますけれども、そのほかにもやはり福祉や教育関係にもしっかりと予算を組んでやらせていただいておりますというようなことでもあります。ご心配の基金関係でございますけれども、本年度については財政調整基金からの繰り入れをせずに予算編成を行っているところでありますので、先ほど申し上げましたようになかなか先が見えないというのが正直なところでございますが、振興計画に基づき財政運営にも十分配慮しながら着実に進めていきたいと考えております。

最後に、地域の力というようなことにつきましては、これはもうすべての社会に生きていくためのみんなの協働、相互協力によるものでありまして、いろいろなものが地域の皆さんと一緒にやっていける、そういうものが地域の力であるというようなことでございますので、地域防災とか、あるいはその地域の生涯教育とか、あるいは子育て、あるいは福祉というようなすべての力を出すためには、やはり地域社会でのコミュニケーションに場が活発にできる地域についても、やはりしっかりと力強く地域が力強いものになってくるものだというふうに思っておりますので、地域の力が向上するためにも、地域づくり支援事業などを実施しながらコミュニティづくりをしっかりと支援していきたいというふうに思っております。町が取り組んでおります地域通貨の「水水」を実施しておりますけれども、やはりそのようなボランティア活動関係については、今までの福祉関係を主体にやっておりましたけど、やはりそのボランティア活動はやっぱり今後の介護ボランティアというものが大変な問題になってきておりますので、みんなでそういう地域福祉計画の実現に向かって、全てのコミュニティを図りながらやっていかななくてはならないというふうに思っておりますので、地域の皆さんとともに一緒にやっていきたいというふうに考えております。

○議 長（大田黒英生君） 鈴木ムツヨさん。

○5番（鈴木ムツヨさん） 90%の予算をもらっているの、この辺は大丈夫だというふうに今お聞きしたと思います。今年予算の特色ということでは、後学校と、まちづくり交付金事業だというふうにお聞きしたのですが、これからの展望という部分では、国の施策を見てということではあると思うんですが、基金がですね、19年度が58億7千900万円ですかね、それは最高額で22年度は、本年度末は32億6千万円ぐらいになる予定だということだと思っておりますが、この基金も見据えたこれからの展望という部分では、どう私たちは考えたらいいのでしょうか。多分、法人町民税も上がってくるようなことで思われているのかなというふうに思ったところではあります。ただ今のこの予算、117億円ぐらいになる予算が、これがずっと続くとは思えない部分もあるのかなというふうに思いましたので、基金がこれがいつまで保つのかという考え方はないとは思いますが、このところ、少しぱっぱっと少なくなっているなという思いがしましたので、これでいくとあと何年保

つのかなという感じを受けてしまったのですが、基金に対しての計画というものがあるのかどうか、お伺いいたします。

○議長（大田黒英生君） 企画部長徳永保則君。

○企画部長兼ねて企業誘致課長（徳永保則君） 鈴木議員さんの質問にお答えいたします。

まず、本年度の予算関係のことでの懸念だろうと思いますけれども、当初予算の説明の折りにも基金関係について若干のご説明をさせていただきましたけれども、言われますとおり年度末、22年度末でやく33億円ぐらいの基金残高という形でございます。それから、先ほど言われました迫井手地区関係の事業についても、交付金関係の事業が、要するに圃場整備関係の事業についても国の予算規模は削減されるような状況でございます。それで、財政調整基金というのは、もう災害時の非常時とかいう形での財源としての12%という形になっておりますけれども、それについてはないという形になっております。それから、公共施設整備基金につきましても、今回も繰り出しをさせていただいておりますけれども、一応まちづくり交付金事業関係、それとあと学校建設基金につきましても、今回基金の持ち出しをやっておりません。後年度の負担等も伴いますので、基金等を出しましても約7億円程度の財源不足、一般財源を充当しなければいけないという運びになっております。一応、先ほども公債費の関係でもお話しさせていただきましたけれども、公債費100億円を超えるという状況が続くという形で、本年度の予算の編成については、経常経費をある程度見込んだところで予算編成をさせていただいておりますけれども、実質的にアップした分については、子ども手当関係、扶助関係が延びてきたという形です。当然として、交付税措置も今回20億円程度考えておりますけれども、来年度に向けてが少し厳しくなるのではないかと考えております。その点で財政についてもですね、慎重に図っていかねばならないと考えております。

それから、コンクリートから人への予算編成という形で、先ほど言いましたように一番心配しているのが上井手、下井手の迫井手等の整備関係がまた大きく響いてくるものと考えております。事業費によりまして78%ぐらいの減になるんだらうという形を見ております。それから、まちづくり交付金事業関係での社会資本整備総合交付金という形の名称変更がっております。これについても、先ほど町長が言いましたように、ある程度の事業は遂行してきているという形で思っております。

それから、厚生労働省関係では、先ほど言いましたように子ども手当などの創設、今年度1万3千円という形ですけれども、従来の児童手当の分についての町負担もあるという形ですけれども、これについては国の方にもですね、強く国庫負担という形で要望していきたいなという形で思っております。

以上、主なものだけでそういう感じでございます。

それから、後期の計画を今、策定する準備に入っておりますけれども、前期計画、振興総合計画のですね、状況で、今、策定審議会の方で一応審議をさせていただいております。まず、後期の5年計画をつくるにあたりましては、財政計画見通しの上での事業計画という形になりますので、その辺については皆さんの委員の方にはですね、お示ししていきたいと思っております。

以上でございます。

○議 長（大田黒英生君） 鈴木ムツヨさん。

○5番（鈴木ムツヨさん） なかなか予算立てがとても大変なのかなというふうに思いましたが、工事が途中でやまらないようなということと、振興総合計画の後期がですね、きちんとあまり町民の付託に応えられないようなことになると、またいろいろ出てくるのかなというふうに思いますので、お金がないではふられないというようなこともあります。見通しをきちんとしていただいて、予算立てがしていければというふうに思います。

これで終わります。

○議 長（大田黒英生君） これで、一般質問は終わりました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

午後2時30分 散会

本 会 議

委 員 長 報 告

諸 般 の 報 告

- 平成 21 年第 7 回臨時会会議録
- 平成 21 年第 8 回定例会会議録

平成22年第1回大津町議会定例会会議録

平成22年第1回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第5日)

平成22年3月23日(火曜日)

	1 番 金 田 俊 二	2 番 府 内 隆 博	3 番 吉 永 弘 則
	4 番 源 川 貞 夫	5 番 鈴 木 ムツヨ	6 番 大 塚 龍 一 郎
	7 番 新 開 則 明	8 番 月 尾 純一朗	9 番 坂 本 典 光
出席議員	10 番 石 原 大 成	11 番 手 嶋 靖 隆	12 番 永 田 和 彦
	13 番 松 永 幸 久	14 番 宇 野 光 廣	15 番 荒 木 俊 彦
	16 番 大 田 黒 英 生		
欠席議員			
職務のため出席した事務局職員	局 長 松 岡 勇 次		
	書 記 羽 熊 幸 治		
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 家 入 勲	総務部総務課長 兼ねて地域安全係長	桐 原 則 雄
	総 務 部 長 首 藤 誠 治	企画部企画課長 兼ねて財政係長	木 村 誠
	企 画 部 長 徳 永 保 則 兼ねて企業誘致課長	総 務 課 長 藤 本 聖 二 総務課行政係長	
	会 計 管 理 者 西 村 和 正 兼ねて会計課長	教 育 長 那 須 雪 子	
	福 祉 部 長 松 永 高 春	教 育 部 長 大 塚 武 年	
	土 木 部 長 中 山 誠 也 併任工業用水道課長	農 業 委 員 会 事 務 局 長 服 部 次 子	
	経 済 部 長 西 本 昇 二		
	子 育 て 支 援 課 長 大 塚 武 年		

平成22年第1回大津町議会定例会請願・陳情審査報告書

受理年月日 請願、陳情 番 号	件 名	審 査 の 結 果	所 管 委 員 会
平成22年 2月22日 請 願 第 1 号	請願書 外国人地方参政権付与法案提出に反対 する意見書採択を要望する請願書	採 択	総 務 常 任 委 員 会
平成22年 2月15日 陳 情 第 1 号	核兵器の廃絶と恒久平和実現に関する 意見書の決議について	採 択	総 務 常 任 委 員 会

会 議 に 付 し た 事 件

発議第 1号	永住外国人に対する地方参政権付与の法制化に反対する意見書の提出について
発議第 2号	「ヒロシマ・ナガサキ議定書」のNPT再検討会議での採択に向けた取り組みを求める意見書の提出について
議案第35号	大津町防災行政無線施設整備工事請負変更契約の締結について
同意第 1号	大津町副町長の選任につき同意を求めることについて
同意第 2号	大津町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議 事 日 程 (第 5 号) 平成 2 2 年 3 月 2 3 日 (火) 午前 1 0 時 開議

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 各常任委員会の審査報告について 質疑、討論、表決

日程第 3 委員会の閉会中の継続調査申出書について 議決

日程第 4 発議第 1 号 永住外国人に対する地方参政権付与の法制化に反対する意見書の提出について

上程、趣旨説明、質疑、討論、表決

日程第 5 発議第 2 号 「ヒロシマ・ナガサキ議定書」の N P T 再検討会議での採択に向けた取り組みを求める意見書の提出について

上程、趣旨説明、質疑、討論、表決

日程第 6 議案第 3 5 号 大津町防災行政無線施設整備工事請負変更契約の締結について

日程第 7 同意第 1 号 大津町副町長の選任につき同意を求めることについて

日程第 8 同意第 2 号 大津町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

一括上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

午前 1 0 時 00 分 開議

○議 長 (大田黒英生君) これから、本日の会議を開きます。

日程第 1 諸般の報告

○議 長 (大田黒英生君) 日程第 1 諸般の報告をします。本日の議事日程並びに報告内容及び平成 2 1 年第 7 回大津町議会臨時会、平成 2 1 年第 8 回大津町議会定例会の会議録は、議席に配付のとおりです。

日程第 2 各常任委員会の審査報告について

○議 長 (大田黒英生君) 日程第 2、各常任委員会の審査報告についてを議題とします。委員会審査報告書は、議席に配付のとおりです。これから、各常任委員会における審査の経過並びに結果について、各委員長の報告を求めます。経済建設常任委員長坂本典光君。

○経済建設常任委員長 (坂本典光君) 皆さん、おはようございます。ただいまから、経済建設常任委員会に付託されました案件について、委員会での審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案第 1 4 号、議案第 1 8 号、議案第 1 9 号、議案第 2 1 号、議案第 2 3 号、議案第 2 4 号、議案第 2 5 号、議案第 2 6 号関連、議案第 2 9 号、議案第 3 0 号、議

案第 3 2 号及び議案第 3 4 号の 1 2 件です。

当委員会は審議に先立って、11日と15日に関係する39カ所の現地調査を行い、16日と17日に委員会B室で、執行部より説明を求めながら審議を行いました。以下、その審議経過の概要と結果を要約してご報告申し上げます。

議案第 1 4 号は、大津町収入証紙条例の一部を改正する条例についてであります。

委員より、今回作成する極小袋は、菊池環境保全組合管内で統一しているのかとの質疑に対し、執行部より、極小袋を作成するのは大津町だけである。合志市は20リットルサイズの極小袋を作成し、小袋と同じ10円で販売している。大津町は、15リットルサイズで1枚10円を予定しているとの答弁がありました。

採決の結果、議案第 1 4 号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 1 8 号は、大津町廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

質疑はありませんでした。

採決の結果、議案第 1 8 号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 1 9 号は、大津町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例についてであります。

質疑はありませんでした。

採決の結果、議案第 1 9 号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 2 1 号は、大津町立公園条例の一部を改正する条例についてであります。

委員より、公園の着手はいつかとの質疑に対して、執行部より、平成17年度で、平成18年4月の供用開始であるとの答弁がありました。

委員より、村づくり交付金事業で町立公園として整備しているが、どうみても地区のための公園であり、なぜこのような位置付けなのかとの質疑に対して、執行部より、平成12、3年で町内一円座談会を開き、地域からの要望として公園も事業採択されたとの答弁がありました。

委員より、こういった事業で公園整備ができるなら、どこの地区でも要望が出るではないか、特別な事情があったのかとの質疑に対して、執行部より、特別な事情はなかったとの答弁がありました。

採決の結果、議案第 2 1 号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 2 3 号は、町道の路線廃止についてであります。

質疑はありませんでした。

採決の結果、議案第 2 3 号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 2 4 号は、町道の路線認定についてであります。

質疑はありませんでした。

採決の結果、議案第 2 4 号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 2 5 号は、西原村村道の路線認定に伴う承諾についてであります。

質疑はありませんでした。

採決の結果、議案第25号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第26号関連は、平成22年度大津町一般会計予算についてであります。

農業委員会関係では、委員より、歳入の農業委員会交付金はどこから支出される交付金かとの質疑に対して、執行部より、国からの交付金となっており、県を經由し農業委員会に交付されるものなどの答弁がありました。

次に、経済部・農政課関係では、委員より、農業振興費の農業後継者育成助成金は、昨年より減額されている、なぜかとの質疑に対して、執行部より、事業内容は農家の担い手確保のための花嫁募集がメインである。農業体験や宿泊研修で独身交流を行なっているが、本年度は野菜づくりなどの農業体験を長い期間かけて交流を深めるなど手法を変え、少ない予算で、より効果的な事業になるよう取り組みたいとの答弁がありました。

委員より、事業の実施主体はどこかとの質疑に対して、執行部より、JAを含む後継者対策協議会が行い、青壮年部の独身者を対象としているとの答弁がありました。

委員より、4Hクラブ及び21年度の新規就農者の数はどれくらいかとの質疑に対して、執行部より、4Hクラブは5名、新規就農者は5名となっている。就農者の内訳は、男性が18歳1名、40代1名、女性が30代1名、50代2名であるとの答弁がありました。

委員より、35万円程度の助成金では何もできない。予算を増額し、後継者対策として新規就農者を増やすための方策を検討すべきではないかとの質疑に対して、執行部より、後継者対策協議会のなかで若い農業者が希望を持てるよう今後の方向性を協議していきたいとの答弁がありました。

委員より、担い手確保は重要な課題であるので、予算を増額すべきではないか。

委員より、鹿児島県出水市では、新規就農者に対して何十万か助成金を交付している。そのような事例も研究すべきではないか。芦北町ではレタスだけで反収500から600万円上げられている。農業所得が上がらないと魅力はない。そこを考慮した補助金が必要ではないかとの質疑に対して、執行部より、所得向上や労働時間短縮については、認定農業者の経営改善計画の中でも指導しており、魅力的な農業を目指すためには必要なことだとの答弁がありました。

委員より、いのしし対策は電気牧柵も必要だが、捕獲の罠に対しても補助金を出せないかとの質疑に対して、執行部より、そのような方向で検討したい旨の答弁がありました。

次に、商工観光課関係では、委員より、町有林立木売払収入が1千144万8千円計上されているが、間伐に係る経費はどのくらいかとの質疑に対して、執行部より、搬出間伐に係る費用は1千9636千円の見込であるとの答弁がありました。

委員より、新規事業のアジアとの交流とは何をするのかとの質疑に対して、執行部より、韓国とのスポーツ・文化伝統事業などで交流を考えている。昨年、韓国のサッカーチームが来町した。まずは、スポーツ面でのサッカー交流を行う。さらに文化交流等を深めていきたいと考えている。派遣の対象者は、小学生であり、くまもと空港国際線振興協議会助成金を活用するとの答弁がありました。

委員より、アジアナ航空は6月以降は運航休止ではないかとの質疑に対して、執行部より、先行需要があれば継続も検討されると報道されているので、利用促進に繋がりたいと考えてるとの答弁があり

ました。

委員より、まちづくり協議会への助成金はいつまで続けるのか。すでに提言が出されているとの質疑に対して、執行部より、まちづくり交付金事業は、平成19年から平成23年までである。後1年は今の体制で継続するつもりだとの答弁がありました。

次に、土木部・環境保全課関係では、委員より、太陽光発電システム設置費補助の21年度の実績はどうなっているかとの質疑に対して、執行部より、21年度はホンダソルテック社製7件、その他が50件の実績予定であるとの答弁がありました。

委員より、ホンダソルテックが振るわない理由は何かとの質疑に対して、執行部より、他メーカーに比べて販売実績がないこと、代理店が少ないこと、屋根の形状によっては取り付けることができないことがあるなどが考えられるとの答弁がありました。

委員より、ごみ減量化対策で生ごみの減量の具体的な対策はとの質疑に対して、執行部より、ごみ減量化対策補助金として、生ごみ処理機に対して購入費の2分の1、限度額3千円、電気式生ごみ処理機は購入費の2分の1、限度額3万円、22年度から新たにダンボールコンポストの購入費に2分の1、限度額500円の補助をはじめ。ダンボールコンポストは町内のホームセンターで千円で販売しているが、半額の500円で購入できることになるとの答弁がありました。

道路整備課関係では、委員より、町道新小屋桜山線の歩道には桜とツツジが植栽されている。桜の根がのびて歩道の路面を持ち上げているため段差ができてお年よりが歩くのに危険である。また、ツツジは大きくなると見通しが悪くなり歩行者が横断する場合に危険であるとの質疑に対して、執行部より、現地を調査して対応を検討するとの答弁がありました。

委員より、平川真木線の改良工事は進んでいるかとの質疑に対して、執行部より、測量設計を平成21年度に行った。平成22年度は用地交渉をする予定であるとの答弁がありました。

都市計画課関係では、委員より、2年間の継続費で庁舎関係が2億円、広場関係が2億円、そのうち本年度は南口駅舎の詳細設計に1千500万円、南口駅舎の請負工事費に2千500万円、JR負担金に6千万円、南口広場の請負工事費1億円となっている。そこで、南口駅舎の詳細設計のスケジュールはどうなっているかとの質疑に対して、執行部より、詳細設計については入札を遅くとも5月上旬までに行い、8月までに設計書を仕上げたいと考えているとの答弁がありました。

委員より、JR九州への負担金6千万円の積算根拠はどうなっているかとの質疑に対して、執行部より、駅舎建設に伴いJR九州が行う電力設備、通信設備、機械設備の各工事費分及びバリアフリーの観点から、駅のホームに通じるスロープ整備等の工事費である。議会への報告もあり、会計検査院の検査も受けるので詳細な積算根拠を明らかにするようJR九州と協議中であるとの答弁がありました。

委員より、21年度に肥後大津駅周辺の整備計画策定を委託した。その計画は、まだ議会には報告されていない。にもかかわらず、22年度は南口駅舎を整備する予算が計上されている。全体的な整備計画もないまま、泥縄的に整備に掛かっていいのかとの質疑に対して、執行部より、現在委託で整備計画を策定中であり議会にはまだ報告していないが、全員協議会で説明したとおり空港シャトルバ

スも運行されるので、南口駅舎をまず整備して、大津町の顔をつくる予算を計上させていただいているとの答弁がありました。

委員より、整備計画はいつごろ固まるのかとの質疑に対して、執行部より、今月末までには固めたいと考えているとの答弁がありました。

委員より、線路の両側に駅舎ができることによって無駄な設備が出てくるのではないかと。橋上駅にすれば無駄な設備がなくなると思うがとの質疑に対して、執行部より、橋上駅についても検討したが、整備費用が南口駅舎整備よりもかかるし、住民アンケートでも橋上駅の要望は少なかったため、安価な方の南口駅舎の整備予算を計上させていただいたとの答弁がありました。

委員より、JR九州サイドからすれば、駅舎が2つになると駅員の配置を含めて非効率的になると思われるが、JR九州からは橋上駅の話は出なかったのかとの質疑に対して、執行部より、JRから橋上駅の要望は出なかったとの答弁がありました。

委員より、駅前広場の工事請負費1億円が計上されているが、先程質問があったように、駅周辺整備計画はまだできていないのかとの質疑に対して、執行部より、将来の展望を踏まえた長期的整備の部分がまだなので全体はまだできあがっていないが、短期的整備の部分のうちの駅前広場についてはできあがっている。長期的整備には、駅前楽善線の駅南側への延伸を盛り込む予定だが、まだできあがっていないとの答弁がありました。

委員より、駅前楽善線の延伸とは、どこまで延伸するというかとの質疑に対して、執行部より、駅を抜けてバイパス道路まで延伸したいと考えているとの答弁がありました。

委員より、南口駅舎を整備すれば、駅舎にあたるので抜けられないのではないかと質疑に対して、執行部より、駅前楽善線を曲げて線路と平面交差することを考えている。元々駅前楽善線とバイパスから駅に向かっている道路は一直線になっていないので、延伸することには必ずどこかで蛇行する必要があるが、桜町踏み切りと駅の間を通り蛇行するような形をとりたいと考えているとの答弁がありました。

委員より、それを含んだ長期的整備の部分がまだできあがっていないということかとの質疑に対して、また委員より、南口駅舎を新設することは駅の移転を断念することになるのか。減価償却もあり、10年、20年で駅舎を取り壊すことはないのではないかと質疑に対して、執行部より、駅周辺整備計画には1つの提案として盛り込みたいと考えている。

委員より、駅前楽善線の上井手までの間の工事に入ることだが、古い公民館の解体はいつするのかとの質疑に対して、執行部より、4月早々には着手したいと考えているとの答弁がありました。

委員より、県道西鶴中井迫線の用地買収はどうなっているのかとの質疑に対して、執行部より、旧道部分で用地買収が2人残っており、県と町で交渉に行っているところであるが、最悪の場合は強制収用になるとの答弁がありました。

委員より、完成は平成23年度なのかとの質疑に対して、執行部より、強制収用になれば手続きが必要になるので1年延びるとの答弁がありました。

委員より、まちづくり交付金事業は23年度で終了することになるが、あと何が残っているのかと

の質疑に対して、執行部より、主なものに子育て広場整備、すずらん灯整備、まちづくり交流センター整備、歴史民俗資料館整備と継続事業で道路整備事業があるとの答弁がありました。

委員より、駅前楽善線事業はまちづくり交付金を活用して行ってきたが、平成23年度以降はどうなるのか。23年度で完成するとは思えないがとの質疑に対して、執行部より、現在参議院で予算審議されているが、まちづくり交付金を含め、国土交通省の補助金、交付金などすべてが社会資本整備総合交付金に移行することになるので、社会資本整備総合交付金事業として実施することになるとの答弁がありました。

委員より、国の補助率はどうなるのかとの質疑に対して、執行部より、詳細は明らかになっていないが、現行制度の補助率を適用することになると思う。現行のまちづくり交付金事業は40%、下水道事業は50%になる見込であるとの答弁がありました。

下水道課関係では、委員より、吹田団地の下水処理施設は現在使っていないかとの質疑に対して、執行部より、平成17年に公共下水道に接続したので、現在その施設は防火用役割で使っているとの答弁がありました。

委員より、下水道特別会計及び農業集落特別会計への繰出金は増える傾向にあると思うが、来年からどうなるかとの質疑に対して、執行部より、下水道特別会計への一般会計からの繰出金は21年度は3億7千万円であったが22年度は4億6千万円となり約9千万円増加したことになる。ただ23年度から5年間は4億8千万円から4億2千万円の間で推移することになる。農業集落排水特別会計への繰出金は21年度が5千600万円であったが22年度は8千100万円となり、2千500万円増加している。これは処理場が増加したからだ。23年度からは1億1千万円に進むとの答弁がありました。

採決の結果、議案第26号関連、平成22年度大津町一般会計予算については、全員賛成で原案の通り決定すべきものと決しました。

次に、議案第29号、平成22年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理処分事務受託特別会計予算についてであります。

質疑はありませんでした。

採決の結果、議案第29号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第30号、平成22年度大津町公共下水道特別会計予算についてであります。

委員より、債務負担行為の損失補償はあるかとの質疑に対して、執行部より、ないとの答弁がありました。

採決の結果、議案第30号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第32号、平成22年度大津町農業集落排水特別会計予算についてであります。

委員より、事業に不参加の人もいるとのことだがとの質疑に対して、執行部より、100%を目指しますが、個々にいろいろな事情があるので100%ではないとの答弁がありました。

委員より、今は不参加でも新しく来た人が参加したいというのであればできるかとの質疑に対して、執行部より、平成24年度までは負担金18万円を払えばできる。その後は自分で工事を行ってもら

うということになるとの答弁がありました。

採決の結果、議案第32号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第34号、平成22年度大津町工業用水道事業会計予算についてであります。

質疑はありませんでした。

採決の結果、議案第34号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

当委員会に付託されました案件は以上です。

議員各位におかれましては、当委員会の決定にご賛同をいただきますようお願い申し上げまして、経済建設常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（大田黒英生君） 文教厚生常任委員長新開則明君。

○文教厚生常任委員長（新開則明君） こんにちは。ただ今から文教厚生常任委員会の委員長報告を行います。

当委員会に付託されました案件は、議案第12号、議案第15号、議案第16号、議案第17号、議案第22号、議案第26号関連、議案第27号、議案第28号、議案第31号、及び議案第33号の10件であります。

当委員会は審議に先立ち、3月11日午前10時より13カ所の現地調査を行い、15日及び16日午前10時より委員会C室において執行部に説明を求めながら議案の審議を行いました。以下、議案の審議の主な経過と結果についてご報告します。

議案第12号、特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について報告します。

福祉部保健医療課。委員より、大津町老人ホーム民間移譲先選定委員会の委員構成はどのように考えていますかと質疑があり、執行部より、学識経験者として大学の教授、公認会計士、地域代表として区長会代表、民生委員会代表、福祉関係者として社会福祉協議会事務局長、町から総務部長、土木部長、福祉部長の合計8人を予定していると答弁がありました。

委員より、我々の税金でつくった施設を移譲するのだから、重要な委員会ではないでしょうかと質疑があり、執行部より、現在の施設は新しい施設が建設されるまで貸す方向です。今回の民間譲渡は運営を移譲するものと答弁がありました。

委員より、1人部屋と基準がなっているとのことだが、新しい施設はどうなるのですかと質疑があり、執行部より、新しい施設では1人部屋が基本で、1人当たり10.65平方メートルの面積が必要だと答弁がありました。

採決の結果、議案第12号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第15号、大津町公民館条例の一部を改正する条例について報告します。

教育部生涯学習課。委員より、今回の料金改正の理由はなんですか。他町村に比べて大津町が高くなることはないですかと質疑があり、執行部より、町中央にある公民館及び生涯学習課所管の施設の均一化ということもあります。また、使用料は他町村施設の条件等が違うため単純に比較できませんが、大津町が高いということはないと思われまして答弁がありました。

採決の結果、議案第15号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第16号、大津町町民交流施設条例の一部を改正する条例について報告します。

教育部生涯学習課。委員より、従来の午後の半日単位が長いため、1時間単位にした場合、使用料が高くなるのではないですかと質疑があり、執行部より、オークスは、従来1時間50円、電気代を含めても100円と公民館と比べても低い料金の設定でありましたので、今回、町中央にある中央公民館や分館、オークスと均一化を図ることで料金改定をおねがいしておりますと答弁がありました。

委員より、使用に際して営利等団体は10日前受け付けるなど、社会教育や大津町民の利用を優先すべきではないでしょうかと質疑があり、執行部より、営利等の目的の場合は3倍の料金設定で区別をしています。施設利用申込に差をつけ区別するのは事務取扱上、難しいのが現状ですと答弁がありました。

委員より、使用料の無償に関する項目は、社会教育法等にありますかと質疑があり、執行部より、具体的にはありませんと答弁がありました。

採決の結果、議案第16号は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第17号、大津町町民集会所条例の一部を改正する条例について報告します。

教育部生涯学習課。執行部より、大津町町民集会所条例の一部を改正する条例について説明を受け、採決の結果、議案第17号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第22号、大津町生きがい対応型デイサービス手数料徴収条例等を廃止する条例について報告します。

福祉部保健医療課。執行部より、大津町生きがい対応型デイサービス手数料徴収条例等を廃止する条例について説明を受け、採決の結果、議案第22号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第26号、平成22年度大津町一般会計予算について報告します。

福祉部健康福祉課関係。委員より、健康増進費の健診委託について受診率の状況を説明して下さいと質疑があり、執行部より、平成21年度については、各がん検診の受診者数は増加傾向ですが、受診対象者数が人口増等で増加しているため、受診率は若干減少しました。例えば、胃がん・大腸がんについては平成20年度それぞれ17%、20%ですが、平成21年度それぞれ15%、20%となっています。全国平均に比べるとまだまだ高いのですが、今後さらに受診率向上に努めていきます。ただ、肺がんについては、平成20年度34%に対して平成21年度は35%と若干増加しましたと答弁がありました。

委員より、女性特有のがん検診について、国が掲げている目標に対して町の予想は低かった。現状はどうですかと質疑があり、執行部より、平成21年度の集団検診の結果は、乳がんについてはがんの人が2名、がんの疑いの人が2名で、子宮がんについてはがんの人はいませんでした。対象者を年齢で限定した女性特有のがん検診状況は、3月12日現在で乳がんの対象者1千063名に対して受診者329名で受診率31%です。子宮がんについては、対象者1千009名に対して受診者195名で受診率19%ですと答弁がありました。

福祉部保健医療課関係。委員より、ねんりんピックの大津町PR事業委託は何をするのですかと質疑があり、執行部より、PR事業による緊急雇用対策事業の利用が可能となり、実行委員会で臨時職員を雇用し、大津町の物産や観光などをPRしますと答弁がありました。

委員より、今年の秋のリハーサル大会の内容はどういうものですかと質疑があり、執行部より、11月20、21日で西日本サッカーOB大会を行う予定です。12チーム程度の参加規模で実施予定をしております。競技運営には、県サッカー協会があたります。また、協会には県から別途50万円のリハーサル大会用の補助金が出ますと答弁がありました。

福祉部保健医療課老人ホーム関係。委員より、老人ホームの運営費として1人当たり一月17万円が歳入として計上しているとのことですが、詳しい説明をお願いしますと質疑があり、執行部より、措置費として現在町外からの入所者6人分を雑入として1千216万4千円を計上していますが、町内からの入所者分については一般財源として計上しています。措置費を現在の入所者数で計算すると、年間約6千500万円で、また50人で計算すると約1億円になり、これが老人ホームの運営費となるものです。先日議会全員協議会で説明しましたとおり、現在入所者が定員に満たないこと及び職員の人件費等が措置費の基準を超えていることが純粋な一般財源を持ち出している原因ですと答弁がありました。

委員より、扶助費の説明で月1万円の生活資金とはどういう内容ですかと質疑があり、執行部より、無年金者の健康保険料、病院代などの生活資金として月1万円の4人分として48万円を計上していますと答弁がありました。

子育て支援課関係。委員より、学童保育の委託料の基準はどうなっているのですかと質疑があり、執行部より、一クラブに対し児童数別ランクと長時間開設、夏・冬休み等の長期休暇に対し加算された国の基準で算出していますと答弁がありました。

委員より、児童数、指導者の基準や保育料はどうなっていますか。また、よく指導が行き届き、親も安心だと思える指導員の人数把握に努めてくださいと質疑があり、執行部より、全クラブで400人程度の利用があり、県では40ないし45人に対し2人の指導者が望ましいとされています。おやつ代等の実費と保育料で、18時以降は延長料が発生します。指定管理者による保育料について、町では6千円を上限としていますと答弁がありました。

委員より、保育所の定員について、入所させたいが入所できないという話を聞きますが、現状はどうなっていますかと質疑があり、執行部より、平成22年度の申し込みの状況から、本当に入れたいのは10人程度と思われます。その方々の多くは、未就労の人や特定の保育園だけを希望する人で、保育には欠けてないのではないかと思いますと答弁がありました。

教育部学校教育課関係。委員より、いきいき芸術体験教室の委託事業について、町で継続して実施する考えはありませんかと質疑があり、執行部より、伝統文化の芸術を生で鑑賞させることができるような事業を実現したいと考えておりますと答弁がありました。

委員より、不登校であり教育支援センターにも行けない子への対応はどうなっています。また、家庭の引きこもりに対して対応するシステムはつくられていますかと質疑があり、執行部より、まずは

各学校で家庭訪問を実施して、子どもの状況を見極め、保護者と連絡を取り合いながら、教育支援センターを介して連携をとりながら学校へ戻れるようにつなげています。学校でも不登校シグナルを見逃さないシステムをつくっていて、初期の段階から個々の状況に合わせた対応を心がけており、学校配置の相談員が家庭訪問を行ったり、社会福祉士と保護者を交えてケース会議を行ったり、その児童生徒に沿った支援を行っていると答弁がありました。

教育部学校教育課給食センター関係。委員より、残菜引取り委託の委託先については検討されていますかと質疑があり、執行部より、他の給食センターでは残菜を堆肥にする施設などを完備しているところもありますが、建設費に1千万円位かかるそうです。現在養豚業者に残菜の引取りをお願いしています。検討してきた結果、他にはいっしょになかったと聞いておりますと答弁がありました。

教育部生涯学習課関係。委員より、文化事業補助金450万円について近年減額されているが、入場料を安くするなどの工夫で、より多くの子どもたちが文化事業に触れることができると思いますが、対応はありますかと質疑があり、執行部より、昨年は25周年ということで500万円の予算で実施しています。以前の補助金10%カット以来450万円となっています。さらに事業内容を工夫し実施していくこととしておりますと答弁がありました。

委員より、埋蔵文化財の県委託金は、県からの金額の提示があるのですか。出土した文化財の所有権はどうなりますかと質疑があり、執行部より、町の学芸員の積算で県と協定を結び金額が決まります。拾得物として警察署へ届け処理しますと答弁がありました。

教育部図書館関係。委員より、小さい子どもさんを連れた親のマナーが悪いようです。館内で子どもが大声を出したり、走り回るなどの行動が見受けられます。図書館としての注意の方法はどうされていますかと質疑があり、執行部より、その時の状況にもよりますが、回りの利用者の方たちに迷惑になるようであれば、親が気分を害されないように声を掛けています。図書館職員は、皆、館内の利用者に対して安心してゆっくりと利用していただくために配慮しております。また、図書館協議会主催の研修会に2回、職員の接遇研修にも参加し、司書の質の向上を図っています。館内の連絡事項につきましては、朝のミーティングや連絡ノートに記載し周知徹底をしていますと答弁がありました。

委員より、臨時職員の雇用期間は大体どのくらいですかと質疑があり、執行部より、1年が基本です。インターネットや広報等で募集しており、面接によって決定していますと答弁がありました。

採決の結果、議案第26号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第27号、平成22年度大津町国民健康保険特別会計予算について報告します。

福祉部保健医療課。委員より、平成22年度の国保特会の見通しはどうかと質疑があり、執行部より、平成21年度は医療費の伸びが大きかったのですが、22年度予算では通常の伸び率で見込んでおります。医療費が増えた場合は基金の繰り入れも検討しています。厳しい状態ですが、何とか乗り切っていきたいと考えていますと答弁がありました。

委員より、国保税を滞納した場合、不納欠損の状況はどうかと質疑があり、執行部より、夜間徴収などを行い収納率の向上に努めていますが、差し押さえる財産等がない場合、5年を経過し収納

見込みがない場合、不納欠損処理を行っております。昨年の徴収率が93.2%でしたので、7%弱が翌年度への繰り越しとなっておりますと答弁がありました。

委員より、国保運営協議会の委員について、被保険者代表の構成はどうなっていますかと質疑があり、執行部より、地域の代表として北部、中部、南部から各1名ずつ、被保険者代表として企業から1名の計4名の方をお願いしていますと答弁がありました。

採決の結果、議案第27号は、全員賛成で原案の通り可決すべきものと決しました。

議案第28号、平成22年度大津町老人保健特別会計予算について報告します。

福祉部保健医療課。委員より、歳出の償還金は平成21年度の償還金の残額になるのですかと質疑があり、執行部より、交通事故等で支払った医療費で、示談に1ないし2年かかった後、返納された返納金などですと答弁がありました。

委員より、老人保健制度は後どれくらい続くのですかと質疑があり、執行部より、概ね平成22年度までとなっておりますが、終期は定められていません。平成22年度は、前々年度の平成20年3月分の医療費の精算があり、最後になるのではないかと考えております。実際は、平成20年3月以前の精算はほとんどなく、第三者納付金を月賦で払っている人の返納金が若干ある程度ですので、後期高齢者医療制度に引き継がれるのではないかと考えておりますと答弁がありました。

採決の結果、議案第28号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第31号、平成22年度大津町介護保険特別会計予算について報告します。

福祉部保健医療課。委員より、食の自立支援事業でボランティアで弁当の配布をされているが、月750食という数字はどうか。必要な人に周知できているのですかと質疑があり、執行部より、622人の高齢者単身世帯があり、民生委員が担当地区を回って対象者を把握されていますので、周知できていると考えておりますと答弁がありました。

委員より、介護職員の処遇改善について、平成21年度から介護保険料が改定されたが給料が上がっていないという声を聞きます。事業所の調査を行っておりますかと質疑があり、執行部より、処遇改善については国が調査し、平均で9千25円上がっている結果が公表されております。町内の事業所に聞いて見たところ、報酬3%上昇分での給与の改善は難しかったようでした。昨年10月に施行された処遇改善交付金を利用し、月に1万ないし2万円の特別手当を支給しているところもありますと答弁がありました。

委員より、はつらつ元気づくり事業と変更することについて、内容は変わるのですかと質疑があり、執行部より、健康チェック後、趣味活動等を主に行っておりますが、今後は運動機能、口腔機能、栄養教室、認知症対応などのプログラムを入れていきます。アセスメントを取り、事後評価を行い、自立を促すことにより、介護予防につなげるものとしますと答弁がありました。

採決の結果、議案第31号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第33号、平成22年度大津町後期高齢者医療特別会計予算について報告します。

福祉部保健医療課。委員より、広域連合納付金について、徴収事務は町で行い広域連合に納付するシステムですが、直接広域連合に振り込む方が集めやすいのではないのでしょうかと質疑があり、執行

部より、高齢者の医療の確保に関する法律で市町村の事務となっています。後期高齢医療では、死亡や年金天引き等で還付が発生するケースが多いので、市町村で処理しないと事務が煩雑になると考えますと答弁がありました。

委員より、鍼灸券の利用者は増えていきますかと質疑があり、執行部より、後期高齢医療に移行したとき、社会保険の被保険者だった人も利用できるようにしたため、利用が増えるのではないかと考え100万円の予算を組んでいましたが、実際は70万ないし80万円くらいで推移していますと答弁がありました。

採決の結果、議案第33号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

当委員会に付託されました案件は以上です。議員各位におかれましては、当委員会の決定どおり賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。文教厚生常任委員長の報告を終わります。

○議長（大田黒英生君） しばらく休憩します。午前11時から再開します。

午前10時50分 休憩

△

午前11時00分 再開

○議長（大田黒英生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総務常任委員長手嶋靖隆君。

○総務常任委員長（手嶋靖隆君） おはようございます。

ただいまから、総務常任委員長報告を行います。

総務常任委員会に付託されました案件について、委員会での審査の経過並びに結果をご報告いたします。

今定例会で本委員会に付託されました案件は、議案第11号、議案第13号、議案第20号及び議案第26号関連の4件及び請願第1号、陳情第1号であります。

本委員会は、審議に先立ちまして議案関係に関する7件について3月11日に現地確認を行いました。それから、15、16日にかけて委員会A室にて執行部より説明を求めながら審議を行いました。以下、その審議の経過の概要と結果を要約してご報告いたします。

議案第11号、大津町税特別措置条例の全部を改正する条例の制定について、総務部総務課関係。

質疑ありませんでした。採決の結果、議案第11号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第13号、大津町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、総務課関係です。

委員より、地域手当の職員の赴任先の物価等を考慮して、国家公務員並びに国家公務員並の手当を支給するのですか。また、その支給割合はどうなっていますかとの質疑がありまして、執行部より、今回の条例改正は今まで規定がなかった地域手当について、国に準じ他の自治体と同様に級地区分、支給割合の規定を設けるものです。今回の派遣予定先である東京都特別区は、級地の区分が1級地で、給料、扶養手当の合計額に100分の18を乗じた額を支給することになりますとの答弁がありまし

た。

委員より、休職者の給与関係で結核疾患の場合、100分の8の割合で支給できると規定されているが、通常の病気等で休職する場合と違うのですかとの質疑に対して、執行部より、結核性疾患で休職する場合は、通常の傷病で休職する場合と支給できる期間が異なり、2年間まで給与を支給することができますとの答弁がありました。

委員より、職員が赴任する場合の旅費は実費支給とのことだが、航空券について早期割引やフリーで金額が異なるが、その基準はどうするのかとの質疑に対して、執行部より、通常航空券の予約については、申込日や便の変更の可能性など、その要件に応じて一番経済的で効率的な方法を確認しながら行っていますとの答弁がありました。

採決の結果、議案第13号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第20号、大津町工場設置奨励条例の一部を改正する条例について、企画部企業誘致課関係。

委員より、税の優遇措置はどこの自治体でも行われていると思うが、その中でも特色を出すのは難しいと考える。補助や助成にあたっての企業の経費の状況の調査・確認はどうして行っているのかとの質疑があり、執行部より、企業誘致による市町村への影響や効果は税収の増だけではなく雇用の創出など、多くの効果がある。企業への補助は、町税の財源とするものであり、慎重を期するのは当然。そのためには、熊本県企業立地課にも指導をいただき、企業の趣旨、状況、経営実態調査等を十分行っていかなければならない。今回の件につきまして、経済危機に伴う企業を挟んで現在破産管財人より精算手続き中、また施設を金融機関とともに新たに企業誘致を進めているところですのでとの答弁がありました。

採決の結果、議案第20号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第26号、平成22年度大津町一般会計予算について、総務部総務課関係です。

委員より、行政嘱託員の個人情報関係の指導はどうされていますかとの質疑がありまして、執行部より、65行政区の嘱託員がおられます。新しい年度になります。4月に嘱託員会議、区長会などを開催する時点で町の方から個人情報の取り扱いや守秘義務などについて説明をお願いしているところですのでとの答弁がありました。

委員より、法制執務支援業務委託内容はどのようなものですかとの質疑がありまして、執行部より、法令情報の把握や例規集の調査分析、執務業務の効率化、改廃情報や各法令の改正に関連する条例、規則等へ反映できるものですとの答弁がありました。

委員より、職員研修の市町村アカデミーの内容、参加状況はどうかとの質疑に対しまして、執行部より、市町村アカデミーは千葉県幕張による市町村職員の人材育成を行う中央研修機関で、税務や財政、行政などの専門実務研修が行われており、本年度は5人の職員が2日から17日間の日程で住民税課税や入札契約実務の専門研修に参加しましたとの答弁がありました。

委員より、防犯灯と外灯の違いはどのように区別して整備しているのですかとの質疑に対して、執行部より、防犯灯の考え方につきましては、町内の主要道路の公衆用道路上で集落と集落の付近を結ぶ路線等で、周囲に民家が少なく、かつ受益範囲が複数の町民や子どもたちの通学路等を中心に管理

が行政区では困難な位置なども考慮して整備することに、原則として整備しています。外灯については、集落内の公衆用道路で、民家も多く、地域住民が利用され、地域の犯罪や交通被害などから環境保全を進めることを目的に町内自治会等の管轄する嘱託員から申請で設置していただいています。なお、整備後の外灯の電気代地元負担はなく、町で全部負担しておりますとの答弁がありました。

委員より、生活維持路線補助金の路線で、乗車率はどうなっていますか。また、費用対効果ばかりの検討だけでなく、利用者の利便性、他市町村との関係など、大切な利用者の利便性などを相互に検討して進めていますかとの質疑がありました。執行部より、生活維持路線補助金の路線で、始発から終点まで乗車率1.0人以上が県の補助基準となり、路線補助金が出ており、その補助残を町が負担しています。路線維持には、利用者の利便性や高齢者、通学のための生徒なども多くあり、費用対効果だけの問題だけで廃止とはいかない面もあります。他町村との連携も必要となっていますし、今後乗合タクシーやバス路線確保など、総合的に判断して推進したいと考えていますとの答弁がありました。

委員より、乗合タクシーの利用状況はどうなっていますかとの質疑に対し、執行部より、乗り合いタクシー利用は21年度から週3回から毎日2往復へと増便した結果、利用者の290%の増加となり、4千100人ほどの利用者になっています。特に昨年廃止した桜丘周辺の町民の方の利用も多く、真木、高尾野地区の利用も増加しています。さらに、今後増加するものと思えますとの答弁がありました。

委員より、国民保護計画はどのような内容ですかとの質疑に対して、執行部より、町では国民保護計画を策定しています。内容としては、国民に対する弾道ミサイル攻撃、ゲリラや特殊部隊攻撃、化学兵器、生物兵器など、さまざまな攻撃などが発生した場合に国から県、そして町へ情報の伝達や町民の避難救援、武力攻撃に対する計画や武力攻撃の災害の復旧など、国防に関する内容を伴っていますとの答弁がありました。

総務部税務課関係では、委員より、国税連携のシステム導入業務については、今、私たちが電子申告を行っていますが、それを町税とリンクさせるということなのかという質疑に、執行部より、今はエルタックスで電子申告された方や町会場での申告相談をされて、申告書を提出される方の申告書が一端税務署に提出される。税務署から町の方へ申告書の一部が送られてきています。このシステムが導入されると、町への住民税申告書が直接入ってくるようになります。これからは、今までのように紙ベースではなく、税務署から送付されませんとの答弁がありました。

委員より、現在の家屋を取り壊した法務局に滅失家屋の登記等を行うが、法務局と町とはリンクしていないのかとの質疑に対して、執行部より、登記してある家屋については、登記をされたら法務局から町へ登記済みの通知がありますが、登記されていない蔵や納屋などは所有者の方から町へ解屋届けを出していただかないとわからないことが多いようですとの答弁がありました。

委員より、例を言えば農地転用は許可されたが、いろいろな事情で1年間はそのままであるとした場合、このような場合の取扱いはどうしているのか。また、現況が変わったときはどこまで確認しているのかとの質疑に対して、執行部より、現況課税が原則であり、現地調査を行い、現況を確認して課税しています。農地であれば、作物の作付け状況等を確認していますとの答弁がありました。

委員より、他の市町村で滞納について公売されていると見受けるが、大津町はどのようになっているのかとの質疑に対して、執行部より、菊陽町、合志市などは県と一緒に動産を差し押さえ公売されています。大津町では、担当する人数、ノウハウの不足などで課題もありますが、今後、インターネット公売に取り組みたいと考えています。大津町は現状としては、預貯金等の調査を行い、預貯金等の確実に差し押さえをすることを重点的に行っていますとの答弁がありました。

総務部住民課関係です。委員より、あけぼの団地の申し込み状況について質疑がありました。執行部より、3、4件の募集につき20ないし40件の申し込みがあっているが、年に2、3回の申し込み、受け付け後、紹介ができなかった世帯も、その後の抽選で全部入居できている状況でありますとの答弁でした。

委員より、住宅使用料の滞納者に対する対応についての質疑がありました。執行部より、電話催促、戸別訪問を実施している。滞納者の対応次第により生活滞納、納付相談を行っている。新年度に時間外手当を増額し、総務管理職員による徴収や徴収体制の強化に取り組み、また悪質な滞納者については明け渡し訴訟などの調査に入り取り組みたいと考えているとの答弁がありました。

委員より、停電時における住民課のシステムの対応についての質疑がありました。執行部より、停電時に無停電装置が働き、その間に復旧作業を行うが、それ以上の場合は非常用発電機を稼働させて証明業務を行いますとの答弁がありました。

総務人権推進課関係では、委員より、人権対策の委託料、地域福祉推進事業の内容についての質疑がありました。執行部より、国の経済危機対策事業の一環として、熊本県ふるさと雇用再生特別基金事業を活用し、平成21年度から3年間の予定で実施する人件費が8割となる100%補助の雇用対策事業ですとのこと。平成21年度は、10月から南杉水人権のまちづくり協議会に委託しております。協議会では2名を常勤雇用され、組織基盤の整備や交流イベントの開催、住民アンケート調査などを行っておられます。今後は、事業計画に基づき一人暮らしの高齢者訪問やふれあいサロンの実施などを予定されておりますとの答弁がありました。

委員より、人権対策費の補助金、団体活動助成金で団体の活動状況についての質疑がありました。執行部より、補助団体は部落差別解決のため、広く人権啓発活動に取り組まれています。その活動は、各種研究大会や研修会などへの積極的な参加並びに行政とも連携しながら、地域住民と一体となった交流事業などを通して、人権のまちづくり運動にも取り組まれています。また、補助団体には町補助金交付金基準に関する要綱に基づき、平成21年度から役員手当を補助対象から外すなどの改善をお願いしており、平成21年度は助成金91万5千円の減額となりましたとの答弁がありました。

企画部企画課関係で、企業費の熊本都市圏及び政令指定都市についての研究費負担についてだが、この研究会は何回ぐらい開催されますか。その内容等についてという質疑がありました。執行部より、熊本都市圏及び政令指定都市につき研究会が公共交通などの熊本都市圏の広域的な行政課題の検討などを行うものです。熊本中央広域市町村圏協議会が平成21年度解散するに伴い、平成22年度から熊本市と近隣の14市町村からなる熊本都市圏協議会と一体化されて広域連携に取り組んでいくことになりました。個別の課題を協議する部会も設けられており、大津町交通部会を代表として研究報告

も行っております。会合は、年に数回ほど行われていますとの答弁がありました。

委員より、新年度から地域づくり活動支援事業はどういう事業内容かとの質疑があり、執行部より、従来からの制度の一部見直しを行っており、補助対象団体には新たに組や老人会などの地縁による団体も対象としています。また、補助対象事業には新たな事業として地域住民による地域資源情報調査を行い、事業や地蔵祭などに参加するための造り物制作を行う事業も追加しています。これからの事業の補助率及び補助限度額は、補助率は10分の9で補助限度額が3万円としています。従来から対象としている事業内容のものについては、補助率を3分の2から3分の1へ、補助限度額は20万円から15万円へとそれぞれ下げいております。なお、事業期間は平成24年まで3年間とし、3年後に見直すものとしています。地区担当職員との連携を図りながら事業を進めていきたいと考えていますとの答弁がありました。

委員より、今年度の地域づくり活動支援事業の実施状況はどうですかの質問がありまして、執行部より、平成21年度の32の行政区で実施されてきました補助金の総額は443万9千円、地区平均で13万9千円となりますとの答弁がありました。

企画部企業誘致課関係では、委員より、企業誘致推進費の普通旅費について、浜松、名古屋、東京方面などへの旅費を計上してあるとのことだが、その目的は何かとの質疑があり、執行部より、町内の立地企業の多くは本社が名古屋関連方面にあります。また、県の東京事務所との連絡調整や千葉の幕張メッセなどで開かれる企業誘致関連イベントの際に誘致活動などを行うものです。平成21年度中に県内では16件の企業誘致があり、このうち大津町では2件の増設の進出協定が行われる予定ですとの答弁がありました。

会計課関係については、質疑ございませんでした。

採決の結果、議案第26号関連は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

請願第1号、外国人地方参政権付与の法制化に反対する意見書の採択を要望する請願書について、紹介議員より説明がありまして、それらを全員で了承したようなことでございます。

採決の結果、請願第1号は、全員賛成で本件のとおり採択するものと決しました。

陳情第1号は、核兵器の廃絶、恒久平和実現に関する意見書の決議について、これは質疑ありませんでした。

採決の結果、陳情第1号は、全員賛成で本件のとおり採択するものと決しました。

当委員会に付託されました案件は以上です。

議員各位におかれましては、当委員会の決定にご賛同いただきますようお願い申し上げまして、総務常任委員長報告を終わります。

○議長（大田黒英生君） 以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

これから、各常任委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 文教厚生常任委員会の委員長報告に対して質疑を行います。

議案第22号、大津町生きがい対応型デイサービス手数料徴収条例等を廃止する条例についてですが、議案の説明資料によりますと、現在、介護予防、あるいはふれあい型ミニデイサービス事

業、こうした事業が介護保険外として、いわば自治体独自の事業として行われてきたわけですが、これを新年度から廃止をして、介護保険会計の中での事業とすると思われます。介護予防の事業として一体として行うということは、それは非常に合理性はあるかと思いますが、問題は町独自でやっていた事業を介護保険の事業として、介護保険会計の中に入れてしまいますと、その財源が一体どうなるのかということです。町が独自に手当をしていた財源が介護保険の方にちゃんと手当をされませんと、つまり介護保険料が自動的に引き上がってくるということが当然予想されるかと思いますが、委員会におきまして、このことについてですね、説明なり審議なりがありましたらお答えを願いたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 文教厚生常任委員長新開則明君。

○文教厚生常任委員長（新開則明君） 荒木議員の質問にあります議案第22号、大津町生きがい対応型デイサービスの手数料徴収条例の廃止の件ですけれども、その内容ですけれども、これは後期高齢者の福祉事業として実施していた生きがい対応型の関連事業、介護保険の地域支援事業として実施するためという理由ですけれども、いわゆるそれがこういうふうに介護保険の方に反映されて、介護保険の方の資金的なこと、あるいは予算的なことは大丈夫かということですが、多分、このような時代を迎えましてですね、一応、介護保険の方で見る以上、介護保険としての予算が今後組み込まれるものと思っております。介護保険の予算説明の中でも、介護給付金準備金というのが現在基金高も2千367万2千円ということでされておりますので、なんとかこれは、この運営には差し支えなく、今まで以上の内容が充実されるものと思っております。その結果、はつらつ元気づくり事業として、今度は名前も事業名になるわけですが、健康チェック後の市民活動を行っておったのを今後は運動機能、口腔機能、栄養教室、認知症対応などのプログラムを取り入れられるということで、なおさらの事業の促進ができるのではないかと考えております。

○議長（大田黒英生君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。これで、各常任委員長報告に対する質疑は終わります。

これから、お手元にお配りしました議案第15号、大津町公民館条例の一部を改正する条例に対する修正動議及び議案第16号、大津町町民交流施設条例の一部を改正する条例に対する修正動議が荒木俊彦ほか1名から提出されております。この動議は、2人以上の発議者がありますので成立しました。したがって、この修正案は原案と併せて議題とします。

修正案の発議者を代表して、荒木俊彦君に趣旨の説明を求めます。荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 議案第15号、大津町公民館条例の一部を改正する条例並びに議案第16号、大津町町民交流施設条例の一部を改正する条例に対する両議案の修正案の趣旨説明を行わせていただきたいと思います。

まず、議案第15号についてであります。いわゆる最初に中央公民館の使用料に関する今回修正案が提案されたわけですが、その使用料とともに冷暖房料が1時間当たりで設定がなされております。

中央公民館の大会議室 1 時間につき冷暖房料 4 0 0 円を 3 0 0 円に修正、中会議室につきましては 2 0 0 円のままです。研修室が 1 時間につき 2 0 0 円を 1 0 0 円、以下視聴覚室、和室、調理室、いずれも 1 時間につき 2 0 0 円の改定案に対して 1 時間につき 1 0 0 円に修正を求めるものであります。

同じく次のページで、別表第 2、第 7 条関係で、新しく公民館分館が建設をされまして、この公民館分館についての使用料が規定されておりますが、この中で冷暖房料が大津地区公民館分館は 2 0 0 円となっておりますが、いずれも 1 時間当たり 1 0 0 円に修正を求めるものであります。なお、体育館形式の多目的ホールには冷暖房装置がございませんので、そこは触れておりません。

次に、議案第 1 6 号の修正であります。別表第 7 条関係で、同じように冷暖房料、使用料が規定されております。いわゆるオークスプラザのことではありますが、一番大きなふれあいホール、大会会議室、冷暖房料 4 0 0 円の改定案に対して 3 0 0 円に修正をする。それから、研修室、これは確か 3 部屋ございます。それから、休憩室、和室、この 2 つの部屋につきましては 1 時間 2 0 0 円を 1 0 0 円に修正を求めるものであります。それから、その次に大きな部屋であります集会室が 1 時間 4 0 0 円の冷暖房料を 2 0 0 円に修正を求めるものであります。展示ホールにつきましては、改正案のままとしております。

次に、この修正案の説明をいたします。お手元に色刷りの修正案の説明書を添付いたしました。今回、執行部から提案をされました改定料金が町民のこの使用料にどのように反映されるかということを試算をしてみました。真ん中あたりに現行と改正案の比較、これは使用料金のみであります。改正案の使用料を見ますと、中央公民館はほぼ全室とも、いわゆる値下げとなっております。新しくできました公民館分館については、わずかながら値上げということになります。一方、オークスプラザにつきましては、ふれあいホール以下全室が今までの使用料に比べますと大幅な値上げとなることは明らかであります。なお、この使用料金の計算比較は、現在は午前・午後・夜間という区分になっておりますので、3 時間使用した場合の料金で比較をいたしました。実際は、現在の使用区分は 3 時間以上、例えば午後は 4 時間とか 4 時間半使えるようになっておりますが、改定案は 1 時間単位となっておりますので、使用時間が長くなれば値上げ額はもっと大きくなるということになります。そこで、町民の負担を少しでも抑えるために、右側の冷暖房料金の修正を提案したわけでありまして、もともと中央公民館は使用料がほかのところと比べて高うございましたから、使用料は下がりましたが、冷暖房料を合わせますとほんのわずかしかが下がらないということで、また、ほかの施設と整合性を考えて冷暖房料の引き下げ案を提案したところでございます。特に、一番下のオークスプラザにつきましては、3 時間使った場合、ふれあいホール、昼間ですと 4 7 0 円の使用料は値上げになりますが、冷暖房料が改定案と比べて 3 0 0 円下がりますので、3 時間使った場合は 1 7 0 円の値上げということになります。ここの冷暖房料、原則 1 時間 1 0 0 円とした根拠でありまして、1 つは楽善ふれあいプラザ、これは公民館ではございませんが、冷暖房使用料は 1 時間 1 0 0 円となっております。電気代 1 5 0 円と合わせても 1 時間 2 5 0 円です。若草学園のところにある大きな部屋です。それから、同じ公民館であります陣内・平川・杉水地区の公民館分館は、いずれも冷暖房機使用料は 1 時間につき 1

00円となっておりますので、町民同じ負担に統一をするのが望ましい、そのように考え、今回15号と16号の修正案を提案するものであります。

議員各位のご賛同をよろしくお願いを申し上げます。

○議長（大田黒英生君） 以上で、提出者の趣旨説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑は、原案・修正案合わせて行います。なお、念のため申し上げます。修正案が出された場合は、質疑は原案・修正案に合わせて審議されますので、会議規則第43条により、原案の提出者、説明員に対しても修正案に関する部分の質疑ができます。

それでは、原案・修正案に対して質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。今回は、修正動議が出ていますので、4回に分けて討論を行います。

まず、議案第11号から議案第14号までを議題とします。討論はありませんか。荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 議案第12号、特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、反対の立場から討論を行います。

今回のこの条例改正は、いわゆる大津町老人ホームを現在町が直営で運営をしておりますこの施設を民間に移譲をすると、そのための委員の報酬であります。老人ホームを民間に移譲をすると、民間にした方が国からの補助金が出るから、そちらが安上がりであるということが理由になっているようですが、本来、こうした福祉施設等は地方自治体、行政が責任を負わなければならない、そういう分野であります。国の政策によって自治体が出た場合は、一般財源の中に引くくめてしまっ、直接補助が出てこないようにされておりますが、果たしてそれでいいのかということだと思います。とりわけ自分たちの意見が言いにくい社会的弱者、高齢者の皆さんとか、子どもたちとか、障害をお持ちの方とか、そういった施設が次から次へと民間委託。その一番大きな理由が、国がその補助金を一般財源化したから、民間にやった方が得だよと、安上がりだよと、こういうことでなし崩し的にこうした施設が民間へ民間へと誘導がなされておりますが、私はここに来て、改めて原理原則に立って行政が負うべき責任、これをはっきりさせなければならないという思いから、今回の議案第12号について反対の意思を表明するものであります。

以上です。

○議長（大田黒英生君） ほかに討論はありませんか。永田和彦君。

○12番（永田和彦君） 議案第12号について、賛成の立場から討論いたします。

議案第12号は、老人ホームの民間移譲ということで、選定委員会を設立する、それに関する費用及び報酬ということですが、このことについて委員会でもいろんな議論をしました。そしてまた、民間移譲して老人ホームがどういう結果になったのかという話もいろいろ執行部からお聞きしまして、様々な成功事例が多いんですね。民間に移譲して、民間の活力をそういった形で利用した結果、非常にその老人ホームに入っておられる方々から人気がよくて、天草の例だったと思いますが、もうすぐ満杯になってしまうと、それぐらい人気なんです。悪いことばかりだったならば、もちろん委員会

でも賛成はいたしません。そしてまた、我々の先人たちを粗末に扱うような民間移譲だったならば、絶対反対です。私たちはそういった事例をきちんと執行部に情報を求めて、説明を受けて、納得した上で、この12号は賛成したものだとは考えております。

以上のことから、議案第12号は以上のことにより賛成すべきものであると考えます。

議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（大田黒英生君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） ほかになしと認めます。

次に、議案第15号、大津町公民館条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論は、原案、修正案あわせて行います。

まず、提出されました修正案に反対、原案に賛成の討論はありませんか。永田和彦君。

○12番（永田和彦君） 議案第15号について、提出されました修正案について反対の立場から討論を行いたいと思います。

修正案でいろんな説明がありましたが、まずこの15号につきましては、執行部も長年のデータを基に算出した結果であり、もちろん時代とともにそれに合ったシステム料金、そういったものを提示していかなければならない。すべてを受益者負担に求めるものではなく、初期投資、様々な維持費、メンテナンス、こういったものは広くこういった施設を使わない方々からも納税もいただき、それに対する投資は日々行っております。ですから、受益者負担の原則というものは、若干であります、納得していただける範囲で請求はさせてもらうのが当たり前ではないかなと、そういうふうには私と考えます。町民の皆様方がすべからく同じ使用をされるということではありません。一部のスポーツ関係や生涯学習、そんなことで使っておられますが、ほとんど使われないという方の方が私は多いと思います。しかしながら、そういった方々もきちんと納税されておりますし、その方々、使わない方々の立場に立てば、十分受益者の方々は恩恵を受けていると考える方が妥当ではないかなと私は思います。

以上のようなことから、この15号につきましては、執行部の提出のこの料金を尊重し、そしてまたこれが固定ではありませんので、1年間経って、またこの検証をきちんとして、不具合が生じるようであるならば、また改正を繰り返していくというのが妥当だと私は考えます。

以上のような理由から、議案第15号についての修正動議について、反対の立場を表明します。

それとまた、委員会で賛成された方がこういった動議を出されるのは非常に不愉快でありますので、きちんと自分の姿勢を明らかにされる方がよろしいかと思います。

以上のような理由から、議案第15号の修正案に対して反対の立場を表明します。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（大田黒英生君） 次に、修正案に賛成、原案に反対の討論はありませんか。鈴木ムツヨさん。

○5番（鈴木ムツヨさん） 私は、議案第15号修正動議に対して賛成の立場から討論を行います。

ただいま言われましたように、委員会では賛成をいたしました、修正に対して賛同を行うことに

しました。今回の改正は、冷暖房の使用料を他の公民館の金額と同じにする、均一化を図るということで出されています。公民館の目的は、第20条で、公民館は市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育・学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とするとあります。社会教育法第3条は、国及び地方公共団体は、この法律及び他の法令の定めるところにより、社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作成、頒布、その他の方法によりすべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して自ら実際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない。国民の学習に対する多様な需要を踏まえ、これに適切に対応するために必要な学習の機会の提供及びその奨励を行うことにより、生涯学習の振興に寄与することとなるよう努めるものとするとあります。現在、公民館は幼児から高齢者まで交流の場や活動の場として定着しており、町民の活動の拠点となっています。また、今年予算は、不況の影響で個人町民税が昨年と比べ9千万円の減になっています。値上げは活動の縮小と利用減につながると思います。そこで、修正案に賛成をいたします。

議員各位のご賛同を、どうかよろしくお願い申し上げます。

○議長（大田黒英生君） 次に、修正案に反対、原案に賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） ほかになしと認めます。

次に、議案第16号、大津町町民交流施設条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論は、原案、修正案あわせて行います。

まず修正案に反対、原案の賛成の討論はありませんか。永田和彦君。

○12番（永田和彦君） 議案第16号の修正案に対しまして、反対の立場から討論を行います。

先ほど15号の反対と同じであります。追加としますれば、先ほど賛成案が出ましたので、それに対するものになってくると、それを15号、16号に当てはめて考えてみたいと思いますが、財源の根拠というものが全くあやふやであるということでもあります。そこで、冷暖房費を下げたとしても、維持管理費は必ず発生します。ということは、これは回り回って使わない人、方々、そんな方々からも納税をいただいて維持管理をしなければならないということになっていきます。やはりその使わなくても納税されている方々の立場に立って考えなければ、使用する人たちにだけ、我々が今まで100円だったのを200円にするのは何かとか、そういった問題ではないのでありまして、今のこの経済状況で我が大津町の財政も逼迫してだんだんきているというのは、もう議員各位はもちろん重々承知だと思います。ですから、応分の負担をもって維持管理費に充てていく、そして町の形をしっかりと固めていく。誰も高額な請求、無謀なる請求ではない料金だということです。これにつきましては、近郊町村の例などもいろんなところも聞きましたけれども、決して高いと思われるような、大津町だけ突出してそういった受益者に対して請求するようなものではないと考えます。

以上のような理由から、議案第16号の修正案に対しまして反対の立場を表明いたします。議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（大田黒英生君） 次に、修正案に賛成、原案に反対の討論はありませんか。金田俊二君。

○1番（金田俊二君） 私は、議案第16号の修正案に対して、賛成する立場で発言したいと思います。

先ほど同僚議員の鈴木さんの方から公民館の理念、目的等言われましたので、その部分は割愛させていただきます。

私は、一般質問の中でも準要保護認定者の推移について言及しましたが、非常に厳しい親や子どもの姿がございます。それを訴えてきました。生活保護の推移につきましても、相談状況を見てみますと平成20年度、27人でしたが、平成21年度は73人と大幅に増加している状況です。行政は、町民に対して等しく文化的な生活を保障していく、そういったことが必要だと思います。このような住民の皆さんの厳しい状況下で条例の提案がなされたわけですが、私はこんな厳しい状況下でも、状況だからこそ、公民館の理念、目的を住民の皆さんに示していく、そのことが行政としての努めではないかと思います。使用料につきましては、予算額で80万円の前年度比増額となっているわけですが、住民の負担を少しでも軽減するという意味で、修正案に賛成するものです。受益者負担の原則は一定程度守られているということについても、今回、修正案は認めているというふうに感じますので、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（大田黒英生君） 次に、修正案に反対、原案に賛成の討論はありませんか。月尾純一郎君。

○8番（月尾純一郎君） 私は、修正案に対し反対の立場から討論をしたいと思います。

この件につきましては、委員会の中でも種々質疑等もありましたけれども、修正すべき点については、この金額的なものよりもですね、むしろその住民がいかに使いやすい状況であるか、状態であるかということを重視すべきではないかと。この料金につきましては、執行部が種々検討した結果のものでありまして、これは受け入れていいのではないかなど。むしろ住民が使いやすい状況というのは、例えば一定の人たちが会場を長期にわたって押さえてある。それに住民の方々が申し込みにくいという状況が続いております。これに対して住民は反対をしているのでありまして、その料金がどうのこうのと言っていることではないと思っております。今、金田議員がおっしゃったことについても、ちゃんと減免制度もありますし、住民は十分妥当な金額であると思います。例えば、営利目的の団体であるとか、そういう方たちが使うということに対しては料金をもっと検討すべきではないかというような意見も出ましたので、この件については執行部も今後料金について検討をしていくということにしておりますので、その推移を見守っていきたいと思います。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（大田黒英生君） 次に、修正に賛成、原案に反対の討論はありませんか。鈴木ムツヨさん。

○5番（鈴木ムツヨさん） 私は、議案第16号の修正案に対して賛成の立場を表明いたします。

先ほども申し上げましたように、公民館の目的等も話させていただきました。16号はオークス広場です。オークス広場は、地域の中心の中でありまして、いろんな方が使われています。大きな団体もあれば、小さな団体もありますし、それぞれがお金を払っているわけですが、値上げになると先ほども申し上げましたように活動が縮小していくということが考えられます。そしてまた、町長が施政方針の中で言われました地域力ということですので、地域の皆様と本当にこれからしっかりと手を携

えて町政もやっていかなければならないのではないかというふうに思われますので、今、オークス広場を使われている人たちの活動というものが地域力にもつながってきているというふうに思っております。議員皆さん、各位のご賛同をどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大田黒英生君） 次に、修正案に反対、原案に賛成の討論はありませんか。

次に、修正案の賛成、原案に反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） ほかに討論なしと認めます。

しばらく休憩いたします。午後1時5分より開会します。

午後0時04分 休憩

△

午後1時05分 再開

○議長（大田黒英生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、議案第17号から議案第34号までを議題とします。討論はありませんか。荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 議案第26号、27号、31号、33号の4件について反対の立場から討論を行います。

まず、議案第26号、平成22年度大津町一般会計予算についてであります。反対の理由の1つは、公民館の使用料の値上げが盛り込まれていること、また老人ホームの民間移譲に関する委員の手当が予算化されていることとあります。民間になると、設備がよくなって1人部屋になって入居者が、希望者が増える。これは当然のこととあります。ですから、公立のままでもそういう施設を、改善を進めれば、当然入居者が増えることは予想されることだと思います。また、毎年反対をしておりますが、人権対策関係の団体補助金、役員手当は確かに減額がなされてまいりましたが、いつも言っておりますが、人権を人に語るのとありますならば、自ら襟を正して、特に個人に支給される活動費等は自ら返上をして、そういう人権活動であってこそ多くの町民の方に理解がなされるものと思います。また、保育予算も計上されておりますが、町の保育料が高い方に横並びをしております。子育て日本一の看板を掲げる以上は、せめて菊池郡市で一番保育料が安くなって、子育て中のお父さん、お母さんが大いに評価をするような、そういう予算措置を求めるものであります。

次に、議案第27号の国民健康保険特別会計予算であります。ご承知のように、保険料を滞納しますと資格証明書や短期証明書でこうした罰則規定が実行されております。また、窓口負担も相変わらず3割と。これは、ひとえに国の予算減額措置の結果が多分にございますが、少なくともすべての人に健康保険証はきちんと渡して、安心して医療にかかれるような、そういう制度に改善をするべきだと思います。

議案第31号は、大津町介護保険特別会計予算であります。介護保険制度ができたとき、これで老後の安心が確保されると盛んに宣伝されましたが、とりわけ所得が低い人にとっては保険料だけは確実に天引きがされ、3年毎に保険料が値上げがなされております。これからまさに団塊の世代がどんどん増えていけば、当然、まさに何十年も前から高齢者が増えることは予想がついたわけなのに、

とにかく制度をつくってどんどん値上げをしていく。保険料だけ取られて、低所得者は十分な介護のサービスを我慢せざるを得ないという状況があることを私は告発をしておきたいと思います。

議案第33号の22年度大津町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。この制度は先の総選挙で現在政権を担っている民主党が政権を執ったら即座に廃止をするという公約を掲げてきた制度であります。野党の時代は、一緒に廃止法案まで出し、提出をし、参議院で可決をされておきながら、政権を執った途端、この問題をうやむやにしている。この制度を残していくと、今度は65歳以上までこの現代の姥捨て山制度を、まさに入山年齢を引き下げるという計画まで出されております。保険料も2年置きに、今回、若干とはいえ値上げがなされております。制度そのものが選挙目当てで9割軽減などの措置がなされておりますが、制度の中そのものは、高齢者の人口が増えれば増えるほど、また高齢者の医療費が増えるほど、自動的に高齢者の保険料が際限なく値上げをされていくという仕組みになっております。また、別保険にして、医療の制限まで加えるという高齢者を、お年寄りを大切にするという、人間本来のあり方からして見過ごしにできない制度だと思えます。

以上の点から、4つの議案に対して反対討論といたします。

○議長（大田黒英生君） ほかに討論はありませんか。永田和彦君。

○12番（永田和彦君） 議案第26号、27号、31号、33号について、賛成の立場から討論をいたします。

まず、26号の一般会計予算について、今の反対討論、その前段でいろいろありましたが、使用料、公民館の使用料、老人ホームの手当、人権団体への補助という形で反対が出ておりますが、やはりこの私も委員会で審議した結果の使用料の適当であるという部分、それとまた老人ホーム、これの民間委託ということにつきましても、この特に老人ホームにつきましては、究極の独立採算であると、税の手を借りない、そういった形です、施設運営をしてもらおうと。しかしながら、あらゆる国や県、町の稼ぎであるそういった税収は、やはりその入所者に対してなくなるわけではありません。この独立採算してもらおうという形は、かねて自民党時代も民間でできることは民間でという形で、PFI、プライベート・ファイナンス・イニシアチブとか、そういった形で進めてまいりました。大きな政府から小さな政府を目指す。そしてまた民間活用をすることによって、新たな産業が活性化して、福祉政策も活性化して、雇用創出につながる可能性というのも考えられるのではないかと。そしてまた、人権団体の補助、こういった形を見ても、減額はされております。一遍にどんと無くすわけではなくて、やはり本当に人権侵害を受けた方々、未だに受けている方々とか、そういった方々もおられます。ですから、そういった活動というのは必要だと思えます。個人にいく場合もあるかもしれませんが、仕事をしながらでは無理がある活動、いろんなものがありますし、そういったことを勧告した結果、予算は妥当であると考えられます。

そして、また27号、31号につきましては、やはりこれは相互扶助の問題も出てくるかと思えます。やはり、国民皆保険制度を維持するためには、こういった形でいろんな試行錯誤を繰り返しながらいい制度に組み立てていくと。まだこれが完璧な制度とは私も思いません。しかしながら、今できることを問題視して、それを解決していくと、今はこういった形が妥当であるということになるかと

思います。このことにつきましても、保険料は払う、しかしながら病気一つしたことがない、そんな方もたくさんおられますし、それでも保険料はきちんと払っておられる。そしてまた、一般財源からの補てんもされており、繰り出しもされておりますので、全体の納税者の方々の協力も得ているというような複雑な予算の絡みもありますが、やはり国全体で皆保険をしていかなければならないということが考えられますので、やはり今現在は、この国保の形、介護の形、この制度の形というのは妥当であると考えられます。

そしてまた、33号の後期高齢者、私もこのことについては名前が非常に気に入らないと。人間に、もう終わりかのごとく、もう高齢で後期だというのは、これは妥当ではないと思われまます。しかしながら、内容とすれば、やはり高齢者の方々をきちんと制度で守ると、そういった制度にはなっていると思います。眼前の料金だけ見れば、高くなったとか言われるかもしれませんが、そういった医療や介護、いろんなものは、やはり高額でなければお医者さんになる人もいない、その看護師になる人もいないという状況がありますので、そういった運営にもきちんと配慮してこういった制度はできておりますので、妥当であると考えられます。

ですから、26号、27号、31号、33号につきましては、賛成の立場から討論するものであります。

議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（大田黒英生君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

まず、議案第11号大津町税特別措置条例の全部を改正する条例の制定についてを採決します。この採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、議案第11号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号、特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大田黒英生君） 起立多数です。したがって、議案第12号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号 大津町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、議案第13号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号、大津町収入証紙条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、議案第14号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号、大津町公民館条例の一部を改正する条例についてを採決します。採決は、修正案から先に行います。

まず、本案に対する荒木俊彦君ほか1名から提出された修正案について、起立によって採決します。荒木俊彦君ほか1名から提出されました本修正案に賛成の方はご起立願います。

〔起立少数〕

○議 長（大田黒英生君） 起立少数です。したがって、議案第15号の修正案は、否決されました。

それでは、議案第15号、大津町公民館条例の一部を改正する条例についての原案を採決します。この採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議 長（大田黒英生君） 起立多数です。したがって、議案第15号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号、大津町町民交流施設条例の一部を改正する条例についてを採決します。採決は、修正案から先に行います。

まず、本案に対する荒木俊彦君ほか1名から提出された修正案について、起立によって採決します。本修正案に賛成の方はご起立願います。

〔起立少数〕

○議 長（大田黒英生君） 起立少数です。したがって、議案第16号の修正案は、否決されました。

議案第16号、大津町町民交流施設条例の一部を改正する条例についての原案を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議 長（大田黒英生君） 起立多数です。したがって、議案第16号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号、大津町町民集会所条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定する

ことに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、議案第17号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号、大津町廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、議案第18号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号、大津町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、議案第19号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号、大津町工場設置奨励条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、議案第20号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号、大津町立公園条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、議案第21号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号、大津町生きがい対応型デイサービス手数料徴収条例等を廃止する条例についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、議案第22号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号、町道の路線廃止についてから、議案第25号、西原村村道の路線認定に伴う

承諾についてまでの3件を一括して採決します。この採決は簡易表決にて行います。

お諮りします。各議案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第23号から議案第25号までの3件は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号、平成22年度大津町一般会計予算についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する各委員長の報告は可決です。各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大田黒英生君） 起立多数です。したがって、議案第26号は各委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号、平成22年度大津町国民健康保険特別会計予算についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大田黒英生君） 起立多数です。したがって、議案第27号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号、平成22年度大津町老人保健特別会計予算についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、議案第28号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号、平成22年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理处分事務受託特別会計予算について及び議案第30号、平成22年度大津町公共下水道特別会計予算についての2件を採決します。この採決は簡易表決にて行います。

お諮りします。各議案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第29号及び議案第30号の2件は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第31号、平成22年度大津町介護保険特別会計予算についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大田黒英生君） 起立多数です。したがって、議案第31号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第32号、平成22年度大津町農業集落排水特別会計予算についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、議案第32号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第33号、平成22年度大津町後期高齢者医療特別会計予算についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大田黒英生君） 起立多数です。したがって、議案第33号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第34号、平成22年度大津町工業用水道事業会計予算についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、議案第34号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、請願・陳情を採決します。請願・陳情審査報告書は、議席に配付のとおりです。

請願第1号、外国人地方参政権付与法案提出に反対する意見書採択を要望する請願書についてを採択します。

この採択は起立によって行います。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大田黒英生君） 起立多数です。したがって、請願第1号、外国人地方参政権付与法案提出に反対する意見書採択を要望する請願書については、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第1号、核兵器の廃絶と恒久平和実現に関する意見書の決議についてを採択します。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、陳情第1号、核兵器の廃絶と恒久平和実現に

関する意見書の決議については、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

日程第3 委員会の閉会中の継続調査申出書について

- 議長（大田黒英生君） 日程第3、委員会の閉会中の継続調査申出書についてを議題とします。
各委員長から、議席に配付しました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出がっております。
お諮りします。各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることにご異議ありませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕
- 議長（大田黒英生君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査することに決定しました。

日程第4 発議第1号 永住外国人に対する地方参政権付与の法制化に反対する 意見書の提出について

- 議長（大田黒英生君） 日程第4、発議第1号、永住外国人に対する地方参政権付与の法制化に反対する意見書の提出についてを議題とします。提出者の趣旨説明を求めます。
発議第1号、提出者、石原大成君。
- 10番（石原大成君） こんにちは。発議第1号、案文の朗読をもって趣旨説明に代えさせていただきます。
- 永住外国人に対する地方参政権付与の法制化に反対する意見書（案）
- 民主党は、先の総選挙で掲げたマニフェストに掲載されていない「永住外国人に対する地方参政権の付与」について、法案を提出することを表明し、外国人の地方参政権に関する問題がクローズアップされているが、なぜ今、唐突にこの問題が提起されるのか不可解である。
- 我が国には永住権を持つ外国人が約91万人生活しているが、「永住外国人は地域に密接な関係を持つに至っており、地方公共団体の意思決定に参加させるべきである」という考えから、永住外国人に地方参政権を付与しようとする動きがある。
- しかしながら、日本国憲法第15条では、「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である」と規定され、また、第93条第2項では、「地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する」と規定されている。この「住民」の解釈として、平成7年2月28日の最高裁判所判例は、「地方公共団体の区域内に住所を有する日本国民を意味する者と解するのが相当である」としている。したがって、日本国民ではない永住外国人に対し、地方公共団体の長及び議会の議員の選挙権を付与することは、憲法上問題があると言わざるを得ない。
- 一方、国籍法第4条では、「外国人は、帰化によって、日本の国籍を取得することができる」と規定され、永住外国人が、憲法に基づく参政権を取得するためには、この国籍法に定める帰化によるべき

ものと考える。

よって、国におかれては、永住外国人に対する地方参政権付与に関する法律を制定することのないよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年3月23日、大津町議会議長大田黒英生。

衆議院議長横路孝弘様、ほか記載のとおりです。

議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（大田黒英生君） 以上で、提出者の趣旨説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 私は、この永住外国人に対する地方参政権付与の法制化に反対する意見書に対して、反対の立場から討論を行います。

まず、今回の案文であります。永住外国人の数は60万人以上とかいろいろ解釈があつておりますが、解釈によって人数がかなり前後しているようであります。この反対の理由として、平成7年2月28日の最高裁判所判例が出されておりますが、この最高裁の判決は、判決文の前半の部分で、確かにこのとおりの判例が出されているようであります。選挙権は憲法上、在留外国人には及ばないと述べているところであります。しかし、この判決文は後半がございます。民主主義社会における地方自治の重要性に鑑み、住民の日常生活に密接な関連を有する公共的事務は、その地方の住民の意思に基づいて地方公共団体が処理することとされており、永住外国人者にも、その意思を地方公共団体に反映させるための参政権を法律で付与することは、憲法上禁止されているものではない、これが後半の部分であります。つまりこの判例では、憲法解釈は永住外国人に対して選挙権を与えなければならぬとは言っておりませんが、与えてはならないとも言っていないということであります。選挙権を与えるかどうか、国の立法政策に関わる事柄だというのが最高裁判所の判決文全体の言わんとしているところであります。

また、国際的には外国人の参政権を認めている国もたくさんあるようであります。イギリス、フランス、ドイツ、イタリア、またカナダあたりも州によって付与されているところもあるそうであります。今日国際化、片方ではグローバル化、グローバル化と言っておきながら、一定の基準は必要でありましょうが、こうした永住外国人に対して参政権の付与は、もはや時代が求めていることではないでしょうか。もちろん、立候補する権利、被選挙権までは出されていないわけですから、投票する権利だけありますので、これだけの日本がですね、国際社会に対して胸を張って国際社会に発言できるためにも、参政権の付与は当然ではなかろうかと思えます。そういう意味から、この意見書に反対をするものであります。

以上です。

○議長（大田黒英生君） ほかにありませんか。松永幸久君。

○13番（松永幸久君） こんにちは。私は、発議第1号、永住外国人の地方参政権付与の法制化に対して反対する意見書について、賛成の立場から討論をいたします。

鳩山政権は、永住外国人に対して地方参政権を認める法案の提出を検討しておるわけですが、この法案の問題点につきましては、先ほど趣旨説明の中でもありましたけれども、外国人の参政権については憲法違反だと言われる方もいらっしゃいます。また、納税やインフラサービス実施や治安等の地域貢献を理由に賛成だという方もおられる中で、日本大学の百道教授の話では、先ほど反対の討論もありましたが、憲法第15条1項の参政権は国民固有の権利とある。固有とは、だけという意味だ。日本の国民のみに与えられなければならない、あくまでも国籍の有無が前提とのこと。また東京大学の芦辺教授が憲法第93条2項には、地方自治体の長や議員は国民ではなく、住民が選挙するとあるから、住民の中に外国人を入れてもいいと部分的な許容説を説いておりましたけれども、先ほどの最高裁の判決の件でありましたが、この平成7年の最高裁判決では、これを完全に否定しております。本論の判決では、日本の国民のみが有する権利、先ほどの憲法15条11項を前提として、国と地方は分けられないは、しかも憲法第93条2項の住民とは、日本国民を意味すると述べております。まぎれもなく外国人参政権は憲法違反だと思われます。また、拓殖大学の教授、客員教授の・・・氏の話によりますと、この方は元々在日外国人でありまして、中国の四川省に生まれ、北京大学を卒業後、神戸大学大学院博士課程修了後、現在に至っておられるわけですが、平成19年に日本に帰化し、日本国民になったとのこと。この方は、次のようなことをお話しされております。外国人に参政権を付与には絶対反対をする。国政でも地方でも生涯にわたり日本という国家と生涯ともにする覚悟がない外国人は参政権を与えるなど外だというふうに言っておられます。外国人永住者は帰化しようと思えば大体帰化できる。でも、彼ら帰化しないという選択をして、日本という国家と運命を共にしないと意思表示をしたと言っておられました。だから、参政権を与えるべきではないというふうにこの方が言っておられますが、日本も国際情勢から見ても基本戦略に大きな影響を及ぼすというふうに思われます。外国人参政権を与えれば、本国の意向を受けて地方の選挙を左右する、例えば、今、日本は最南端の与那国島、またこの領有権問題で尖閣諸島まで150キロと、中国の調査船が頻繁に目撃をされております。この与那国島での町長選で中国の脅威を除くために自衛隊の誘致を呼びかけた候補者が516票対619票で対立候補との差がわずか103票であったということがあります。本国の意向に対する永住外国人が100人程度いけば、当落を覆すことができるというわけであります。今、高齢化、過疎化が進む地域において、永住外国人の方たちがどんどん入ってきて、特定の国の意向によって政策が左右されるというようなことになりかねないというふうに思われます。参考までに、日本で生活する外国人のうち永住資格を持った人口は、先ほどありましたように91万人であり、現在も日本国籍を取得していない特別永住者の人口は約42万人で、それ以外の方が49万人、この方たちが一般永住者であるわけです。そのうち、中国の方が約14万5千人でトップであり、現在も毎年1万人ずつ増加しており、配偶者や家族を含めると10年で30万から40万人に達するというふうに言われております。皆様方も北京五輪の長野の聖火リレーのあの異様な風景をご覧

になったと思いますが、多くの在日の中国人の方たちが中国の国旗を掲げて自発的に集まったのでしょうか。あれは、チベットの弾圧で国際的な非難を浴びた中国政府が国際イメージを操作するために日本各地に中国人留学生を一斉に動員したのではないかというふうに言われております。

このように心配されることが多々あるわけであります。

そこで、この案については慎重に検討をされるべきではないかというふうに思われます。よって、私はこの永住外国人への地方参政権の付与については、この反対の意見書に賛成を表明するものであります。ただ、お断りいたしておきますが、私は外国人の人たちを排除する思想家では全くありません。隣国はもとより、世界の人たちと仲良く、また世界平和を願うものであります。議員各位のご賛同をよろしく願いいたします。

○議 長（大田黒英生君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大田黒英生君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、採決を行います。発議第1号、永住外国人に対する地方参政権付与の法制化に反対する意見書の提出についてを採決します。この採決は起立によって行います。発議第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議 長（大田黒英生君） 起立多数です。したがって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

日程第5 発議第2号 「ヒロシマ・ナガサキ議定書」のNPT再検討会議での採択に向けた取り組みを求める意見書の提出について

○議 長（大田黒英生君） 日程第5、発議第2号、「ヒロシマ・ナガサキ議定書」のNPT再検討会議での採択に向けた取り組みを求める意見書の提出についてを議題とします。提出者の趣旨説明を求めます。

発議第2号、提出者、大塚龍一郎君。

○6番（大塚龍一郎君） 発議第2号、案文の朗読をもって趣旨説明に代えさせていただきます。

「ヒロシマ・ナガサキ議定書」のNPT再検討会議での採択に向けた取組を求める意見書
人類史上最初の原始爆弾の惨禍を経験した広島市は、この悲劇が再び起きることがないように、全世界に対し、一貫して核兵器の廃絶と世界恒久平和の実現を訴え続けてきました。

本年4月のオバマ米国大統領の「核兵器のない世界」に向けた演説以降、米国とロシアとの第一次戦略兵器削減条約（START I）の後継条約の交渉開始、核不拡散・核軍縮に関する国連安全保障理事会首脳級会合における全会一致での決議の採択、同会合での鳩山総理の核兵器廃絶の先頭に立つとの決意表明、我が国が米国などと共同提案した核軍縮決議案の国連総会での圧倒的多数の賛成を得ての採択など、核兵器廃絶に向けた世界的な流れは加速しています。

こうした歴史的な流れをさらに確実なものとし、核兵器廃絶を早期に実現するためには、明確な期

限を定めて核保有国を初め各国政府が核兵器廃絶に取り組む必要があります。

このため、広島・長崎両市と世界の3千396都市が加盟する平和市長会議では、2020年までに核兵器を廃絶するための具体的な道筋を示した「ヒロシマ・ナガサキ議定書」が2010年のNP T再検討会議で採択されることを目指しています。

よって、国会及び政府におかれては、「ヒロシマ・ナガサキ議定書」の趣旨に賛同し、2010年のNP T再検討会議において同議定書を議題として提案していただくとともに、その採択に向け、核保有国を初めとする各国政府に働き掛けていただくよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成22年3月23日、大津町議会議長大田黒英生。

衆議院議長横路孝弘様、ほか記載のとおりです。

議員各位にご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議 長（大田黒英生君） 以上で、提出者の趣旨説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。永田和彦君。

○12番（永田和彦君） 発議第2号につきまして、反対の立場から討論を行います。

私は核のない人類にすることは反対ではないんです。この発議の問題点というものを考えてみました。今、我々がすべきことは、やはり景気回復、これを一番に考えたいと。この景気回復とこの発議の密接な関係が考えられます。もはや内需拡大、死後に等しい、外需頼みの日本になってきているのは確かであります。そして今、好景気を誇るのは、アジアの中でも中国を中心とした部分であります。ということは、私はこの意見書で鳩山総理のこの中の前段にありますが、核兵器廃絶の先頭に立つとの決意表明と、我が国が米国などと共同提案した核軍縮決議案の国連会議、国連総会での圧倒的多数の賛成を経ての採択など、核兵器廃絶に向けた世界的な流れは加速していると、これで十分だと私は思うんです。それ以上の追い打ちをかけるようなことをやりすぎたならば、やはり中国や保有国ですね、核の、保有国自体が危険な状態になりはしないかなと。日本の製品は買うなど、我々も引くところは引いている、すべきことはしている。しかしながら、世界的な軍事バランスがある。いろんなことが想定されるんです。ですから、ここは外交によってその外需やこういった危険を伴う核兵器、そういったものの廃絶、国家レベルで調整をしていただき、地方から勝手に騒ぎ立てるのは、私はよくないと思います。そのために、国政選挙で清き一票を我々は入れていると思います。実際、核保有国の中には、お隣北朝鮮も持っております。しかしながら、北朝鮮、レアメタルの宝庫だと言います。これからの経済発展には欠かせない鉱山を持っている。中国の経済に対する日本の影響を強く持って、そして景気回復につなげる。私は、ここが重要なポイントとっておりますので、過ぎたるは及ばざるがごとしにならないように、我々もその意思を統一して出るところと引くところと申しますか、そういった調整を我々もやるべきではないでしょうか。あまりに騒ぎ立てるのはよくない。私も、誕

生日が長崎原爆記念日の8月9日でありまして、強く原爆のことについて考える1人です。長崎・広島に行って資料館あたりも行くたびに、行くたびにありませんが、ちょくちょく訪れます。そして、悲惨な核の実態を目にして、二度とこういったことは起こしてはいけないと思う1人ですが、この意見書は絶対的な抑止力を持つわけでもない。意思を表明したいのはわかりますが、総じて全体的なバランス、景気回復、皆さんが苦しんでおられるのを回復するのを早めるためには、逆に政府も動きやすい状況にしとく方が、私は国家のためになると、そういうふうに思います。総理もそういった発言をして、被爆国ということを出して戦っておられますので、ここはひとつ国家レベルの采配に任せたい。そして、景気回復につなげる。このシナリオがよかろうと私は考えます。

以上のような観点から、この発議に対しては反対の立場を表明いたします。議員各位のご賛同のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議 長（大田黒英生君） ほかに討論はありませんか。荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 発議されました発議第2号ですが、もともと陳情者は広島市長、長崎市長のお二方です。いずれも世界で初めて原子爆弾が投下された、その市民を代表したお二人の市長さんからの陳情であります。先ほどの討論で、国家の利益のためよかれということで反対をするということでしたが、これまで東西冷戦、あるいは過去の戦争は、いずれも国家のためということで引き起こされてまいりました。しかし、この意見書は、単なる戦争の問題ではありません。核兵器をなくしていく、そういう世界を目指すかどうかということに限られているわけです。ですから、あらゆる国家の考え方、あらゆる個人の考え方を脇に置いて、核兵器というのは、まさにこの地球が、人間が地球上で生きていく、生存していくためには、核兵器と共存はできないと。どこかで、まかり間違っても核兵器がつかわれでもしたら、それこそ地球が滅びかねないという問題だと思えます。ですから、国家の利益のためとか、あるいは経済取引の駆け引きにこの問題は天秤に掛ける問題ではないと思えます。そういう意味で、世界最大の軍事大国でありますアメリカのオバマ大統領が、まさに初めて核兵器廃絶の、そういう世界を目指すという絶好の機会となっております。もし中国がそれに反発をするようであれば、それは中国こそが世界各国から大きな非難を浴びることになると思えます。

以上の点から、この意見書を採択すべきであるということで、賛成討論といたしたいと思えます。

○議 長（大田黒英生君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大田黒英生君） ほかに討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、採決を行います。発議第2号、「ヒロシマ・ナガサキ議定書」のNPT再検討会議での採決に向けた取り組みを求める意見書の提出についてを採決します。この採決は起立によって行います。発議第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議 長（大田黒英生君） 起立多数です。したがって、発議第2号は、原案のとおり可決されました。

しばらく、ここで休憩いたします。2時15分から始めます。

午後 2 時 0 3 分 休憩

△

午後 2 時 1 5 分 再開

○議 長（大田黒英生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

**日程第 6 議案第 3 5 号から日程第 8 同意第 2 号まで一括上程、
提案理由の説明、質疑、討論、表決**

○議 長（大田黒英生君） 日程第 6、議案第 3 5 号、大津町防災行政無線施設整備工事請負変更契約の締結について及び日程第 7、同意第 1 号、大津町副町長の選任につき同意を求めることについて、日程第 8、同意第 2 号、大津町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

お諮りします。議案第 3 5 号及び同意第 1 号及び同意第 2 号は、会議規則第 3 9 条第 2 項の規定によって、委員会付託を省略し、会議で審議を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大田黒英生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 3 5 号及び同意第 1 号及び同意第 2 号は、委員会付託を省略することに決定しました。

提案理由の説明を求めます。町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 皆さん、こんにちは。本定例会に追加提案申し上げました案件の説明の前に、一言お礼を申し上げます。本定例会にご提案申し上げましたすべての案件につきましては、ご承認、ご議決をいただき、誠にありがとうございました。議員の皆様のご指導、ご助言をよろしくお願い申し上げます。

続きまして、追加提案いたしました案件の提案理由の説明を申し上げます。

議案第 3 5 号、大津町防災行政無線施設整備工事請負変更契約の締結についてでございますが、大津町公共工事請負契約約款によって、日本無線株式会社熊本営業所所長古賀朗様と 5 9 2 万 2 千 2 7 1 円増額して 2 億 4 千 9 5 2 万 2 千 2 6 9 円で工事請負契約を締結したいと思うものでございます。議案第 3 5 号につきましては、工事変更契約の締結についてでございますので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

次に、同意第 1 号、大津町副町長の選任につき同意を求めることについてでございますが、熊本県熊本市清水新地 3-1-41、上田英典様を大津町副町長として専任いたしたいと思うものでございます。上田英典様は、長年熊本県職員として勤務されており、熊本県総務部職員課課長補佐、人権同和教育課長補佐、地域振興部政策審議員などを歴任され、行政の事務全般にわたり精通されており、大津町副町長として適任と存じます。専任につきましては、地方自治法第 1 6 2 条の規定により議会の同意を求めるものであります。

次に、同意第2号、大津町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてでございますが、現委員の田代吉人様が平成22年3月26日をもって任期満了になられますので、再度菊池郡大津町大字室1897番地、田代吉人様を教育委員会の委員として任命いたしたいと思っております。田代吉人様は、長年教諭として教育行政に尽力され、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関して造詣を持たれ、さらに識見を持たれ、さらに3期9年間教育委員会としてご活躍され、教育委員会の委員として適任と存じます。任免につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

以上、案件につきまして、提案理由の説明を申し上げましたが、ご審議の上、ご議決、ご同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、議案第35号につきましては、所管部長より詳細説明を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大田黒英生君） 総務部長首藤誠治君。

○総務部長（首藤誠治君） 今回、提案いたしました議案第35号の大津町防災行政無線施設整備工事請負変更契約の締結についてご説明を申し上げます。議案集の1、2ページと、説明資料の1ページをお願いします。議案集の2ページからご説明します。

今回の案件は、平成20年の12月17日にご議決を賜り、日本無線株式会社熊本営業所所長古賀様と2億4千359万9千998円で契約を締結し、現在、工事施工中の大津町防災行政無線施設整備工事の変更契約を締結しようとするものです。

それでは、変更内容についてご説明します。説明資料の1ページですが、1の事業名ですが、大津町防災行政無線施設整備工事です。2は工事概要で、60メガヘルツ帯デジタル方式防災行政無線施設整備です。今回、変更いたしますのは、この中の遠隔制御局装置改善一式、再送信子局、屋外拡声子局です。3の工事の変更についてですけれども、まず再送信設備の充実で、多様化した信号をよりよい状態で送信するために、デジタル化を進めているもので、デジタル信号の伝達をさらに確実にするために、再送信設備の整備も行っているところでございます。杉水地区は、地区内にNHKラジオ放送所の電波塔があり、季節のアナログ放送設備でも電波の伝達が特に厳しい箇所でありますので、設計の段階でも特に配慮をまいりました。しかしながら、デジタル無線局の免許の許可を取得後、再確認のため、デジタル電波の伝達試験を実施しましたところ、このNHKの電波塔の影響が極めて高く、予想以上に著しくデジタル電波の受信レベルが低い状態が確認されましたので、受信レベルを高め、伝達を確実にするために再送信子局設備1局を追加するものです。この変更に関する検討事項と経過ですけれども、国の九州総合通信局の調査官と協議、その指導・助言をお願いし、先ほど申しました電波伝達実験を実施いたしました。調査の方法は、大津町役場と拡声子局間、また再送信子局と拡声子局間のデジタル実験電波電解強度測定並びにメリット調査及びビットエラー調査などの調査項目です。杉水地区は、特にNHKラジオの混信が乱れ、デジタル電波の受信電圧が小林・今村地区などが低いということが電波伝達実験で確認され、九州総合通信局調査官からも改善の指示があり、その電波状況改善の整備方法について検討をまいりました。現在のアナログ方式の現状として、杉

水地区は受信のノイズは悪いが、ただ子局のアンテナの位置を高くしたりなどの考慮もしながら受信状態はあまりよくない状態に対応してきたところで、ノイズはあるもののどうにか対応ができていました。しかし、実験測定で今回のように厳しい状況が出ましたので、調査官の指示で検討したところ、再送信子局を今村地区に1局追加する今回の方法がよりよい方法であるとなったところです。工事の内容は、送信用中継装置設置、これは再送信子局の機器です。それから、さんそし八木アンテナの設備、それから設置工事で費用は再送信設備全体で452万9千90円を予定しています。

次の2の遠隔制御局装置改善についてですが、役場内の親局設備の遠隔制御局装置で、平成22年12月末までの完成の期間中、一時的にデジタル放送とアナログ放送を同時放送するために、現在、両方で放送しておりますが、遠隔制御操作卓を総務課に仮設し、その後総務課の隣にあります既設の無線室に移設する計画ですが、子局の監視、それから子局の通話、放送録音やプログラム操作などの通常の確認や全国瞬時警報システム、災害対応時における情報伝達、放送機能または録音機能をさらに充実するために総務課内にもその機能を持たせて対応したいので、遠隔制御関連装置を改善に追加するものです。地震や風水害等の待機体制や執務場所を我々の方で再検討する中で、電算室と総務課の連携機能をもっと高める必要が出てきました。総務課と電算室のどちらも災害待機防災体制の指令機能を有することとし、地震、風水害などあらゆる機器に対応したいとするものです。役場の今まで取り組みましたのは、役場が震度5弱で倒壊という想定をしておりまして、役場の倒壊時を想定する中で電算室の制御盤等の充実を中心に配置をしていますが、地震以外の災害のときは、現在の役場本体で対応しますので、台風とか、大雨時は総務課でも指令体制を取るために、その際、放送録音装置機器の配備とそのシステムの変更が必要となってくるものです。改善内容は、遠隔制御自動プログラムで操作卓回収、それから音源保存装置、これが録音装置です。それから、DVDレコーダー、併せて屋内配線工事となっております。費用は、139万3千181円となります。操作卓につきましては、システムのプログラムシステム改修、それから音源装置は通常るとき、または緊急放送の録音装置の追加改善です。DVDレコーダーは、国から様々な防災情報やデータが受信記録として送られますので、それをスクリーン等に映し出して警戒態勢をとるということとなります。

次に、説明資料の2ページをお願いします。これまで述べました変更等により、請負額を592万2千271円増額し、請負総額2億4千952万2千269円にて変更契約の締結をお願いするものです。工期については、変更はございません。工事内容で、アンダーラインの部分を変更いたします。先ほど説明しました遠隔制御局装置改善一式、それから再送信子局設備、現在外牧と源場に1局ずつ2局ですが、これに今村局を加えて3局となります。

それから、屋外拡声子局設備1局を、先ほど言いました今村の子局を再送信子局と兼用させますので、この子局が1つ減って68局から67局に変更するものです。

以上、よろしくをお願いします。

○議長（大田黒英生君） これで、提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。永田和彦君。

○12番（永田和彦君） 議案第35号について質疑いたします。

今、説明を受けてですね、設計の方法があいまいで進んだから、こういう結果になったのではないかなど。結局、デジタル無線設備を持ってくるのに綿密なる計算ができあがってないということになりはしないか。そういうことで、増加分の600万円弱あたりが増加させられたのではないかなど。こういった設計変更が一番迷惑でありまして、予想外のこれは支出になりますね。しかも、もう既に平成20年度12月からですよ、もうこの計画に取り掛かっておるということで、もうここは途中で判明したからといって、途中でいやだということができないがちがちの状態ではないかなどということが考えられます。それとですね、デジタルの無線局の免許の許可を取得後ということで、この説明に書いてありますが、私はこのことについてちょっと不審に思いますが、実際今、我々が、ほとんどの人が持っている携帯電話、これというのはデジタル伝送なんです。携帯電話各社というのは、すべからく送受信ができるように、日ごろからいつも電波の感度というものを各地区で図っているのではないかなど。そして、日本全国どこでもカバーしましたよというのを売りにしたいもので、そういった形で携帯電話各種あたりとの連携あたりをきちんとできていれば、こういったことも事前に判明して、よりよき機器の選択なんなりができたのではないかなどということも考えられますので、全く設計があまかったのではないかなどというふうに思います。

それとですね、同意第1号についての質疑であります、この方ですね、身分が私にはまだよく理解できない。いろんなところを渡り歩いておられますが、これは県の小型版天下りの繰り返しではないのでしょうか。どうもわからないんですよ。いろんなところに行かれたということは、非常にこの人は豪腕で、例えばその会社再建みたいな形ですね、この人が行くと引き締まっていい状況になるようなお助けマンみたいな、そういった方なのか。それとも逆に、物にならぬということで、もう数年ずつしかおらん。そして退職金ばかり懐に入れて逃げていくというような身分なのか、わかりません。どういう状況で、もしうちに来られた場合は退職金もまたもらっていかれるのか、そういった経費のこと。そういったところがどういうふうになっているか、そういったところもお聞きしたいと思います。質疑です。

○議長（大田黒英生君） 総務部長首藤誠治君。

○総務部長（首藤誠治君） 永田議員のご質疑にお答えします。

防災無線に関しましては、私どもも随分注意をしながら進めたところですよ。うちの町の担当や町の技術者も、また総務課、都市計画課も含めて検討しながら、設計段階からこの辺については注意をしながらですね、十分検討したところで、先ほど申しましたように、現在、役場本体のアンテナと、それから外牧の再送信子局、外牧に1局ですね、それから源場に再送信子局を一応決める際にも、どこにこの再送信子局を設置した方がいいかということで随分調査をしながらですね、考えてきたところですよ。それで、先ほど現在仮免許をいただいて試験電波を実際に送信してみたところ、空中線のことでありますので、実際に行ったところ、どうしてもレベルが取れなかったもので、検討は重ねて取り組んできたところですよけれども、その辺についてご理解をいただきたいと思います。ぜひ私どもも杉水地区の皆さんに良好な電波を届けて安心・安全なまちづくりをすることは大変大事なことでと思っていますので、今村地区に再送信子局を付けた方がよいという結論を導いたところですよ。ご理解をお

願いたいと思います。

次に、副町長の件になりますけれども、身分については地方自治法の166条なんですけれども、副知事または副市町長ですね、については、兼職の禁止がうたわれております。町の職員、それから県職員ですね、については常勤の兼職をすることができないということで、今回市町村の要請に応じて大津町に来られる形になりますが、県庁については、退職という形を取られます。町の特別職ということで採用になると思います。それで、退職になられて大津町に来られる形になりますけれども、これは自治体からの要請によって来ていただくことで、いわゆる県庁に復職前提の退職という形で来られることとなります。県庁には、退職されて県庁に復帰する場合の規定がありまして、大津町を今度は副町長の期間を終えられて県に帰れる場合の規定があります。新たに試験を受けなくても採用されるよというようなことの規定がありますので、その規定によって行われると思います。退職金については、県庁を今回退職される形ですけれども、退職金の支給はありません。ただ、大津町に勤務されている期間については、最終的な退職手当の期間には含むということになると思います。

以上であります。

○議長（大田黒英生君） 永田和彦君。

○12番（永田和彦君） 追加議案の35号ですね、についてであります。努力したというのはわかるんですよ。努力せんだったら、もうそこにおってもらったら困りますので、そういった意味じゃありません。その計画のやり方が間違つとるとじゃないかということですよ。結果として600万円の増額になったじゃないですか。結果なんですよ。途中の経緯は悪かったということは認められないのかということですよ。ですから、こういったものを計画するときには、もう少し計画をするための人材を集めたり、こういったですね、私が腹立たしいのは、これは無線の会社が引き受けるときにわからなかったのかなと思うんですね。こういった技術を持ち合わせてないところを指名競争したりとか、やったんじゃないかなと思ってしまうわけですよ。ですから、責任というのはあくまでも町の責任なのか、こういった、請け負ってからそれから追加をお願いするような業者が責任があるのか。そういった点ですね。だから、計画について、そういった計画でこの計画が出たけれども、今後のこういった計画については、やはりその幅広い知識が求められる計画でしょうから、そういった人材をまず確保してすとか。だって、私が今言って、この携帯電話のことを言いましたけれども、これはたった今考えたことなんですよ。たった今、私はこれ見て、携帯電話は無線電話じゃないかと、デジタル無線じゃないかと考えたことなんです。こういったことが出ないこと自体が、やはり甘かったんじゃないかなということですよ。結果が町民に対してマイナスになるということは、よくない結果だなということで質疑なんです。再度、この計画ですね、について甘かったのではないかということについて再度質疑したいと思います。

それと、副町長の選任について、地方公務員法あたりを私も見ておりますのでそれはわかります。しかしながら、この方は何カ所ですか、その財団に行ったりとか、八代に行ったりされていますね。こういったところですよ、この人は多額の退職金を手にしていると、途中途中でですよ。県職ですつといった場合は、途中の退職金なんかはないわけですよ。しかしながら、久木野に行ったりとか、

八代に行ったりとかしたときに、やっぱりそういった身分で退職金をそこで、多大なる税金をもらったという理解でよろしいんですね。ということは、これは私はわかりませんが、だから質疑なんですけど、ということは、もう今現在、普通の県職で入られて、ずっと県庁の中におられた方々よりも別のそういったものをもらっていると理解してよろしいのでしょうか。

○議 長（大田黒英生君） 総務部長首藤誠治君。

○総務部長（首藤誠治君） 永田議員の再質疑にお答えします。

今回、590万円という金額の変更をさせていただくことで提案しているんですけども、これについては町が設計をして、それに基づいて工事をお願いしているところで、町の判断で途中でありますけれども、こういう方法を取った方がいいということで考えたものです。ご指摘のとおり、最初なりの計画がですね、甘かったのではないかということについては、確かにそういうふうに思うところもありますし、町民の皆さんにもご迷惑を掛けたんじゃないかと思えます。この改善については、ぜひ取り組ませていただいて、杉水地区や全庁的に電波がきちんと、強い電波がですね、届けられますように努力したいというふうに思っております。

また、様々な意見を聞けということでもありますし、幅広い人材とか、相談や指導等も今後の工事等についてはですね、受けていくべきだろうというふうに考えています。

それから、退職金の話ですけども、先ほどちょっと私、説明が悪かったのかなというふうに思いましたが、それぞれ出向とか派遣とかで出られておりますけれども、その都度退職金等は出てないというふうに考えております。今回、大津町に来られた任期終了後も、その分の退職金を出すことはありません。

○議 長（大田黒英生君） ほかに質疑はありませんか。荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 同僚議員に続きまして、ただいま質疑がありました最初の第35号についてまずお尋ねをいたしますが、今回のこの契約がですね、元々2億4千万円台という多額な契約であります。そのうち約600万円の変更だから大したことはないという、本当に600万円増えるか、減るかというのは、もう公民館の手数料はタダにしてもいいという意見が出るほどであります。それですね、杉水にNHKの電波塔があるというのは、これが相当強力であるというのは世間の常識になっております。ですからですね、最初設計をやった、多分設計も委託したんでしょう。そうなりますと、その設計業者の責任も問われなきゃいかんということになります。それが1つ。

それから、当然予想されるこのできてみらにやわからんというような契約では、やっぱり困ると思います。これだけ多額の契約ですから。ですから、2億数千万円の工事でありますから、完成したときにこれだけの能力は保証されなければならないという、そういう確約を取っておかないとこういう事態が当然発生する。いわゆる想定内ですよね、これは本来は。それを想定していなかったというのは、どこかにやっぱり間違いがあったと。じゃ、一体誰が責任を取るのかというのをですね、ちょっとここでやっぱりはっきりさせとかんといけないのではなからうかと思しますので、その疑義についてお尋ねをいたしたいと思えます。

それから、副町長等の選任の件であります。ただいまの答弁で地方自治法第166条で一旦退職

して、また復職ができる。もし4年間やってですね、副町長をやってみなきゃわからんというような面もあるかと思いますが、4年やって、これはだめだということで帰っていただくということで、そういうことでいいのかなど。まだこの人は我々、私より若い54歳ですか、4年やってだめだったといたら58歳でまた県庁に戻るわけでしょう。それでは、本当にこの大津町に骨を埋める、大津町のために懸命に働くというのは、どうも伝わってこない、決意が見られないと思いますけれども、4年やってだめだったら復職するという、この復職の根拠はどうなっているんですか、お尋ねをします。

それからもう1点、教育委員の再任の件であります。私は人事でこういった質疑をしたことは、まずないと思いますけれども、この田代吉人さん、個人的にも存じ上げて、確かに尊敬に値する方だと思います。しかしながら、この方は例の大津中学校の敷地が宅地開発業者に無償提供されようとしたときの教育委員長であったはずであります。当時の教育長は、もう既に退職をされました。本来であれば、教育委員長のこの田代さんはそのとき責任を取って私は辞められるのかなどと思っていましたけれども、続けられてきたわけです。今度、辞められるだろうと思ったら、今度はまた再任ということですが、その中学校問題でこの方は委員長をしながら、何ら責任の所在を言われておりません。教育長は確か、まちづくり基本条例に反していたということで反省の言葉を伺いましたが、この教育委員長であられる田代さんは、そのことについては、何かどこかの場所できちんと触れられたことがあるのでしょうか、お尋ねをします。

○議長（大田黒英生君） 総務部長首藤誠治君。

○総務部長（首藤誠治君） 荒木議員の質疑にお答えします。

先ほどちょっと2億4千万円の600万円だからというようなお話がありましたけれども、私自身も大変多額の金額だと認識はしております。それから、設計ですけれども、設計委託をお願いをして、結果をいただいております。それをそのままということ、それを町の担当技術者の方で精査をして、先ほど言いましたように本局アンテナと再送信のための外牧・源場の場所を選定したのは町の方であります。様々な場所から、町がこの位置が一番町内全域を2つの再送信子局でカバーできると判断をして町がしたものでありますので、その辺ご理解をいただきたいと思います。

それから、副町長の件ですけれども、基本的には町が県に要請をして、町の要請により来ていただくものでありまして、退職をされて来られるということで申しましたが、県職員に復帰する、帰る方式については、県職員の任用に関する規則ということで県では決められております。現在、県の方から各市町村の副市長さん、副町長さんに採用というか、認定をされていかれていますが、その方式と同じ形になります。退職されて、町で採用して、その後、県に帰られるときには新たに試験を受けなくても県の方に採用されるという方式が決められておりますので、根拠はその点になります。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 35号関係等についてもいろいろ問題点もあろうかと思いますが、十分今後変更契約関連等についてはないように指導を徹底的にやっていきたいというふうに思っております。今回については、大変町民の税金につきまして安易に考えた点があったかもしれませんけれど

も、十分反省しながら今後にそのようなことがないように指導を徹底的にやっていきたいというふうに思っております。

それから、副町長の件でございますけれども、今、県の方ともいろいろ職員の人事交流なりいろいろやらせていただいております。もう大津町からもいろいろと勉強なりなんなり行っておりますけれども、その件につきましても議員おっしゃるように、今、総務部長が言ったように、県の人事任用の要綱関連等に基づいて来ていただいておりますけれども、彼の場合につきましても、我々の大津町の今後のいろんな課題事項があります。行財政改革が17年度から21年度で一応終わる予定でございますけれども、後期についても今後しっかりとやっていかなくちやならない。その中におきまして、我々としては彼に財政面とかいろんな形で、その手腕をしっかりと発揮して、職員の指導にあたってもらいたいというふうな思いもありますし、彼が今後県との大きなパイプにもなっていただきたいというふうにも思っております。そういう意味におきまして、現職の県の職員を県の方をお願いして、大津町の方をお願いをしたわけでございます。そういう意味におきまして、我々としても、我々の課題事項、雇用の問題とか景気の問題とか、あるいはバイオ関連の問題という、そういう県との太いつながりを持ちたいという希望もあるし、あるいは今、県の夢実現のために蒲島知事一生懸命やっておりますけれども、その一つの新幹線及び阿蘇空港関連の問題について、大津町について大変今、大事な時期に来ているというふうに思っておりますので、そういう意味におきまして県の方からお見えいただいて、大津町の職員の見えないところとか、気づかなかった点とか、そういうものが県の方から来ていただいて指摘、あるいは判断をしていただくようなことで、県とのパイプをしっかりとつくっていただけるようなことで、今回、お願いをしたということでございます。

そしてまた、認定第2号の教育委員でございまして、おっしゃるように今までの教育委員としての実績は十分認めております。ただし議員のご指摘の点につきましての反省点等というのは十分やられておるといふふうに思います。また、教育委員会におきまして、教育長がまちづくり条例等に基づいて、この議会で反省をしておりますけれども、十分その辺のところにつきましては委員会の方にお話をしながら、しっかりと状況を報告しておるものと思っておりますので、各教育委員におきましては、十分その辺のところ反省されておるものと思っております。

○議長（大田黒英生君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 最初の契約の件ですが、設計に委託をして、そこで要するに設計業者がきちんとした設計を出しきらんだったということが一つ。それから、工事契約であれば、やはり性能はやっぱり契約金額で補償してもらわんと、これからもこういう事態は出てくるわけですね。ですから、二重設計の契約でやっぱりミスがあった。それから、工事契約で補償がなかったというミスがあるということは、これはきちんと認めて次からこういうことがないようにするためにはですね、ちゃんとそこがおかしかったということをはっきりさせといかんと思っておりますので、もう一度お尋ねをします。

それから、副町長の件ですけど、この方は副町長ですから特別職ですよ。今、来ているように、県庁の職員が町に来て一緒になって働くというわけじゃないんですよ。特別職として副町長としての権限を振るうわけですよ。全く知らなん人が。パイプが、県とのパイプがないと困るといふのは、

まさに前近代的なやり方ではなかろうかと思うんですけど、やってみらにやわからんということもあるんですけど、どうもこの特別職がこういうやり方で天下ってくるのはいかがなものかと思いません。

教育委員さんについては、討論で述べたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 総務部長首藤誠治君。

○総務部長（首藤誠治君） 荒木議員の再質疑ですけれども、設計業者さん、それから工事の業者さん等と私どもの技術さんの方も十分打合せをしながら取り組んできたものです。結果として電波が杉水地区に行き届かないということになりましたけれども、取り組みについては十分協議をしながら、懸命に取り組んだところです。技術者の育成をせいということにもなりますが、その辺については十分人材育成、または研究等も取り組みたいと思います。

それから、契約条項等ですね、委託契約、工事契約等の条件等については、また再点検をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（大田黒英生君） ほかにありませんか。坂本典光君。

○9番（坂本典光君） 先ほどから出ていますこの副町長の同意の問題について質疑いたします。

町長は先ほどからこちらの方から依頼したというふうにおっしゃっているんですけども、市町村合併で県内の市町村は激減しました。また、誕生した新市には、県の仕事の一部が移譲されました。また、熊本市は2年後に政令市に移行いたします。そこで、県から多くの仕事に移譲されます。そのことを考えますと、県の職員は多すぎるということになるんですが、その対策として県知事から受入を依頼されたのではありませんか。

それからもう1つ、先ほどから出ています退職金のことなんですが、特別職として向こう県の職員としての立場をなくしてこちらに来られたと。そうすると、特別職として当然町の条例には退職金の規程があるわけですね。そうすると、先ほど首藤部長の話によると退職金は払わないというふうなことをおっしゃったようなんですが、それは町の条例に違反しているのではないかということがまず第1点。それから、もしこれを払わんでよかったら、それは町は非常に得することになりますよね。副町長を4年間採用して、退職金を払わんでいいというんだったら、その分得しましたねということになる。しかし、私はどうも腑に落ちないのは、この方はまた最後には県の職員に戻って行かれるわけです。そして最後には、他の県の職員と同じような退職金を多分もらわれると思います。そう考えますと、この大津町にいらした間の空白の部分、県の職員から見たら、ここは、町の方が県に対して、その分を退職金分として補てんせんといかんのじゃないですか。そうでないと、大津町はこれ得てしまいますけれども。これをですね、だろうというんじゃなく、はっきりとして答えていただきたい。もしわからなかったら、ここは休憩にしてでもですね、県に確認すべきだと思うんですが。そうでないと、これは大事なことですから、間違った発言によって、間違った議決をされたら大変なことになりますから。

以上、質疑いたします。

○議長（大田黒英生君） 総務部長首藤誠治君。

○総務部長（首藤誠治君） 特別職としての扱いになりますが、先ほど言いましたように、県職員としては退職をされて大津町来られます。大津町では、特別職、副町長として任用ということになりますので、副町長の給料を支払うことになります。先ほどから申していますように、退任後、復職といたしますか、県に再び戻られる場合に退職金は支給しない。それについて、それからこちらにおられる間の通算期間については、退職負担金はですね、町の方で負担をして、その町におられる期間は県の職員の通算期間と通算とするということで、引き続きつづけて勤務期間としては通算されるということになります。復職の場合に退職金を支給しないということで取扱いをしております。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 県の知事の方等にはですね、全然人事関係については知事と話しておりませんし、村田部長と松山総務部長関連等につきましては、大津町の状況を説明しながら、大津町の方からこういう人がほしいというようなことでお願いをした経緯はありますから、県の方からはこの人を使えとか、町の方に今、県の人事職員が多いから使ってくれというようなことは一切あっておりませんし、こちらからお願いをしたところです。

○議長（大田黒英生君） 坂本典光君。

○9番（坂本典光君） 先ほど総務部長の方からですね、本人は退職金支給しない、それはわかりました。しかし今、退職負担金という言葉が出てきたんですけれども、これは町からすると似たようなものですけどですね。だから、その退職金同額と退職金の額と本来計算したら、出る退職金の額と退職金負担額というのは同額なんですか、違うんですか。その辺、どうでしょうか。調査するんだったら、休憩してもいいですよ。

○議長（大田黒英生君） 総務部長首藤誠治君。

○総務部長（首藤誠治君） 退職手当とですね、退職負担金については、金額はもちろん大幅に違うところです。私たちが勤務している中で、退職負担金等を退職手当組合の方にさせていただいておりますけれども、それについては大津町におられる期間は町が負担をしますという取り決めをしております。先ほどから言っていますように、副市町村長の派遣に関して県の方で退職手当等の取扱いについて決められております。各市町村から副市長さん、副市町村長さんに要請が多々あるものですから、県の方では取り決めをされております。副市町村長さんとして来られて、県職員としての在職期間を町におられる間は通算をするということが一つあります。それから、2点目に副市町村長さんから再び県職員に戻る場合は、退職金は支給しないということで決めております。先ほど言いましたように、退職負担金については月額副町長が59万3千円の月額ですので、その100分の20についてこちらにおられる期間のみ町が負担するということになります。

○議長（大田黒英生君） 坂本典光君。

○9番（坂本典光君） その100分の20というのは、結局4年間いらしたとしたらいくらになるんですか。

○議長（大田黒英生君） 総務部長首藤誠治君。

○総務部長（首藤誠治君） 再質疑にお答えします。59万3千円の100分の20ということで、年

間142万3千円負担ということになります。

○議長（大田黒英生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。永田和彦君。

○12番（永田和彦君） 反対の立場から、同意案件の副町長の選任について、反対の立場を表明したいと思います。

まず最初に、この方の個人の人格に対して否定するものではありません。しかしながら、その選任の方法や町長の権限ではあるわけですが、非常に問題があると思いますので反対を表明するものであります。私がこの話をお聞きしまして、メリット、デメリットいろいろ考えてみましたところ、町長の姿勢、言うならば公約、マニフェストというものを考えてみますれば、町長は1期目のときも2期目のときも言われましたが、すべて宝であると、町の宝を掘り起こす、人、物、様々なものにおいて、町民を宝と見立てて、それだけの宝たる力を発揮していただくというような人材に関しても自治体の長としてそういった形でまちづくりを進めていくということを言われました。実際、町長は大津町のまちづくり基本条例なるものもつくられました。その基本条例におきましても、重要なことが明記されております。総則の中の目的の中には、自立した地域社会の実現を図ることを目的としますということで、町民とこの町役場の町長をトップとしてする行政側、議会の役割あたりを決めております。そして、基本原則というところにおきましては、住民自治の原則なんです。住民自治の原則で、住民じゃない方ということの協力を依頼するということは一体どういうことか。まさしく、今問題になっております人に対しても地産、これは地消というのはちょっと当てはまるかどうかわかりませんが、町民の皆様方が基本的に我がまちづくりのために大津町の農産物を食べるぞ、大津町でできた本田技研工業の車を買うぞ、ほかの他工業の製品を買うぞというような愛町心と申しますか、そういった町の方々の思いというのは、このまちづくり基本条例に則ったものであり、また町長がマニフェストで訴えられた基本中の基本であると思います。町長は、リーダーシップを発揮していただいて、この役場という組織、地方自治体の中枢であります。この中の職員のこの組織の人材の能力を十分発揮させねばならないという責務があります。その中で、議会人も知らない、職員の中には、県の職員の方ですから何名か知っておられる方もおられるかもしれませんが、実際、付き合ったことはない。どれだけの能力があるかわからないという人を副町長として迎えるのであるならば、私はこの組織自体がうまく機能するのかなという部分も少し危惧があります。実際、町長が何らかの用事で海外に行かれたりとか、上京したりとかされたときには、町長の役割を地方公務員法に則って副町長があらゆることを執行されます。そういう人材を、この大津町にいないと言っているに等しいのではないかと私は思います。私は、そういった人材、ヘッドハンティングしてくるような有能な人材であるのならば、私は実働部隊の、せめて部長級まで、部長級で筆頭部長もいいかもしれません。それで十分機能すると思います。副町長は、私は適任ではないと思うんです。副町長の役割というものを考えたときに、私はどうも町長が、町長の地位さえもこんな人選をしてしまえば、危うくなりはしないかなと、

公約違反と私は思うからであります。今、退職金の問題とかも突っ込んだ意見がありました。実際に副町長にそういった方がなられたと仮定しましても、多大なる一般財源の持ち出しがそういった退職負担金ということで出ていってしまうというのは、これは免れないし、そしてまたこの副町長がですね、大津町のことを知っているのかなと思うんですよ。ここで生まれ育ったひと、言うならば土着の人間がすべきではないかなと。この大津町の様々な歴史や文化というものが体に染みついた方が適任と私は思うんです。じゃないと、前副町長の最後の退任挨拶みたいな挨拶だけは、恐らくできないでしょう。心を打つような、我が大津町民が奮い立つような挨拶はできないでしょう。実際、町長が指名をしたからには、それを罷免する、辞めさせる力も町長は有しております。実際のところ、町長の任期がもう3年を切っておりますから、この方は3年もないかもしれません。もし同意されればですね。そういった方ありますので、2年、3年を切るぐらいで力が発揮できるのかなと。あくまでもこれは仮定です、笑わないで下さい。私が町長になったならば、すぐに罷免するでしょう、そういう人は。要らない、そう思います。十分に力を発揮していただくには、期間をきちんと決めて、4年、5年と決めて、部長級になっていただく、そういった形の方が一番収まりがよかったのではないかなと思います。町長の、私はこの公約についてですね、非常に危惧しております。言ったこととすることが違う。宝は大津町にはなかった、掘り起こしても何も出てこなかったと言われていたような気さえます。ですから、まだここで同意をされたわけではありませんので、再考していただいた方が町長の地位さえも危ぶまれるのではないかなというぐらいのこれは同意案件ではないかなと私は考えます。

以上のようなことから、私はこの副町長の同意案件について、反対の立場を表明するものであります。

議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（大田黒英生君） ほかに討論はありませんか。大塚龍一郎君。

○6番（大塚龍一郎君） 同意第1号について、賛成の立場から述べさせていただきます。

特別職につきましては、これまで内需型といいますが、町幹部職員の昇格人事が通例であったかと思えます。町内には能力をお持ちの幹部職員の方々がたくさんいらっしゃる中で、あえて町長が今回副町長人事の専任のご提案を非常に高く英断されましたことを評価しております。提出されております経歴、資料を拝見いたしますと、地方自治体への執行経験があり、商工観光労働部、地域振興部での職務を担当されております。本町の農商工並進の活力あるまちづくりの施策に精通する実務経験者であり、的確な人材ではないかと判断するわけであります。現職の県職員として培われました指導力、見識が本町職員の方々に新しい意識改革が生まれ、さらなる能力開発の伸張にもつながるかと考えられます。政権交代で地方分権がどのように転換していくのかわかりませんが、地元の国会議員、県会議員の方々と協調しながら、県職員出身としてのキャリア、人脈のネットワークを駆使されまして、国・県への働きかけや情報の提供等に大きな役割を果たしてくれるものと思えます。

以上で、賛成討論といたします。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（大田黒英生君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 私は、同意第2号、大津町教育委員会委員の再任命の件につきまして、反対の立場で討論を行います。

教育委員会の制度というのは、一般人、いわゆる普通の人の非常勤の委員で構成される。以前武田教育長がおっしゃっていましたが、いわゆるレイマンコントロールが原則であると言われております。今回、再任の提案がなされている田代さん、先ほど個人的には尊敬に値する人ではありますが、教育委員として選任をされ、まして教育委員長を務められている時期に、あの中学校の敷地問題を担当をされ、それに声を上げなかった。要するに、一般人、部外者、普通の人の常識がこの人は発揮されなかったわけであります。私も説明会の際にこの方の答弁を聞きましたが、要するに行政側の言いなり、その域を超えなかった答弁でありました。ですから、本来であれば、本人が自ら再任を辞退をして、まさにレイマンコントロールを発揮されるような方に更新の道を譲るべきであると確信をいたします。もし再任をされるということであれば、こうした過去の問題についてきちんと襟を正すかどうかが大きく問われてくると思います。そういう意味から、ご本人には失礼であります。任命の同意には賛同できないということで態度を表明したいと思っております。

○議長（大田黒英生君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。議案第35号、大津町防災行政無線施設整備工事請負変更契約の締結についてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第35号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大田黒英生君） 起立多数です。したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

次に、同意第1号、大津町副町長の選任につき同意を求めることについてを採決します。この採決は起立によって行います。本件は、これに同意することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大田黒英生君） 起立多数です。したがって、同意第1号は、同意することに決定しました。

次に、同意第2号、大津町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。この採決は起立によって行います。本件は、これに同意することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大田黒英生君） 起立多数です。したがって、同意第2号は、同意することに決定しました。

これで、本日の日程は全部終了しました。以上で、会議を閉じます。

平成22年第1回大津町議会定例会を閉会します。

午後3時24分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成22年3月23日

大津町議会議長 大田 黒 英 生

大津町議会議員 府 内 隆 博

大津町議会議員 吉 永 弘 則